

静岡市地域防災計画

一般対策編
地震対策編

平成24年2月修正
静岡市防災会議

静岡市地域防災計画

(平成 24 年 2 月修正)

一般対策編

目 次

| | |
|------------------------------------|-----------|
| 第 1 章 総 論 | 1 |
| 第 1 節 目 的..... | 1 |
| 第 2 節 計画の構成..... | 1 |
| 第 3 節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱..... | 1 |
| 第 4 節 市の概況..... | 7 |
| 第 5 節 予想される災害と地域..... | 10 |
| 第 2 章 災害予防計画 | 14 |
| 第 1 節 河川の災害予防計画..... | 14 |
| 第 2 節 津波・高潮災害予防計画..... | 16 |
| 第 3 節 道路・橋りょう災害予防計画..... | 17 |
| 第 4 節 砂防・地すべり・がけ崩れ予防計画..... | 18 |
| 第 5 節 農林水産災害予防計画..... | 20 |
| 第 6 節 都市の防災構造化計画..... | 21 |
| 第 7 節 通信施設等整備計画..... | 24 |
| 第 8 節 火災予防計画..... | 25 |
| 第 9 節 防災関係施設及び設備の整備計画..... | 27 |
| 第 10 節 危険物施設保安計画..... | 29 |
| 第 11 節 防災知識の普及計画..... | 30 |
| 第 12 節 住民の避難誘導體制..... | 32 |
| 第 13 節 防災訓練計画..... | 33 |
| 第 14 節 物資及び資機材の備蓄と調達先の確保..... | 35 |
| 第 15 節 警戒避難体制整備計画..... | 35 |
| 第 16 節 自主防災組織の育成..... | 38 |
| 第 17 節 事業所等の自主的な防災活動..... | 38 |
| 第 18 節 災害時要援護者対策..... | 39 |
| 第 19 節 災害ボランティア活動の環境整備と啓発..... | 41 |
| 第 20 節 富士山の火山災害予防計画..... | 41 |
| 第 21 節 救助・救急活動に関する計画..... | 42 |
| 第 22 節 防災ヘリポートに関する計画..... | 42 |
| 第 23 節 応急仮設住宅等..... | 42 |
| 第 3 章 災害応急対策計画 | 43 |
| 第 1 節 主 旨..... | 43 |
| 第 2 節 組織計画..... | 44 |
| 第 3 節 職員の動員計画..... | 45 |
| 第 4 節 派遣要請計画..... | 46 |
| 第 5 節 予警報の受領及び伝達計画..... | 47 |
| 第 6 節 災害情報の収集及び報告計画..... | 50 |

| | | |
|--------------|--------------------|------------|
| 第 7 節 | 通信施設応急対策計画 | 54 |
| 第 8 節 | 災害広報計画 | 55 |
| 第 9 節 | 災害救助法の適用計画 | 56 |
| 第 10 節 | 避難救出計画 | 58 |
| 第 11 節 | 食料供給計画 | 63 |
| 第 12 節 | 衣料・必需品・その他の物資供給計画 | 65 |
| 第 13 節 | 給水計画 | 66 |
| 第 14 節 | 水道及び下水道対策計画 | 67 |
| 第 15 節 | 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画 | 69 |
| 第 16 節 | 医療及び助産計画 | 71 |
| 第 17 節 | 防疫計画 | 73 |
| 第 18 節 | 清掃計画 | 74 |
| 第 19 節 | 遺体の捜索及び処理埋葬計画 | 75 |
| 第 20 節 | 障害物除去計画 | 77 |
| 第 21 節 | 輸送計画 | 78 |
| 第 22 節 | 運輸施設応急対策計画 | 80 |
| 第 23 節 | 交通応急対策計画 | 80 |
| 第 24 節 | 応急教育計画 | 84 |
| 第 25 節 | 社会福祉計画 | 87 |
| 第 26 節 | 農業対策計画 | 88 |
| 第 27 節 | 消防計画 | 91 |
| 第 28 節 | 水防計画 | 93 |
| 第 29 節 | 応援協力計画 | 93 |
| 第 30 節 | 賃金職員の雇用計画 | 95 |
| 第 31 節 | 自衛隊派遣要請の要求計画 | 95 |
| 第 32 節 | 海上保安庁に対する支援要請の依頼計画 | 98 |
| 第 33 節 | 電力施設災害応急対策計画 | 99 |
| 第 34 節 | ガス施設災害応急対策計画 | 99 |
| 第 35 節 | 突発的災害に係る応急対策計画 | 99 |
| 第 36 節 | 各種災害に対する警防活動計画 | 102 |
| 第 37 節 | 災害ボランティア活動支援計画 | 104 |
| 第 38 節 | 通訳ボランティア活動支援計画 | 104 |
| 第 39 節 | 富士山の火山災害応急対策計画 | 105 |
| 第 4 章 | 災害復旧計画 | 107 |
| 第 1 節 | 公共施設の災害復旧 | 107 |
| 第 2 節 | 災害復旧に伴う財政措置 | 108 |
| 第 3 節 | 事業者等が行う災害復旧への助成 | 108 |

図表一覧

一般対策編

| 図表番号 | タイトル | ページ |
|----------|-------------------------------|-----|
| 表 2 - 1 | 雨量計設置箇所一覧表 | 27 |
| 表 2 - 2 | 危険物製造所等施設現況 | 30 |
| 図 2 - 1 | 災害対策基本法に基づく車両通行止表示 | 35 |
| 表 3 - 1 | 気象等の注意報及び警報の発表細分区域 | 48 |
| 表 3 - 2 | 津波警報及び注意報の種類 | 49 |
| 表 3 - 3 | 津波予報の内容 | 49 |
| 表 3 - 4 | 災害対策基本法等関係法令による避難の勧告、指示の実施責任者 | 59 |
| 表 3 - 5 | 医療及び助産の範囲 | 71 |
| 表 3 - 6 | 運輸機関の名称、所在地 | 80 |
| 表 3 - 7 | 交通応急対策実施機関及び担当 | 81 |
| 表 3 - 8 | 消防相互応援協定 | 92 |
| 表 3 - 9 | 自衛隊災害派遣集結候補地 | 98 |
| 表 3 - 10 | 機関の名称、所在地（電力施設） | 99 |
| 表 3 - 11 | 機関の名称、所在地（ガス施設） | 99 |
| 表 3 - 12 | 県危機管理部危機対策課 | 100 |
| 表 3 - 13 | 総務省消防庁応急対策室 | 101 |
| 表 3 - 14 | 関係機関連絡先（行政機関） | 102 |
| 表 3 - 15 | 関係機関連絡先（公共機関） | 102 |

第1章 総論

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、静岡市内における災害の予防と災害時の対策について、市及び行政区域内の防災関係機関（以下「防災関係機関」という。）の連携のもとに実施する総合的な対策の大綱を定めることにより、静岡市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

第2節 計画の構成

この計画は、市域内において過去に発生した災害の状況、措置等を基礎資料として、次の各編から構成する。

1 一般対策編

風水害、大火災、大爆発及び大事故等による災害対策について定める。

2 地震対策編

東海地震対策（東海地震以外の地震の災害対策を含む。）について定める。

3 資料編

本編に付属する各種資料を掲載する。

第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 静岡市防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災に関する訓練の実施
- (4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検
- (5) 防災に関する施設の新設、改良及び復旧
- (6) 消防、水防その他の応急措置
- (7) 警戒避難体制の整備
- (8) 警報の発令、伝達及び避難の勧告又は指示
- (9) 情報の収集、伝達及び被害調査
- (10) 被災者の救難、救助その他保護
- (11) 被害を受けた児童・生徒の応急教育
- (12) 清掃、防疫その他保健衛生
- (13) 緊急輸送の確保

- (14) 災害復旧の実施
- (15) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置

2 静岡県

- (1) 静岡県地域防災計画に掲げられている所掌事務
- (2) 市町及び防災関係機関の災害事務及び業務実施についての総合調整

3 静岡県警察（静岡中央警察署、静岡南警察署、清水警察署）

- (1) 災害時における住民の避難誘導及び救助
- (2) 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持

4 自衛隊（陸上自衛隊東部方面隊第1師団第34普通科連隊）

- (1) 災害時における人命又は財産保護のための救援活動
- (2) 災害時における応急復旧活動

5 指定地方行政機関

- (1) 総務省東海総合通信局
 - ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
 - イ 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
 - ウ 災害地域における電気通信施設の被害状況調査
 - エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与
 - オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること。
 - カ 非常通信協議会の運営に関すること。
- (2) 財務省東海財務局（静岡財務事務所）
 - 災害時における財政金融対策並びに関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 農林水産省関東農政局静岡地域センター
 - 食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
- (4) 厚生労働省静岡労働局（静岡労働基準監督署・清水労働基準監督署）
 - ア 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導
 - イ 事業場等の被災状況の把握
 - ウ 操業再開時における労働災害防止のための監督指導
 - エ 災害復旧工事等における労働災害防止のための監督指導
- (5) 国土交通省中部地方整備局（静岡河川事務所、富士砂防事務所、静岡国道事務所、清水港湾事務所）、国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所）
 - ア 災害予防
 - (ア) 所管施設の耐震性の確保
 - (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実
 - (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
 - イ 初動対応
 - (ア) 所管施設の緊急点検の実施

- (イ) 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。
- (ウ) 土砂災害防止法に基づく緊急調査、土砂災害緊急情報の提供
- ウ 応急・復旧
 - (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
 - (ウ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置
 - (エ) 自治体の要請による災害対策用建設機械等の派遣
- (6) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）
 - ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
 - イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための船舶調達のあっせん、特定航路への就航勧奨
 - ウ 港湾荷役が円滑に行われるために必要な指導
 - エ 緊急海上輸送の要請に対して速やかに対応するための船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役体制の確保
 - オ 特に必要があると認めるときの船舶運航事業者もしくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令の発令
 - カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督
 - キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督
 - ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導
 - ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応するための関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備
 - コ 特に必要があると認めるときの自動車運送事業者に対する輸送命令の発令
 - サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のための緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣
- (7) 東京管区气象台（静岡地方气象台）
 - ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。
 - イ 気象、地象（地震にあっては、地震動に限る）、水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。
 - ウ 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。
 - エ 市町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。
 - オ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、静岡県や市町に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。
 - カ 静岡県や市町、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。
- (8) 第三管区海上保安本部（清水海上保安部）
 - ア 災害予防

- (ア) 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施
- (イ) 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発
- (ウ) 港湾の状況等の調査研究

イ 災害応急対策

- (ア) 船艇、航空機等による警報等の伝達
- (イ) 船艇、航空機等を活用した情報収集
- (ウ) 活動体制の確立
- (エ) 船艇、航空機等による海難救助等
- (オ) 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送
- (カ) 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与
- (キ) 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
- (ク) 排出油等の防除等
- (ケ) 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保
- (コ) 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への撤去及び入域の制限又は禁止の指示
- (サ) 海上における治安の維持
- (シ) 危険物等積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置
- (ス) 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置

ウ 災害復旧・復興対策

災害復旧・復興に係る工事に関する海上交通安全の確保

6 指定公共機関

(1) 郵便事業株式会社（静岡南支店）

- ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- エ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分

(2) 郵便局株式会社（東海支社）

災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。

(3) 日本赤十字社静岡県支部

- ア 災害時における医療助産その他救助の実施
- イ 災害時の血液製剤の供給
- ウ 救援物資の備蓄及び供給
- エ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
- オ 義援金の募集及び配分

(4) 日本放送協会（静岡放送局）

- ア 気象予警報、災害情報その他の災害放送
- イ ニュースの取材

- ウ 受信設備の復旧
- エ 受信相談等の実施
- (5) 中日本高速道路株式会社（東京支社静岡保全・サービスセンター）
 - ア 管轄する道路の建設及び維持管理
 - イ 災害時の輸送路の確保
- (6) 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社
 - ア 鉄道防災施設の整備
 - イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
 - ウ 災害時の応急輸送対策
 - エ 被災施設の調査及び復旧
- (7) 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社（静岡支店）
 - ア 公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策
 - イ 公衆電気通信の特別取扱い
 - ウ 気象警報の伝達（西日本電信電話株式会社静岡支店）
- (8) 日本通運株式会社（静岡中央支店）
 - ア 災害対策に必要な物資の輸送確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
- (9) 中部電力株式会社（静岡営業所・清水営業所）
 - ア 電力供給施設の防災対策
 - イ 災害時における電力供給の確保
 - ウ 被災施設の調査及び復旧
- (10) KDD I 株式会社（静岡支店）
 - 重要な通信を確保するために必要な措置の実施

7 指定地方公共機関

- (1) 土地改良区（静岡市内土地改良区）
 - ア 土地改良施設の防災計画
 - イ 農地たん水の防排除活動
 - ウ 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
- (2) 静岡瓦斯株式会社（静岡支社、富士支社）
 - ア ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策
 - イ 被災施設の調査及び復旧
- (3) 社団法人静岡県エルピーガス協会（中部支部）
 - ア 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報
 - イ 協会加盟事務所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施
 - ウ 警戒宣言発令時及び災害時における防災広報並びに協会加盟事務所の施設の点検等災害防止措置の実施
 - エ 燃料の確保に関する協力
 - オ 協会加盟事務所に対する被害状況調査及び応急復旧の実施
- (4) 静岡鉄道株式会社
 - ア 鉄道、軌道施設の整備

- イ 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保
- ウ 災害時の応急輸送対策
- エ 被災施設の調査及び復旧
- (5) 社団法人静岡県トラック協会、社団法人静岡県バス協会、商業組合静岡県タクシー協会
 - ア 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
- (6) 民間放送機関（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、株式会社ドリームウェブ静岡、静岡エフエム放送株式会社、株式会社シティエフエム静岡、株式会社エフエムしみず）
 - 気象予警報、災害情報その他の災害広報
- (7) 社団法人静岡県医師会（社団法人静岡市静岡医師会、社団法人静岡市清水医師会、社団法人庵原郡医師会）、社団法人静岡県歯科医師会（社団法人静岡歯科医師会、社団法人静岡市清水区歯科医師会）、社団法人静岡県看護協会（社団法人静岡県看護協会静岡地区支部）、社団法人静岡県病院協会、社団法人静岡県薬剤師会（社団法人静岡市薬剤師会、清水薬剤師会）
 - ア 検案（社団法人静岡県看護協会（社団法人静岡県看護協会静岡地区支部）、社団法人静岡県薬剤師会（社団法人静岡市薬剤師会、清水薬剤師会）を除く。）
 - イ 医療救護施設等における医療救護活動の実施
- (8) 社団法人静岡県警備業協会
 - 災害時の道路、交差点等での交通整理支援

8 公共的団体

- (1) 静岡市消防団
 - ア 情報収集
 - イ 初期消火
 - ウ 応急救護
 - エ 避難誘導
 - オ その他保有資機材を活用した災害応急対策の実施
- (2) 静岡市水防団
 - ア 情報収集（堤防等の要水防箇所の監視、報告）
 - イ 水防工法の実施
 - ウ 応急救護
 - エ 避難誘導
 - オ その他保有資機材を活用した災害応急対策の実施
- (3) 自主防災組織
 - ア 地域住民に対する防災意識の普及
 - イ 防災資機材の備蓄
 - ウ 防災訓練の実施
 - エ 災害時の避難行動、救出救護活動等に対する計画の策定
 - オ 地域の被害拡大の防止、各種情報の伝達及び避難生活の維持
 - カ 市が行う防災活動及び災害復旧活動についての協力
- (4) 静岡市内の産業経済団体（静岡市農業協同組合、清水農業協同組合、するが路農業協同

組合、静岡市森林組合、井川森林組合、清水森林組合、清水漁業協同組合、由比港漁業協同組合、生活協同組合、静岡商工会議所等)

ア 組合員、会員となっている事業所の被害調査の実施

イ 災害時における応急対策の指導

ウ 災害時における災害応急措置

エ 市その他防災関係機関の防災活動についての協力

(5) 社会福祉関係施設（静岡市内の社会福祉関係施設）

災害時要援護者の受入等、救護及び保護対策についての協力

◇ 災害時要援護者等避難施設一覧表 （資料編4-4）

(6) 災害時における相互応援協定又は協力協定の締結団体（静岡市と協定を締結した事業者及び団体）

協定内容に基づく事務及び業務の遂行

◇ 民間事業者との協力協定一覧 （資料編5-7）

◇ 他都市との相互応援協定一覧 （資料編5-8）

(7) 社会福祉法人静岡市社会福祉協議会

ア 災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーターの養成

イ 災害ボランティア本部等立ち上げ及び運営訓練の実施

ウ 災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーター、市等との調整

9 防災上重要な施設の管理者

ア 所管施設に係る災害予防体制の整備

イ 防災に関する保安措置、応急措置の実施

ウ 災害時における災害応急措置

エ 市その他防災関係機関の防災活動についての協力

10 市民

(1) 災害に対する知識の向上、家庭内における話し合い

(2) 災害時の避難場所の確認

(3) 必要に応じた生活必需品の備蓄

(4) 自主防災組織への参加

第4節 市の概況

1 自然的条件

(1) 地勢

静岡市は南に駿河湾、北に南アルプスの3,000m級高峰（間ノ岳3,189m、塩見岳3,047m、赤石岳3,120m等）を擁し、首都圏と中京圏との中間、県のほぼ中央に位置し、北は長野県・山梨県に接し、東は富士市・富士宮市、西は焼津市・藤枝市・島田市・榛原郡川根本町に接している。

市域は、東西50.62km、南北83.10kmで、総面積1,411.82km²のうち、約76%が森林で占められている。市域の大部分は山間地であり、北部を南流する大井川の上流部、市域の中央

部を南流する安倍川（流域面積567km²、流路延長約51km、平均勾配約4.0%）及びその支流（中河内川、藁科川等）、長尾川を含む巴川（流域面積105km²、流路延長約18km、平均勾配約0.3%）、蒲原地区の東側には沖積低地等の平坦地は僅かしかない。市域の総面積から森林面積を差し引いた可住地面積は330.64km²（約23%）である。

豊かな自然環境に恵まれており、静岡地方気象台によれば気候は温暖で、年平均気温は平野部で16.5℃、日照時間は2099.0時間となっている。日照時間の割に雨量が比較的多いが、雪は少なく穏やかな気候を特徴としている。

（2） 地形、地質

市域の大部分は、西南日本の外帯（太平洋側）に属する中生代白亜紀（約1億3千5百万年前）～新生代第三紀（約6千5百万年前）の堆積岩地帯（一部に火成岩を含む。）にあり、市域の一部はフォッサマグナ（大地溝帯）に属している。両者の境界は新潟県糸魚川市～長野県松本市～山梨県韮崎市～静岡市羽高を通る大規模断層である「糸魚川－静岡構造線（糸静線）」であり、糸魚川市～韮崎市付近までは今後も活動するおそれがある活断層であるが、韮崎市以南は活断層と認定されていない。

市域に分布する地層を形成年代の古い順に示すと、

- ア 最北部山地を構成する白根層群（白亜紀後期の砂岩・泥岩互層、石灰岩、チャート、緑色岩）
- イ 畑薙周辺山地を構成する寸又川層群（白亜紀後期の砂岩・泥岩互層）
- ウ 井川周辺山地を構成する犬居層群（白亜紀末～古第三紀初期の砂岩・泥岩互層）
- エ 藁科川上流域山地を構成する三倉層群（古第三紀中期～新第三紀前期の塊状砂岩、黒色泥岩、砂岩・泥岩互層）
- オ 安倍川上・中流域～藁科川中・下流域山地を構成する瀬戸川層群（古第三紀中期～新第三紀前期の砂岩・泥岩互層、砂岩、泥岩、石灰岩、チャート、緑色凝灰岩）
- カ 十枚山～真富士山～竜爪山～賤機山を経て高草山～大崩海岸を構成する竜爪－高草山火山岩類（新第三紀前期の流紋岩、アルカリ玄武岩等）

これらの諸層群のうち、竜爪山脈を構成する火山岩類は緻密・堅硬なために風化・浸食されにくい。その結果、竜爪山脈は安倍川水系の東方への拡大を阻む障壁となり、安倍川系砂礫の東方への運搬・堆積を妨げ、巴川低地、大谷川低地等の軟弱地盤を生み出した。

これらの諸層群で構成される山地の南（市域中央南端）には、主として第四紀前期（更新世（約165万年前～1万年前））の浅海性泥層及び安倍川系礫層で構成された有度丘陵（根古屋層、久能山礫層、草薙泥層、小鹿礫層、国吉田礫層）があり、安倍川下流域に広がる静岡平野の主要部は第四紀後期（完新世（約1万年前～現代））の安倍川系礫層を主とする良質地盤であるが、周辺部にあたる大谷低地、巴川低地等は軟弱な第四紀後期（完新世）の砂泥層が卓越した不良地盤（層厚約30m）となっており、防災対策の上から特段の配慮が必要である。

静岡・清水両平野の周縁部は、西からほぼ南北方向に帯状に配列する新第三系の竜爪アルカリ火山岩類、静岡層群、和田島層群、清見寺層群等からなる中起伏山地によって構成され、一方、洪積世の厚い砂礫層からなる有度山の丘陵が海側に孤立して、静岡平野、清水平野に二分している。

静岡平野の平坦部は、主として安倍川起源の砂礫層が厚く堆積し、安倍川扇状地と呼ばれている。一方、清水平野は巴川流域の低地、港湾周辺部の砂～砂礫質低地及び興津川流域の平野の三つに区分され、市域内の巴川低地は海拔5m以下、平均勾配約0.3%の低湿地

が主で、表層部は有機質泥層からなっている。

清水港西岸には2～10mの沿岸砂州・砂丘が形成され、西久保嶺付近には狭い台地、丘陵地が散在する。また、清水港を抱く三保砂礫洲は、典型的な分岐砂礫洲となっている。袖師から興津にいたる沿岸低地は海拔約5m程度の砂礫洲からなっており、興津川に沿う平地は全体として砂礫質な地層から形成されている。

(3) 気候

本市は、南東側が駿河湾に面し太平洋に続いているため、黒潮の影響で暖かい海からの風（主に南よりの風）が入りやすい。また、冬を中心に吹く北西の季節風は、中央アルプス等の中部山岳に遮られて風が弱まり晴れる日が多い。このため、平野部は全国的にみても大変温暖な気候である。一方、北部の山間部は標高も高く冬季には積雪もある寒冷な気候である。

本市の気候は、平年値でみると平均気温は平野部（静岡地方气象台）が16.5℃で、山間部（井川）が11.4℃となっており、平野部は同緯度の広島市・岡山市に比べても高く、おおむね松山市、佐賀市地域の暖かさである。また、山間部は東北の大船渡市、石巻市地域の気温である。

風は、静岡地方气象台によれば、平野部で年平均風速が2.2m/sとなっており、年間を通じて大きな変化はない。日中は南よりや西よりの風が多く、夜間や雨の日は北東の風が多い。風速は県内の浜松や御前崎など遠州灘沿いの地域に比べて約1～3m/s弱く、一般に風速1m/sで体感的に1℃程度違うといわれており、このことから静岡市平野部の温暖さがわかる。また、この地域の強風は、台風や日本海を通過する低気圧による南西風が多い。最近10年間では、最大風速は2011年9月21日に17.1m/sを観測したものが最も強く、これは台風に吹き込む南西の風であった。また、最大瞬間風速は2004年12月5日の32.7m/sがもっとも強く、これは日本海低気圧に吹き込む西南西の風であった。

降水量は、静岡地方气象台によれば、平野部で年間2,300mm程度であり、晩春から初秋にかけて多く、冬季は少ない。最近温暖化の影響もあり大雨と少雨が顕著に現れる傾向にあり、1998年は年間降水量が3,399mmと日本有数の多雨地帯並の降水量を記録した。山間部では井川や梅ヶ島など年間降水量が3,000mm前後で、全国的にみても雨の多い地域といえる。平野部と山間部の降り方は異なることが多く、2000年9月11～12日の台風14号と秋雨前線の影響による降雨では、ほぼ一日で山間部では500～600mm、平野部では150mm程度であった。

また、近年は局所的な集中豪雨により「都市型水害」が全国各地で発生しており、静岡市街地においても平成15年7月3～4日には時間雨量113mm（観測史上最高）、日雨量237.5mmを記録し、平成16年6月30日には時間雨量87.5mm、日雨量368mm（観測史上最高）を記録し、広い範囲で浸水被害が発生した。

雪は、平野部では年に一、二度舞う程度であるが、山間部では時に積もることがあり、10～20cm程度の積雪を記録する年もある。

2 社会的条件

(1) 人口

本市の人口は、平成23年12月末の住民基本台帳及び外国人登録によると、723,749人、299,832世帯である。

(2) 建物

平成22年1月1日現在の本市の建物棟数は、課税家屋総数は約35万棟（固定資産課税台帳登録数）で、この内およそ7割が木造家屋となっている。特に木造家屋の密集している地域は、横内、新通、安西、西豊田、中田及び田町地区などである。これら木造家屋の密集地域には、工場、事業所などが混在している箇所も多くあり、災害の危険性を助長している。

現在、本市には、デパート、映画館、旅館、遊技場等の不特定多数の人々が利用する施設は、大小合わせて約5,411か所（平成22年3月31日現在）あり、特に市の中心繁華街に集中している。また、高さ11階以上の高層建物は101棟（平成22年4月）あり、この高層建物の大部分は、市の中心部に集中している。

このような都市空間の高度利用を目的として、高層建築の発展とともに、地下の利用も促進され、いわゆる地下街といわれる街形態を形成している。地下街は毎日多数の人々が通路として利用し、又はショッピングに、飲食にと多様な目的をもって流入し、新たな都市型の危険要因を生み出している。

(3) 道路

本市内の道路は、平成22年11月現在で高速自動車道1路線約38km、一般国道5路線約135km、県道35路線約414km、市道10,198路線約2,829km、総延長約3,416kmとなっている。

市内で交通量の多い道路は、国道1号（静岡駅前付近で約44,000台/日、清水駅前付近で約26,000台/日）、国道150号（南安倍川橋付近で約50,000台/日、清水区村松付近で約32,000台/日）、東名高速道路（富士～清水間で約72,000台/日、清水～静岡間で約73,000台/日）である。

(4) 橋りょう

本市域の道路にかけられている橋りょうは、平成22年11月現在で約2,650橋である。

(5) 鉄道

本市内を通る鉄道は、東海道新幹線、東海道本線（JR）及び私鉄の静岡鉄道である。県都である本市は、行政及び商業の中心として重要な位置を占めており、鉄道利用者の1日平均の乗客数は、JR並びに私鉄を合わせて約13万人である。

第5節 予想される災害と地域

1 災害の種類

この計画において、災害とは暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の異常な自然現象によるものと、大規模な火災、爆発等の人為的原因により生ずる大規模被害をいう。

2 想定される災害の基準

災害の想定にあたっては、静岡市の気象、地形・地質、地理的条件、社会環境等を考慮し、過去に発生した災害を基準として想定する。

◇ 過去に静岡県に被害を与えた大地震分布図（資料編8-2）

◇ 過去に静岡地域に被害を与えた地震（資料編8-3）

(1) 台風

昭和33年(1958年)9月に来襲した狩野川台風級の大型台風が御前崎付近から上陸し、静岡市を横断した場合を想定する。

(2) 集中豪雨

昭和49年(1974年)7月7日から8日にかけての台風8号及び梅雨前線による大雨程度の降雨があった場合を想定する。

(3) 火災

昭和15年(1945年)1月の静岡大火と同規模の火災が発生した場合を想定する。

(4) 地震・津波

安政元年(1854年)12月に発生した安政の大地震程度(震源域駿河湾～遠州灘、M8、震度6以上)があった場合を想定する。

駿河湾から遠州灘にかけての海域に海洋プレート(フィリピン海プレート)と大陸プレート(ユーラシアプレート)の境界を成す駿河トラフや南海トラフが存在し、海溝型の巨大地震とそれに伴う津波が繰り返し発生してきた。その発生の切迫性が指摘されている東海地震の震源域では、100年から150年間隔で巨大地震が繰り返し発生しているが、1854年の安政東海地震発生後、150年以上の間大地震が発生しておらず、地震活動の空白域を構成している。海溝型の巨大地震においては、このほか東南海・南海地震へも注意を払う必要がある。

内陸では、糸魚川－静岡構造線や中央構造線などの大きな地質構造線が存在し、本市周辺には富士川河口断層帯や伊豆半島の丹那断層等の活断層があり、また内陸直下型として、昭和10年(1935年)の静岡強震(M6.4)による被害も発生しており、静岡県中部を震源として発生する地震へも注意を払う必要がある。

近年に大被害を発生させた地震としては、昭和19年(1944年)の東南海地震(M7.9)がある。最近では、平成21年(2009年)8月に駿河湾を震源とするM6.5の地震が発生し、市内各区において震度5強の揺れを観測、平成23年(2011年)3月には東北地方太平洋沖地震(M9.0)や静岡県東部を震源とする地震(M6.4)が発生し市内各所において震度4の揺れを観測した。東北地方太平洋沖地震では、市内沿岸部において大津波警報が発表され、清水港において最大93cmの津波を観測した。幸い市内では大きな被害はなかったが、東北地方沿岸部では、津波による甚大な被害が発生した。市内でも、交通渋滞や日用品の買い占めによる品物不足など市民生活に影響が出た。

津波については、本市の用宗から由比までの海岸線で浸水被害が想定されている。予想される東海地震では、市内の最大波高は7.2mであり人的被害及び建物被害も想定されている。このほか、神奈川県西部を震源域とする地震や国内で発生した地震をはじめ、南北アメリカ大陸沿岸などの環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。遠地津波は、地震の揺れを感じることなく襲来することや継続時間が長いことから、早期に津波関連情報を取得し避難体制や防災体制を確立し、津波警報等が解除されるまで避難を継続することが重要である。

(5) 火山噴火による降灰

ア 火山現象と影響予測範囲

(ア) 噴火の危険性が特に切迫しているわけではないが、本市で予想される火山現象は降灰である。

(イ) 対象となる降灰の影響予測範囲は、国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書(平成16年6月)で示された影響予測範囲とし、その影響予測範囲を富士山火山ハザードマップとして資料編9-7に示す。

なお、降灰の影響予測範囲は、噴火した場合に影響予測範囲全体に影響が及ぶも

のではなく、実際の影響範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位地、噴火規模、噴火の季節など様々な条件によって変化する。

イ 予想される火山現象による降灰とその危険性

国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書で示された「降灰とその危険性」は、次のとおりである。

(ア) 細かく砕けたマグマが空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象である。

(イ) 火口の近くでは厚く積もり、遠くに行くにしたがって徐々に薄くなる。

(ウ) ただちに生命に危険が及ぶことはないが、火山灰を吸い込むと、呼吸器系の疾患にかかりやすくなるなどの健康被害のおそれがある。

(エ) 堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空などの交通機関に影響を及ぼすことが考えられ、降灰の状況によっては、その影響は、かなり広い範囲に及ぶ可能性もある。

(6) その他

下記内容により甚大な被害が生じた場合を想定する。

ア 水害

安倍川は急流河川であり、ほぼ直線的に駿河湾に注いでいる。また、流域の地質は弱い弱で大谷崩れをはじめ多数の崩壊地からの供給土砂の流出が著しく、河床の不安定な河川であるため河岸の決壊等が予想される。近年、下流部の河床が上昇し、対策として堤防の強化等が進められている。また、河口部で合流する支川の丸子川流域では、下川原地区など低平地で内水氾濫による被害が発生している。そのほか、地下空間に洪水が流入する災害が発生しており、大雨及び洪水に対する危険性の事前周知、啓発、情報伝達等を構築する必要がある。

巴川は、河道の主要区間の沿川が低平地である地形的特徴から排水不良であるとともに、近年、流域の都市化の進展に伴う洪水流出量の増大などにより、浸水被害が頻繁に発生している。

イ 高潮、高波

用宗から蒲原までの全海岸線にわたって、台風、低気圧による高潮、高波による災害が予想される。季節的には8月から9月下旬にかけて台風の影響による高潮、高波が発生することがあり、11月下旬から3月にかけて海上を吹走する西風のため、高波が発生することがある。

ウ 地すべり、山崩れ等

山間地等の地域全体が地質弱い弱であるため、山地及び斜面において大雨又は地震による地すべり、山崩れ等が起こりやすく、道路途絶等の被害が予想される。

エ 火災、爆発

石油コンビナート等特別防災区域に指定されている清水区には石油貯蔵タンク等危険物施設、高圧ガス施設等が集中しており、防災対策について十分な配慮が必要である。

また、一般火災について、本市の冬季は比較的乾燥しやすく、強風地域でもあるため、一度火災が発生すると、大火災の可能性も含んでおり十分な警戒が必要である。

近年、大規模小売店舗、ホテル、雑居ビル等の不特定多数の人々が滞留する建築物が増加し同時にそれらの建築物の高層化並びに大規模化が進んだため、これらの施設で火災が発生した場合には、消火の困難性とあいまって多数の人命が損なわれる危険性が高

まっている。また、都市ガスやLPガス等による大規模な爆発事故も発生している。

オ 原子力発電所の事故

静岡県内には、浜岡原子力発電所があり、本市においてはこの発電所から半径50kmの範囲に市域の約半分が入っており、万一の事故による放射性物質の大量流出は市内にも影響を与えることが予想される。

カ 事故

東海道の中央に位置し、交通量も多いことから東名高速道路、東海道本線及び新幹線の事故への十分な配慮が必要である。特にトンネル内における事故は大きな災害に結びつきやすい。

南アルプス等の山岳は気象変化が激しいので航空機事故に対しても注意を要する。

本市の沖合海上は、県内の港に出入りする船舶並びに東西に往来する船舶が多いので、衝突又は座しょうによる遭難、火災、油流出等の災害が予想される。

第2章 災害予防計画

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。

第1節 河川の災害予防計画〔建設局, 上下水道局(下水道部)〕

1 治水事業

市域には安倍川・藁科川・巴川・興津川・庵原川をはじめ、大小多数の河川を擁している。

安倍川、藁科川は全国屈指の急流であるが、市街地を流れる中小河川は緩流となっており、複雑な治水対策が要求される。

これらの河川については、各所管の河川整備計画をはじめ静岡市雨水総合排水計画等により改修事業が進められているが、上流地域における森林の伐採、採石あるいは流域一帯の開発が著しいことなどにより、流況、流路及び河床の状況が大きく変化しつつあることから、実態の把握に努めるとともに、災害予防のために流路、護岸、えん堤、調整池及びその他諸施設の積極的な整備促進を図る。

(1) 一、二級河川整備の促進

国、県、市において、各所管の河川整備計画に基づき、改修事業が進められているが、近年の著しい地域開発等による流域及び河川の状況を把握し、災害防止施設整備の促進を図る。

(2) 中小河川整備の推進

市街地の外縁的な伸展に伴い、雨水流出量の増加により相対的に浸水・溢水被害の増大が予測されるため、市街地周辺の中小河川について河道整備、局部改良工事及び調整池等の整備を環境に配慮しながら推進し浸水被害の軽減を図る。

(3) 内水排除対策の推進

計画降雨に対する雨水はさることながら、洪水に比べ頻繁に発生する内水による浸水の排除を目的に、主に市街地の雨水渠及びポンプ施設等の整備を進めることで浸水被害の軽減を図る。

(4) 雨水流出抑制の設置又は普及

土地利用事業については、雨水流出調整指導をするほか、市内の広範囲にわたり雨水貯留及び浸透施設の設置又は普及を図り、治水安全度向上に努めるものとする。

(5) 遊水機能の保全及び確保

各所管の整備計画に基づく遊水地の整備促進を図るとともに、存地する農地及び既存の遊水施設の保全に努め、浸水被害の軽減を図る。

2 事業計画

(1) 巴川水系河川整備計画・巴川流域水害対策計画

巴川流域の浸水被害を軽減するため、巴川の改修、多目的遊水地の築造、大谷川放水路の整備その他流域対策事業を促進する。

巴川流域の洪水被害軽減のため、昭和54年より総合治水対策事業を導入し、平成16年度に時間雨量58mmに対応する整備が概成したが、流域の更なる治水安全度の向上を図るた

め、時間雨量69mmに対応する流域整備計画を推進する。

(2) 静岡市雨水総合排水計画

都市計画区域内の河川法河川、公共下水道、都市下水路、法定外の水路（普通河川）及び道路側溝等について、将来の都市像を見据えた根幹となる排水の基本計画に基づいて実施計画を作成し、浸水被害の軽減に努める。

(3) 静岡市浸水対策推進プラン

近年、市街化の伸展による流量の増加に加え、局所的な集中豪雨により、河川や下水道の未整備の地区だけでなく、整備が進んでいる地区でも浸水被害が発生する状況を踏まえて策定した「静岡市浸水対策推進プラン」に基づいた対策を着実に進め、浸水被害の軽減に努める。

3 浸水想定区域の周知及び監視体制の整備

(1) 浸水想定区域の指定と周知

現在、浸水想定には「洪水」によるものと「内水」がある。「洪水」は河川氾濫（はんらん：堤防が破堤し河川から流れ出ること）により被害を受けるもので「内水」は排水計画を上回る降雨や放流先河川水位などの影響により道路冠水及び床上床下浸水が生じるものである。これら各々の要因から浸水を想定し区域の指定と周知を行う。なお、指定は各管理者が行う。

洪水と内水による浸水対策には、行政が行う公助としてのハード対策の強化を進める一方、住民自らが災害対応する自助を促進することで被害の最小化を図ることが挙げられ、その方法の一つとしてハザードマップがある。ハザードマップによる情報発信は、住民視点で分かりやすくすることで平常時から住民自身の自助及び防災の意識向上を目指すものである。

静岡市のハザードマップは、国、県が公表している洪水における浸水想定区域図に基づいて作成した「洪水ハザードマップ」と内水における浸水想定区域図を基に作成を進めている「内水ハザードマップ」がある。

「洪水ハザードマップ」では、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、それらに必要な事項並びに浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。以下同じ）又は主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地並びにこれらの施設への洪水予報等の伝達方法を記載している。

また、水防法第15条第3項に基づき、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、当該地下街等の利用者の避難確保計画を定めるものとし、これを公表する。

市長は、地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等及び主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置に講ずるものとする。

◇ 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある地下街・高齢者等の災害時要援護

者施設一覧（資料編4-5）

◇ 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある地下街施設への洪水予報等の伝達系統図（資料編4-6）

「内水ハザードマップ」は、洪水よりも発生頻度が高い内水による浸水に関する情報を提供するもので、内水による浸水の影響は、市民生活及び企業活動にも密接な係わりをもっており、社会経済的な影響も大きい。そこで、緊急かつ効率的に浸水被害を軽減するためには、住民の自助及び共助を効果的に推進し浸水被害の軽減を図る必要がある。

(2) 監視体制の整備

災害の発生に際し、人命・身体・財産に著しい被害を生ずるおそれのある地域を事前に想定し、集中豪雨が発生又は河川水位が上昇したときは、浸水想定区域内住民への警報等の伝達及び巡視警戒が迅速に行える監視体制を構築する。

なお、河川等の水防上警戒を必要とする箇所及び災害予防における通信連絡、非常配備、水防信号等の必要な事項については、別に定める「静岡市水防計画書」によるものとする。

4 工作物の防災管理

防災上重要な工作物の管理者は、平常時から点検・整備を十分にし、被害を拡大するような破損箇所については修理を行い、また、危険発生の場合の水防体制及び通信連絡の方法等についてあらかじめ検討するものとする。

第2節 津波・高潮災害予防計画〔総務局（危機管理部）、経済局（農林水産部）、建設局、消防局〕

1 目的

津波・高潮による災害の未然防止と軽減のため、国・県と協力し港湾、護岸・防潮堤等を整備するとともに、危険区域の実態を把握し、予防措置を講じるよう検討し、監視警戒体制を確立するための計画を定め、被害防止に努める。

2 海岸保全

海岸管理者は、海岸地域を津波・高潮から防護するために海岸保全施設を整備促進し、被害防止に努める。

3 港湾・漁港保全

港湾・漁港管理者は、波除堤、係留杭等の施設を点検し、必要な整備を行うとともに、水路の確保、係留の安全性等を随時点検し、利用に対し必要な指示又は指導を行い、発災後の港湾・漁港の障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について、建設業者等との協定の締結に努める。

また、港湾、漁港及び河川等に係留する船舶・漁船の所有者及び管理者は、津波・高潮による船舶の流出防止に努める。

4 貯木場

貯木場を利用する業者等は、津波・高潮の発生に際し、木材の流出による危害を防止するため、次の対策を講ずるものとする。

(1) 水面貯木場

- ア 係留は、常に強靱なロープを用い、係留杭又は係留施設へ強固に結索すること。
- イ いかだを構成する連結索等は強靱なものを用い、いかだの解体を防止すること。
- ウ 作業台等の流出防止を図ること。
- エ 沈木、未係留木材等をなくすため、点検を行うとともに必要な措置を講ずること。
- オ 十分な水路の確保に努めること。
- カ 係留索その他応急対策上必要な資機材を備えること。
- キ 流出木材の回収体制を確立すること。

(2) 陸上貯木場

- ア 積み方の改善等、防災上十分な検討を行い、有効な対策の実施に努める。
- イ 応急対策上、必要な資機材を備えること。
- ウ 貯木場内の整理整頓に努め、応急対策上必要な通路の確保に努めること。

5 監視体制の確立

津波警報等を受信した場合は、高所監視カメラ等により潮位・波高を監視する。

また、地震による津波注意報及び津波警報が発表されたときに備えて、海面状態の監視体制の確立する。

6 津波避難施設等の整備

市は、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震での津波災害を受け、静岡県第4次被害想定が示されるまでの間、津波危険予想地域とその周辺の地域を含めた「津波対策区域」を設定し、津波避難対策を講じるよう努める。

津波災害による人的被害を最小限に止めるため、津波対策区域内に居住する者、観光客等が緊急的に避難できる堅牢な建物等を津波避難ビルとして指定するほか、必要に応じ津波避難施設や津波避難に関する看板等の設置、既存施設の機能維持を目的とした構造物の補修、ハザードマップ等の整備を実施する。指定または整備した施設には、標識を設置するとともに平常時よりハザードマップ等により地域住民への周知徹底を図る。

- ◇ 津波避難ビル一覧表 (資料編4-8)
- ◇ 津波避難ビル標識 (資料編4-9)

7 海岸陸閘・水門施設の整備

津波・高潮対策として、静岡県が港湾区域内に整備を進めている海岸陸閘（防潮扉）・水門について、施設の整備促進を要請するとともに、海岸陸閘（防潮堤）の津波警報発表時における緊急閉鎖、平常時の施設管理等の実施体制について調整を行う。

第3節 道路・橋りょう災害予防計画〔建設局〕

交通危険箇所の解消を図るため災害防除事業を実施するとともに、道路パトロールを強化し、災害の

未然防止に努める。なお、災害が発生した場合は、早急に交通路確保のため応急措置を実施する。

また、土質等の調査結果、交通量の変化、道路敷外からの落石に対する処置、地形の変化等を勘案し、通行危険箇所の解消を図っていく。

なお、道路管理者は、発災後の応急復旧に必要な資材の備蓄に努めるとともに、道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

第4節 砂防・地すべり・がけ崩れ予防計画〔建設局, 総務局（危機管理部）〕

本市の地勢、地質、地盤、市街地の実態等を十分調査し、がけ崩れ等の危険が予想される箇所を把握するとともに、市民に公表し、避難体制づくり、土地所有者等に対する保安措置の指導、危険地域に存する家屋の移転奨励、崩壊防止工事の実施等、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、適切な予防措置に努めるものとする。

1 砂防事業等

市域の多くを占める山間部は、その大部分がぜい弱で急峻な構造であるため、大雨時には、しばしばがけ崩れ、地すべり等が発生しており、地震の際には大規模な崩壊を起こすおそれもある。このことから、土石流・地すべり・がけ崩れを防止するための砂防工事、及び保水率を向上し、山地を安定させるための植林事業及び保安林改良事業の積極的な促進を図る。

(1) 砂防、地すべり対策事業

砂防法、地すべり等防止法に基づく事業の主体は国、県であるが、危険区域の指定、えん堤・よう壁の築造等について、当該地域住民の協力を得て事業の実施を促進する。

(2) 林地改良事業

山地の崩壊防止、水源かん養等の保安林改良事業を推進し、併せて管理体制の強化を図るとともに、荒廃地の解消を目的とする人工造林事業の促進と乱伐の防止により、自然保護と調和した防災事業を強力に促進する。

2 急傾斜地崩壊対策事業（県主体）

急傾斜地の崩壊が発生するおそれのある箇所に対し、急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、崩壊の発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、被害想定区域内の住民の生命を保護するため、崩壊防止施設の整備を実施する。

(1) 急傾斜地崩壊対策事業

法面工、擁壁工等、急傾斜地の崩壊防止施設の整備を計画的に実施する。

(2) 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業

風水害、震災等により新たに生じた崩壊を放置すれば次期降雨で拡大するおそれのある場合、緊急に崩壊防止施設の整備を実施する。

3 土砂災害のソフト対策

(1) 土砂災害の防止

土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について、県は、土砂災害警戒区域等における土砂

災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律57号、以下「土砂災害防止法」という。）の規定に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、土砂災害特別警戒区域において、一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制を行う。

市は、土砂災害警戒区域において、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の伝達、避難、救助等の警戒避難体制に関する事項を定める。さらに、高齢者等の災害時要援護者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

また、市長は、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

(2) 土砂災害の警戒に関する情報等の伝達

大雨による土砂災害発生の危険性が高まった場合、市長は、住民が自主避難等の防災活動を適切に行えるように、県と気象台の共同で発表する土砂災害警戒情報等を住民に伝達する。また、土砂災害警戒情報が発表された場合などには、厳重な警戒に努めるとともに静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システム等を活用し、土砂災害警戒区域等に対して必要に応じて避難のための立退きの勧告又は指示を行う。

市は、収集した土砂災害発生などの現地状況に関する情報や土砂災害緊急情報（河道閉塞・火山噴火に起因する土石流、河道閉塞による湛水といった特に高度な技術を要する土砂災害については国、地すべりについては県が緊急調査を実施した結果、被害の想定される区域・時期の情報を市へ通知する。）について、県等の関係機関と共有することに努める。

(3) 土砂災害危険箇所の周知

土砂災害危険箇所図の配布、土砂災害危険箇所表示板の設置（県主体）、インターネットによる土砂災害危険箇所マップの提供等を行い、土砂災害危険箇所の周知を図る。

(4) 「土砂災害に対する防災訓練」の実施

市は県などと連携して「土砂災害に対する防災訓練」等を実施し警戒避難体制の強化を図る。

4 予防措置の指導

危険が予想される区域内の土地所有者、管理者又は占有者に対し維持管理の徹底と危険を及ぼすような施設の管理者に対し保安措置を講ずるよう行政指導を行うものとする。

5 崩壊防止工事の実施

個人財産は個人が守ることが原則であり、家の安全のための防災工事を施工することも本来個人の責任であるが、特別な条件を具備した場合、県は国庫補助等により、崩壊防止工事が実施されるので関係団体と連携を密にし、実施の促進を図るものとする。

6 がけ崩れに対する注意事項

(1) 危険ながけ

- ア 傾斜が30度以上のがけ
- イ 高さ5 m以上のがけ
- ウ 傾斜に凹凸があるがけ

- エ 上部が覆いかぶさっているがけ
- オ 湧水があったり豪雨の水が集まるがけ
- カ よう壁や地盤に割れ目のあるがけ
- キ 過去、周辺で崩れたことがあるがけ
- ク 人の手を加えているがけ
- ケ 表土の厚いがけ
- コ 岩が土のように風化しているがけ
- サ 堅い岩でも割れ目の多いがけ
- シ 水に弱い土質のがけ

(2) がけ崩れ防止のための禁止行為

- ア がけ下を切ったり、がけの上に土を盛るなど、がけに手を加えること。
- イ 水を垂れ流したり、がけの上に水を溜めたりすること。
- ウ がけに構造物を作ること。

(3) 簡単な予防措置

- ア 水路の掃除及び雨水が、がけに流れないようにする。
- イ 不安定な土壌を切り取り、ビニール等で地肌を覆い雨水の浸透を防ぐ。
- ウ 風で地盤を揺さぶる樹木は短く切る。
- エ 木や板の柵で土留をする。
- オ 構造物の異常は修理補強する。

第5節 農林水産災害予防計画〔経済局(農林水産部)〕

1 目的

農林水産防災については、災害を未然に防止すべく事前に十分な調査を行い、各基盤整備事業の推進に平行して災害予防の推進に努める。

また、農林水産施設の改修を実施し、施設の増強を図るとともに、関係団体と連携し、災害を未然に防止あるいは軽減するための計画とする。

2 農業対策

(1) 農作物に対する措置

気象情報に留意して、農業協同組合等と協力し、常に予防の措置並びに対策を指導するものとする。なお、海岸部等においては、潮水害及び潮風害の防止に留意しなければならない。

(2) 農用施設

ハウス、農舎、共同利用施設等について、最小限に災害を防止するための補強措置をとるよう農業者等に対する指導に努める。

(3) 家畜に対する措置

畜産施設、特に家畜舎の骨組みを強化するよう畜産農家に対し指導するとともに、防疫(予防接種など)に努める。

なお、災害発生時に飼料が不足することのないよう、畜産農家に対し事前に十分確保するなど対策を講ずるよう指導に努める。

3 農業用施設対策

- (1) 冠水防除対策
冠水による被害を未然に防止するため、用排水路等の整備及び改修等に努める。
- (2) ため池
農業用ため池の決壊を防ぐため、気象情報に注意し十分な維持管理に努める。
- (3) 農道
道路の崩壊等危険箇所を把握するとともに側溝及び法面の整備に努める。
- (4) 農地保全
降雨等による急傾斜農地の土砂の流出や崩壊を防止するため、排水路及びこれに付帯する農道の整備に努める。

4 林業対策

- (1) 森林・林業施設
林道施設及び治山施設の災害を防止するため、これらの施設をあらかじめ調査し、補強を行う等の災害防止措置努める。
- (2) 林野火災防止
 - ア 防火思想の普及、特に行楽期は、タバコの投げ捨て等の注意を促す。
 - イ 季節ごとに巡回・巡視を行う。
 - ウ その他、標識・ポスター等を掲出して、啓発に努める。

5 海岸保全事業

海岸法に基づき、海岸地域の農地を津波、高潮、波浪等の災害から防ぎよするため、堤防、突堤、護岸等の新設並びに改修を行い、被害防止に努める。

第6節 都市の防災構造化計画〔都市局(都市計画部)〕

1 目的

市民が居住する地域を災害に対し強い構造とするための構築物等の規制及び都市計画に関することを定め、災害に強いまちづくりを目指す。

2 規制区域の指定

建築物の建築等の規制区域の指定は、防災都市建設の前提であり、防火地域等の指定を行うとともに災害予想区域の指定について検討し、その区域の適正化に努める。

3 耐震・耐火建築物の建築促進

都市の耐震化及び不燃化を促進するため都市防災及び土地の合理的利用に寄与する耐震・耐火建築を普及するよう関係機関と連携するものとする。

4 市街地の土地利用

- (1) 地域地区
都市計画法に基づく用途地域の定めにより、住宅、商店、工場等の土地利用の適切な誘

導を図る。

(2) 防火地域及び準防火地域

市街地の安全性を高めるため、市民の協力を得て防火・準防火地域の拡大に努めるものとする。

5 公共建築物の耐震・耐火対策

公共建築物については、その性質上、避難所等の役割を担っており、速やかに耐震・耐火建築物に改善するよう努めるものとする。特に小・中学校等の施設は、多数の児童・生徒が学校生活を送っており、また生涯学習施設の多くは災害時における避難場所又は地区支部に位置づけられており、市民と密接なつながりを有するので、これらの施設の耐震・耐火の促進を図るものとする。

6 都市計画街路の整備

街路は災害発生時に緊急輸送路・避難路及び防火帯としての役割を果たす等、災害予防上重要な施設である。街路の被災により交通が途絶した場合には、救助活動、復旧作業及び市民の経済活動に重大な影響を及ぼすことから、この点を十分配慮して都市計画街路の整備を促進するものとする。

7 都市施設の整備

学校、公園、緑地、広場等は街路とともに重要な防災施設であり、災害時には避難場所あるいは火災発生時の延焼・飛火を防ぐ防火帯となり、応急救助活動、物資集積の基地又はヘリポートとして利用できるよう整備を促進するものとする。

(1) 学校施設

児童・生徒の安全確保はもとより、避難場所として活用するため、校舎及び体育館の耐震化を推進する。

(2) 公園・緑地

防火拠点として重要な任務を担う公園緑地の整備を促進する。なお、設置については、近隣に居住する者が、容易に利用することができるよう適地に設置し、市民1人あたり10m²以上の面積の確保に努めるものとする。

8 市街地の開発

密集した既成市街地の狭い街路を広げ、公園を設置し、併せて公共空間の確保と土地の合理的な高度利用を進め、市街地の防災・防火に対処するものとする。

9 開発行為の規制

開発行為の許可に際しては、無秩序な開発による生活環境の悪化、がけ崩れ、溢水等の災害を防止するための措置や、よう壁の設置、排水施設の整備、空地の確保等について防災上の観点から十分な対策をとるよう指導を行い、開発許可制度の的確な運用を図る。

10 道路・橋りょうの整備

応急復旧活動などに重要な機能を果たす道路・橋りょうの整備を推進する。

(1) 幹線道路

災害発生時の緊急輸送、避難、火災防ぎょ等、幹線道路の防災上の機能を充実させるため、幹線交通体系の拡大を図るとともに、道路の拡幅・改良の実施に努める。

(2) 一般市道

市民の快適な生活を確保するとともに、災害に対する安全性の向上を図るため、有効幅員の拡大、舗装工事及び歩車道の分離を推進するとともに、狭あい道路の拡幅整備を促進する。

(3) 自転車専用道

避難道路としても利用可能な自転車専用道路の建設を促進する。

11 建築物の防災

建築物の安全を期するために、建築基準法（昭和25年法律第201号）又は消防法（昭和23年法律第186号）による建築物の検査及び指導を強化するとともに、防火地域、準防火地域等の各種指定区域内における建築物の規制及び特殊建築物、大規模建築物の構造制限による規制等により建築物の不燃化及び耐震化の促進と火災予防の徹底を図る。

(1) 建築指導行政の強化

建築基準法第12条に基づき、映画館等の特殊建築物の現場査察を実施し、構造上及び防火上欠陥のあるものに対しての行政指導体制を強化する。

(2) 特殊建築物の予防査察

消防法第4条及び同第16条の5に基づき、映画館、百貨店、ホテル、病院、キャバレー等の特殊建築物の現場査察を実施し、構造上及び防火上欠陥のあるものに対しての行政指導体制を強化する。

(3) 災害危険区域

建築基準法第39条に基づく災害危険区域の指定を促進し、規制又は指導を実施する。

12 個人住宅の防災対策資金助成

大雨、洪水等による浸水被害の防止工事や延焼防止対策としての生垣施工について、その資金の一部を助成し、普及促進を図る。

13 市街地再開発

建築物と公共施設の一体的整備を図り、合理的な土地の高度利用及び都市機能の更新を目指し、市街地再開発事業の促進を図る。

14 都市型水害

都市部における集中豪雨等による災害は、広域的な市街地の浸水、準地下街等の地下空間の浸水、停電や電話の通信不調などのライフライン機能の低下、鉄道の不通や道路交通規制等による交通機能の混乱等、様々な分野で広範な被害を発生させ、都市機能のまひ状態をもたらす。このような事態に対処するため有効な対策を検討する。

第7節 通信施設等整備計画〔財政局(財政部), 総務局(危機管理部)〕

1 目的

この計画は、静岡市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）、区本部、地区支部並びに防災関係機関との通信を明らかにするとともに、市の実施すべき事項又はこれに付随する関係機関の協力事項を明記して、情報連絡に支障がないよう措置することを目的とする。

2 通信方法等

災害関係の予警報の受信伝達、情報の収集、指揮命令の伝達等において災害応急対策諸活動の基盤となる有線通信施設及び無線通信施設については、防災体制に合わせて整備するとともに、定期的な保守点検を実施する。また、必要に応じて機器の改善を図る。

(1) 有線通信施設

有線通信施設は、次に掲げる該当事項について、必要な措置を講ずるものとする。

ア 設置にあたっては、災害時にもっとも被害が少ない取付位置を選定する。(ロッカー、書棚等から適当な距離を保つ位置)

イ 転倒が予想される機器は、壁面に固定させる。

ウ 停電時に備え、予備電源を設置する。

エ 不良箇所発見の場合は、ただちに修理を行い整備する。

オ 作動状態、老朽状態等を常に監視して、常時使用可能な状態を保つよう整備する。

(2) 無線通信施設

無線通信施設は、次に掲げる該当事項について必要な措置を講ずるものとする。

ア 災害時には経験豊かな無線従事者を配置するものとする。

イ 固定局、基地局は停電に備え、自家発電設備を設置し、常に作動可能な状態で保守管理するものとする。

ウ 移動局は、局ごとに常時使用可能な状態を保つよう蓄電池の充電・点検を行う。

エ 送受信機、電源設備、空中線の点検及び清掃に配慮する。

3 通信系統

災害の発生もしくは発生するおそれがある場合における情報の収集又は伝達のための通信系統を明らかにしておく。

◇ 防災情報通信系統 (資料編2-10)

4 通信手段

(1) 防災行政無線（基地局を災害対策本部に置き、必要に応じ移動局を設置するものとする。）

(2) 防災相互無線

(3) 地域防災無線

◇ 地域防災無線局一覧表 (資料編3-1)

◇ 防災行政無線局(移動系)一覧表 (資料編3-2)

◇ 同報無線(子局)設置場所一覧表 (資料編3-3)

◇ 防災相互無線一覧表 (資料編3-4)

(4) 衛星携帯電話

(5) NTT加入電話

5 被災者等への情報伝達手段の整備

市は、被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系も含め、災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

第8節 火災予防計画〔消防局〕**1 主旨**

建築物の高層化、特殊建築物の増加、都市構造の変化に伴う火災等、各種災害の予防及び防除に対処するため、市民をはじめ事業所等に対する適切な防災設備の設置指導及び防火思想の普及徹底等を推進するとともに、警防計画の策定整備、施設及び人員等の消防力を整備・強化し、被害の軽減を図る。

2 消防体制の整備

(1) 災害出動計画の整備

大規模火災等に備えて、消防隊、救急隊等の出動を迅速かつ的確に行うよう「消防隊等災害出動計画」を整備する。

(2) 消防施設の整備

近年の社会経済の発展に伴い、社会環境は複雑多様化している。このため、地域に即した消防活動に要する消防諸施設の強化拡充を図り、消防体制の万全を期するものとする。

(3) 警防計画の整備

高層建築物、地下街、大工場、危険物大量保有事業所及び多数の者が出入りする施設等、大規模又は特殊な火災を発生させる危険のある指定対象物について実態調査し、「特殊消防対象物警防計画」を策定整備する。

(4) 消防職員及び消防団員の教育

市は、消防職員及び消防団員に高度な知識及び技術を習得させるため、消防学校及び消防大学校に派遣するほか、一般教育訓練を実施するものとする。

(5) 消防団の活性化

災害の複雑多様化・大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。県及び市は、消防団の施設・装備の整備、青年層・女性層の団員への参加促進、機能別団員・分団の導入、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進するものとする。

(6) 緊急消防援助隊の受援体制

市は、消防組織の確立、消防施設の強化拡充並びに消防相互応援体制の充実を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。

3 火災の予防対策

(1) 建物の不燃化等の指導

市は、火災に強い街づくりを目指し、建物の不燃化・難燃化を指導する。

(2) 査察体制の強化及び市民の防火意識の向上

火災予防関係法令の定めるところにより、消防対象物の関係者に対し査察指導を定期的かつ積極的に実施し、火災発生の防止、初期消火体制の確立、延焼拡大の防止、安全避難の確保等の充実を図り、広く市民の防火意識の向上並びに啓発を図る。

ア 消防用設備等の整備

市は、火災の早期発見、初期消火のために消防用設備等の設置及び整備の指導並びに促進を図る。

イ 防火管理体制の整備

市は、旅館、ホテル、病院、学校等多数の者が出入りする施設の防火管理体制の整備を促進するため、防火管理者講習会を開催し、防火管理者を育成するとともに、防火指導を強化し防火管理の徹底を図る。

ウ 防火対象物の火災予防

市は、多数の者が出入りする施設等に対し立入検査を行い、火災予防について指導するとともに、防火安全講習会等に関係機関の協力を得て実施し、火災の防止を図る。

(3) 住宅防火対策の推進

市は、住宅火災による高齢者等の災害時要援護者に対する被害の発生の防止及び軽減を図るため、住宅用防災機器の設置を推進するとともに、寝具、衣類等に防災製品を使用するよう積極的に指導する。

(4) 防火思想の普及

定期的実施する火災予防運動を積極的に展開するとともに、自治会、町内会、各種団体及び事業所等を対象とした防火講習会、講演会、防火訓練等を随時開催して防火思想の普及高揚に努める。

4 林野火災対策の推進

森林資源を火災から守るため、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関及び関係者等と協力して、林野火災対策の推進を図る。

(1) 防火思想の普及

林野火災予防のため、林野所有者、林野周辺住民及び入山者等に対して、各種広報媒体の活用等により、防火意識の高揚を図る。

(2) 林野火災の予防指導

林野所有者に対し、火災予防条例に基づく届出及び火災警報発令中における火の使用制限等、林野火災の予防指導の徹底を図る。

(3) 火災防ぎょ体制の整備

消防ヘリコプターによる災害対応拠点の確保や、消防団及び林野所有者等と連携した消防訓練及び研修会を実施するほか、消火資機材等の整備を行い、地域の実情に即した防ぎょ体制の確立を図る。

第9節 防災関係施設及び設備の整備計画

1 水防関係

水防活動が円滑かつ迅速に実施できるよう水防倉庫を適正に配置し、併せて実施に必要な資機材を確保する。

また、雨量観測網の拡充にも努める。

(1) 水防倉庫

主要河川の沿岸その他重要な水防区域、危険箇所等の適地に水防倉庫を設置し、水防活動に必要な杭、土のう、スコップ、掛矢等の水防資材を確保するとともに、毎年、資機材の補充及び点検整備を実施する。

(2) 水防拠点施設

主要河川に配備された水防団9個分団の拠点活動施設を設置し、水防活動を円滑に行えるよう備える。

(3) 雨量観測網の整備

雨量計を設置し、雨量情報を収集する。

表2-1 雨量計設置箇所一覧表

| 設置場所 | | 設置機種 |
|------|-----------|------------|
| 1 | 静岡市役所静岡庁舎 | 転倒ます型自記雨量計 |
| 2 | 消防庁舎 | 〃 |

2 消防関係

多様化・特殊化する災害に対処するため、消防署所、消防車両、消防水利、消防通信施設、救助用資機材等の整備を含めた総合的な消防力の充実強化を行い、災害の予防、被害の拡大防止、救助救出活動等、実戦能力の高い消防体制の整備を積極的に図る。

(1) 消防署所の整備

消防署所の耐震・不燃化を推進するとともに、都市化の進展に対応した消防署所の整備充実を実施する。

(2) 消防車両の整備

消火、救急、救助、特殊災害対策用車両等の配備や装備の高度化を図り、消防活動の効率的運用と円滑化を推進する。

(3) 消防水利の整備

消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に基づき整備する消防水利のうち、防火水槽及び防火井戸は耐震構造とし、計画的に整備を進めるものとする。

(4) 消防通信施設の整備

指揮、命令、情報交換等、連絡系統の充実を図り、消防活動の円滑化を推進するため、高度情報化に対応した通信施設の整備を推進する。

(5) 救助用資機材の整備

自然災害はもとより、危険物、ガス、放射性物質等に起因する都市型災害にも対応できる各種資機材の整備を図る。

3 避難関係

災害時における被災者の避難場所をあらかじめ選定し、住民に周知しておくものとする。

なお、避難地の選定にあたっては、一次避難地と広域避難地とに区分するとともに、避難所については、災害に対し安全な建物で給食施設を有するもの、又は比較的容易に搬入給食ができる場所を基本に選定するものとする。

(1) 避難地

ア 広域避難地

地震後に発生する火災や津波から住民の生命を守るため、周辺の一次避難地から2～3kmの距離にある10ha程度の広さを有する公園・緑地を選定する。

◇ 広域避難地一覧表 (資料編4-1)

イ 一次避難地

災害に対し、安全な公園、広場等を対象とし、おおむね2㎡あたり1名とし、50名以上受入可能な場所を選定する。

◇ 一次避難地一覧表 (資料編4-2)

(2) 避難所

災害に対し、安全な建築物で給食施設を有する場所、又は給食施設を急造できる場所及び比較的容易に搬送給食ができる場所を対象とし、おおむね3㎡あたり1名とし、100名以上受入可能な施設を選定する。

◇ 避難所一覧表 (資料編4-3)

(3) 災害時要援護者等避難所等

避難生活者のうち、多くの一般避難者と一緒に避難生活を送ることが困難な高齢者や障害のある人等のために災害時要援護者等避難所として社会福祉施設等を選定する。

また、施設がバリアフリー化されている等、災害時要援護者の利用に適しており、人的要員の確保が比較的容易である施設を、あらかじめ福祉避難所として指定する。

◇ 災害時要援護者等避難施設一覧表 (資料編4-4)

(4) 津波避難場所

津波避難場所については、津波から一次的に避難するための場所であり、津波の危険がなくなった場合には避難地等に移動するものとする。

ア 津波避難施設

津波対策区域内で緊急的に避難するため、避難路、避難階段、高台及び避難タワー等を整備する。

イ 津波避難ビル

津波対策区域内で緊急的に避難するため、堅牢な3階以上の階層を有する建物を津波避難ビルに指定する。津波避難ビルに指定されている施設の進入方法については、予め施設管理者、自主防災組織及び市との間で協議し避難対象者へ周知する。

◇ 津波避難ビル一覧表 (資料編4-8)

4 上下水道関係

(1) 上水道施設

市民の日常生活に直結する上水道は、災害時においても最低限の給水機能が確保できるよう取水場、浄水施設等、主要な施設について補強及び防護施設の整備に努めるとともに、非常用の補助動力施設・装備の促進を図るものとする。

ア 上水道の主要施設については、地質及び地盤の状況を調査し、整備補強を実施してい

くものとする。

イ 必要な取水及び配水施設については、災害時において給水能力を確保するため、自家発電装置等の予備動力の設置を推進するものとする。

ウ 取水・浄水作業については、各機器の整備点検を徹底し、特に取水ポンプ、送水ポンプの注油及び電気配備系路の保守点検等に留意するものとする。

(2) 下水道施設

災害時における下水処理機能並びに排水機能の確保を図るため、管きょ、ポンプ場、浄化センター等（以下「下水道」という。）の施設の改善及び整備に努めるものとする。

ア ハード面の整備

(ア) ポンプ場、浄化センターの特殊性から災害における施設の損壊や停電等による処理場の運転停止を防止するため、施設の耐震化や浸水防止対策の改善を図るとともに、電気（自家発電設備を含む。）及び機械設備の保守点検に万全を期する。

(イ) 管きょについては、損壊や溢水を防止するため、耐震化を推進すると共に、清掃及び保守点検に努める。

イ ソフト面の整備

(ア) 災害発生時に備え、下水道の巡視体制を整える。また、危険箇所や被害を受けやすい場所等を把握する。

(イ) 災害時に必要な資器材を整備し、応急措置の手順等を整えると共に他の自治体及び民間との協力体制を整える。

(ウ) 下水道の破損箇所の把握等、災害時における情報収集・伝達手段を整備する。

(エ) 災害時に対応できる組織・体制を確立する。

5 農業集落排水処理施設

災害時における排水機能並びに下水処理機能の確保を図るため、農業集落排水処理施設及び管きょ施設の改善整備に努める。

(1) 災害時における停電等による排水施設の運転停止が予測されるため、電気及び機械設備の保守点検に努める。

(2) 管きょについては、溢水を防止するため、清掃及び保守点検に努める。

第10節 危険物施設保安計画〔消防局〕

1 主旨

市内における危険物製造所等の現状を把握して、災害時における危険物の応急対策についての円滑化を期し、これらによる災害の発生と災害時における被害の拡大防止を図るものとする。

2 施設の現況

危険物製造所等の施設現況は、次のとおりである。

表 2 - 2 危険物製造所等施設現況 (平成23年3月31日現在)

| 種 別 | 施 設 数 |
|-------|-----------|
| 1 製造所 | 4 1 |
| 2 貯蔵所 | 屋内 4 8 4 |
| | 屋外 4 9 |
| (タンク) | 屋外 3 6 3 |
| | 屋内 1 0 3 |
| | 地下 3 1 4 |
| | 簡易 4 |
| | 移動 5 0 0 |
| 3 取扱所 | 給油 3 6 0 |
| | 第1種販売 1 2 |
| | 第2種販売 1 |
| | 移送 5 |
| | 一般 2 6 8 |

3 保安の確保

- (1) 消防局及び消防署は、それぞれ製造所、事業所、販売所、貯蔵所等諸施設に対する安全度並びに消費場所における取扱いの適否を検査するため、毎年定期的に立入検査を実施し、危険物に起因する災害予防の指導又は取締りを行う。
- (2) 消防局及び消防署は、危険物施設において、それぞれ基準に適合していない施設について改修等の指導を強化する。
- (3) 消防局及び消防署は、自衛消防組織等の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。
- (4) 消防局及び消防署は、石油コンビナート等特別防災区域における、特定屋外タンク及び準特定屋外タンクの早期新基準適合を指導する。
- (5) 消防局及び消防署は、化学消防資機材等の整備を推進する。

4 保安教育

消防局及び消防署は、危険物施設の従業員等に対し、保安に必要な教育を実施する。また、防災に関する諸活動が円滑に運営され、応急対策が完全に遂行されるよう、随時パンフレット等を発行し、講演会等を開催するなど、保安意識の高揚を図る。

第11節 防災知識の普及計画 [総務局(危機管理部), 区役所, 教育委員会]

1 主旨

災害時における的確な判断力の向上、併せて防災上必要な知識及び技術の向上を図るため、災害対策関係職員はもとより、広く市民に対する防災講習会、研修会、講演会等を開催し、防災知識の普及に努めるとともに、国が決定した国民運動の推進の主旨も踏まえ、おおむね次により行うものとする。

教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、市は、多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

また、防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病

者及び日本語のわからない外国人等の災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

2 防災知識の普及の方法

(1) 市民及び職員に対する防災教育

気象災害や水防の基礎知識、市の防災体制、災害救助措置等について研修会、講習会等を適宜開催し、災害時における適切な判断力と行動力の養成及び防災上必要な知識並びに技術の向上を図るものとする。

ア 防災講習会

市民及び職員を対象とし、防災に関する講習会を適宜開催する。

イ 研修会

災害対策関係法令その他の防災関係法令の説明、研究会等を行い、主旨の徹底と円滑な運営を図るとともに、土木、水防、建築その他防災技術の習得を図る。

ウ 検討会

防災訓練と併せて検討会を開催し、災害時における業務分担等についての自覚と認識を深める。

エ 見学及び現地調査

防災関係施設、防災関係機関等の見学及び危険地域等の現地の調査と対策の検討を行う。

オ 広報活動

市民に対しては、広報紙、ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞等を通じて適宜広報するとともに、災害の原因、予防、応急対策その他必要事項をまとめた防災活動の手引き書、パンフレット等を作成並びに配布し、防災知識の普及を図る。

カ 防災週間、津波旬間、水防月間等を通じ、自主防災組織等の協力を得て、座談会、映画会、研修会、スライド、講演会等を積極的に開催し、防災知識の周知徹底を図る。

(2) 学校教育における防災教育

ア 学習指導

教育課程の中に災害の種類、原因実態、その対策等と防災関係の事項として習得する。

イ 防災訓練及び実習

災害発生を想定し、地域と連携した訓練を行い、防災意識を高める。

ウ 話し合い学習

カリキュラムに「防災についての話し合い学習」を組み入れ、講座、映画、テレビ、ラジオ、体験談等を素材とした話し合い学習を行う。

エ 見学

防災関係機関、施設、防災展等の見学を行う。

オ 印刷物

防災関係資料等を収集してパンフレットを作成及び配布するとともに、機関紙等に関係記事を掲載する。

3 普及すべき内容

市は、防災知識の普及にあたっては、周知徹底を図る事項を重点的に普及するものとする。普及事項は、おおむね次のとおりである。

- (1) 防災気象に関する知識
- (2) 防災の一般的知識
- (3) 市地域防災計画の概要
- (4) 自主防災組織、災害ボランティアの意義
- (5) 災害時の心得
 - ア 災害情報等の聴取方法
 - イ 停電時の心構え
 - ウ 早期避難の重要性、避難場所、避難路等の徹底
 - エ 非常食料、身の回り品等の準備
 - オ その他の災害の態様に応じ、取るべき手段方法等
- (6) 災害危険箇所に関する知識
- (7) 災害時要援護者への配慮

第12節 住民の避難誘導體制〔総務局(危機管理部), 区役所〕

1 主旨

市は、自主避難の呼びかけを行うほか、必要に応じ避難の勧告又は指示を行い、住民の迅速かつ円滑な避難を実現する。加えて、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の災害時要援護者の避難支援対策を充実・強化するため、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（災害時要援護者避難）情報（以下、「避難準備情報」という。）の判断基準等を定めるよう努めるものとする。

2 避難誘導體制の概要

(1) マニュアルの作成

市は、避難の勧告等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成に努めるものとする。

(2) 計画の作成及び訓練の実施

市は、避難場所、幹線避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。また、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画の作成に努め、訓練を行うものとする。

(3) 警戒避難基準の設定

市は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準を静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システム等を用いてあらかじめ設定するよう努めるものとする。県は、この基準の設定及び見直しについて必要な助言等を国から受け、市に伝えるものとする。

(4) 避難誘導體制の整備

市は、高齢者、障害のある人等の災害時要援護者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員協議会、関係団体、福祉事業者等の協力を得なが

ら、平常時より情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握・共有、避難誘導等の支援体制の整備に努めるものとする。

市は、地下街等不特定かつ多数の利用者がいる施設等においては、施設管理者と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。

第13節 防災訓練計画〔総務局(危機管理部),生活文化局(市民生活部),区役所〕

1 目的

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に迅速適切な応急対策が実施できるように、体制の確立と防災関係機関との有機的な連携の形成、防災意識の高揚及び防災技術の習得を目的として訓練を行うものとする。

2 訓練の種類

(1) 職員を対象とした訓練

ア 非常招集、情報伝達等の訓練

災害時に迅速な配備体制を整えるため、非常招集の発令、伝達及び通信連絡についての訓練を実施する。

イ 災害救助実務研修会

災害発生時における災害救助を的確かつ迅速に実施し、有事の際の災害救助活動の万全を期するため、市職員を対象とした災害救助実務研修会を開催する。

ウ 図上訓練

災害発生時における応急対策活動を有機的かつ合理的に実施するため、市職員を対象として被害想定に基づく図上訓練を実施する。

(2) 水防演習

ア 水防団の水防技術の向上を図るため、水防に関する訓練を行う。

イ 訓練内容

(ア) 土のう造り

(イ) 杭打積土俵工

(ウ) 月の輪工

(エ) その他の水防工法全般

(3) 自主防災組織の防災訓練

防災関係機関の協力のもとに、学区又は町内会・自治会、各種工場、事業所その他団体等に対し、各種の防災訓練の実施を要請する。

また、実施にあたっては、防災意識の高揚を図り、自主防災組織の強化及び住民の参加が得られるよう努める。なお、定期的に研修会等を開催するなどして、自主防災組織のリーダーの育成を推進する。

(4) 災害ボランティア本部等立ち上げ及び運営訓練

市は、災害時の円滑かつ効果的なボランティア活動の推進のため、(福)静岡市社会福祉協議会及び災害ボランティア・コーディネーター等が行う災害ボランティア本部の立ち上げ及び運営訓練を支援する。

なお、実施にあたっては、災害時にボランティアの支援を受ける立場になる市民等への啓発に努める。

(5) 非常通信訓練

災害時において、災害地から地区支部、区本部、災害対策本部並びに関係機関に対する災害通報及び情報発信が迅速かつ正確に行うことができるよう、電波法第52条第4号に定める非常通信訓練を行う。

また、市内アマチュア無線同好者の協力を得て、アマチュア無線による災害通報及び情報伝達の訓練を実施し、非常時に備えた体制の整備を図る。

(6) 総合防災訓練

災害発生時における災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。特に、災害対策基本法の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況にかんがみ、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び災害時要援護者を含めた地域住民等の協力を得て、市は、総合防災訓練を実施するよう努める。

また、総合防災訓練では、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の災害時要援護者に十分配慮した訓練を実施し、支援体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

訓練内容は、おおむね次の事項である。

- ア 通信訓練
- イ 水防工法
- ウ 避難誘導
- エ 災害警備
- オ 救護救出
- カ 物資輸送
- キ 給水
- ク 炊出し
- ケ 初期消火
- コ 応急復旧
- サ その他訓練

3 防災訓練のための交通の禁止又は制限

市は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、県公安委員会に申請し、歩行者又は車両の道路における通行を禁止・制限するための許可を受けるものとする。

その場合、禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した標示を設置する。

図2-1 災害対策基本法に基づく車両通行止表示



4 防災訓練実施後の評価等

防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第14節 物資及び資機材の備蓄と調達先の確保〔総務局(危機管理部), 区役所〕

災害応急対策又は災害復旧のために必要な物資及び資機材は、可能な限り計画的に備蓄するとともに、その機能を有効適切に発揮できるよう常時整備・点検をする。

1 災害救護用物資

災害によって食料の確保が困難な者、住家が被災し炊飯が不可能な者、避難所に受入れた者等に対し、必要な食料並びに被服、寝具その他の生活必需品を供与、又は貸与するため、乾パン等の非常食料、毛布その他の生活必需品を備蓄するとともに補充又は更新を行うものとする。

2 応急対策用資機材

応急対策及び応急復旧用資機材のうち、備蓄されているものについては、常時点検・整備しておくものとする。

また、災害時に緊急に調達するものについては、取扱業者又は建設業者、調達方法等を明確にしておくものとする。

第15節 警戒避難体制整備計画〔総務局(危機管理部), 区役所〕

大雨や洪水及び土砂災害に適切に対処するため、これらの災害が生じるおそれのある区域は必要に応じ、円滑な避難が行われるよう国、県と調整を図り、情報の収集及び伝達方法、連絡網の作

成、避難場所の指定等の警戒避難体制を整備するものとする。なお、警戒避難体制の整備にあたっては、水防、消防、警察等の防災関係機関と必要に応じて協議するものとする。

また、警戒避難体制の整備を必要とする地区住民に、迅速かつ適切に行動できるよう啓発及び助言を行い、同時に自主防災組織の育成強化に努めるものとする。

1 水害

(1) 大雨・洪水等に対する警戒避難体制

降雨量の増加により、河川や地表水が増水して都市排水路等の溢水が生じたときは、常襲冠水地域等に情報を的確に伝える必要がある。市は、国・県が作成する浸水想定区域図に基づき洪水ハザードマップを作成するほか、次の事項により警戒避難体制を作成し、周知するものとする。

- ア 大雨及び洪水に対する危険性の周知及び啓発
- イ 常襲冠水地域等の住民への洪水情報の的確かつ迅速な伝達
- ウ 非常連絡網の作成
- エ 避難路・避難地・避難所の選定
- オ その他必要事項

(2) 地下街等又は高齢者等の災害時要援護者施設の浸水に対する警戒避難体制

地下街等における浸水対策については、浸水防止施設の設置も必要であるが、それだけでは限界があり、洪水時には安全な場所に避難することが重要である。

また、浸水想定区域内にある地下街等又は主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設の管理者は、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、その利用者に洪水等に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する体制を整備する。

2 土砂災害

(1) 土石流に対する警戒避難体制

土石流は、山腹や溪床を構成する土砂石礫の一部が長雨や集中豪雨等によって水と一体となり、かゆ状となって一気に下流へと押し流される現象である。土石流は、その規模によっても異なるが、時速20～40kmという速度で流下し、著しい被害を発生させるため、次の事項により警戒避難体制を整備し、周知するものとする。

- ア 土石流の危険性の周知及び啓発
- イ 気象情報の周知
- ウ 土石流発生時の的確かつ迅速な伝達
- エ 非常連絡網の作成
- オ 避難路・避難地・避難所の選定
- カ その他必要事項

(2) 地すべりに対する警戒避難体制

地すべりは、斜面の土塊が地下水などの影響によって地すべり面に沿ってゆっくりと斜面下方に移動する現象で、一般的には、広範囲にわたり発生し、移動土塊量が大きいため、甚大な被害を及ぼす。また、一旦動き出すと完全に停止させることは非常に困難となるため、次の事項により警戒避難体制を作成し、周知するものとする。

- ア 地すべりの危険性の周知及び啓発
- イ 気象情報の周知

- ウ 地すべり発生時の的確かつ迅速な伝達
- エ 非常連絡網の作成
- オ 避難路・避難地・避難所の選定
- カ その他必要事項

(3) がけ崩れに対する警戒避難体制

がけ崩れは、傾斜度が30度以上の斜面が雨や地震等の影響によって、土の抵抗力が弱まり、崩壊する自然現象で、著しい被害を発生させるため、次の事項により警戒避難体制を作成し、周知するものとする。

- ア がけ崩れの危険性の周知及び啓発
- イ 気象情報の周知
- ウ がけ崩れの的確かつ迅速な伝達
- エ 非常連絡網の作成
- オ 避難路・避難地・避難所の選定
- カ その他必要事項

(4) 市における警戒避難体制

ア 主旨

土砂災害防止法の定めにより、知事による土砂災害警戒区域の指定を受けた場合には、県・当該区域の自主防災組織等と連携して、警戒避難体制を整備する。

また、指定される見込みがある区域についても警戒避難体制の整備を図るよう努める。

- ◇ 土砂災害（特別）警戒区域一覧 (資料編7-5)
- ◇ 土砂災害への備え (資料編7-6)

イ 情報の収集

市雨量観測網のほか、「静岡県土木総合防災情報システム（通称サイポスⅡ）」、気象庁の「地域気象観測システム（通称アメダス）」、「防災情報提供システム」や土砂災害警戒情報等を活用し、情報を収集する。

ウ 警戒又は避難行動を行うべき時期

警戒又は避難を行うべき時期は、気象情報、雨量情報、土砂災害発生予測等の情報、当該区域の住民等からの通報等を総合して判断する。

エ 警戒避難体制の整備と住民への周知

市は、土砂災害警戒区域等において、土砂災害警戒情報の発表時及び災害発生時に迅速かつ的確な避難及び救助ができるよう、土砂災害警戒情報又は避難に関する情報を、同時通報用無線（以下、この計画において「同報無線」という。）で当該区域住民に一斉に広報するとともに、地区代表者等に「土砂災害情報相互通報システム」等で直接連絡する。なお、区域に高齢者等の災害時要援護者が利用する施設がある場合、当該施設の管理者は、利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、その利用者に土砂災害に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する体制を整備する。

また、市は、土砂災害警戒区域等の住民に、情報伝達経路や、避難路・避難場所・避難方法等を明らかにするとともに、その周知を図る。

オ 防災訓練の実施

警戒区域の指定を受けた地域の住民は、県や市と連携し、台風や大雨を想定した情報伝達訓練や避難訓練を実施するなど、的確な避難行動がとれるよう努める。

第16節 自主防災組織の育成〔区役所〕

1 主旨

地震、風水害等の大規模災害が発生した場合、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防及びその他の関係機関による応急活動が一時的に低下し、地域における十分な活動が困難となる事態が予想される。

こうした事態に対処するためには、地域住民自らの防災活動が重要であり、またこの活動を組織的に行うことで、より効果的なものとなると考えられることから、自治会や自主防災組織相互の連携の推進を図り、積極的に自主防災組織の育成を図る。

2 自主防災組織の概要

(1) 組織

自治会組織を活用し、防災活動が効果的に実施できるよう地域の実情に合わせた組織とする。

(2) 編成

本部組織として、連絡情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、生活班等を置く。

(3) 活動内容

ア 平常時の活動

防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画の作成等を行う。

イ 災害時の活動

地域の警戒、被害状況の把握・伝達、出火防止及び初期消火、救出救護、避難勧告等の伝達及び避難誘導、給食・給水等を行う。

3 育成方法

市は、地域住民に対して自主防災組織の必要性を説明し、地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに、防災資機材等の整備を支援する。

4 研修会等の開催

市は、自主防災組織のリーダーを育成するため、定期的に研修会を開催する。その際、女性の参画の促進に努める。

第17節 事業所等の自主的な防災活動〔総務局(危機管理部)〕

1 事業所等の自主的な防災活動

事業所及び施設を管理し、又は運営する者(以下「事業所等」という。)は、従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行うとともに、被災住民の救出など地域の一員として防災活動に参加するよう努めるものとする。このため事業所等は、自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全の確保に積極的に努める。また、災害時の事業所の果たすべき役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各事業

所においては、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努める。（BCPとは、Business Continuity Planの略。企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。）

事業所等における自主的な防災活動は、概ね次のものについて、それぞれの実情に応じて行う。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集、伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 救出及び応急救護等
- (7) 飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保
- (8) 施設及び設備の耐震性の確保
- (9) 予想被害からの復旧計画策定
- (10) 各計画の点検・見直し

2 事業所の防災力向上の促進

市は、県と連携して事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

第18節 災害時要援護者対策〔総務局(危機管理部)、保健福祉子ども局、区役所〕

大規模災害が発生したとき、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の災害時要援護者については、自らの力では必要な情報を得ることや他の人に伝えることが困難であり、また災害の犠牲になるおそれも高いことから、それぞれの視点に立って、特別な配慮や対策を講ずる必要がある。

1 災害時要援護者の認識

自らの意思や力では情報を受信すること、あるいは必要な行動を起こすことが困難な人を災害時要援護者と捉える。

- (1) 一人暮らしや寝たきりの高齢者
- (2) 心身に障害のある人
- (3) 乳幼児
- (4) 妊産婦や傷病者
- (5) 日本語がわからない外国人
- (6) その他情報の伝達や避難等に他の人の支援を必要とする人

2 実施事項

- (1) プライバシー保護には十分考慮したうえで、災害時要援護者の把握に努めるものとする

る。

(2) 情報の提供や安否確認のため、連絡の体制や方法等を整備するものとする。

(3) 指定した避難地、避難所以外に避難場所を確保するものとする。

また、通常の避難所では避難生活が困難な要援護者のための避難所として、施設がバリアフリー化されている等、要援護者の利用に適しており、人的要員の確保が比較的容易である施設を、あらかじめ福祉避難所として指定する。また、社会福祉施設等と協定を結び、災害時要援護者等避難施設の確保に努める。

◇ 災害時要援護者等避難施設一覧 (資料編4-4)

(4) 協定等により確保した災害時要援護者等避難施設に対して、災害時に必要となる物資や資機材の配置又は提供する計画を作成するものとする。

(5) 避難所における避難生活や医療等の情報提供や医師、看護師等の専門スタッフの派遣体制を整備するものとする。

3 災害時要援護者支援体制の整備

(1) 災害時要援護者支援体制

市は、災害時要援護者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障害のある人の団体等の福祉関係者と協力して、災害時要援護者に関する情報の把握、共有、要援護者名簿及び登録台帳の作成・提供等災害時要援護者の避難支援体制を整備するものとする。

地域においては、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して災害時要援護者の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。

また、県は、保健師及び栄養士等の派遣並びに災害時要援護者のための物資を供給できるよう応援体制を確保する。

ア 行政機関

警察、特別支援学校等

イ 地域組織

自治会、町内会等

ウ 福祉関係者、福祉関係団体

民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所等の福祉サービス事業者、障害のある人の団体等

(2) 災害時要援護者の把握

市は、発災時の適切な対応に役立てるため、災害時に第三者（他者）の支援がなければ避難できない在宅の者で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない者について、市が保有する健康福祉に関する情報をもとに調査等を行い、本人の同意を得て、災害時要援護者名簿等を作成し、地域の自主防災組織及び民生委員児童委員協議会へ提供し、自主防災組織における災害時要援護者台帳の整備を促進するとともに、災害時要援護者の状況の把握に努める。

市は、民生委員・児童委員、身体障害者相談員及び福祉関係団体と協力して、災害時要援護者の把握に当たる。

(3) 防災訓練

市は、災害時要援護者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、自主防災組織が実施する災害時要援護者が参加する防災訓練を支援する。

(4) 人材の確保

市は、日頃から手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、介護技術者等、災害時要援護者の支援に必要となる人材の確保に努める。

(5) 協働による支援

市は、災害時要援護者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア及び福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。

(6) 情報伝達

市は、高齢者、障害のある人等の災害時要援護者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図るものとする。

第19節 災害ボランティア活動の環境整備と啓発〔生活文化局(市民生活部)〕

大規模災害が発生したときには、被災地内外から様々なボランティアが多数駆けつけ、単純な労力から専門技術の提供まで幅広い活動を行うなど、避難所運営や被災者の生活支援などの現場での活躍が期待される。

市は、災害時の円滑かつ効果的な災害ボランティア活動の推進のため、(福)静岡市社会福祉協議会、災害ボランティア・コーディネーター等の関係団体等と協力し、災害ボランティア本部等の迅速な開設と円滑な運営に向けた組織づくり等の環境整備を進めるとともに、災害ボランティア活動に対する市民の啓発や参加促進などに取り組むものとする。

第20節 富士山の火山災害予防計画〔総務局(危機管理部)〕

1 主旨

この計画は、富士山が噴火した場合に、本市で予想される火山現象である降灰から、市民等の身体及び財産を守るため、必要な予防対策等について定めたものである。

本計画に定めのない事項については、一般対策編の各計画に基づき実施する。

2 ライフライン施設の安全性確保

降灰が想定される範囲内に施設を有するライフライン施設の管理者は、降灰による水質汚濁の予防、下水処理機能の維持、碍子からの漏電を防止するための予防洗浄体制の整備、通信障害の防止など、降灰に対する施設の安全性確保に努める。

3 関係機関との連携体制の整備

市は、県及び防災関係機関と、富士山に関する防災情報及び対策の現状等について、情報交換等を行うとともに、富士山の火山防災対策に関して連絡調整を行う体制を整備する。

4 道路啓開体制の整備

道路管理者は、降灰により通行に支障をきたす場合に備えるため、次の事項について道路啓開体制の整備を図るものとする。

- (1) 優先的に啓開を要する道路の選定
- (2) 道路啓開活動要員の確保
- (3) 道路啓開用資機材及び重機の確保並びに道路の降灰の除去に必要な車両の確保

第21節 救助・救急活動に関する計画〔消防局〕

1 救助隊の整備

市は、大規模災害及び特殊災害に対応するため、高度な救助の知識・技術及び救助資機材を有する救助隊の整備を推進する。

2 救急隊の整備

市は、大規模災害及び特殊災害に対応するため、高度な救命処置の知識・技術及び救命資器材を有する救急隊の整備を推進する。

第22節 防災ヘリポートに関する計画〔都市局(都市計画部)、総務局(危機管理部)〕

1 静岡ヘリポートの整備

市は、防災ヘリポートとして、災害時にヘリコプターによる防災活動が円滑に行われるよう努める。

2 防災ヘリポートの整備

市は、災害時における臨時の離着陸場として、河川敷やグラウンドなどある程度広い敷地を防災ヘリポートとして指定する。

第23節 応急仮設住宅等〔都市局(建築部)〕

1 建設用地の確保

市は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

2 公営住宅等のあっせん

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 主旨

この計画は、災害に際し住民の生命及び身体を保護し、併せて社会秩序を維持するため、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得て応急的に実施する措置について定める。

なお、この計画は県地域防災計画並びに指定行政機関、指定公共機関が策定する防災業務計画に抵触しないこととする。

1 この計画を理解し実施するための留意事項

(1) 関係法律との関係

「災害対策基本法」(以下、この章において「法」という。)第10条(他の法律との関係)に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じて、その運用を図るものとする。

(2) 相互協力

法第5条(市町村の責務)、第6条(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)、第7条(住民等の責務)及び第54条(発見者の通報義務等)の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。

この計画の運用についても、関係機関はもとより公共的団体並びに個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者は誠実に各々の責務を果たすこととする。

2 配慮すべき事項

(1) 要請について

この計画に基づき、災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう常に十分な配慮をするとともに、この計画で県その他関係機関の応援並びに実施を必要とする場合は、遅滞なく、しかも的確に情勢を把握して要請及び連絡を行うものとする。

要請及び連絡は手段を問わず臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対策の応援実施が速やかに行えるよう努めるものとし、電話、防災無線等で要請した事項については、事後正式書面により処理するものとする。

(2) 関係者への周知徹底について

災害時において、この計画に基づき施設、物資等調達のあるせんを行う場合は、的確かつ迅速に実施できるよう当該区域内に所在する施設の管理者又は物資等の販売者に対し、災害時の相互協力について十分に周知徹底を図り、必要な配慮をしておくものとする。

3 応援の指揮系統

法第67条(他の市町村長に対する応援の要求)、第68条(都道府県知事等に対する応援の要求等)及び第72条(都道府県知事の指示)の定めるところにより応援に従事する者は、市長の指揮によるものとする。また、応援を行う場合については、応援要請のあった市町村の指揮の

もとに行動するものとする。

4 協力要請事項の正確な授受

要員の動員協力、物資調達等の要請、あつせん及び受諾にあたっては、特に混乱しやすい災害時であり、不正確な授受のため事後責任の所在が不明確になりがちであるので、関係機関並びに業者とも相互に要請内容のほか、次の事項を確認するとともに、事後経費等の精算に支障のないよう留意するものとする。

- (1) 機関名
- (2) 所属部課名
- (3) 氏名

5 従事命令等の発動

法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、必要に応じ従事命令及び物資の保管等強制権を発動することとしているが、その行使にあたっては慎重に扱うとともに、関係者に対しては、常にその主旨に沿った行動を徹底させておくものとする。

6 標示等

災害応急対策の処理を円滑に実施するため、この計画に定める標示等のほか、その都度必要な標示等を設定するものとし、設定にあたっては標示等の意義、目的等が正確に判断できるよう留意する。

7 知事による応急措置の代行

法第73条の規定に基づき、市長が実施すべき応急措置を知事が代行する場合は、市地域防災計画の定めるところにより行うものとする。

8 経費負担

- (1) 災害応急対策に要する経費については、法第91条（災害予防等に要する費用の負担）の定めるところにより、特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずるものが負担するものとする。
- (2) 市の要請により、県が他の市町村又は業者から動員及び調達をした場合の経費の精算は、応援又は供給した市町村もしくは業者の請求に基づき県が確認のうえ、それぞれ定められた負担区分により清算するものとする。

9 地域防災計画の修正

この計画は、毎年定期的に検討を加え、必要があると認めるときは、防災会議に諮り、これを修正する。

第2節 組織計画〔総務局(危機管理部)〕

1 主旨

この計画は、災害対策本部体制を明らかにし、応急対策の遂行に支障のないよう措置するこ

とを目的に定める。

2 防災体制

(1) 防災会議

防災会議は、市域に係る防災に関する基本方針の決定及びその実施の推進を図ることとする。

防災会議の編成及び運営は、静岡市防災会議条例（平成15年4月1日条例第293号）の定めるところによる。

◇ 静岡市防災会議条例（資料編1-1）

(2) 災害対策本部

市長は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その対策を実施するため必要があると認めるときは、法第23条に基づき、災害対策本部を設置する。

ア 編成および運営

静岡市災害対策本部条例（平成15年4月1日条例第294号）及び静岡市災害対策本部運営要綱の定めるところによる。

◇ 静岡市災害対策本部条例（資料編1-2）

◇ 静岡市災害対策本部運営要綱（資料編1-3）

イ 設置基準

(ア) 災害救助法が適用される程度の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき

(イ) 津波予報区「静岡県」に津波警報（大津波）が発表されたとき

(ウ) その他の状況により市長が必要と認めるとき

ウ 要員

災害の種類、規模及び被害の程度、被害予測等により職員を段階的に配備する。災害対策本部の配備体制については、別に定める災害時職員配備基準によるものとする。

エ 災害対策本部、区本部及び地区支部

静岡市役所静岡庁舎内に災害対策本部を、地域防災活動の拠点として区本部及び地区支部を設置するものとする。

オ 標識等

災害対策本部の活動を円滑に進めるため、標識、腕章及び立ち入り検査員であることを示す証票は別に定める。

カ 廃止

市長（本部長）は、災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したときは、災害対策本部を解散する。

(3) 水防本部

水防本部組織に関し必要な事項は「第28節 水防計画」の定めるところによる。ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

第3節 職員の動員計画〔総務局(行政管理部)〕

1 主旨

この計画は、災害対策本部を設置し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な

職員の配備と指示の伝達方法について定める。

2 職員配備体制

災害の状況に応じて、別に定める災害時職員配備基準に基づき、災害対策本部、区本部、地区支部並びに各部に必要な職員を配備する。

3 指示の伝達経路と動員方法

職員に対して、別に定める指示伝達の経路に従い、迅速かつ正確に指示を伝達する。

(1) 勤務時間内の指示伝達

庁舎内の職員に対しては、庁内放送を使い一斉に指示を伝達する。また、出先の事務所等に対しては、各部のとりまとめ課より電話で迅速に指示を伝達する。

各課の連絡責任者には防災情報メールを使用して、直接指示を伝達し、指示を受けた各課の連絡責任者は、課員に速やかに指示を伝達する。

◇ 平常の勤務時間内における動員指令 (資料編2-2)

(2) 休日又は勤務時間外における動員

防災情報メールで指示を受領した各部課の連絡責任者は、予め各部課で定めた非常連絡系統図に従い、迅速に課員に対して動員指令を伝達する。各区の地区支部についても同様に、連絡責任者が各支部で定めた非常連絡系統図に従い支部員に伝達する。

なお、動員指令の伝達方法については、不測の災害に備えて数種の経路を設定するなど、最善の対策をとるよう配慮するものとする。

有線電話が途絶し、職員に対する動員指令の伝達が困難となったときは、職員自身によりテレビ、ラジオ等から情報等を入手し、災害時職員配備基準に基づき参集するものとする。

◇ 休日又は勤務時間外における指示・情報の伝達系統 (資料編2-3)

(3) 報告

災害対策本部、区本部、地区支部及び各部の連絡責任者は、配備に就いた人員を随時、庶務班動員担当に報告する。

◇ 災害時における職員参集状況報告手順 (資料編2-9)

第4節 派遣要請計画 [総務局(行政管理部, 危機管理部)]

1 主旨

市長は、災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要と認めたときは、防災関係機関の長又は他の地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請する。

また、知事に対して、指定行政機関、指定地方行政機関及び他の地方公共団体の職員の派遣について、あつせんを求めるものとする。

2 応援要請の基準

災害が発生したとき、人命又は財産を保護するために実施すべき応急対策が、市においては実施が不可能又は困難な事態が発生した場合とする。

3 職員の派遣要請

(1) 指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣要請（法29条関係）

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、次の事項を記載した文書をもって、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対して、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請する。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職種及び職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要事項

(2) 他の地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、前項に掲げる事項を記載した文書をもって、他の地方公共団体の長に対し、職員の派遣を要請する。

4 職員の派遣のあっせん

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、次の事項を記載した文書をもって、知事に対し、指定行政機関、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣についてあっせんに求めるものとする。

- (1) 派遣のあっせんに求める理由
- (2) 派遣のあっせんに求める職種及び職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他勤務条件
- (5) その他職員のあっせんについて必要事項

第5節 予警報の受領及び伝達計画〔総務局(危機管理部)、企画局(企画部)〕

1 主旨

この計画は、気象・地象・水象（以下、この節において「気象等」という。）に関する警報、注意報及び情報は、災害応急対策活動の基礎となるものであり、その受領伝達は迅速かつ確実に行う必要がある。そのため県及び防災関係機関等との有機的連絡を密にするとともに連絡系統を確立し、非常事態に対処できるよう定める。

2 受領及び伝達する予警報の種類と内容

(1) 気象等の警報、注意報及び情報（以下「警報」、「注意報」、「情報」という。）

ア 警報

「警報」とは、気象等により重大な災害が起こるおそれのある場合に、静岡地方気象台が一般の警戒を促すために発表するものである。

イ 注意報

「注意報」とは、気象等により災害が起こるおそれのある場合、静岡地方気象台が一般の注意を促すために発表するものである。

ウ 情報

「情報」とは、静岡地方気象台が警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表するものである。

エ 気象等の注意報及び警報の発表、切替並びに解除

(ア) 気象等の注意報、警報及び情報の発表

静岡地方気象台が必要に応じて発表する。

(イ) 気象等の注意報、警報の切替並びに解除

注意報及び警報は、その種類にかかわらず、これらの新たな注意報、又は警報が行われたときに切り替えられる。

オ 土砂災害警戒情報

「土砂災害警戒情報」とは、土砂災害が発生するおそれが高まったときに、市町長が避難を勧告又は指示する際の判断や、住民の自主避難の参考となるよう、県と静岡地方気象台が共同で発表するものである。

カ 気象等の注意報及び警報の発表細分区域

表 3-1 気象等の注意報及び警報の発表細分区域（平成22年5月27日現在）

| 一 次 細分区域 | 市町村 等をま とめた 地域 | 二 次 細分区域 | 地 域 名 |
|-------------|-------------------------|-------------|---|
| 中 部 | 中部北 | 静岡市 北 部 | 葵区（相淵、相俣、赤沢、井川、岩崎、有東木、梅ヶ島、大沢、大間、奥池ヶ谷、奥仙俣、落合、鍵穴、柿島、上落合、上坂本、桂山、崩野、口坂本、口仙俣、黒俣、小河内、腰越、小島、坂ノ上、坂本、杉尾、内匠、田代、寺島、渡、栃沢、長熊、中沢、長妻田、中平、楢尾、入島、日向、平野、昼居渡、森腰、諸子沢、八草、湯ノ島、油野、横沢、横山、蕨野に限る） |
| | 中部南 | 静岡市 南 部 | 葵区（静岡市北部の区域を除く。）・駿河区・清水区 |

キ 「水防活動」の気象等の警報・注意報

「水防活動」のための注意報及び警報は、静岡地方気象台から発表される一般の利用に適合する大雨・高潮・洪水の注意報及び警報、並びに気象庁から発表される津波の注意報及び警報をもってこれに代える。

(2) 指定河川に対する洪水予報

水防法（昭和24年法律第193号）第10条、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2より、国土交通大臣が指定した安倍川に係る洪水予報は、国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所と静岡地方気象台が共同で発表する。また、同様に富士川に係る洪水予報は、同関東地方整備局甲府河川国道事務所、甲府地方気象台、静岡地方気象台が共同で発表する。

- (3) 水防警報
国土交通大臣又は知事が指定する河川、海岸又は湖沼に洪水若しくは高潮・波浪による災害の発生が予想される場合に国土交通大臣又は知事が発表するものである。
- (4) 地方海上警報及び予報
東海地方の海上船舶に対して名古屋地方気象台が発表するものである。
- (5) 火災警報
消防法第22条第3項による知事の通報を受けた市長は、必要に応じて市域に火災に関する警報を発表するものとする。
- (6) 津波情報等の種類
 - ア 津波警報及び注意報
地震の発生後、津波による災害の発生が予想される場合に気象庁が発表する。なお、静岡市が含まれる津波予報区は「静岡県」である。

表 3-2 津波警報及び注意報の種類

| 予報の種類 | | 解 説 | 発表される津波の高さ |
|-------|------|---------------------------------------|---|
| 津波警報 | 大津波 | 高いところで3 m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒して下さい。 | 「3 m」、「4 m」、 「6 m」、「8 m」、 「10m以上」 |
| | 津波 | 高いところで2 m程度の津波が予想されますので、警戒して下さい。 | 「1 m」、「2 m」 |
| 津波注意報 | 津波注意 | 高いところで0.5 m程度の津波が予想されますので、注意して下さい。 | 「0.5m」 |

- (注) 1. 津波による被害のおそれなくなつたと認める場合、「津波警報解除」又は「津波注意報解除」として速やかに通知する。
2. 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなつた時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかった場合の潮位（平滑したもの）との差であつて、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波予報

地震発生後、津波が予想されなかつたり、予想されても災害が起こるおそれがない0.2 m未満の高さの津波の場合には、津波予報を発表する。

表 3-3 津波予報の内容

| 発表される場合 | 内容 |
|----------------------|--|
| 津波が予想されないとき | 津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。 |
| 0.2m未満の海面変動が予想されたとき | 高いところでも0.2m未満の海面変動のため、被害の心配はなく、特段の防災対策の必要がない旨を発表する。 |
| 津波注意報解除後も海面変動が継続するとき | 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入つての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。 |

ウ 津波情報

津波警報・注意報が発表された場合に、気象庁は、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表する。津波情報の種類は次のとおりである。

| 種 | 類 |
|---|---------------------------|
| | 津波予想到達時刻・予想される津波の高さに関する情報 |
| | 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報 |
| | 津波観測に関する情報・その他 |

3 予警報等の受領及び伝達の経路

(1) 災害対策本部開設前

ア 勤務時間内の予警報等の受領及び伝達

- ◇ 災害対策本部開設前、勤務時間内における予警報等の受領と伝達系統図
(資料編 2-4)

イ 勤務時間外の予警報等の受領及び伝達

- ◇ 災害対策本部開設前、休日又は勤務時間外における予警報等の受領と伝達系統図
(資料編 2-5)

(2) 災害対策本部が開設されている場合における予警報等の受領及び伝達

- ◇ 災害対策本部が開設されている場合における予警報等の受領と伝達系統図
(資料編 2-6)

4 予警報等の受領責任者

- (1) 静岡地方気象台から各機関を通して発表される気象予警報、水防本部を通して伝達される水防警報、各種の情報、対策の通報等の受領責任者は、災害対策本部開設前は防災対策課長とし、災害対策本部開設後は情報班長とする。

- (2) 予警報等の受領責任者は、災害対策本部開設前にあつては関係各課、災害対策本部開設後は本部長並びに本部員に速やかに報告する。

5 予警報等の住民への伝達

市は、受信した情報を同報無線、広報車等により速やかに住民に周知するものとし、可能な限り災害時要援護者に配慮した情報の伝達に努めるものとする。

- ◇ 気象の予報（注意報）及び警報伝達系統図
(資料編 2-7)
- ◇ 津波警報標識
(資料編 2-8)

第6節 災害情報の収集及び報告計画〔総務局(危機管理部)、企画局(企画部)〕

1 主旨

この計画は、災害に関する情報を迅速に収集し、被害状況を的確に把握するため、本部の情報収集機能の充実強化を図るとともに、防災関係機関並びに民間諸団体との協力体制を確立

し、効率の高い情報活動及び被害状況調査活動が展開できるよう、次のように定める。

2 災害情報の収集

(1) 災害情報の統制機能

大量に発生する情報を整理統合し、災害に関する必要な情報を的確に収集するための機能の強化を図るとともに、通信窓口の明確化又は一本化を図るものとする。

(2) 災害情報の整理分析

災害に関する情報を整理分析し、総合的な応急対策の実施を図るとともに、被害の拡大防止対策が適切に実施できるよう、機能の整備に努めるものとする。

(3) 市民及び防災関係機関の協力

災害が発生し、又は発生するおそれがある異常現象（異常水位、地すべり、がけ崩れ、火災等）を発見した者は、ただちにその旨を市及び防災関係機関等に届け出るものとする。

また、市及び防災関係機関等は、必要に応じて相互に災害情報の交換を行う。このため防災関係機関等は、情報担当責任者を定めておくものとする。

3 災害対策本部設置前の措置

(1) 各部課の職員は、災害に関する情報、被害状況報告等の通報を受けたときは、所属長に報告するとともに防災対策課長に報告する。

(2) 防災対策課長は、前記の報告又は直接収集した被害状況を取りまとめ、関係各部課長に通報し、重要事項と認めたときは、危機管理統括監を通じて市長等に報告する。

(3) 災害対策本部が設置されたときは、全ての情報及び資料を情報班に引継ぐものとする。

4 災害対策本部設置後の措置

(1) 情報班は、災害に関する全ての情報を接受し、情報収集にあたる。

(2) 災害対策本部の各区本部は、所轄内の災害に関するすべての情報を接受し、情報収集にあたる。

(3) 現地活動拠点への派遣職員は、所轄区域内で得た災害に関する情報を所属の区本部に報告する。

5 被害状況の調査

被害状況の調査にあたっては、調査担当職員を現地に派遣し、各自主防災組織（自治会・町内会）、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工業組合、商工会議所、その他民間諸団体等の協力を得て迅速かつ正確に実施する。

(1) 人の被害並びに住家及び非住家の被害調査

被害の判定基準に基づき調査を行う。なお、人の被害並びに住家の被害については、救助及びその他の災害応急対策を実施する基礎となるものであり、災害の規模又は程度によっては職員等の応援を要請し、早急に調査を完了するよう配慮するものとする。

◇ 災害救助法の適用（資料編6-1）

(2) 農林水産関係の被害調査

ア 農地、農業施設、林地、林業施設及び林産物の被害調査は、農業協同組合及び森林組合等の協力を得て実施する。

イ 農作物、畜産の被害及び内水面漁業にかかる生産施設、水産物の被害調査は、農業協同組合、漁業協同組合等の協力を得て実施する。

ウ 漁港、水産施設及び水産物の被害調査は、漁業協同組合等の協力を得て実施する。（ただし、内水面漁業に係る生産施設及び水産物の被害は除く。）

(3) 商工業関係の被害調査

商工業及びサービス業の被害調査は、商工業組合、商工会議所等の協力を得て実施する。

(4) 土木関係の被害調査

道路、道路の附属施設、河川の被害及び急傾斜地崩壊危険区域指定地の被害調査は、建設業協会等の協力を得て実施する。

(5) 学校関係施設の被害調査

学校関係施設の被害調査は、施設管理責任者（学校長等）に実施を依頼する。

(6) その他の被害

行政用財産については、各所管課の属する班が専門分野の協力を得て調査する。

6 調査報告と「り災証明書」の交付

人並びに住家及び非住家の被害調査を実施した後は、速やかに「災害り災者調査原票」を作成するとともに、り災者から申請があった場合は「り災証明書」を交付する。

◇ 災害り災者調査原票 (資料編6-2)

◇ り災証明書 (資料編6-3)

7 県への報告及び要請

(1) 被害速報（随時）

市長は、県の定める「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」（以下「情報広報実施要領」という。）に基づき、速やかに県に報告する。この場合に、迅速に情報を報告することに特に留意し、当該災害の概要及び被害等の状況を把握できる範囲で第一報として報告するとともに、被害の状況（特に死傷者の数）の判明又は災害等の状況の変化に従い、逐次、第二報以降の情報収集・伝達を行うこととする。

ただし、県に連絡できない場合は内閣総理大臣に報告する。この場合、報告すべき事項、方法等は県への報告に準ずるものとする。なお、連絡がつか次第、県にも報告する。

また、県に対して要請すべき事項がある場合は、文書に各計画に定める必要事項を付記して要請する。

(2) 定時報告

市は、県が求める定時の報告に対応するため、可能な限り最新の被害状況を把握しておくものとする。

(3) 確定報告

市は、被害状況確定後、速やかに県に文書をもって報告するものとする。

8 内閣総理大臣に対する報告

法第53条第2項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告すべき災害

(1) 県が災害対策本部を設置した災害

(2) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められ

る程度の災害

(3) (1)又は(2)に定める災害になるおそれのある災害のいずれかである。

ただし、大規模な災害等や社会的影響が大きい災害等が発生した場合には、迅速な情報の収集・伝達に特に留意し、災害等の概要と被害等の状況を把握できる範囲内で第一報を行う。

なかでも、交通機関、建築物、危険物施設等における事故等により多数の死傷者が発生し、又は発生するおそれのある場合には、当該災害等が発生したという旨の伝達を主眼に第一報を行う。

把握できる範囲内で第一報を行った後は、被害等の状況（特に死傷者の数）の判明又は災害等の状況の変化にしたがい、逐次、第二報以降の情報の収集・伝達を行うこととする。

市が県に報告できず、内閣総理大臣に報告する場合もこれに準じて行うものとする。

なお、内閣総理大臣への報告は、県からは消防庁に報告すれば足りるものであり、消防庁が内閣府（内閣総理大臣）へ報告することとされている。また、中央防災会議へは内閣総理大臣から通報することとされているところである。

報告基準は、次の基準に該当するものとする。

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの

イ 県又は市が災害対策本部を設置したもの

ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で多くの被害を生じているもの

エ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの

オ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～エの要件に該当する災害に発展するおそれのあるもの

カ 地震が発生し、県の区域内で震度4以上を記録したもの

キ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

9 防災会議に対する報告

必要に応じ被害状況及び応急対策等の措置について、防災会議に報告するものとする。

10 通信系統

本部、区本部及び地区支部

災害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合における必要な情報の収集又は伝達のための通信系統は、次によるものとする。

◇ 防災情報通信系統 (資料編2-10)

11 通信手段

(1) 防災行政無線（基地局を災害対策本部室におき、必要に応じ移動局を設置するものとする。）

(2) 防災相互無線

(3) 地域防災無線

◇ 地域防災無線局一覧表 (資料編3-1)

- ◇ 防災行政無線局（移動系）一覧表（資料編 3-2）
- ◇ 同報無線（子局）設置場所一覧表（資料編 3-3）
- ◇ 防災相互無線一覧表（資料編 3-4）
- (4) 衛星携帯電話
 - ◇ 衛星携帯電話設置場所一覧表（資料編 3-5）
- (5) NTT加入電話

12 通信施設の利用方法

災害の発生により有線通信回線が被災し、不通となった場合、防災行政無線をはじめ、防災関係機関の非常通信を最大限に活用し、非常の際における通信連絡体制を確保する。

(1) 通信連絡の方法

災害時における通信連絡の円滑な運営を図り、混乱を防止するため不用不急の通信の排除に努めるとともに、通信の窓口となる災害対策本部の連絡責任者及び電話番号を指定し、関係各機関に周知する。また、有線通信が途絶したときは、行政有線通信を防災無線通信に切り替えるほか、口頭により連絡するものとする。

(2) 非常通信の確保

ア 災害の規模又は状況により通信回線を新設あるいは補充するときは、臨時回線の設置について西日本電信電話株式会社静岡支店に協力を要請するものとする。

イ 有線電話が途絶したとき、又は通話が混んで利用することが困難なときは、非常無線通信を利用して通信連絡の確保を図る。

山間部において有線電話が途絶したときは、西日本電信電話株式会社静岡支店により設置されたKu帯超小型衛星通信方式（Ku-1ch）による電話回線の活用を図る。

(3) 放送の活用

緊急を要する場合で特別の必要があるときは、放送機関に対し、災害に関する通知、要請、伝達、警告等の放送を依頼するものとする。

(4) 非常電話、非常電報等の利用

ア 非常電話・緊急電話

非常事態・緊急事態が発生した場合、救援、復旧等のために必要な事項を内容とする通話で、交換手扱い通話に優先して接続する、局番なしの「102番」である。

イ 非常電報及び緊急電報

西日本電信電話株式会社が事前に指定した番号に申し込む。

(5) 同報無線等の利用

災害が発生したとき、又は発生のおそれのあるときは、同報無線等を活用し、市民に情報の周知徹底を図る。

第7節 通信施設応急対策計画〔総務局(危機管理部)、企画局(企画部)〕

西日本電信電話株式会社静岡支店等の通信事業者は、災害応急対策活動の基幹となる通信施設を災害から防護し、防災関係機関の緊急連絡回線を確保するとともに、市民の情報活動の円滑化を図るため、その非常災害時の対策計画に基づいて防災活動を行うとともに、県・市をはじめ防災関係機関と協力して、ライフラインとしての機能の維持を図る。

第8節 災害広報計画〔総務局(危機管理部)、企画局(企画部)〕

1 主旨

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、人心の安定と社会秩序の維持を図るため、市の広報紙・広報車をはじめ、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関の協力を得て市民に対して、被害の状況、災害応急対策その他必要な情報を正確かつ迅速に広報する。

なお、その際、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び及び日本語のわからない外国人等の災害時要援護者に配慮した広報を行うものとする。

2 広報の内容

静岡県が定める「情報広報活動実施要領」による。

- (1) 気象・地象・水象に関する情報
- (2) 道路交通状況
- (3) 交通機関の状況
- (4) 電気・ガス・上下水道の状況
- (5) その他人心の安定及び社会秩序維持のための必要事項

3 報道機関に対する発表

- (1) 情報発表者
災害対策本部において、報道機関に対応する場合の責任者は広報班長とする。
- (2) 情報発表方法
報道機関に対する情報の発表は、原則として「市政記者クラブ」を通じて行うが、必要により災害対策本部へ参集を求めて行うものとする。
- (3) 発表内容
発表する情報の内容は、災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況、住民に対する避難勧告・指示の状況、一般市民並びに被災者に対する広報資料等とする。

4 広報媒体の活用

市が災害対策上、必要な事項を市民に周知する場合は、別に掲げる各種の媒体を活用して行うものとする。

- (1) 同報無線
- (2) 印刷媒体
 - ア 広報紙
 - イ 回覧文書
 - ウ ポスター・チラシ類
 - エ 市政記者クラブ加盟の日刊紙
 - オ 災害記録写真グラフ等
- (3) 視聴覚媒体
 - ア 放送機関等
 - (ア) ラジオ放送（日本放送協会静岡放送局、静岡放送株式会社、静岡エフエム放送株式会社、株式会社シティエフエム静岡、株式会社エフエムしみず）

(イ) テレビ放送（日本放送協会静岡放送局、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、株式会社ドリームウェブ静岡）

イ インターネット

ウ 携帯電話を使った情報の配信（静岡市防災メール・エリアメール）

(4) 広報車

緊急に広報を必要とする場合は、広報車を出動させる。

(5) 有線放送施設

災害対策の情報が特定の地域に関するものである場合は、有線放送施設の所有者の協力を得て、有線放送施設を活用した広報に努めるものとする。

(6) コミュニティFM

「緊急情報放送に関する協定書」及び「災害時等における放送要請に関する協定」に基づき、コミュニティFM放送局（株式会社シティエフエム静岡、株式会社エフエムしみず）の協力を得て、緊急情報や災害関連情報を放送するものとする。

◇ 情報に関する協定 （資料編5-1）

5 記録写真集等の作成

災害の記録写真は、広報媒体としてのみでなく、国・県に対する報告資料としても重要なものである。市は、各部・班が行う被害調査及び災害応急対策活動状況を撮影した写真を収集するとともに、必要に応じて担当の職員を現地に派遣し、写真やビデオ等の撮影を行う。

また、報道機関が撮影したものについて提供を依頼する。

6 外部機関からの広報事項の受領及び連絡

(1) 市は外部機関からの災害対策に関する事項について、広報を依頼された場合は、これを受領し、その広報に必要な媒体を活用し広報する。

(2) 広報班長は、県又は外部機関からの災害対策上、必要な広報事項を受領した場合は、情報班に連絡する。

7 防災関係機関との協力

情報の混乱を防止し、広報活動の効果を高めるため、防災関係機関との緊密な連絡をとり、共同広報について積極的に協力するものとする。

8 経費負担区分

ラジオ放送及びテレビ放送を活用する場合の経費は、放送依頼時において、その都度協議して定める。

第9節 災害救助法の適用計画〔生活文化局(市民生活部)〕

1 主旨

この計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく救助の円滑な実施を図り、もってその万全を期することを目的とする。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法による適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に定めるところによるが、市において、具体的に災害救助法適用の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害である。

(1) 1号適用

住家の滅失（全壊、全焼又は流出）世帯数が市域内で150世帯以上（いずれかの区において100世帯以上、この場合該当する区のみ）に達した場合

(2) 2号適用

滅失世帯数が（1）の基準に達しないが、静岡県下の滅失世帯数が2,500世帯以上であり、本市における滅失世帯数が75世帯以上（いずれかの区において50世帯以上、この場合該当する区のみ）に達した場合

(3) 3号適用

滅失世帯数が（1）又は（2）の基準に達しないが、静岡県下の滅失世帯数が12,000世帯以上で、本市における被害世帯が多数の場合

なお、多数とはおおむね5世帯以上であり、市の被害状況が特に援助を要する状態にあると判断されたときをいう。

(4) 4号適用

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

3 被害世帯の算定基準

(1) 前項に記載する適用基準1～3に規定する住家が滅失した世帯の算定にあたっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、床上浸水、土砂のたまり積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

◇ 災害救助法の適用 (資料編6-1)

(2) 世帯及び住家の単位

ア 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

イ 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋がしゃ断又は独立しており、日常生活に必要な設計を有しているものなどについては、それぞれもって1住家として取り扱う。

4 災害救助法の適用手続

(1) 県への報告

市域内に災害が発生したときは、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を県中部危機管理局に報告する。

(2) 救助対策室の設置

災害救助法が適用されたときは、災害救助に関する事務を統括するため、災害対策本部に救助対策室を設置する。

5 災害救助法事務

災害に際し市における被害が、前記、災害救助法の適用基準のいずれかに該当している場合、次に掲げる応急救助事務について、知事からその事務の内容及び期間について通知を受ける。

- (1) 避難所の設置及び受入
- (2) 炊出し、その他による食品の給与
- (3) 飲料水の供給
- (4) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) り災者の救出
- (7) り災者の住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 遺体の搜索
- (11) 遺体の処理
- (12) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

6 費用限度額

災害救助法が適用された場合における費用の限度額は、災害救助法施行細則（昭和38年静岡県規則第25号）による救助の程度等（以下「災害救助法施行細則」という。）に基づき、静岡県が別に定める額とする。

7 一時繰替支弁

市は、救助に要する費用を県が支弁する暇がない場合は、一時繰替支弁する。

8 災害救助法適用外の災害

災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により市長の責任において救助を実施する。

第10節 避難救出計画〔総務局(危機管理部), 保健福祉子ども局, 区役所, 消防局〕

1 主旨

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、危険地域にある住民に対し避難の勧告又は指示を行い、安全地域に避難させるために必要な措置を定める。

2 避難の勧告又は指示

(1) 実施責任者

ア 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民に対して、避難のための準備情報の提供や立退きの勧告又は指示を行う。特に、高齢者や障害の

ある人等、避難行動に時間を要する災害時要援護者が迅速に避難できるよう、避難に関する情報の伝達を行うなど、マニュアル・計画に沿った避難支援を行うよう努める。

なお、緊急を要する場合は、副市長、危機管理統括監、区長又は消防長若しくは消防署長が臨時に代理する。

イ 避難の指示権の委任を受けた者

市長等の命を受け、災害現場に派遣された職員

ウ 知事

市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、知事が市長に代わって避難のための立ち退きの勧告又は指示を行うものとする。

エ 関係法令に基づいて、避難の指示等を行うものは次のとおりである。

表 3-4 災害対策基本法等関係法令による避難の勧告、指示の実施責任者

| 実施責任者 | 区 分 | 災害の種類 | 根 拠 法 令 |
|----------------|---------|---------------|------------------------------------|
| 市 長 | 勧 告・指 示 | 災 害 全 般 | 「災害対策基本法」第 60 条 |
| 警 察 官 | 指 示 | 災 害 全 般 | 「災害対策基本法」第 61 条 「警察官職務執行法」第 4 条 |
| 海上保安官 | 指 示 | 災 害 全 般 | 「災害対策基本法」第 61 条 |
| 知事又は知事の命を受けた職員 | 指 示 | 洪水・高潮 地すべり | 「水防法」第 29 条 「地すべり等防止法」第 25 条 |
| 水防管理者 | 指 示 | 洪水・高潮 | 「水防法」第 29 条 |
| 自 衛 官 | 指 示 | 災 害 全 般 | 「自衛隊法」第 94 条 |

- (2) 市長は、避難を勧告又は指示したとき、又は警察官等から指示を行った旨の通報を受けたときは、総括班に命じ、勧告又は指示の種別、実施責任者、勧告又は指示の理由、日時、避難の対象区域、連絡先等を記録させるとともに、ただちに知事に報告する。また、必要に応じ警察署並びに避難所として利用する施設の管理者その他関係機関に連絡し協力を求める。
- (3) 市長は、避難の必要がなくなったときは、ただちにその旨を避難者に同報無線、広報車等、適切な方法により公表するとともに、知事に報告する。

3 避難の勧告又は指示の伝達方法

市長は、危険地域の自主防災組織、住民及び事業所に対し同報無線、サイレン、テレビ、ラジオ、半鐘、広報車その他の方法により住民に周知徹底を図る。その際、災害時要援護者への的確な情報提供に配慮するよう努める。

避難の勧告又は指示を行う場合の伝達内容は次のとおりとする。

- (1) 避難準備情報、避難の勧告又は指示の実施者
- (2) 避難準備情報、避難の勧告又は指示の主旨
- (3) 避難準備情報、避難の勧告又は指示が出された地域名
- (4) 避難場所（所在地、名称、受入人員）

- (5) 避難の経路及び誘導方法
- (6) 注意事項

4 避難の対象者

- (1) 災害によって、現に被害を受けた者で住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受け、居住の場所を失った者
- (2) 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

5 避難誘導

避難にあたっては、自主防災組織等による避難誘導のもとに、高齢者、障害のある人等の保護を優先するなど、災害時要援護者に配慮した避難誘導を実施するものとする。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、必要に応じて警察官、自衛官、海上保安官等の出動を求めるものとする。

6 安否確認

安否確認の実施にあたっては、災害時要援護者に十分配慮するよう努めるものとする。

7 災害時要援護者の避難支援

市は、高齢者、障害のある人等の災害時要援護者の避難支援に努めるものとする。

8 避難所の安全管理

- (1) 避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市職員を配置し、本部及び自主防災組織との連絡及び施設の管理にあたる。
- (2) 避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の配置を要請する。
- (3) 避難所の安全管理上、適正な受入人員の把握に努め、受入能力からみて危険があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずる。
- (4) 正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努める。
- (5) 火災が発生した場合、火災状況、風向き、周囲の状況その他万一危険が迫った場合の広域避難地への避難のため、幹線避難路の状況等、常に情報収集に努める。
- (6) 避難所内に傷病人がいる場合は、速やかに適切な措置を講ずる。
- (7) 給食、給水その他当面必要とされる物資の供給等にあたっては、適切かつ迅速に措置して、避難者に不平不満が生じないように努める。
- (8) 避難所での避難生活の運営にあたっては、災害時要援護者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、プライバシーの確保等に配慮するものとする。

9 避難所等の開設

(1) 避難場所

避難の場所として、あらかじめ市が指定した避難地及び避難所を災害の状況及び規模に応じて開設する。

なお、大規模な災害により、多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、高齢者、障害のある人等の災害時要援護者を受け入れるため、災害時要援護者等避難所となる施設の管理者に開設を要請する。なお、必要に応じて県に応援を要請する。

さらに、災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

(2) 災害時要援護者等避難施設

市は、災害時要援護者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設等を災害時要援護者等避難施設及び福祉避難所として確保するように努める。また、市は、災害時要援護者等避難施設等を事前に指定し、広報するとともに、避難した災害時要援護者の支援に当たる人材の確保に努める。

(3) 避難所開設状況等の報告

下記事項について県中部危機管理局に報告する。

ア 避難所開設状況報告（開設後ただちに行う）

(ア) 開設の日時及び場所

(イ) 箇所数及び受入人員

(ウ) 開設期間の見込み

イ 避難所受入状況報告（日報）

受入人員（避難所別）

ウ 避難所閉鎖報告（閉鎖後ただちに行う。）

10 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき、市長は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。

(1) 警察官、海上保安官及び自衛官の代行

警察官、海上保安官及び自衛官は法第63条第2項、第3項の規定により市長の職権を行うことができる。警戒区域を設定した場合、警察官、海上保安官又は自衛官は、ただちにその旨を市長に通知する。

(2) 知事による代行

知事は、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、法第73条第1項の規定により、市長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令等を実施しなければならない。

11 学校、社会福祉施設等における避難対策

(1) 学校、大規模事業所、特殊建築物等の管理者は、あらかじめ定められた避難計画に基づいて安全に避難できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(2) 病院、社会福祉施設等並びに多数の病人及び身動きの不自由な者を受入れている施設の管理者は、あらかじめ定められた避難計画に基づいて安全に避難できるよう必要な措置を講ずるものとする。

12 救助

(1) 対象者

災害により、食料品その他生活必需品の欠乏、住居のそう失、疾病傷病等の被害を受け、現に救助を必要としている者に対して救助を実施する。

(2) 救助の種類

- ア 避難所の設置及び受入
- イ り災者の救出
- ウ 食料の供給
- エ 飲料水の供給
- オ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- カ 医療及び助産
- キ 遺体の捜索、処理及び埋火葬
- ク 障害物の除去
- ケ 応急仮設住宅の設置及びり災者の住宅の応急修理
- コ 教材、学用品等の給与

13 り災者の救出

(1) 救出の対象

- ア 火災の際に火中にとり残された者
- イ 倒壊家屋の下敷きになった者
- ウ 水害により、水とともに流され又は孤立した地点にとり残された者
- エ 山・がけ崩れ、地すべり、なだれ等により生き埋めになった者
- オ 大規模な爆発又は電車、自動車、航空機等による集団的大事故が発生し、負傷等により救護を要する者

(2) 救出の方法

救出活動は、消防局が担当するものとし、救出及び救急に必要な部隊編成、車両その他資機材を整備し、それぞれの実情に応じた作業を実施する。

なお、救護に必要な計画については、警察、医師会及び関係交通機関と連絡調整を図っておくものとする。

(3) 関係機関等への応援要請

災害による被害が甚大な場合あるいは災害が同時に多発し、消防局による救出が困難なときは、自衛隊、他の消防機関、県及び警察に応援を要請する。また、住民、事業所等で組織する自主防災組織、ボランティア等に対しても協力を要請する。

(4) 警察との連携

交通規制及び現場の警備等が必要となるため、特に警察署と緊密に連携して、り災者の救出にあたるものとする。

(5) 医療機関との連携

市内の総合病院、医師会、看護協会等と連携して、救急業務にあたるものとする。

(6) 救出期間

災害救助法が適用された場合の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。ただし、これによりがたい場合は、知事と協議をして期間を延長することができる。

14 県への要請事項

市長は、自ら避難及び救出を行うことが困難な場合には、下記事項を明らかにしたうえで、知事に応援を要請する。

(1) 避難の場合

- ア 避難希望地域
- イ 避難を要する人員
- ウ 避難期間
- エ 輸送手段
- オ その他必要事項（災害発生原因等）

(2) 救出の場合

- ア 救出を要する人員
- イ 周囲の状況（詳細に記入する。）
- ウ その他必要事項（災害発生原因等）

15 避難場所の早期解消

市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

第11節 食料供給計画〔財政局(財政部), 経済局(商工部), 教育委員会〕

1 主旨

この計画は、災害のため物資の流通機能がまひし、食料を確保することが困難で、また住家の被害等により自宅での炊飯が不可能になり、日常の食事に支障がある者に対して、災害時における炊出し、その他必要な食品を確保し支給するため、市の実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置することを目的とする。

2 実施内容等

(1) 食料給与の対象者

- ア 避難所に避難した者
- イ 住家の被害が全焼、全壊、流出、半壊、半焼、床上浸水等であって炊事のできない者
- ウ 旅館等の宿泊人、一般家庭の来訪客等
- エ 被害を受け現在地に居住することができず、一時縁故先などに避難する者で、食料品をそう失し、持ち合わせのない者

(2) 対象品目

- ア 主食（米、弁当、パン、麺類、インスタント食品等の主食）
- イ 副食（調味料を含む。）

(3) 給与の方法

給与は次の2種類とする。

ア 炊出し

り災者に対する応急炊出し及び食料品給与の担当を定め、緊急の場合は必要に応じて自主防災組織、日赤奉仕団等の協力を求め、給食施設あるいは仮設炊飯施設により炊出しを行う。

イ 食料の給与

食料の給与は、原則として包装食によるものとし、なるべく保存性の高い副食物を添える。

なお、主食は米麦飯あるいはパンを原則とし、副食は状況により添付するが、漬物、佃煮缶詰等で食器類を必要としない食品に配慮する。

また、食品の給与に替えて金銭の支給は行わず、数量については、1人1食精米200g以内（配給基準数量）、乾パン、生パン及び麺類については社会通念上の数量とする。

給食については、学校給食センターや小中学校給食室の活用のほか、民間給食施設や食品製造業者等に協力を要請するなど、被災状況に適切して実施する。

なお、衛生面に留意し、飲料水の衛生処理、器具、容器の洗浄、ハエ等の害虫駆除等を図るものとし、被災者の健康保持のため、栄養指導についても配慮するものとする。

(4) 実施期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、期間内に炊出しその他による食品給与を打ち切ることが困難な場合は、知事と協議して必要最小限の期間の延長をすることができる。

(5) 輸送方法

調達する食料の輸送は、原則として当該物資発注先の業者に依頼するものとし、当該業者において措置できないときは、「第21節 輸送計画」に基づき措置するものとする。

3 調達の方法

(1) 協定に基づく調達

民間との協定に基づき販売業者から購入するものとする。このため、平素から業者の所在地、供給能力等を調査把握し、災害時に対処するものとする。

(2) 知事への要請

市で調達が不可能又は困難な場合には、下記の事項を明らかにしたうえで、知事に対し調達あっせんを要請するものとする。

ア 調達あっせんを必要とする理由

イ 必要食料品目

ウ 必要数量

エ 引渡しを受ける場所及び引受責任者

オ 連絡課及び連絡責任者

カ 荷役作業員の有無

キ その他参考となる事項

(3) 交通、通信が途絶して市長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置

災害救助法又は国民保護法が発動され、救援を行う場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、市長は農林水産省に対して政府所有米穀の緊急引き渡しを要請するものとする。

4 費用の限度額等

災害救助法が適用された場合、炊出しその他による食品給与のために支出できる費用の限度額は、災害救助法施行細則に基づき、静岡県が別に定める額とする。

また、その内訳は次のとおりである。

(1) 主食費、副食費、燃料費

(2) 器物（炊飯器、鍋、ヤカン、バケツ等）の使用謝金又は借上料

(3) アルミホイル等の包装紙類、茶、はし等の購入費

5 実施状況の報告及び整備書類の作成

県が別に定める書類を整備するとともに、必要な都度、実施状況を報告する。

第12節 衣料・必需品・その他の物資供給計画〔財政局(財政部), 経済局(商工部)〕

1 主旨

この計画は、災害によって被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品をそう失又はき損し、これらの生活必需品を入手できない被災者に対し、急場をしのご程度の衣料、生活必需品等を支給するため、市の実施事項について定めておくものとする。

2 実施事項

(1) 衣料、生活必需品等の給与又は貸与の対象者

住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水もしくは船舶の遭難等により生活上必要な衣服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、ただちに日常生活を営むことが困難な者

なお、床下浸水又は非住家に被害を受けただけの者は対象としない。

(2) 対象品目

ア 被服、寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

イ 日用品

石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等

ウ 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

エ 光熱材料

マッチ、LPガス等

(3) 割当計画の作成

作成された「災害り災者調査原票」に基づき、必要物品の購入、当該物品の引取り及び配布の割当計画を作成する。

(4) 調達

被災者に対する生活必需品の調達担当は、被災の程度により必要とする物資を速やかに調達できるよう努めるものとし、調達が困難な物資については、県に対し調達又はあっせんを要請するものとする。

◇ 物資調達に関する協定（資料編5-4）

(5) 輸送の方法

ア 調達した物資の輸送については、原則として当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。

イ 当該物資発注先の業者等において輸送できないときは、「第21節 輸送計画」に基づき市が措置するものとする。

(6) 給与又は貸与の方法

ア り災者調査原票に基づき、被災世帯の構成員の数を基準に配分計画を作成する。

イ 受領書を徴して現物支給する。

(7) 費用の限度額

災害救助法が適用された場合、給与又は貸与のため支出できる費用の限度額は、災害救助法施行細則に基づき、静岡県が別に定める額とする。

(8) 給与又は貸与の期間

災害救助法が適用された場合の給与又は貸与の期間は、最終的に物資が被災者の手に渡されるまでの期間であり、災害発生の日から10日以内である。ただし、交通のと絶、物資の調達が困難など特別の理由があるときは、知事と協議をして必要最小限度の期間を延長することができる。

(9) 実施状況の報告及び整備書類の作成

県が別に定める書類を整備するとともに、必要な都度、実施状況を報告する。

3 県への要請事項

市長は、衣料、生活必需品等の調達が不可能又は困難な場合には、次の事項を明かにしたうえで、知事に調達あっせんを要請するものとする。

- (1) 必要品目
- (2) 必要数量
- (3) 引き渡し場所及び受取責任者
- (4) 連絡課及び連絡責任者
- (5) 荷役作業員の有無
- (6) 経費負担区分
- (7) その他参考になる事項

第13節 給水計画〔上下水道局(水道部)〕

1 主旨

この計画は、災害により飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない場合における応急飲料水供給のための実施事項を定め、給水に支障のないよう措置することを目的とする。

2 実施事項

(1) 給水の方法

被災者に対する飲料水の供給の担当を定め、被災状況に応じて給水車、給水容器による搬送給水あるいは汚染の少ない井戸等を水源とし、ろ過消毒して供給するなど、現状に応じた適切な方法により実施する。

ア 飲料水の供給は、原則として自主防災組織等の協力を得て実施する。

ただし、災害が広範囲にわたり、かつ水道施設の被害が甚大で給水能力を上回ったときは、日本水道協会、他の地方公共団体に応援を要請するほか、知事に対して自衛隊等の派遣要請を要求するものとする。

イ 飲料水の供給に使用する器具は、十分に洗浄したのち使用する。

ウ 仮設共用栓等を設置し、最低の生活に必要な水を供給するよう努める。

エ 飲料水の供給は、給水車又は給水容器による搬送給水あるいは汚染の少ない井戸等を

水源とし、ろ過消毒して供給するなど、現状に応じた適切な方法により実施する。なお、自己努力によって飲料水を確保する住民に対しては、衛生上の注意を広報する。

- (2) 給水対象者
災害により、現に飲料水を得る事ができない者
- (3) 飲料水の供給量
飲料水の最低必要量として、1人1日3リットルを目標とする。
- (4) 費用の限度額等
災害救助法が適用された場合、飲料水の供給に必要な費用の限度額は、災害救助法施行細則に基づき、静岡県が別に定める額とする。
なお、対象経費は次のとおりである。
ア ろ過水その他供給による人夫賃及び輸送費
イ ろ過水器その他給水に必要な機器及び器具の借上料、修繕費又は燃料費
ウ 浄水用薬品及び資材費
- (5) 飲料水の供給期間
災害救助法に基づく供給は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、知事と協議し必要最小限の期間を延長することができる。

3 県への要請事項

市長は、市内で飲料水の供給を実施することが不可能な場合は、次の事項を明かにしたうえで、知事に調達のあっせんを要請する。

- (1) 給水対象人員
- (2) 給水期間及び給水量
- (3) 給水場所
- (4) 給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別必要数量
- (5) 給水車両のみ借上げの場合その台数
- (6) その他必要事項

第14節 水道及び下水道対策計画〔上下水道局〕

1 主旨

この計画は、市民の日常生活及び産業経済活動に欠くことのできない水道事業並びに下水道事業の各施設、設備についての応急措置について定めるものとする。

2 上水道

取水、浄水及び配水の各施設について、設備の防護に全力を挙げ給水不能の範囲を可能な限り最小限にとどめるよう努めるものとする。

- (1) 停電の場合
取水場、浄水場、配水場等において、自家発電装置のある施設はこれに切り替え、断水防止に万全の措置を講ずるものとする。
- (2) 水道水が汚染し、又は汚染のおそれがある場合
施設が破壊し、毒物等の混入が予想され、又は混入の事実を知った場合は、ただちに配

水を中止し、破壊箇所の復旧、施設の洗浄並びに消毒を実施して毒物等の除去に努めるとともに、広報車による広報、報道機関による通知放送、報道機関による緊急放送等により水道の使用禁止の周知徹底を図るものとする。

(3) 取水、浄水、配水施設が破損した場合

一部の取水、配水系統が破損した場合は、断水区域の縮小を図り、断水区域に対して応急給水を実施するとともに、破損箇所の復旧に全力を挙げるものとする。又、施設の大部分が破損した場合は施設の応急復旧に努める。

(4) 配水管が破損した場合

配水管が破損し、出水による浸水、道路陥没等の被害が発生、又は発生のおそれがある場合は、配水を一時制限又は停止の措置をとるものとする。このため、広範囲にわたって長時間の断水が生じたときは給水の措置をとらなければならない。

3 下水道

下水道の防護に全力を挙げるとともに、施設に被害を生じたときは、ただちに応急復旧に努めるとともに下水処理機能及び排水機能の確保を図るものとする。

(1) 応急措置

ア 停電の場合

ポンプ場、浄化センター等において停電した場合には、ただちに機器が正常に作動するか確認し、自家発電装置に切り替え、施設の維持管理に万全の体制を講ずるものとする。

イ 浸水の場合

浄化センターが浸水した場合は、ただちに排水を図るため、被災箇所・状況を調査し、速やかに応急措置を講じる。また、下水道幹線・雨水幹線の破損による浸水については、被害が広範囲に及ぶおそれがあり、応急復旧は特に迅速に行う必要がある。排水不能の事態が発生した場合には、移動ポンプを設置して排水作業を行うものとする。

ウ 管きよの閉塞

管きよ等の破損により、管きよ内に土砂等が流入・堆積した場合には、速やかに閉塞箇所を把握し、障害物を除去し、流入防止等の応急措置をとるものとする。

エ 津波による被害

ポンプ場、浄化センター等においては、津波警報が発表された場合は、ただちに放流ゲートを閉め、放流口からの浸水を防止する。なお、流入水位が上昇した場合は、放流口水位の状態を見ながらゲートを調整し放流する。

(2) 要員の確保

緊急活動の実施にあたり、要員に不足を生じたときは、他の部・班の職員の応援を要請するものとするが、なお不足するときは下水道事業災害時大都市ルールに加入する地方公共団体（東京都及び政令市）、指定工事店協同組合等及び他の地方公共団体に対して要員の派遣を要請するものとする。

(3) 応急復旧用資機材の確保

災害の規模により大量の資器材が必要になる場合は、下水道事業災害時大都市ルールに加入する地方公共団体（東京都及び政令市）及び指定工事店協同組合等に緊急的に資機材の調達を要請するものとする。

(4) その他

他関係機関との連携並びに住民への情報提供に努める。

第15節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画〔都市局(建築部)〕

1 主旨

この計画は、災害により住家が全壊、全焼又は流出し、居住場所がない者を受入れするため応急仮設住宅を設置し、また、災害によって住家が半壊、半焼して修理する以外に居住の場所がない者に対する必要最小限度の応急修理について、市の実施事項を定め、住宅の確保に支障のないよう措置することを目的とする。

2 実施事項

(1) 応急仮設住宅の設置

ア 構造及び規模

構造は1戸建、長屋建式又はアパート式の建築とし、1戸当たりの規模は、29.7m²(9坪)を基準とする。

イ 工事の実施

直営又は業者に請け負わせて設置する。

ウ 着工期間

災害発生の日から20日以内とする。ただし、事前に知事と協議して必要最小限度の期間を延長することができる。

エ 工事費の限度額

災害救助法が適用された場合の費用の限度額は、災害救助法施行細則に基づき、静岡県が別に定める額とする。

オ 建設場所

(ア) 公有地、民有地を問わず、選定、整地等に日時を要しない場所とする。

(イ) あらかじめ建設地を選定し、災害の状況に応じて決定する。

(ウ) 民有地については、賃貸借契約(契約期間2ヵ年)を締結し、借地料は市の負担とする。

(エ) 建設場所には、飲料水、交通、教育等の便を考慮し選定するものとする。

カ 供与期間

応急仮設住宅の供与期間は、受入れの日から2年以内とし、入居契約書を締結し、後日の立退き等に問題を生じないように配慮する。

キ 自力応急復旧の促進

自力で実施する住宅の応急復旧についても促進する。

ク その他

供与、維持管理、処分及び手続等、知事から委任を受けて行う場合は、災害救助法に基づく「応急仮設住宅設置要領」による。

(2) 応急仮設住宅

ア 入居の対象者

入居者は災害のため住家が全壊、全焼又は流出し、かつ自己の資力で住宅を確保することができない者とする。

イ 選考委員会の設置

選考事務の公正を期するため必要に応じ選考委員会を設置し、その都度市長が任命するものとする。

ウ 選考

選考にあたっては、り災者の資力その他条件を十分調査するものとし、必要に応じ民生委員の意見を徴する等、公平な選考に努めるものとする。

エ 選考基準

- (ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者
- (イ) 特定の資産のない高齢者世帯、身体に障害のある人がいる世帯、病弱者
- (ウ) 特定の資産のない寡婦、母子世帯
- (エ) 特定の資産のない失業者
- (オ) 特定の資産のない勤労者、中小企業者
- (カ) 前各号に準ずる経済的弱者

(3) 住宅の応急修理

ア 修理対象者

(ア) 災害のため住家が半焼又は半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

| 住家の半壊の基準 | うち「大規模半壊」 |
|---------------------------|------------|
| 損壊部分が延べ床面積の20%以上70%未満のもの | 50%以上70%未満 |
| 損害割合（経済的被害）が20%以上50%未満のもの | 40%以上50%未満 |

(イ) 公営住宅・会社の寮・飯場以外の住宅に居住している者

イ 修理期間

災害発生の日から1ヵ月以内とする。ただし、期間内に完成できない場合は、知事と協議し必要最小限度の期間延長をすることができる。

ウ その他

住宅の応急修理は現物給付（市が大工等を雇って実施する。）とする。

(4) 住宅の応急修理者の選考

応急修理者の選考は、前項（2）応急仮設住宅の入居者の選考に順ずる。

3 市の要請事項

市長は、資材等の調達が可能又は困難な場合には、次の事項を明らかにしたうえで、知事に調達及びあつせんを要請するものとする。

- (1) 被害世帯数（全壊、全焼、半壊、半焼、流失、一部損壊）
- (2) 住宅設置（修理）戸数
- (3) 住宅設置（修理）に必要とする資機材の品名及び数量
- (4) 住宅設置（修理）に必要とする建築業者及び人数
- (5) 連絡責任者名
- (6) その他参考となる事項

4 実施状況の報告及び整備書類の作成

県が別に定める書類を整備するとともに、必要な都度、実施状況を報告する。

5 災害時要援護者への配慮

応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮すること。特に応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

6 住宅の応急復旧活動

市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第16節 医療及び助産計画〔保健福祉子ども局(保健衛生部)〕

1 主旨

この計画は、災害のため医療機関が混乱し、医療又は助産を受ける途を失った者に対して、市の実施事項を定め、医療又は助産に支障のないように措置することを目的とする。

2 実施事項

(1) 医療を受ける対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者で、応急措置の必要がある者

(2) 助産を受ける対象者

- ア 災害のため助産の途を失った者
- イ 現に助産を要する状態の者
- ウ 災害の発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者
- エ 被災者であると否とを問わない。
- オ 本人の経済的能力の如何を問わない。

(3) 医療及び助産の範囲

表 3-5 医療及び助産の範囲

| 医 療 | 助 産 |
|------------------|----------------------|
| 1 診 察 | 1 分べんの介助 |
| 2 薬剤又は治療材料の支給 | 2 分べん前、分べん後の処置 |
| 3 処置、手術その他治療及び施術 | 3 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給 |
| 4 病院又は診療所への受入れ | |
| 5 看 護 | |

(4) 実施期間

- ア 医療 災害発生の日から14日以内
 - イ 助産 分べんした日から7日以内
- ただし、必要に応じ知事と協議し期間を延長することができる。

(5) 医療及び助産の実施

医療チームの編成

被災者に対する医療及び助産救護の担当を定め、医師会、公的病院等の協力を得て医療チームを編成し、救護所の開設あるいは巡回により医療及び助産にあたるものとする。

災害の規模又は患者の発生状況によっては、国及び県に応援を要請するものとする。なお、医療チームによる医療救護ができない場合又は医療チームによる医療救護が適当でないものについては、病院、診療所に医療救護を要請するものとする。

多数の負傷者が発生した場合は、トリアージを行い、効率的な活動に努めるものとする。

◇ 医療救護に関する協定 (資料編 5-5)

◇ 救護所一覧表 (資料編 4-14)

◇ 救護病院一覧表 (資料編 4-15)

(6) 費用の限度額等

ア 医療

(ア) 救護班による場合

使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費の実費

(イ) 病院又は診療所による場合

国民健康保険の診療報酬の額以内

(ウ) 施術者による場合

当該地域における協定料金の額以内

イ 助産

(ア) 救護班による場合

使用した衛生材料等の実費

(イ) 助産師による場合

当該地域における慣行料金の8割以内とする。

(7) 医療品等の確保

医療及び助産を実施するにあたり、必要とする医療品及び衛生材料の調達については、平素から取扱業者、取扱品目、供給能力等の実態を把握し、緊急確保の体制を整備しておくものとする。

また、災害時医薬品等の備蓄及び引渡しについての協定を締結した市内の薬局・薬店に要請等を行い、確保するものとする。

◇ 医療救護に関する協定 (資料編 5-5)

(8) 国及び県への要請事項

市長は、医療及び助産の供給が不足すると思われる場合には、次の事項を明らかにしたうえで、知事にそのあつせんを要請するものとする。

ア 救護を必要とする人員 (内科、外科、助産等の各人員)

イ 必要な応援班数

ウ 救護期間

エ 応援班の派遣場所

オ その他必要事項 (災害の発生原因等)

◇ 救護病院一覧表 (資料編 4-15)

(9) 医療救護活動の実施

多数の負傷者が発生した場合には、県医療救護計画で定める体制の中で、適切な医療救護活動を実施するものとする。医療救護活動の実施にあたっては、必要に応じてトリアージを行い、効率的な活動に努めるものとする。

(10) 実施状況の報告及び整備書類の作成

県が別に定める書類を整備するとともに、必要な都度、実施状況を報告する。

3 健康への配慮

特に、高齢者、障害のある人等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

市は、避難所等において保健師等による健康相談等を実施するものとする。

第17節 防疫計画〔保健福祉子ども局(保健衛生部)〕

1 主旨

この計画は、被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図ることを目的とする。

2 市長の実施事項及び要請事項

(1) 実施事項

- ア 病原体に汚染された場所の消毒
- イ ねずみ族、昆虫等の駆除
- ウ 病原体に汚染された物件の消毒等
- エ 生活用水の供給
- オ 浸水地域の防疫活動の実施
- カ 防疫薬品が不足した場合の卸売業者等からの調達及び県に対する供給調整の要請
- キ 臨時予防接種の実施
- ク 健康診断の実施
- ケ 感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにするための調査の実施

(2) 要請事項

- ア 防疫薬剤の種類及び数量
- イ その他必要事項

3 実施方法

(1) 防疫班の編成

防疫班を編成し、前項に定める実施事項を処理するものとする。

(2) 実施基準

被災により環境衛生が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、次の該当する地域から優先実施するものとする。

- ア 下痢患者、有熱患者が多発している地域

- イ 集団避難所
- ウ 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域

(3) 実施方法

ア 床下、庭

生石灰及びクレゾール液、乳剤散布（被災地の自治会に一括搬送し、各家庭への配布を依頼するものとする。）

イ 汚染した溝、水たまり

クレゾール液散布

ウ 汚染した井戸

次亜塩素酸ナトリウム投入

エ 毒劇物の取扱い

回収及び流出飛散防止を図る。

オ その他

適宜必要な措置

(4) 消毒機器及び薬品

消毒機器及び薬品は、協定締結業者より調達し、不足の場合は農協等が所有しているものを借り上げる。

4 実施期間

災害の状況に応じてその都度決定するが、おおむね7日間とする。

第18節 清掃計画〔環境局(廃棄物対策部), 上下水道局(下水道部)〕

1 主旨

この計画は、災害の発生に際し、被災地におけるごみ収集処理及びし尿の汲取処分、死亡獣畜の処理等、清掃業務を適切に行うため市の実施事項を定め、清掃作業に支障のないよう措置することを目的とする。

2 実施事項

(1) ごみ、死亡獣畜その他の廃棄物の収集、処理

ごみ、死亡獣畜その他の廃棄物の収集にあたっては、被災地の状況を考慮し、緊急処理等を勘案した収集計画を作成して実施する。これらの処理は、原則として市の各清掃工場において処理するが、必要に応じて、臨時に仮置場を設置し、衛生上支障のない方法により処理するものとする。

(2) 収集の実施

ごみは、市有特装車を使用し収集することを原則とするが、被害の種類、排出物の形状等により適切な方法で処理をするものとする。なお、多量に集積された箇所に対しては、ダンプカー、ショベルカー等を駆使し、迅速に収集を行うものとし、必要な車両等の借上げの措置を講ずるものとする。

(3) 処理

被災地から排出されたごみのうち、可燃物は市の各清掃工場焼却処分することを原則

とするが、排出量が処理能力を超えた場合又は不燃物との分別が困難な場合は一時仮置きを実施し、分別後順次、可燃物は焼却処理するものとする。なお、処理にあたっては、環境衛生上支障のないよう十分配慮しなければならない。

(4) し尿の収集及び処理

被災地の状況を考慮し、避難所等緊急に処理を必要とする地域から実施する。
処理については、原則として市の各衛生センターにおいて処理する。

3 県への要請事項

市長は、独自に清掃作業を実施できない場合には、次の事項を明らかにしたうえで、知事にそのあつせんを要請するものとする。

- (1) 処理対象物名及び数量
- (2) 処理対象戸数
- (3) 市処理場の使用可否
- (4) 実施期間
- (5) その他必要事項

4 実施状況の報告及び整備書類の作成

県が別に定める書類を整備するとともに、必要な都度、実施状況を報告する。

第19節 遺体の搜索及び処理埋葬計画〔保健福祉子ども局(福祉部, 保健衛生部), 生活文化局(市民生活部)〕

1 主旨

この計画は、災害により行方不明となり、すでに死亡していると推定される者の搜索及び遺体識別等のために行う処理並びに埋火葬ができない者に対して、市の実施事項を定め、遺体の搜索、処理及び埋火葬に支障のないよう措置することを目的とする。

2 実施事項

(1) 遺体搜索対象者

災害により行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者

(2) 搜索

ア 搜索にあたっては、地元関係者やボランティア等の協力を得て実施するほか、自衛隊、警察官等の出動を要請し、必要に応じて舟艇その他機械器具を活用するとともに、人員に不足を生じたときは、人夫の雇上げにより積極的な活動を実施する。

イ 遺体が海上に流出したものと予想される場合には、知事に海上保安庁、自衛隊の応援要請を要求するほか、警察並びに漂着が予想される関係市町に搜索を依頼する。

(3) 搜索の費用

災害救助法が適用された場合の搜索の費用は、次のとおりである。

- ア 借入費（舟艇その他搜索に直接必要な機械器具の借上費）
- イ 修繕費（搜索のために使用した機械器具の修繕費）

ウ 燃料費（機械器具を使用するために必要な燃料代、照明用の灯油代等）

（４） 実施期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は、最小限度の範囲で知事と協議して延長を行うことができる。

（５） 遺体の処理

ア 遺体の処理内容

（ア） 遺体を発見したときの処理

遺体は、遺体収容施設等において、警察及び医師の協力を得て速やかに検視及び検案を受け、身元が判明し、遺族等の引取人があるときは速やかに引渡すものとする。

（イ） 遺体の一時保存のため施設等を設置し、遺体の識別等のため、適切な処理をする。また、遺品の保存などの措置をとるものとする。

（ウ） 身元不明の遺体又は引取人がない遺体は、身元を確認するため、警察にも調査を依頼し、指定した収容施設に一時保存する。

イ 遺体収容

（ア） 遺体は、あらかじめ指定した収容施設に収容するものとする。

（イ） 遺体収容にあたっては、極力損傷を与えないよう丁重に扱うとともに、死者に対する礼が失われることがないように注意する。

ウ 遺体処理の期間

災害発生の日から10日間以内とする。ただし、知事と協議をして延長することができる。

エ 火葬、埋葬の対象者

（ア） 災害時の混乱により死亡した者

（イ） 遺族がいないか又はあっても自己の力で埋火葬することが困難である場合

オ 埋火葬の方法

（ア） 埋火葬の程度は応急仮葬であり、埋葬又は火葬とする。

（イ） 棺、ドライアイス、骨等の遺体の安置、埋火葬に必要な物資の支給及び埋火葬、納骨等の役務の提供を行う。

（ウ） 民間の第三者が埋火葬を行った場合には、例外措置として費用の限度内で実費を補償することができる。

（エ） 遺体の身元が判明している場合は、遺族などの関係者に連絡して遺体を引渡し、身元不明の遺体については、原則として市長の届出により埋火葬するものとする。

（オ） 火葬した遺骨は、一時寺院等に安置し、事後において遺骨引取人により、それぞれの墓地に埋葬する。ただし、遺骨引取人がない場合は、市長が指定する墓地に仮埋葬するものとする。

（６） 費用の限度額等

災害救助法が適用された場合の遺体の処理及び埋火葬の費用の限度額は、災害救助法施行細則に基づき、静岡県が別に定める額とする。

なお、埋火葬の期間は遺体の処理に準ずる。

（７） 県への要請事項

市長は、知事に応援を求める場合には、次の事項を明らかにして遺体の搜索、処理、火葬についてのあっせんを要請するものとする。

- ア 搜索、処理、火葬に必要な職員数
 - イ 搜索が必要な地域
 - ウ 火葬施設の使用可否
 - エ 必要な輸送車両の台数
 - オ 遺体処理に必要な器材及び資材の数量
 - カ 広域火葬の応援が必要な遺体数
- (8) 実施状況の報告及び整備書類の作成
 県が別に定める書類を整備するとともに、必要な都度、実施状況を報告する。

第20節 障害物除去計画〔都市局(建築部)〕

1 主旨

この計画は、災害により住家が半壊又は床上浸水し、土石・竹木等の障害物が住居に運び込まれ日常生活に支障がある者に対し、市の実施事項を定め、障害物除去に支障のないよう措置することを目的とする。

2 市の実施事項

(1) 障害物除去の対象者等

- ア 当面の日常生活が営み得ない状態にある者（日常生活に欠くことのできない居室、炊事場、便所、家の出入口等に運び込まれた障害物に限ること。）
- イ 自らの資力では障害物の除去ができない者
- ウ 住家が半壊又は床上浸水以上の被害を受けたものであること。
- エ 対象世帯の選定については、選考委員会を開催し、適正な選考を行い、対象者を決定する。

(2) 実施の方法

- ア 除去に必要な作業用機械器具を借り上げ、市職員、消防団員、自主防災組織、賃金職員及び技術者等を動員して障害物の除去に当たる。
- イ 除去計画（仕様書）を作成し、業者に請け負わせて実施する。
- ウ 除去した障害物は、住民の日常生活に支障のない場所に、一時的に集積するよう措置するものとする。

(3) 機械器具の調達

市内建設業者、建設機材リース会社等の所有する機械器具を借り上げる。

(4) 輸送

除去した障害物の輸送については、「第21節 輸送計画」による。

(5) 費用の限度額

災害救助法が適用された場合の障害物除去費用の限度額は、災害救助法施行細則に基づき、静岡県が別に定める額とする。

(6) 除去の期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、必要に応じ知事と協議をして期間を延長することができる。

3 県への要請事項

市長は、障害物を取り除くことが困難な場合は、次の事項を明らかにしたうえで、知事にあつせん調達の要請を要求するものとする。

- (1) 除去を必要とする住家戸数（半壊又は床上浸水別）
- (2) 除去に必要な人員
- (3) 除去に必要な期間
- (4) 除去に必要な機械器具の品目別数量
- (5) 集積場所の有無

4 実施状況の報告及び整備書類の作成

県が別に定める書類を整備するとともに、必要な都度、実施状況を報告する。

第21節 輸送計画〔総務局(危機管理部)、企画局(企画部)〕

1 主旨

この計画は、災害時における応急対策従事者及び救護物資の輸送を円滑に処理するため、輸送体制を確立し、輸送の万全を期することを目的とする。

2 輸送の方法

(1) 陸上輸送

ア 市有車両の活用

イ 運送業者等による輸送

市有車両だけでは対応が困難であり、トラック・バス・タクシー等による輸送が適当な場合は、社団法人静岡県トラック協会、社団法人静岡県バス協会、商業組合静岡県タクシー協会、車両輸送に関する協定締結事業者等に車両輸送を要請する。

ウ 鉄道による輸送

道路の被害により自動車輸送が不可能な場合又は遠隔地において物資、資材等を確保したときで、鉄道による輸送が適当な場合は、東海旅客鉄道株式会社静岡支社、静岡鉄道株式会社に鉄道輸送を要請する。

エ 人力による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、人力による輸送を行うものとする。

オ 自衛隊の要請の要求

「第31節 自衛隊派遣要請の要求計画」により行うものとする。

(2) 海上輸送

道路、鉄道等の施設が被災し、自動車及び貨車による輸送が不可能となり、かつ大量の物資、資材等の輸送を必要とするときは、船舶並びに舟艇の調達について知事に要請するものとする。

海上輸送は、県、民間、漁業協同組合並びに海上保安庁等の協力を得て次の船舶により行う。

ア 県有船舶

県有船舶による輸送の応援を知事に要請する。

イ 海上自衛隊の艦艇

「第31節 自衛隊派遣要請の要求計画」により行うものとする。

ウ 海上保安庁の船艇

「第32節 海上保安庁に対する支援要請の依頼計画」により行うものとする。

エ 民間船舶及び漁船

(ア) 民間船舶（漁船を除く。）

民間船舶への応援要請は、県を通じて中部運輸局静岡運輸支局に行い、その結果を清水海上保安部へ報告し、必要な支援を要請する。

(イ) 漁船

漁船への応援要請は、清水・由比港漁業協同組合を通じて行うものとする。

◇ 輸送に関する協定 (資料編5-3)

(3) 航空輸送

災害の状況により航空機による輸送が必要となった場合は、市長は消防ヘリコプターを活用するほか、知事等に対して、空輸の応援要請の要求を行うものとする。

ア 自衛隊による航空輸送を必要とする場合は、「第31節 自衛隊派遣要請の要求計画」によるものとする。

イ 赤十字社飛行隊静岡支隊に輸送の応援要請をする場合は、日本赤十字社静岡県支部に連絡する。

◇ 防災ヘリポート一覧表 (資料編4-17)

◇ ヘリポートの具備すべき事項 (資料編4-18)

3 輸送の範囲等

(1) 輸送の範囲

ア 被災者の避難

イ 医療及び助産における輸送

ウ 被災者の救出

エ 飲料水の供給

オ 救助物資の輸送

カ 遺体の捜索

キ 遺体の処理（埋葬を除く。）

ク 除去した障害物

ただし、特に必要な場合には知事と協議し、上記以外についても輸送を実施することができる。

(2) 実施期間

前項の各救助の実施期間とする。

ただし、事前に知事と協議し、必要最小限度の期間を延長することができる。

(3) 費用の限度額

災害救助法が適用された場合の輸送費用の限度額は、災害救助法施行細則に基づき、静岡県が別に定める額とする。

(4) 実施状況の報告及び整備書類の作成

県が別に定める書類を整備するとともに、必要な都度、実施状況を報告する。

(5) 知事への要請

市長が輸送計画について、知事に対して応援を求める場合には、輸送の内容により、各計画に定めるところに従って要請するものとする。

第22節 運輸施設応急対策計画

1 主旨

この計画は、災害対策諸活動を円滑かつ効率的に運営するため、欠くことのできない運輸施設を災害から防護し、災害応急対策を実施するに必要な要員や緊急物資などの輸送を確保するため、運輸機関は、自ら定める災害対策の規定等に基づいて防災活動を行うとともに、県、市及び防災関係各機関等と協力して、公共機関としての機能の維持を図る。

2 機関の名称、所在地

表3-6 運輸機関の名称、所在地

| 機 関 名 | 所 在 地 | 電話番号 |
|---------------|----------------|-----------------|
| 東海旅客鉄道(株)静岡支社 | 静岡市葵区黒金町4番地 | 代表 054-284-2319 |
| 静岡鉄道(株) | 静岡市葵区鷹匠一丁目1番1号 | 代表 054-254-5114 |

3 異常気象時及び災害時における運転規制について

◇ 静岡鉄道株式会社の運転停止基準（資料編4-23）

4 実施事項

(1) 応急体制の確立

鉄道事業者は、鉄道施設に係る災害が発生したときは、災害対策本部の設置等により社内の応急体制の確立を図る。

(2) 代行輸送等の実施

路線等の被害により、列車の通行が不能となったときは、折り返し運転、バス等による代行運転により輸送の確保に努める。

(3) 応急復旧の実施

崩土、線路の流出等応急復旧を要する被害が生じたときは、工事関係者の協力を得て、崩土除去並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

第23節 交通応急対策計画〔建設局〕

1 主旨

この計画は、被災者及び救援物資等の輸送を円滑に行うため、市内主要交通路の確保、交通規制の実施及び道路・橋りょう等の応急復旧を実施し、応急作業の効率化を図ることを目的とする。

2 実施事項及びその方法

(1) 被災箇所及び危険箇所の把握

災害が発生した場合は、道路パトロールなどの監視体制を強化し、市の管理する道路をはじめ、市域内の国が管理する国道及び他の管理者に属する道路についても、破損、決壊、橋りょう流失その他交通に支障を生じるおそれのある箇所を早急に把握するとともに、各道路管理者と連携して、迅速かつ適切な措置をとるものとする。

(2) 道路上の障害物の除去

災害応急対策を実施するため、緊急輸送路として確保すべき幹線道路から優先して実施する。

(3) 実施機関及び担当

表 3-7 交通応急対策実施機関及び担当

| | |
|----------|--------------------------------|
| 国道 1 号 | 国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所 |
| 国道 52 号 | 国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所 |
| 国道 149 号 | 静岡市建設局道路部 |
| 国道 150 号 | 静岡市建設局道路部 |
| 国道 362 号 | 静岡市建設局道路部 |
| 県 道 | 静岡市建設局道路部 |
| 市 道 | 静岡市建設局道路部 |
| 街 路 樹 | 静岡市都市局都市計画部 |
| 電柱、架線 | 西日本電信電話株式会社静岡支店、中部電力株式会社静岡営業所等 |
| 交通信号機 | 静岡県公安委員会 |

(4) 街路灯及び街路樹等の応急対策

倒れた街路灯及び街路樹等は、交通障害、架線の切断等の原因となるおそれがあるため、次の要領により除去作業を実施する。

ア 倒れて交通の障害となった街路灯及び街路樹や個人所有のブロック塀、建築物等は、道路と並行に片寄せた後、順次収集処理する。

イ 倒れかけた街路灯及び街路樹で復旧の見込みのないものは取り除き、道路と並行に片寄せした後、順次回収する。

ウ 被害を受けても復旧可能な街路灯及び街路樹については、支柱及び結束材料等を使用して傾斜を回復する処置をとる。

(5) 主要交通路等の確保

事前に復旧する道路の優先順位や方法等を定め、緊急輸送路等の主要な道路・橋りょう等の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、被災状況により随時迂回等ができるよう、あらかじめその路線を選定しておく。

3 災害時における通行の禁止又は制限

(1) 道路管理者は、破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。

(2) 道路管理者は、道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設け、必要がある場合は、適当なまわり道の

道路標識をもって明示しなければならない。

- (3) 道路管理者は、通行禁止又は制限を実施しようとする場合又は実施したときは、ただちに所轄の警察署長に連絡する。なお、バス路線となっている場合は、静岡鉄道株式会社にその旨を連絡するものとする。

4 道路の応急復旧

- (1) 応急復旧の実施責任

道路の応急復旧実施責任は、当該道路の管理者とする。

- (2) 他の道路管理者に対する通報

市長は、市域内の国が管理する国道及び他の管理者に属する道路が損壊等により、通行に支障をきたすことを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し、応急復旧の実施を要請するものとする。

- (3) 緊急の場合における応急復旧

市長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し、又は応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便益を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。

- (4) 占用施設設置者の相互協力

電気、ガス、上下水道、電話等の道路占用者は、被害を発見した場合、自己の所管する施設以外についてもただちに道路管理者等に通報し、応急措置などについて相互に協力し合うものとする。

- (5) 県への要請事項

市長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し応急復旧の応援を要請するものとする。

- (6) 仮設道路の設置

既設道路の全てが損壊し、他に交通の方法がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要が生じた場合は、県と協議し、実施責任の範囲を定め必要な措置を講ずるものとする。

- (7) 経費の負担区分

ア 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。

イ 緊急の場合における応急復旧の経費

市長が、市区域内で他の管理者に属する道路の緊急応急復旧をした場合の経費は、当該道路の管理者が負担するものとする。ただし、当該管理者が支弁するいとまがない場合は、応急復旧を実施した市長が、その経費の一時繰替支弁を行うことができる。

ウ 仮設道路の設置に要する経費

新たに応急仮設道路を設置した場合の経費は、その都度、県と協議して経費の負担区分を定めるものとする。

5 応急措置のための要員及び道路復旧用資機材等の確保

- (1) 要員の確保

職員を動員するほか、市内の建設業協会等に協力を要請する。又、要員が不足するときは、知事に対し要員の確保についてあっせんを要請するものとする。

◇ 民間事業者との協力協定一覧 (資料編5-7)

- (2) 道路復旧用資機材等の確保

市内各事業所が保有する道路復旧用資機材等の実態を把握し、必要に応じて借上げ、又は提供を受けるなどの方法により確保するものとする。また、道路復旧用資機材等については、一定量を市においてあらかじめ確保する。

6 県公安委員会による交通規制

(1) 災害時における交通の規制等

県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両（①道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車、②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

(2) 通行の禁止又は制限に係る標示

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した標示をただちに設置しなければならない。

なお、この場合、当該道路管理者等に必要事項を通知するとともに、区域内の住民に周知するものとする。

◇ 車両通行止め標示 (資料編4-20)

(3) 緊急通行車両の確認

知事又は県公安委員会は、緊急通行車両の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。確認後は当該車両の使用者に対し、「緊急標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付する。

◇ 緊急通行車両標章 (資料編4-21)

◇ 緊急通行車両確認証明書 (資料編4-22)

(4) 緊急通行車両の事前届け出

指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して事前の届出をすることができる。県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認めたものについて「緊急通行車両事前届出済証」を交付する。

事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、他に優先して行われ、確認のため必要な審査も省略される。

(5) 交通の危険防止のための通行の禁止又は制限

警察官は、道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、道路交通法第6条第4項の規定に基づき必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限するものとする。

7 有料道路の通行

災害応急対策のため、有料道路を通行しなければならない場合には、あらかじめ当該道路管理者と協議するものとする。

第24節 応急教育計画〔教育委員会〕

1 主旨

この計画は、災害により教育施設が被災し、又は児童・生徒が災し、通常の教育を行うことが困難となった場合、市の実施事項を定め、小学校児童、中学校・高等学校等生徒の就学に支障のないよう万全の措置をとることを目的とする。

2 実施基準

(1) 学用品の給与を受ける者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学に支障のある小学校児童、中学校及び高等学校等生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部及び高等部等生徒を含む。）

(2) 学用品の品目

ア 教科書（文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するもので、教育委員会が採択したものに限る。）

イ 教材（教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているものに限る。）

ウ 文房具

エ 通学用品

(3) 実施期間

ア 教科書（教材を含む。）は、災害発生の日から1カ月以内

イ 文房具及び通学用品は、災害発生の日から15日以内

ただし、知事と協議し期間を延長することができる。

(4) 費用の限度額

災害救助法が適用された場合の応急教育費用の限度額は、災害救助法施行細則に基づき、静岡県が別に定める額とする。

(5) 実施状況の報告及び整備書類の作成

県が別に定める書類を整備するとともに、必要な都度、実施状況を報告する。

3 市の実施事項

学用品給与の方法

(1) 給与の対象となる児童及び生徒の人数は、被災者名簿と当該学校における学籍名簿と照合し、被害別及び学年別に正確に把握する。

(2) 児童又は生徒の判定時点は、原則として災害発生の日とする。なお、学年末等の場合は実情に即して判定する。

(3) 教科書は、学年別、学科別及び発行所別に調査集計し、購入配分する。

(4) 通学用品及び文房具は、被害状況別並びに小・中学校別に学用品購入計画表を作成し、購入する。

(5) 給与品目は、各人の被害状況程度等の実状に応じ、特定品目に重点を置くことも差し支えない。

(6) 教材は、教育委員会に届出又は承認を受けて使用している事実をあらかじめ確認のうえ給与する。

4 応急教育

(1) 休校措置

災害が発生し、又は災害の発生が予測されるときは、おおむね次の基準によるが、各学校（園）長は、自校（園）の状況に応じて適切な措置をとるものとする。また、措置の内容を市教育委員会等に報告する。

ア 園児・児童・生徒が登校以前に暴風、大雨、洪水警報等が発表されている場合には、自宅待機等の措置をとることができる。

イ 園児・児童・生徒が登校後に暴風、大雨、洪水警報等の発表が予測されるときは、気象情報に十分注意し、安全に留意して適切な措置をとるものとする。

授業を打ち切り、早退させる場合は、注意事項を徹底し団体行動を取らせる等、安全面の指導をするとともに、特に園児、低学年児童、特別支援学級児童等については、教師並びに保護者が付き添うなど、適切な措置をとるものとする。

(2) 応急教育の実施

応急教育は、施設の被害程度、復旧の状況並びに教員、園児・児童・生徒及び家族の被災の程度、更には交通機関、道路の復旧状況等も勘案して、次の方法により行う。なお、各学校（園）長は、市教育委員会に措置の内容を報告するものとする。

ア 教育施設が被災した場合

(ア) 校舎の一部が被災し、使用不能となったときは、残存する安全な校舎を使用して、学級合併授業、一部又は全部にわたって二部授業を実施するなどの対応を図る。

(イ) 校舎の使用が全面的に不可能となったが、数日で復旧する見込みのときは臨時休校の措置をとり、その期間中は、地域の集会所等を利用し、学習内容の指示、生活指導など応急教育を実施するものとする。

(ウ) 校舎の被害が甚大であり、復旧に日時を要するときは、隣接の学校において二部授業を行う。ただし、これによることが困難な場合は、プレハブ校舎の設置、民間施設の一時借上げ等の措置をとるものとする。

イ 道路並びに交通機関が被災した場合

(ア) 一部又は半数に近い児童・生徒が登校できないときは、短縮授業、半日授業等の措置をとるものとする。

また、登校できない児童・生徒については、別途適切な措置をとるものとする。

(イ) 一定区域の児童・生徒が登校できないときは、臨時に授業を行うなどの措置をとるものとする。

(ウ) 半数以上の児童・生徒が登校できないときは、臨時休校又は臨時に地域の集会所等を利用し、授業を行うなどの措置をとるものとする。

ウ 児童・生徒が被災し避難した場合

(ア) 児童・生徒が避難のため個別に居住地を離れたときは、避難先地区の学校に仮入学をさせ、授業を行うものとする。

(イ) 児童・生徒が集団避難したときは、避難先地区の学校を指定し、二部授業又は合併授業を行うなどの措置をとるものとする。

5 文教施設の応急復旧

(1) 校舎

被害の軽微な校舎については、即時修理を行い、教室に不足が生じた場合は、特別教室、体育館の一時転用を図り、なお不足する場合は、仮設（プレハブ等）教室の設置等の措置をとるものとする。

(2) 校庭

運動場の被害については、使用に危険のない程度の応急修理を行うこととする。

(3) 備品

流失、焼失、破損等により備品が滅失、あるいは使用不能となった場合は、予備の備品を使用するなど授業に支障をきたさないよう配慮するものとする。

6 教職員の確保

教職員の被災状況を把握するとともに、応急教育を実施するための教職員が不足した場合は、県教育委員会の了承を得て、補充教員の臨時的任用、一時的な教職員組織の編成替え等により必要な教員数の確保に努めるものとする。

7 就学措置

被災した児童・生徒に対する就学援助について必要な措置を講ずるものとする。

8 学校給食

災害時における学校給食は、可能な限り継続実施に努めるが、次のような場合は、関係機関と協議して一時休止等の措置をとるものとする。

- (1) 災害が広範囲にわたり、被害が甚大なため学校給食施設が災害応急対策のため使用されたとき
- (2) 給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり応急復旧が完了するまでの期間
- (3) 感染症の発生が予想されるとき
- (4) 給食物資の調達が困難なとき
- (5) その他給食の実施が適当でないと認めるとき

9 被災学校等の教職員並びに園児・児童・生徒の健康管理

被災の状況により、被災学校・園の教職員並びに園児・児童・生徒に対し、健康診断、感染症の予防等、必要な措置をとるものとする。

10 緊急時の園児・児童・生徒の登下校対策

各学校（園）長は、保護者及び関係諸団体の協力を得て、保護者、教員等を指導員又は監督員として配置し、集団登下校等の安全措置をとるものとする。

11 県への要請事項

市長は、学用品の調達、応急教育の実施等が困難な場合、下記について知事に調達及びあっせんを要請するものとする。

- (1) 応急教育施設のあっせん確保
- (2) 集団移動による応急教育のあっせん及び応急教育の実施指導
- (3) 応急教育の指導及び教育施設の復旧指導
- (4) 教職員の派遣充当

- (5) 学校給食に代わる食事に必要な食料等の調達及びあっせん

第25節 社会福祉計画〔生活文化局(市民生活部), 保健福祉子ども局(福祉部, 子ども青少年部)〕

1 主旨

この計画は、り災者に対する生活保護法の適用、生活福祉資金等資金の貸付けを行うとともに、生活、就職その他の相談所の開設を行い、り災者の早期更正を図ることを目的とする。

2 実施事項

- (1) り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置

- ア り災社会福祉施設の応急復旧
- イ り災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあっせん
- ウ 臨時保育所の開設の指導及び職員のあっせん

- (2) り災低所得者に対する生活保護の適用

り災した低所得者が最低限度の生活を営むことができない場合には、担当民生委員の協力を得て生活保護の適用を行う。

- (3) り災者の生活相談

- ア 実施機関 市（被害が大きい場合は県と共催）
- イ 相談種目 生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談
- ウ 協力機関 県、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会、法テラス静岡、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関

- (4) り災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け

- ア 実施機関 社会福祉法人静岡市社会福祉協議会
- イ 協力機関 県、市、民生委員・児童委員
- ウ 貸付対象 り災低所得者世帯（災害により低所得世帯となった者も含む。）
- エ 貸付額 生活福祉資金貸付金制度要綱による。

- (5) り災母子・寡婦世帯等に対する母子・寡婦福祉資金の貸付

- ア 実施機関 県
- イ 協力機関 市、民生委員・児童委員、母子協力員
- ウ 貸付対象 り災母子世帯・寡婦（災害により母子世帯・寡婦となった者を含む。）
- エ 貸付額 母子及び寡婦福祉法施行令第7条に規定する額

- (6) り災身体障害児者に対する補装具の交付等

- ア 実施機関
 - (ア) 児童 県、市
 - (イ) 18歳以上 市
- イ 協力機関
 - (ア) 児童 民生委員・児童委員、身体障害者相談員
 - (イ) 18歳以上 民生委員・児童委員、身体障害者相談員、身体障害者更生相談所
- ウ 対象 り災身体障害児者
- エ 交付等の内容
 - (ア) 災害により、補装具を亡失又はき損した身体障害児者に対する修理又は交付

- (イ) 災害により、負傷又は疾病にかかった身体障害児者の育成医療又は更正医療の給付
- (ウ) り災身体障害児者の更生相談
- (7) 災害弔慰金等の支給及び災害救護資金の貸付け
 - ア 実施機関 市
 - イ 支給及び貸付対象
 - (ア) 災害弔慰金 自然災害により死亡した者の遺族
 - (イ) 災害障害見舞金 自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者
 - (ウ) 災害救援資金 り災世帯主
 - ウ 支給及び貸付額

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第3条、第8条及び第10条の規定に基づき市が条例で定める額
- (8) 被災者（自立）生活再建支援制度
 - ア 実施機関 （財）都道府県会館（県単制度は県）
 - イ 支給対象 住宅に全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯
 - ウ 支給額 被災者生活再建支援法第3条に定める額
- (9) 義援金の募集及び配分
 - ア 実施機関 県、市
 - イ 協力機関 教育委員会（県、市）、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、社会福祉協議会（県、市）、報道機関その他関係機関
 - ウ 募集方法 災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け、協議決定する。
 - エ 配分方法 関係機関で配分委員会を設け、協議決定する。
- (10) 義援品の受け入れ
 - ア 実施機関 県、市
 - イ 協力機関 報道機関その他関係機関
 - ウ 受入方法 被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表することなどにより受入れの調整に努める。

第26節 農林水産業対策計画〔経済局（農林水産部）〕

1 主旨

この計画は、災害による農地、農業用施設、農作物、家畜、林道施設、治山施設、林産物、漁業施設等に対する被害の防除措置について定めるものとする。

2 被害状況の把握

市は、県、農業協同組合、土地改良区、森林組合、漁業協同組合等の協力を得て被害状況を把握する。

3 農地、農業用施設に対する応急措置

(1) 農道

崩土等の障害物除去の措置をとる。また、通行に危険があると認めたときは通行止め等の措置を講ずる。

(2) 用排水路

取水扉門の操作等により冠水の拡大防止に努める。

(3) 農業集落排水処理施設

処理場、管きょ等、農業集落排水処理施設の迅速な点検を行うとともに、施設に被害を生じたときは応急復旧を行い、排水処理機能の確保を図る。

4 農作物に対する応急措置

(1) 市は、農業協同組合等の農業団体の協力を得て、次の応急措置に努める。

ア 農作物の被害の実態に合った病虫害の防除、肥培管理等の技術指導

イ 苗、種子、農業用資材等のあっせん等の措置

ウ 苗、種子、農業用資材等の確保に困難を生じたときは、県に種苗事業者のあっせんを要請する。

(2) 農業者、農業団体等に対し二次災害防止のための応急措置を要請する。

ア 農業用施設の倒壊等による人身被害の防止措置

イ 農薬の漏出防止措置

ウ 農業用燃料の漏出防止措置（茶工場や園芸施設の重油タンク等）

5 家畜に対する措置

(1) 緊急的措置

市は、家畜飼養施設の被害状況により、二次災害防止のため、農業団体及び県中部家畜保健衛生所等の協力を得て、次の指導を行う。

ア 余震等による畜舎の二次倒壊による人身被害の防止措置及び生存家畜の救出措置

イ 家畜の逃亡措置及び逃亡家畜の捕獲、収容による住民への危害防止措置

(2) 応急措置

市は、農業団体及び県中部家畜保健衛生所の協力を得て、次の応急措置に努める。

ア 被災地における家畜の飼育管理の指導及び飼料の確保

イ 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための措置（予防接種、畜舎消毒等）

ウ 動物用医薬品（治療、消毒、予防）の円滑な供給

エ 汚染地域の消毒等の措置

オ 死亡獣畜の円滑な処分

カ 緊急を要する飼料の確保について調達が困難な場合は、県に対して保有飼料の放出又は飼料事業者のあっせんを要請する。

6 林道施設に対する措置

(1) 緊急的措置

市は、地元関係者および維持管理委託業者と相互連携し、林道施設の被害状況を把握するとともに、県中部農林事務所に報告する。

また、林道施設に被害が発生した、又は発生する恐れがある場合、二次災害防止のため、次の措置を講じる。

ア 崩土等の通行不能状態に伴う、林道内の人員の救護および退去措置

イ 安全が確認されるまでの通行止め措置

ウ 被害拡大防止措置

(2) 応急対策

市は、林道施設の被害状況に応じ、次の措置を講じる。

ア 林道施設被害に伴う、人家の孤立もしくは、生活利用に支障が発生する恐れがある場合は、町内会、警察、消防の協力を得て、迅速・的確な住民避難および交通規制等の措置（広報対策を含む）

イ 林道の通行に危険があると認めた場合は、通行止めの措置

7 治山（林地）に対する措置

(1) 被害状況の把握

市は地元関係者の協力を得て、山腹崩壊、地すべり、土石流、倒木等の被害状況の把握に努める。

(2) 応急的措置

市は地元関係者、建設業者等の協力を得て次の応急的措置に努める。

ア 山腹崩壊、地すべり、土石流等の被害が生じ又は与えるおそれがある場合は土砂及び倒木等の撤去

イ 地すべり又は亀裂等が生じた場合はシートで覆う等その拡大防止

8 林産物に対する措置

市は、森林組合等の協力を得て森林所有者、種苗経営者等の林産物生産者に対し、風倒木、被災苗木の処理、病虫害の防除及び林産施設の応急復旧等について技術支援を行うものとする。

9 漁業施設に対する措置

(1) 被害状況の把握

漁業協同組合等と連携し、漁港及び漁港施設及び漁業関係施設等の被害状況を把握するとともに、被害情報を県水産局及び港湾局に報告する。

(2) 緊急対策

ア 漁業関係施設の被害状況から二次災害発生防止のため必要があると認めた場合は、漁船燃料等の漏出防止措置と流出油への引火防止措置を漁業協同組合に指示する。

イ 大規模な燃料流出等の場合に当たっては、清水海上保安部、警察署、消防署に緊急対策を要請する。

(3) 応急対策

ア 市及び漁業協同組合等は漁業関係施設等の被害状況に応じ、次の応急措置を講じる。

(ア) 船舶活動支援施設（給油、給水）の応急修繕

(イ) 漁業無線による就航船舶、出漁漁船に対する漁港施設被害情報の提供

イ 復旧活動の支障となる漁港施設の速やかな復旧工事を実施する。

第27節 消防計画〔消防局〕

1 主旨

この計画は、市の消防体制を明らかにし、各種災害の軽減に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、警防活動については、市の警防体制に関する計画によるものとする。

2 消防組織

消防局、消防署及び消防団が一体となり警防活動体制を確立する。

◇ 消防局・消防団組織図及び消防車両等現況表 (資料編2-13)

3 警戒態勢

災害が発生し、または災害が予想され、警防活動を統制する必要があるときは、消防の総力をあげて警戒態勢を確立する。

4 出動体制

(1) 出動体制

ア 消防隊等の災害時出動にあたっては、「消防隊等災害出動計画」の出動区分に従い、災害現場出動隊、残留隊等の編成について定め、警防活動の効率的運営を図るものとする。

イ 災害の規模が拡大し、通常体制の消防力では災害の防ぎよが困難であると判断される場合は、非常事態に対処した警防活動体制の編成を行い、消防の総力をあげて災害の被害拡大防止にあたるものとする。

ウ 大規模な地震災害に対処するため、「地震災害警防計画」に基づき、消防の総力をあげて災害の被害拡大防止にあたるものとする。

(2) 消防団の体制

ア 消防団の火災出動にあたっては、「静岡市消防団災害出動基準」の出動区分に従い警防活動を行うものとする。

イ 災害の規模が拡大し、通常の出動体制では災害の防ぎよが困難となる場合は、その規模に応じ、団長の指示に基づき総力をあげて災害の拡大防止にあたるものとする。

ウ 大規模な地震災害に対処するため、地震時における警防活動に関する計画に基づき、消防団の総力をあげて災害の被害拡大防止にあたるものとする。

5 警防活動

(1) 消防活動

市は、その市域に係る各種災害が発生した場合においては、これらの災害による被害の軽減を図るため、市の警防活動に関する計画に基づき消防隊の編成を行い、次の活動を行う。

ア 火災警防活動

イ 風水害警防活動

ウ 避難・誘導活動

エ 救助・救急活動

(2) 広域応援体制

市長は、災害が次のいずれかに該当する場合には「静岡県消防相互応援協定」等に基づき、協定を締結する他の市町長等に対し応援要請を行うものとする。その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。

ア その災害が他の市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合

イ 発災市の消防力で防ぎよが著しく困難と認める場合

ウ その災害を防除するため、他の市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合

表 3-8 消防相互応援協定

| 名 称 | 協 定 市 町 | 協 定 の 概 要 | 締 結 年 月 日 |
|--|--------------------------------|---------------------|---|
| 海上保安部相互応援協定 | 清水海上保安部 | 海上における消防業務への相互応援 | 平成15年5月1日 |
| 静岡県消防相互応援協定 | 静岡県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合 | 火災、その他の災害を対象 | 昭和62年3月2日 平成6年10月1日改正 平成9年3月25日改正 |
| 東名高速道路内の富士・清水インターチェンジ間における消防相互応援に関する協定書 | 富士市 | 消防及び救急業務の実施並びに処理を対象 | 平成20年11月1日 |
| 東名高速道路内の静岡・焼津インターチェンジ間における消防相互応援に関する協定書 | 焼津市 | 消防及び救急業務の実施並びに処理を対象 | 昭和44年1月30日 |
| 静岡市・焼津市間における消防相互応援に関する協定書 | 焼津市 | 消防及び救急業務の実施並びに処理を対象 | 昭和53年10月16日 |
| 静岡市・藤枝市消防相互応援協定 | 藤枝市 | 消防及び救急業務を対象 | 昭和55年3月26日 |
| 静岡県静岡市・山梨県南部町・同身延町・同早川町・同峡南広域行政組合消防相互応援協定書 | 山梨県南部町、同身延町、同早川町、同峡南広域行政組合消防本部 | 火災、その他の災害を対象 | 平成2年12月19日 |
| 富士市・静岡市消防相互応援協定書 | 富士市 | 消防及び救急業務を対象 | 平成20年11月1日 |

(3) 大規模林野火災対策

市は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのある場合は、消防ヘリコプターによる空中消火活動を行うほか、知事に県防災ヘリコプターの協力を要請をすることができる。

また、市は、あらかじめ定められたところにより、地上において消防機関による空中消火活動を支援するものとする。

(4) 危険物施設の災害対策

危険物施設管理者等は、関係者（自衛消防隊等）と協力して、初期消火活動に努めるとともに、被害拡大防止のための応急措置を講ずるものとする。なお、消火活動を行うにあたっては、危険物の性状等に十分留意するものとする。

(5) ガス災害対策

市は、都市ガス及び高圧ガスによる災害の特殊性にかんがみ、都市ガス事業者、高圧ガス事業者等、関係者と協力してガス災害発生防止及びその拡大防止のための応急措置を講ずるものとする。

(6) 船舶火災対策

船舶火災については、清水海上保安部及び港湾関係機関との相互応援協定に基づき消防活動を行う。

第28節 水防計画〔総務局(危機管理部)〕

1 主旨

この計画は、水防法及び災害対策基本法の主旨に基づき、市の水防体制、情報の収集、予警報の伝達、避難、水防資機材の整備運用等の水防活動及び水防管理団体が行う水防の計画基準等について定め、各河川、海岸の洪水又は高潮（津波を含む。）による災害を警戒・防ぎよし、これによる被害を軽減することを目的とする。

2 静岡市水防本部

水防管理者（市長）は、気象情報等により洪水及び高潮のおそれがあると認められたときから洪水等の危険が解除されるまで、「静岡市水防計画書」に基づき、静岡市水防本部を設置し、水防活動を実施する。ただし、災害対策本部が開設された場合は、その組織に統合されるものとする。

3 配備体制

- (1) 市域に対し、大雨、暴風、洪水及び高潮警報のうち、いずれか又は複数の警報が発表されたとき
- (2) 津波予報区「静岡県」に、津波注意報又は津波警報（津波）が発表されたとき
- (3) その他の状況により市長が必要と認めるとき

4 活動

- (1) 重要水防箇所の把握と水こう門の操作
- (2) 雨量又は水位状況の観測及び通報
- (3) 出動及び水防作業
- (4) 水防活動用設備及び資機材の整備
- (5) 他の水防機関が実施する活動への協力

5 水防倉庫及び水防資機材の整備

円滑な水防活動を実施するため各河川に水防倉庫を整備し、水防活動用資機材の必要数量を保管し、定期的に点検を行う。

6 その他の事項

重要水防箇所、通信連絡、非常配備、水防信号等、水防活動の実施に必要な事項は、別に定める「静岡市水防計画書」によるものとする。

第29節 応援協力計画

1 主旨

この計画は、災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施し、復興意欲の振興を図るため、他の地方公共団体や民間団体等に対して行う応援要請等について定める。

2 応援要請等の基準

災害により、人命又は財産を保護するための応急対策の実施が市において不可能又は困難な事態が発生した場合とする。

3 応援要請の方法

市長は、前項の事態が発生した場合は、次の事項を明らかにしたうえで災害時の応援に関する協定を締結している各市町及び他の地方公共団体又は民間団体等の長に対して応援の要請を行うものとする。

4 直接又は知事を通じて協力要請等を行う団体

- (1) 応援協定を締結した地方公共団体
- (2) 協定を締結した民間団体・企業等
- (3) 青年団及び女性団体
- (4) 大学及び高校の学生・生徒
- (5) 専修学校、各種講習施設等の学生・生徒
- (6) 赤十字奉仕団

5 要請等の事項

- (1) 必要な人員数
- (2) 食料、生活必需品、応急資機材等の提供
- (3) 作業内容及び場所
- (4) 応援を要請する期間
- (5) その他応急対策に必要な事項
 - ◇ 民間事業者との協力協定一覧（資料編 5－7）
 - ◇ 他都市との相互応援協定一覧（資料編 5－8）

6 応援の受入れ等

- (1) 受入れと配分

民間団体等から応援の申し入れがあった場合は、応援の内容、人員などを把握し、各部・班の労務要請に応じ配分するものとする。
- (2) 活動内容
 - ア 炊出し
 - イ 救援物資の整理及び運搬
 - ウ 飲料水の供給
 - エ 清掃及び防疫
 - オ 被害調査
 - カ その他災害応急対策のうち危険の伴わない作業
- (3) 活動の記録
 - ア 活動団体の名称、人員及び氏名
 - イ 活動期間
 - ウ 作業内容
 - エ その他の特記事項

第30節 賃金職員の雇用計画〔総務局(行政管理部)〕

この計画は、災害応急対策の実施について要員が不足し、賃金職員の雇用が必要となった場合は、目的、作業種別ごとに計画をたて、市の実施事項を定め、必要最小限の賃金職員を雇用する。

1 労務の内容

救助の実施に必要な賃金職員を雇用できる労務の内容は、次のとおりである。

- (1) 被災者を避難誘導させる労務
- (2) 医療・助産における移送のための労務
- (3) 被災者救出のために使用する機械器具その他の資機材を操作し、又は後始末する労務
- (4) 飲料水の供給のため使用する機械器具の操作及び運搬、浄化用薬品を配布する労務
- (5) 救助用物資を整理、輸送及び配分する労務
- (6) 遺体の搜索、遺体搜索に必要な機械器具その他の資機材を操作し、又は後始末する労務
- (7) 遺体の洗浄、消毒等の処置及び収容施設等まで輸送する労務

2 雇用の期間

賃金職員の雇用期間は、救助種目ごとに定められている期間とする。

第31節 自衛隊派遣要請の要求計画〔総務局(危機管理部)〕

1 主旨

この計画は、災害時において、自衛隊に支援を要請する場合の必要事項を明らかにすることを目的とする。

2 自衛隊派遣要請の要求

市長は、知事に対し必要事項等を明示した文書をもって、自衛隊の派遣要請を要求する。

3 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣要請を要求できる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合で、以下の3要件を満たす必要がある。具体的内容は、災害の状況、他の機関等の活動状況のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、下記のとおりとする。

(1) 災害派遣要請の要件

- ア 緊急性 差し迫った必要性があること。
- イ 公共性 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
- ウ 非代替性 自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと。

(2) 災害派遣要請の内容

- ア 被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
- イ 避難の援助

避難の勧告又は指示による避難者の誘導及び輸送等の援助

ウ 遭難者等の捜索救助

エ 水防活動

土のう作成、運搬、積込み等の水防活動

オ 消防活動

利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）

カ 道路又は水路の啓開

道路もしくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動（薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送

ケ 炊飯及び給水支援

被災者に対する炊飯及び給水

コ 物資の無償貸付及び譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与

サ 危険物の保安及び除去

自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去

シ その他

その他市長が必要と認めるものについては、知事及び関係部隊の長と協議して決定する。

(3) 災害派遣要請の要求手続き

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次の事項を明示した要請書により、自衛隊派遣要請を行うよう要求する。ただし、突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。

また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知するものとする。

ア 被害の情况及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

(4) その他

市以外の防災関係機関は、自衛隊の災害派遣要請に関し、知事に必要な情報提供を行うよう努めるものとする。

4 災害派遣部隊の受入れ体制

(1) 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することがないように、最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

(2) 作業計画及び資材等の準備

市長は自衛隊に対し、作業を要請又は依頼するにあたっては、なるべく実効性のある計画を樹立するとともに、作業の実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮するものとする。

(3) 作業の実施に必要な物資、機材等

市長は、作業の実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は、他の計画に定めるところにより知事へ物資、機材等の調達を要請するものとする。

(4) 自衛隊との連絡交渉における窓口の一本化

市長は、派遣された自衛隊との円滑かつ迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。

(5) 派遣部隊の受入れ準備と到着後の措置

ア 派遣部隊の受入れ準備

知事から派遣の通知を受けた場合は、次の点に留意し派遣部隊の受入れに万全を期すものとする。

(ア) 派遣部隊指揮所を設置する。

(イ) 宿泊施設（場所）及び車両の保管場所を準備する。

(ウ) 派遣部隊との連絡責任者を定める。

(エ) 応援を要請する内容、所要人員、必要とする資機材の確保等について計画し、部隊到着後ただちに活動ができるよう準備する。

(オ) ヘリコプターによる応援を要請する場合は、ヘリポートを開設し、着陸地点・風向表示なども合わせて準備する。

(カ) 自衛隊の活動にあたっては、付近住民、自主防災組織等に対して協力を求めるものとする。

イ 派遣部隊到着後の措置

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに部隊の責任者と応援作業計画等について協議調整し、必要な措置をとる。また、必要に応じて次の事項を知事に報告する。

(ア) 派遣部隊名及び部隊の長の管理職氏名

(イ) 隊員数

(ウ) 到着日時及び活動開始日時

(エ) 活動内容及び進行状況

ウ 派遣部隊の受入れ

市長は派遣された部隊に対し、次の基準により各種施設等を準備するものとする。

(ア) 本部事務室 派遣人員の約1割が事務をとるのに必要な室、机、椅子等

(イ) 宿舎 屋内宿泊施設(学校、生涯学習施設等)とし、隊員の宿泊は1人1畳の基準

(ウ) 材料置場炊事場 屋外の適当な広場

(エ) 駐車場 適当な広場(車1台の基準は3m×8m)

(6) 災害派遣部隊の撤収要請の要求

市長は、知事に対し災害派遣部隊の撤収要請を要求する場合は、民心の安定及び民生の

復興に支障がないよう知事及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。

(7) 費用の負担区分

自衛隊が災害応急対策のため必要とする資材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は、原則として市が負担するものとする。

表 3-9 自衛隊災害派遣集結候補地

| | 施設名 | 所在地 | 用途 |
|---|---------------|---------------|-----|
| 1 | 駿府公園 | 葵区駿府公園1番1号 | 指揮所 |
| 2 | 静岡信用金庫総合グラウンド | 葵区東瀬名町13番地 | 集結地 |
| 3 | 浅畑スポーツ広場 | 葵区諏訪10番地の1 | 〃 |
| 4 | 城北浄化センターグラウンド | 葵区加藤島1番地の1 | 〃 |
| 5 | 西ヶ谷総合運動場駐車場 | 葵区西ヶ谷8番地の1 | 〃 |
| 6 | 東海大学附属翔洋高校 | 清水区折戸3丁目20番1号 | 〃 |
| 7 | 富士川河川敷スポーツ広場 | 清水区蒲原官有無番地 | 〃 |
| 8 | 清水日本平運動公園駐車場 | 清水区村松3880番地の1 | 〃 |
| 9 | 清水庵原球場多目的広場 | 清水区庵原3000番地 | 〃 |

第32節 海上保安庁に対する支援要請の依頼計画〔総務局(危機管理部)〕

1 主旨

この計画は、災害時における海上保安庁に対する支援要請の依頼を行う場合の必要事項を明らかにすることを目的とする。

2 支援要請の範囲

海上保安庁に支援要請を依頼する場合は、原則として次の場合とする。

- (1) 傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送
- (2) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (3) その他、市が行う災害応急対策の支援

3 支援要請依頼の手続き

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次の事項を明示した要請書により、海上保安庁の支援要請を行うよう依頼する。

ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により知事に依頼する。

また、知事への依頼ができない場合は、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合いに配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

- (1) 災害の情况及び支援活動を要請する事由
- (2) 支援活動を必要とする期間
- (3) 支援活動を必要とする区域及び活動内容

- (4) その他参考となるべき事項

第33節 電力施設災害応急対策計画

1 主旨

この計画は、災害発生に際し、被災地に対する電力供給を確保するため、電力会社の実施体制及び連絡方法について定めるものとする。

2 機関の名称、所在地

表 3-10 機関の名称、所在地（電力施設）

| 機 関 名 | 所 在 地 | 電話番号 |
|--------------|--------------------|--|
| 中部電力(株)静岡営業所 | 静岡市駿河区曲金六丁目 3 番38号 | 054-284-6600(代表) 054-285-9277(防災本部) |
| 中部電力(株)清水営業所 | 静岡市清水区二の丸 6 番28号 | 054-366-7141(代表) 054-366-4721(防災本部) |

3 応急対策の実施

中部電力(株)が別に定める「非常災害対策指針」による。

第34節 ガス施設災害応急対策計画

1 主旨

この計画は、市民の家庭用燃料の多くを占めるガスの供給施設を災害から防護し、被災地に対してガスを確保するため、ガス事業者の実施体制及び連絡方法について定めるものとする。

2 機関の名称、所在地

表 3-11 機関の名称、所在地（ガス施設）

| 機 関 名 | 所 在 地 | 電話番号 |
|-------------|---------------|--------------|
| 静岡瓦斯(株)静岡支社 | 静岡市駿河区池田28番地 | 054-285-2111 |
| 静岡瓦斯(株)富士支社 | 富士市荒田島町10番52号 | 0545-52-2260 |

3 応急対策の実施

静岡瓦斯(株)が別に定める「非常災害対策要領」による。

第35節 突発的災害に係る応急対策計画〔総務局(危機管理部), 消防局〕

1 主旨

この計画は、航空機の墜落や列車の転覆、船舶の海難、ガス爆発、大規模な排出油等事故な

どの突発的災害により多数の死傷者等が発生した場合、迅速な被災者の救出・救助等の応急対策に必要な措置を定めるものとする。

2 市の態勢

市は、緊急時の応急対策が延滞なく行えるよう、突発的災害に対し、初動態勢を整え、初期の情報収集にあたる。

事態の推移により必要な場合には、速やかに災害対策本部を設置し、救出・救助等の応急対策を実施する。

消防局については、市の警防活動に関する計画の定めるところによる。

(1) 突発的災害応急体制

ア 設置基準

多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき（航空機の墜落、列車の転覆、船舶の海難、ガス爆発等の事故）

イ 組織

危機管理部、消防局等発生した災害に関連する部局で構成する。

ウ 任務

(ア) 応急対策の基本方針の決定に資するため、初期の情報収集を行う。

なお、災害発生直後には速やかに当該災害の規模を把握するため概括的な情報を収集するよう特に留意する。

(イ) 必要に応じ災害対策本部の設置までの間、物資の集積拠点、臨時ヘリポートの確保等、事後の災害応急対策が遅滞なく行えるよう手配する。

エ 消防局の県・国への報告

消防局は多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、次の事項を明らかにし、「火災・災害等即報要領」様式1～4により、ただちに県危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡する。

(ア) 発生日時及び場所

(イ) 被害の状況

(ウ) 応急対策の状況

(エ) 自衛隊、日本赤十字社又は医師の派遣の必要性（派遣を必要とする場合には、必要人数、必要な援助活動等を明らかにする。）

オ 医療救護活動の実施

多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて救護所を設置するなど、適切な医療救護活動を実施するものとする。医療救護活動の実施にあたっては、必要に応じてトリアージタグを活用し、効率的な活動に努めるものとする。

表3-12 県危機管理部危機対策課

| | NTT 有線 | 静岡県防災行政無線 |
|-------|--------------|----------------------------------|
| 電 話 | 054-221-2072 | 地上系 5-700-6030 衛星系 8-700-6030 |
| F A X | 054-221-3252 | 地上系 5-700-6250 衛星系 8-700-6250 |

表 3-13 総務省消防庁応急対策室

| | | N T T 有線 | 地域衛星通信ネットワーク |
|---------------------|-------|--------------|--------------------|
| 平 日 (9:30~18:15) | 電 話 | 03-5253-7527 | 8-048-500-90-49103 |
| | F A X | 03-5253-7537 | 8-048-500-90-49033 |
| 上記以外 | 電 話 | 03-5253-7777 | 8-048-500-90-49102 |
| | F A X | 03-5253-7553 | 8-048-500-90-49036 |

(2) 災害対策本部の設置

市長は突発的災害が発生し、災害応急対策を実施する必要があると認めた場合は、災害対策本部を設置する。

ア 任務

災害対策本部は、区本部及び地区支部や災害現場の情報を基に、速やかに県及び関係機関に情報を伝達するとともに、必要に応じて知事に応援を要請し、被災者の迅速な救助活動を最優先に行う。また、発災場所の地理的状況に応じて「静岡市オフロードバイク隊」を派遣し、情報収集活動に従事させるものとする。

地区支部は、災害現場の情報を収集し、区本部を経由し、災害対策本部に伝達する。また、必要に応じて災害現場の近くの安全な場所に避難所を開設し、住民の安全の確保に努めるものとする。

イ 設置の連絡

災害対策本部を設置したときは、県災害対策本部並びに防災関係機関に連絡する。

また、必要に応じ、関係機関に対して本部連絡要員の派遣を要請する。

ウ 現地対策本部

災害の状況により、災害発生場所に現地対策本部を設置する。

(3) 災害対策本部の実施する応急対策

ア 初期情報の収集

イ 自衛隊の災害派遣要請の要求

「第31節 自衛隊派遣要請の要求計画」に定めるところによる。

ウ 緊急医療活動の実施

緊急医療活動が必要な場合には、災害対策本部医療救護班に医療救護本部を設置し、「第16節 医療及び助産計画」に定めるところにより、医療救護活動を実施する。

エ 二次災害防止のための措置

災害の態様により、二次災害の発生のおそれがある場合は、速やかに関係機関と連絡をとり、二次災害防止のために必要な措置をとる。

オ 海上保安庁の支援要請依頼

「第32節 海上保安庁に対する支援要請の依頼計画」に定めるところによる。

カ 緊急消防援助隊及び広域航空消防応援隊要綱に基づく応援要求

市長は災害の状況に応じ、消防の広域応援の必要があると認められる場合は、「消防組織法（昭和22年法律第226号）」第44条に基づき、知事に対して応援の出動等の要請を要求する。

(4) 災害対策本部の廃止

市長は、災害発生時における応急措置がおおむね完了したときは、本部を廃止するもの

とする。その際は、廃止する旨を本部設置時に連絡した機関に連絡する。

表 3-14 関係機関連絡先（行政機関）

| 機 関 名 | 連 絡 先 |
|---------------------|--------------|
| 静岡市消防局警防部指令課 | 054-255-9700 |
| 静岡県危機管理部危機対策課 | 054-221-2072 |
| 静岡県中部危機管理局危機管理課 | 054-644-9104 |
| 静岡中央警察署 | 054-250-0110 |
| 静岡南警察署 | 054-288-0110 |
| 清水警察署 | 054-366-0110 |
| 静岡県清水港管理局管理課 | 054-353-2202 |
| 静岡県静岡土木事務所維持管理課 | 054-286-9326 |
| 国土交通省静岡国道事務所管理第一課 | 054-250-8906 |
| 国土交通省静岡河川事務所調査課 | 054-273-9104 |
| 国土交通省富士砂防事務所地すべり対策課 | 0544-27-5262 |
| 国土交通省清水港湾事務所総務課 | 054-352-4146 |
| 国土交通省甲府河川国道事務所調査第一課 | 055-252-8885 |
| 清水海上保安部警備救難課 | 054-353-0118 |

表 3-15 関係機関連絡先（公共機関）

| 機 関 名 | 連 絡 先 |
|--|--|
| 西日本電信電話株式会社 静岡支店 | 054-200-1460 |
| 東海旅客鉄道株式会社 静岡支社 | 054-284-2319 |
| 中部電力株式会社 静岡営業所 | 054-284-6600（代表） |
| 同 清水営業所 | 054-285-9277（防災本部） 054-366-7141（代表） 054-366-4721（防災本部） |
| 静岡瓦斯株式会社 静岡支社 | 054-285-2111 |
| 同 富士支社 | 0545-52-2260 |
| 静岡鉄道株式会社 本社 | 054-254-5114 |
| 石油コンビナート等特別防災区域協議会 （鈴与セキュリティサービス株式会社） | 054-365-4151 |

第36節 各種災害に対する警防活動計画〔総務局（危機管理部）、消防局〕

1 主旨

この計画は、集中豪雨又は台風による水害、土砂災害、大規模な火災、地震及び地震による火災、危険物の爆発、有害ガスの漏洩等非常災害に対する警防活動について定めておくものと

する。

2 水害に対する措置

洪水等による水害を警戒し、被害の防止を図るため、次の事項を実施する。

(1) 雨量水位等の観測と状況の報告

気象情報等により相当量の降雨があると認めるときは、気象情報表示端末機等を駆使して市内の雨量の情報を収集するとともに、市内に設置されている雨量計により、降雨の状況を把握する。

また、主要河川の水位の変化についても状況を把握し、災害対策本部及び関係機関等に通報するものとする。

(2) 主要河川水位の監視と水防配備の強化

主要河川の監視活動及び水防活動は、別に定める「静岡市水防計画書」に定めるところによる。

3 土砂災害に対する措置

土砂災害発生危険箇所等において、災害の発生するおそれのある雨量に達したとき、又は土砂災害の前兆現象がみられた場合は、地域の警戒、巡視及び住民等に対する広報を実施する。

また、県と気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報等を活用しながら、必要に応じて住民等に対し、避難の勧告又は指示を行う。

4 大規模な火災に対する措置

大規模な火災の発生が懸念される場合は、これによる人的、物的被害を軽減するための措置を講ずるとともに、必要に応じて災害対策本部を設置し、万全の応急対策を実施するものとする。

5 危険物等の保安に対する消防局の措置

(1) 火薬類

火薬類の所有者若しくは付近住民等から爆発又は火災が発生するおそれのある通報を受けたときは、ただちに現場に出動し、消防法第23条の2第1項に基づく火災警戒区域を設定し、その区域内の住民等に対して区域からの退去を命じ若しくは立ち入りの禁止等の安全措置をとる。

(2) 高圧ガス

高圧ガスの所有者若しくは付近住民等から爆発又は火災が発生するおそれのある通報を受けたときは、前項(1)と同様の措置を講ずるものとする。

(3) 石油類並びに毒物及び劇薬

給油所、取扱所等の関係者もしくは付近住民等から、漏えい又は火災及び爆発が発生するおそれのある通報を受けたときは、前項(1)と同様の措置を講ずるものとする。

6 ガス事故に対する消防局の措置

消防局は、ガス事業者、地下工事施工業者もしくは付近住民等からガス漏えいの通報を受けたときは、前項(1)と同様の措置を講ずるものとする。

第37節 災害ボランティア活動支援計画〔生活文化局(市民生活部)〕

1 主旨

市は、(福)静岡市社会福祉協議会及び災害ボランティア・コーディネーター等と協力し、災害ボランティアの能力が発揮され、被災地の復興に最大限に活かされるよう、その自主性・主体性を尊重しつつ、活動を支援する。

2 災害ボランティア本部の設置及び運営

市は、災害対策本部を設置した場合、または(福)静岡市社会福祉協議会からの要請があった場合には、(福)静岡市社会福祉協議会地域福祉推進課長を本部長とし、社会福祉協議会職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成する災害ボランティア本部を協議のうえ設置する。

災害ボランティア本部は、災害ボランティア及び被災者のニーズの受付、活動場所のあっせん、配置調整、活動内容の指示等を行う災害ボランティアセンターを、被害の状況等に応じて適切な場所に設置し運営する。

市は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として災害ボランティア本部等に配置し、その活動を支援する。

3 災害ボランティア活動に関する情報の提供

市は、ライフライン及び公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向等、災害ボランティア活動に必要な情報を災害ボランティア本部等に的確に提供する。

4 災害ボランティア活動に必要な資機材の提供

市は、災害ボランティア本部等における災害ボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

第38節 通訳ボランティア活動支援計画〔生活文化局(市民生活部)〕

1 主旨

市は、静岡市国際交流協会と協力し、通訳ボランティアの能力が発揮され、被災地の復興に最大限に活かされるよう、その自主性・主体性を尊重しつつ、活動を支援する。

2 静岡市災害多言語支援センターの設置及び運営

市は、災害対策本部を設置した場合、静岡市国際交流協会の事務局長を長とする災害多言語支援センターを適切な場所に設置する。

災害多言語支援センターは、外国人に関する情報の収集、外国人向けの情報提供、通訳ボランティアの受付、通訳ボランティアの派遣等を行う。

市は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として国際課内に配置し、その活動を支援する。

3 多言語支援活動に関する情報の提供

市は、外国人等の被災状況や避難状況を把握し、多言語化が必要とされる情報を災害多言語支援センターに的確に提供する。

4 多言語支援活動に必要な資機材の提供

市は、災害多言語支援センターの活動に必要な各種資機材の提供に努める。

第39節 富士山の火山災害応急対策計画〔総務局(危機管理部)〕

1 主旨

この計画は、富士山が噴火した場合に、本市で予想される火山現象である降灰から、市民等の身体及び財産を守るため、必要な応急対策等について定めたものである。

本計画に定めのない事項については、一般対策編の各計画に基づき実施する。

2 噴火警報等の通報及び伝達

市は、噴火警報又は噴火予報の伝達を受けたときは、噴火警報等に関する内容、とるべき防災行動等について、同報無線、広報車等によるほか、自主防災組織、報道機関等と連携して、迅速かつ的確に住民、一時滞在者、関係機関等へ伝達し、周知徹底に努める。

3 社会秩序維持活動

(1) 警察

警察は、地域の平穏を害する不法事案を未然に防止するため、不穏情報の収集に努め、所要の警備力を集中して事態の収拾を図る。

(2) 市

市は、当該地域に富士山の火山活動に関する流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、同報無線、広報車等によるほか、自主防災組織と連携して、速やかに住民等のとるべき措置について呼びかけを実施するとともに、当該地域の社会秩序を維持するために必要と認めるときは、知事に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

4 降灰の状況に応じた対応

市は、降灰が発生し、噴火警報又は噴火予報が発表されたとき、降灰が予想される地域に、降灰時における注意の呼びかけを実施する。

5 市民等が実施する自衛措置

市民等は、降灰時には、できる限り外出を控え、やむを得ず外出する場合は、ヘルメット、防災ずきん、マスク、ゴーグルなどを着用する。

6 陸上交通

(1) 道路管理者は、降灰により道路の通行に支障をきたすこととなった場合には、速やかに応急復旧を実施する。

(2) 道路管理者は、交通規制を実施した場合、県、市、警察、報道機関等を通じ交通規制等

の内容について、広報の徹底を図る。

- (3) 鉄道事業者は、降灰により鉄道施設に被害が生じたときは、工事関係者の協力を得て、降灰の除去、仮線路などの応急対策を行う。

7 被害拡大防止対策

降灰による災害拡大防止のため、火山現象等に応じて次の対策を実施する。

- (1) 市
公共施設等に堆積した降灰の除去
- (2) 市民及び事業者
住宅及び事業所施設に堆積した降灰の除去

第4章 災害復旧計画

第1節 公共施設の災害復旧

各種施設の災害復旧計画の策定にあたっては、災害の実態を的確に把握するとともに、社会的及び経済的な諸要因も検討のうえ、総合的な見地にたって策定し、緊急度の高いものから、ただちに復旧事業に着手して早期完了に努めるものとする。

災害復旧計画は、災害発災後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度、災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、「第3章 災害応急対策計画」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、おおむね次に掲げる事業について計画を図るものとする。

1 公共土木施設災害復旧事業

- (1) 河川災害復旧事業
- (2) 道路災害復旧事業
- (3) 漁港施設災害復旧事業
- (4) 海岸保全施設災害復旧事業

2 都市災害復旧事業

- (1) 街路災害復旧事業
- (2) 都市排水路施設災害復旧事業
- (3) 公園等施設災害復旧事業
- (4) 堆積土砂排除事業

3 農林水産施設災害復旧事業

4 上水道施設災害復旧事業

5 下水道施設災害復旧事業

6 住宅災害復旧事業

7 社会福祉施設災害復旧事業

8 公共医療施設災害復旧事業

9 学校教育施設災害復旧事業

10 社会教育施設災害復旧事業

11 その他の災害復旧事業

第2節 災害復旧に伴う財政措置

災害復旧事業の決定については、地方公共団体の長の報告、資料、実態調査の結果等に基づいて主務大臣が決定するものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別な財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）（以下「激甚災害法」という。）」に基づいて援助される事業は、次のとおりである。

1 法律により一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 国土交通省都市局長通達都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針
- (8) 農林水産施設災害復旧費国庫補助の暫定措置に関する法律

2 激甚災害に関する助成措置

激甚災害法では、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被害者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合は、激甚災害として政令で指定し、一般災害に比較して各種の事業に国庫補助のかさ上げを行い、又金融面においても特別な優遇措置を講ずることとしている。

第3節 事業者等が行う災害復旧への助成〔経済局〕

1 農業関係災害融資制度

- (1) 被害農業者の経営資金（「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）（以下「天災融資法」という。）」に基づく融資制度）
農作物等の減収量が平年の収穫量の30%以上で、かつ、これによる損失額が平年の農業総収入額の10%以上である者
- (2) 日本政策金融公庫資金融資制度
 - ア 農林漁業セーフティネット資金
地震・津波などにより損害を受けた農業経営の維持安定に必要な長期運転資金
 - イ 農林漁業施設資金（災害復旧施設）
主要な事業用資産につき地震・津波などにより被害を受けた、農舎、畜舎、農産物そり加工施設、保管貯蔵施設、直売施設、農機具等の復旧、果樹の改植または補植に必要な資金
 - ウ その他の対象資金
 - ・スーパーL資金（農業経営基盤強化資金）
 - ・経営体育成強化資金

- ・農業改良資金
- ・農業経営基盤整備資金

(3) 農業近代化資金

認定農業者が農業用施設（農作業場、温室、ハウスなど）の復旧に資金を要する場合。

(4) 農林水産業災害対策資金

台風等の自然災害による被災後1か月間の農林水産業の収入が10%減少または被害額が20万円以上の農業者が、経営安定のための運転資金や生活維持に必要な資金。

2 林業関係災害融資制度

各種災害融資制度は、次のようなものである。

(1) 天災融資に基づく被害林業者への経営資金融資

木材その他林産物等の損失額が平年の林業による総収入額の10%以上である者又は施設の損失額が被害時の価額の50%以上である者

(2) 日本政策金融公庫資金融資制度

ア 農林漁業セーフティネット資金

地震・津波などにより損害を受けた林業経営の維持安定に必要な長期運転資金

イ 農林漁業施設資金（災害復旧施設）

主要な事業用資産につき地震・津波などにより被害を受けた、素材、樹苗及び特用林産物の生産施設、林産物処理加工・流通・販売施設及び機械等の復旧に必要な資金

ウ その他の対象資金

- ・林業基盤整備資金

(3) 森林国営保険法による災害保険制度（森林国営保険）

保険加入者に対して、森林火災及び気象災害の損失、損害補てんを行う。

(4) 農林水産業災害対策資金

台風等の自然災害による被災後1か月間の農林水産業の収入が10%減少または被害額が20万円以上の林業者が、経営安定のための運転資金や生活維持に必要な資金。

3 漁業関係災害融資制度

(1) 天災融資法に基づく被害漁業者への経営資金融資

魚類等の流失等による水産物の損失額が平年の漁業総収入額の10%以上の者又は漁船、漁具等の損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の50%以上の者

(2) 日本政策金融公庫融資制度

ア 農林漁業セーフティネット資金

漁業者が不慮の災害や社会的・経済的環境の変化等によって売り上げが減少し、資金繰りに支障を来している場合等に、経営の維持安定に必要な長期運転資金を融資する制度

イ 農林漁業施設資金（災害復旧施設）

主要な事業用資産につき地震・津波などにより被害を受けた、漁船、漁具、漁場改良造成施設、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設等の復旧に必要な資金

ウ その他の対象資金

- ・漁船資金
- ・漁業経営改善支援資金

- ・ 漁業経営安定資金
- ・ 漁業基盤整備資金

(3) 農林水産業災害対策資金

台風等の自然災害による被災後1か月間の農林水産業の収入が10%減少または被害額が20万円以上の水産業者が、経営安定のための運転資金や生活維持に必要な資金。

4 中小企業関係災害融資制度

中小企業者が被害を受けた場合、政府関係中小企業金融機関としての日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫は、貸付限度額、貸付期間の延長、措置期間の延長等について実情に応じて緩和措置をとるとともに、手続の迅速化を図ることとなっている。

静岡市地域防災計画

(平成 24 年 2 月修正)

地震対策編

目 次

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 第 1 編 総 論 | 1 |
| 第 1 章 計画の主旨..... | 1 |
| 第 1 節 計画の目的..... | 1 |
| 第 2 節 計画の性格..... | 1 |
| 第 3 節 計画の構成..... | 2 |
| 第 2 章 予想される災害..... | 3 |
| 第 1 節 危険度の試算..... | 4 |
| 第 2 節 東海地震の危険度の試算..... | 4 |
| 第 3 節 東南海・南海地震の危険度の推定..... | 9 |
| 第 3 章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱..... | 10 |
| 第 1 節 計画作成の主旨..... | 10 |
| 第 2 節 計画の内容..... | 10 |
| 第 4 章 計画の修正..... | 17 |
| 第 2 編 平常時対策 | 18 |
| 第 1 章 防災思想の普及..... | 18 |
| 第 1 節 計画作成の主旨..... | 18 |
| 第 2 節 防災関係機関..... | 21 |
| 第 2 章 自主防災活動..... | 22 |
| 第 1 節 計画の主旨..... | 22 |
| 第 2 節 市民の果たすべき役割..... | 22 |
| 第 3 節 地域における自主防災組織の果たすべき役割..... | 23 |
| 第 4 節 事業所等の果たすべき役割..... | 24 |
| 第 5 節 自主防災組織に対する指導及び助成..... | 25 |
| 第 3 章 地震防災訓練の実施..... | 27 |
| 第 1 節 計画作成の主旨..... | 27 |
| 第 2 節 訓練の内容と実施方法..... | 27 |
| 第 3 節 訓練時における交通規制..... | 29 |
| 第 4 章 地震災害の予防対策..... | 30 |
| 第 1 節 計画作成の主旨..... | 30 |
| 第 2 節 緊急消防援助隊の受援体制..... | 30 |
| 第 3 節 火災の予防対策..... | 30 |
| 第 4 節 建築物等の耐震対策..... | 32 |
| 第 5 節 被災建築物等に対する安全対策..... | 33 |
| 第 6 節 危険箇所における災害の予防対策..... | 34 |
| 第 7 節 落下物倒壊危険物対策..... | 34 |
| 第 8 節 危険地区における災害の予防..... | 35 |
| 第 9 節 平常時に実施する災害予防措置..... | 37 |
| 第 10 節 津波対策区域の災害予防..... | 37 |
| 第 11 節 被災者の救出・救命活動対策..... | 39 |
| 第 12 節 災害時要援護者の支援..... | 39 |
| 第 13 節 生活の確保..... | 40 |

| | | |
|--------------|----------------------------|-----------|
| 第 14 節 | 緊急輸送活動の確保 | 42 |
| 第 15 節 | がれき・残骸物の処理体制の整備 | 42 |
| 第 16 節 | 燃料の確保 | 43 |
| 第 17 節 | 公共土木施設等の復旧用資材の備蓄 | 43 |
| 第 18 節 | 災害情報システムの整備 | 43 |
| 第 19 節 | 緊急輸送用車両等の整備 | 43 |
| 第 20 節 | 文化財等の耐震対策 | 43 |
| 第 21 節 | 地震防災応急計画の作成及び指導 | 44 |
| 第 3 編 | 地震防災施設緊急整備計画 | 45 |
| 第 1 章 | 地震防災施設整備方針 | 45 |
| 第 1 節 | 防災業務施設の整備 | 45 |
| 第 2 節 | 地域の防災構造化 | 45 |
| 第 3 節 | 緊急輸送路の整備 | 46 |
| 第 4 節 | 防災上重要な建物の整備 | 47 |
| 第 5 節 | 災害防止事業 | 47 |
| 第 6 節 | 災害応急対策用施設等の整備 | 47 |
| 第 2 章 | 地震対策緊急整備事業計画 | 49 |
| 第 1 節 | 防災業務施設の整備 | 49 |
| 第 2 節 | 避難地・避難路の整備 | 50 |
| 第 3 節 | 緊急輸送路の整備 | 50 |
| 第 4 節 | 防災上重要な建物の整備 | 51 |
| 第 3 章 | 地震防災緊急事業五箇年計画 | 52 |
| 第 1 節 | 防災業務施設の整備 | 52 |
| 第 2 節 | 地域の防災構造化 | 53 |
| 第 3 節 | 防災上重要な建物の整備 | 53 |
| 第 4 節 | 災害応急対策用施設等の整備 | 53 |
| 第 5 節 | 緊急輸送道路の整備 | 54 |
| 第 4 章 | 大規模地震対策等総合支援事業 | 55 |
| 第 4 編 | 地震防災応急対策 | 57 |
| 第 1 章 | 組織計画 | 57 |
| 第 1 節 | 計画の主旨 | 57 |
| 第 2 節 | 東海地震注意情報発表時の防災体制 | 57 |
| 第 3 節 | 東海地震注意情報発表時の応急対策 | 57 |
| 第 4 節 | 警戒本部の設置 | 58 |
| 第 5 節 | 警戒本部の組織及び所掌事務 | 58 |
| 第 6 節 | 防災関係機関の所掌事務 | 60 |
| 第 2 章 | 情報活動 | 65 |
| 第 1 節 | 計画の主旨 | 65 |
| 第 2 節 | 計画の内容 | 65 |
| 第 3 節 | 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の広報 | 65 |

| | | |
|---------------|------------------------|----|
| 第 4 節 | 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達 | 65 |
| 第 3 章 | 広報活動 | 68 |
| 第 1 節 | 計画の主旨 | 68 |
| 第 2 節 | 広報事項 | 68 |
| 第 3 節 | 実施の方法 | 68 |
| 第 4 節 | 県への広報の要請 | 69 |
| 第 5 節 | 市民が地震防災活動上必要な情報を入手する方法 | 69 |
| 第 4 章 | 自主防災活動 | 70 |
| 第 1 節 | 計画の主旨 | 70 |
| 第 2 節 | 計画の内容 | 70 |
| 第 5 章 | 緊急輸送活動 | 72 |
| 第 1 節 | 計画の主旨 | 72 |
| 第 2 節 | 緊急輸送の対象 | 72 |
| 第 3 節 | 緊急輸送の方法 | 72 |
| 第 4 節 | 輸送手段の確保 | 73 |
| 第 5 節 | 緊急輸送の調整 | 73 |
| 第 6 節 | 防災関係機関の緊急輸送 | 73 |
| 第 6 章 | 自衛隊の支援 | 74 |
| 第 1 節 | 計画作成の主旨 | 74 |
| 第 2 節 | 計画の内容 | 74 |
| 第 7 章 | 避難活動 | 75 |
| 第 1 節 | 計画の主旨 | 75 |
| 第 2 節 | 避難の基本方針、方法等 | 75 |
| 第 3 節 | 避難に際しての周知事項 | 76 |
| 第 4 節 | 警戒区域の設定 | 76 |
| 第 5 節 | 避難計画の作成指導 | 77 |
| 第 6 節 | 避難状況等の報告 | 77 |
| 第 7 節 | 避難地における避難生活の確保 | 77 |
| 第 8 章 | 社会秩序を維持する活動 | 79 |
| 第 1 節 | 計画の主旨 | 79 |
| 第 2 節 | 計画の内容 | 79 |
| 第 9 章 | 交通の確保活動 | 81 |
| 第 1 節 | 計画の主旨 | 81 |
| 第 2 節 | 陸上交通の確保対策 | 81 |
| 第 3 節 | 交通規制の方針 | 81 |
| 第 4 節 | 交通規制計画 | 82 |
| 第 5 節 | 海上交通の確保対策 | 83 |
| 第 10 章 | 地域への救援活動 | 84 |
| 第 1 節 | 計画の主旨 | 84 |
| 第 2 節 | 活動の内容 | 84 |

| | | |
|---------------|--------------------------------|------------|
| 第 3 節 | 食料及び日用品の確保 | 84 |
| 第 4 節 | 飲料水の確保 | 85 |
| 第 5 節 | 医療救護及び保健衛生活動の準備 | 85 |
| 第 6 節 | 清掃・し尿処理及び廃棄物処理活動 | 86 |
| 第 11 章 | 市有施設及び設備等の防災措置 | 88 |
| 第 1 節 | 計画の主旨 | 88 |
| 第 2 節 | 市の実施事項 | 88 |
| 第 3 節 | 公共施設等 | 88 |
| 第 12 章 | 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 | 91 |
| 第 1 節 | 計画の主旨 | 91 |
| 第 2 節 | 計画の内容 | 91 |
| 第 13 章 | 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策 | 97 |
| 第 1 節 | 計画の主旨 | 97 |
| 第 2 節 | 計画の内容 | 97 |
| 第 14 章 | 市が管理する施設等の地震防災応急計画 | 103 |
| 第 1 節 | 計画の主旨 | 103 |
| 第 2 節 | 計画の内容 | 103 |
| 第 5 編 | 災害応急対策 | 105 |
| 第 1 章 | 防災関係機関の活動 | 105 |
| 第 1 節 | 計画の主旨 | 105 |
| 第 2 節 | 静岡県災害対策本部の設置及び廃止 | 105 |
| 第 3 節 | 組織体制 | 107 |
| 第 4 節 | 災害対策本部、区本部及び地区支部の運営 | 107 |
| 第 5 節 | 職員の配備体制 | 107 |
| 第 6 節 | 静岡県警察 | 109 |
| 第 7 節 | 指定地方行政機関 | 109 |
| 第 8 節 | 指定公共機関 | 110 |
| 第 9 節 | 指定地方公共機関 | 112 |
| 第 2 章 | 情報活動 | 113 |
| 第 1 節 | 計画の主旨 | 113 |
| 第 2 節 | 基本方針 | 113 |
| 第 3 節 | 情報の内容等 | 113 |
| 第 4 節 | 情報の収集 | 114 |
| 第 5 節 | 情報の伝達手段 | 115 |
| 第 6 節 | 報告及び要請事項の処理 | 115 |
| 第 3 章 | 広報活動 | 117 |
| 第 1 節 | 計画の主旨 | 117 |
| 第 2 節 | 広報事項 | 117 |
| 第 3 節 | 実施方法 | 119 |
| 第 4 章 | 緊急輸送活動 | 121 |

| | | |
|--------------|--------------------------------|------------|
| 第 1 節 | 計画の主旨 | 121 |
| 第 2 節 | 計画の内容 | 121 |
| 第 3 節 | 緊急輸送体制の確立 | 121 |
| 第 4 節 | 緊急輸送の調整 | 122 |
| 第 5 節 | 防災関係機関 | 123 |
| 第 6 節 | 緊急物資集積所 | 123 |
| 第 7 節 | 緊急物資の確保と供給計画 | 123 |
| 第 5 章 | 広域応援活動 | 125 |
| 第 1 節 | 計画の主旨 | 125 |
| 第 2 節 | 県への応援要請 | 125 |
| 第 3 節 | 指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対する職員の派遣要請等 | 125 |
| 第 4 節 | 民間団体等に対する応援要請 | 125 |
| 第 5 節 | 緊急消防援助隊の要請 | 126 |
| 第 6 節 | 他の市町村長等に対する応援要請 | 126 |
| 第 7 節 | 自衛隊の災害派遣要請の要求 | 127 |
| 第 8 節 | 海上保安庁への支援要請の依頼 | 129 |
| 第 9 節 | 協定締結団体等への要請 | 129 |
| 第 10 節 | 宿泊施設等の確保 | 130 |
| 第 11 節 | 経費の負担 | 130 |
| 第 6 章 | 災害の拡大防止活動 | 131 |
| 第 1 節 | 計画の主旨 | 131 |
| 第 2 節 | 消防活動 | 131 |
| 第 3 節 | 水防活動 | 133 |
| 第 4 節 | 救出活動の基本方針と内容 | 133 |
| 第 5 節 | 被災建築物等に対する安全対策 | 134 |
| 第 7 章 | 避難活動 | 136 |
| 第 1 節 | 計画の主旨 | 136 |
| 第 2 節 | 避難対策 | 136 |
| 第 3 節 | 避難の勧告又は指示 | 136 |
| 第 4 節 | 津波からの避難対策 | 137 |
| 第 5 節 | 警戒区域の設定 | 138 |
| 第 6 節 | 避難の方法 | 139 |
| 第 7 節 | 避難所の設置及び運営 | 140 |
| 第 8 章 | 社会秩序を維持する活動 | 142 |
| 第 1 節 | 計画の主旨 | 142 |
| 第 2 節 | 実施事項 | 142 |
| 第 3 節 | 県に対する緊急措置の要請 | 142 |
| 第 4 節 | 警察に対する要請 | 143 |
| 第 9 章 | 交通の確保対策 | 144 |
| 第 1 節 | 計画の主旨 | 144 |

| | | |
|---------------|---------------------------|------------|
| 第 2 節 | 陸上交通の確保 | 144 |
| 第 3 節 | 海上交通の確保 | 146 |
| 第 10 章 | 地域への救援活動 | 147 |
| 第 1 節 | 計画の主旨 | 147 |
| 第 2 節 | 緊急物資の確保計画量 | 147 |
| 第 3 節 | 食料、生活必需品等の緊急物資の確保 | 147 |
| 第 4 節 | 救援・救護のための標示 | 148 |
| 第 5 節 | 給水活動 | 148 |
| 第 6 節 | 燃料の確保 | 149 |
| 第 7 節 | 医療救護活動 | 150 |
| 第 8 節 | し尿処理 | 152 |
| 第 9 節 | 廃棄物（生活系）処理 | 153 |
| 第 10 節 | 相談所の開設 | 153 |
| 第 11 節 | 義援金等の支給 | 154 |
| 第 12 節 | 災害時要援護者への配慮 | 154 |
| 第 13 節 | がれき・残骸物処理 | 155 |
| 第 14 節 | 防疫活動 | 156 |
| 第 15 節 | 遺体の捜索及び処理 | 157 |
| 第 16 節 | 障害物の除去 | 158 |
| 第 17 節 | 応急仮設住宅の設置と住宅の応急修理 | 159 |
| 第 18 節 | 賃金職員の雇用計画 | 161 |
| 第 11 章 | 災害ボランティア活動の支援 | 162 |
| 第 1 節 | 基本方針 | 162 |
| 第 2 節 | 外国人等への支援 | 162 |
| 第 12 章 | 学校における災害応急対策及び応急教育 | 164 |
| 第 1 節 | 計画の主旨 | 164 |
| 第 2 節 | 基本方針 | 164 |
| 第 3 節 | 計画の作成 | 164 |
| 第 13 章 | 被災者の生活再建等への支援 | 166 |
| 第 1 節 | 計画の主旨 | 166 |
| 第 2 節 | 基本方針 | 166 |
| 第 3 節 | 実施事項 | 166 |
| 第 14 章 | 市有施設及び設備等の対策 | 168 |
| 第 1 節 | 計画の主旨 | 168 |
| 第 2 節 | 実施事項 | 168 |
| 第 15 章 | 防災関係機関等の講ずる災害応急対策 | 171 |
| 第 1 節 | 計画の主旨 | 171 |
| 第 2 節 | 水道 | 171 |
| 第 3 節 | 下水道 | 171 |
| 第 4 節 | 電力 | 171 |

| | | |
|---------------|--|------------|
| 第 5 節 | ガス | 172 |
| 第 6 節 | 通信 | 172 |
| 第 7 節 | 放送 | 173 |
| 第 8 節 | 市中金融 | 173 |
| 第 9 節 | 鉄道 | 173 |
| 第 10 節 | 道路 | 174 |
| 第 11 節 | 旅客船等 | 174 |
| 第 16 章 | 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策 | 175 |
| 第 1 節 | 計画作成の主旨 | 175 |
| 第 2 節 | 計画の内容 | 175 |
| 第 6 編 | 復旧・復興計画 | 177 |
| 第 1 章 | 防災関係機関の活動 | 177 |
| 第 1 節 | 計画作成の主旨 | 177 |
| 第 2 節 | 静岡市震災復興本部 | 177 |
| 第 3 節 | 災害対策本部との調整 | 178 |
| 第 4 節 | 防災会議の開催等 | 178 |
| 第 5 節 | 震災復興対策会議 | 178 |
| 第 6 節 | 他市等に対する応援要請 | 178 |
| 第 2 章 | 防災関係機関の講ずる復旧・復興対策 | 179 |
| 第 1 節 | 指定地方行政機関 | 179 |
| 第 2 節 | 指定公共機関 | 180 |
| 第 3 節 | 指定地方公共機関 | 181 |
| 第 3 章 | 激甚災害の指定 | 183 |
| 第 1 節 | 計画の主旨 | 183 |
| 第 2 節 | 市の実施事項 | 183 |
| 第 4 章 | 震災復興計画の策定 | 184 |
| 第 1 節 | 計画の主旨 | 184 |
| 第 2 節 | 計画策定の体制 | 184 |
| 第 3 節 | 計画の構成 | 184 |
| 第 4 節 | 計画の基本方針 | 184 |
| 第 5 節 | 計画の公表 | 184 |
| 第 6 節 | 国・県との調整 | 184 |
| 第 5 章 | 復興財源の確保 | 185 |
| 第 1 節 | 計画の主旨 | 185 |
| 第 2 節 | 予算の編成 | 185 |
| 第 3 節 | 復興財源の確保 | 185 |
| 第 6 章 | 震災復興基金の設立 | 187 |
| 第 1 節 | 計画の主旨 | 187 |
| 第 2 節 | 市の実施事項 | 187 |
| 第 7 章 | 復旧事業の推進 | 188 |

| | | |
|---------------|-------------------|------------|
| 第 1 節 | 計画の主旨 | 188 |
| 第 2 節 | 復旧計画の策定 | 188 |
| 第 3 節 | 基盤施設の復旧 | 188 |
| 第 8 章 | 都市・農山漁村の復興 | 189 |
| 第 1 節 | 計画の主旨 | 189 |
| 第 2 節 | 都市・農山漁村復興計画の策定 | 189 |
| 第 3 節 | 都市の復興 | 189 |
| 第 4 節 | 農山漁村の復興 | 190 |
| 第 9 章 | 被災者の生活再建支援 | 192 |
| 第 1 節 | 計画の主旨 | 192 |
| 第 2 節 | 恒久住宅対策 | 192 |
| 第 3 節 | 災害弔慰金等の支給 | 193 |
| 第 4 節 | 被災者の経済的再建支援 | 193 |
| 第 5 節 | 雇用対策 | 194 |
| 第 6 節 | 災害時要援護者の支援 | 194 |
| 第 7 節 | 生活再建支援策等の広報・PR | 195 |
| 第 8 節 | 相談窓口の設置 | 196 |
| 第 10 章 | 地域経済復興支援 | 197 |
| 第 1 節 | 計画の主旨 | 197 |
| 第 2 節 | 産業復興計画の策定 | 197 |
| 第 3 節 | 中小企業を対象とした支援 | 197 |
| 第 4 節 | 農林漁業者を対象とした支援 | 198 |
| 第 5 節 | 地域全体に影響を及ぼす支援 | 199 |

図表一覧

地震対策編

| 図表番号 | タイトル | ページ |
|------|--------------------------------|-----|
| 表1-1 | 地震予知がなく地震が発生した場合（建物被害） | 6 |
| 表1-2 | 地震予知がなく地震が発生した場合（その他物的被害） | 7 |
| 表1-3 | 地震予知がなく地震が発生した場合（人的被害） | 7 |
| 表1-4 | 警戒宣言が発せられた後、地震が発生した場合（建物被害） | 8 |
| 表1-5 | 警戒宣言が発せられた後、地震が発生した場合（その他物的被害） | 9 |
| 表1-6 | 警戒宣言が発せられた後、地震が発生した場合（人的被害） | 9 |
| 表2-1 | 落下倒壊危険物対策一覧 | 35 |
| 表3-1 | 地震対策緊急整備事業計画（消防用設備） | 49 |
| 表3-2 | 地震対策緊急整備事業計画（避難路） | 50 |
| 表3-3 | 地震対策緊急整備事業計画（緊急輸送路） | 50 |
| 表3-4 | 消防用施設等の整備 | 52 |
| 表3-5 | 通信施設等の整備 | 52 |
| 表3-6 | 地域の防災構造化（共同溝等） | 53 |
| 表3-7 | 災害応急対策用施設等（緊急輸送道路） | 54 |
| 表3-8 | 大規模地震対策等総合支援事業（平成23年度事業計画） | 55 |
| 表5-1 | 災害応急対策活動区分 | 107 |
| 表5-2 | 消防庁連絡先（消防庁応急対策室） | 116 |
| 表5-3 | 緊急物資集積所一覧 | 123 |
| 表5-4 | 他の地方公共団体の長に対する応援の要請手順 | 127 |
| 表5-5 | 支援受入施設（特定業務支援） | 130 |
| 表5-6 | 支援受入施設（その他業務支援） | 130 |

この計画の目的、基本方針及び構成を明らかにし、市、防災関係機関、事業所及び市民がそれぞれ果たすべき役割を明示するとともに、この計画の基礎となる東海地震等の被害を想定し、対応すべき概要を示すものである。

第1章 計画の主旨

この計画は、東海地震等に対処するための総合的な防災対策を定めるもので、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第42条の規定に基づき作成する「静岡市地域防災計画」の「地震対策編」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」及び「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第6条の規定に基づく「東南海・南海地震防災対策推進計画」を含むものである。

第1節 計画の目的

東海地方は、近い将来大地震が発生するおそれがあり、その規模はマグニチュード8クラスの巨大地震で、市全域は震度6以上の激しい地震動に襲われるものとみられている。

予想される被害は、地震動による直接被害に加え、現代社会の都市化、交通のふくそう等、災害拡大要因が増大している状況においては、未曾有の災害となるおそれがある。これらに対処するため大規模地震対策特別措置法が制定され、本市は昭和54年8月7日地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に指定された。

この計画は、本市が強化地域に指定されたことにより、平常時に実施する地震防災計画（以下「平常時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、東海地震注意情報が発表された場合に実施する応急対策、警戒宣言が発せられた場合に実施する地震防災応急対策及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより市域並びに市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

- 1 この計画は、静岡市の地域に係る地震対策について定めるものである。
- 2 この計画は、市、防災関係機関、事業所及び市民等が総力をあげて地震対策に取り組むための基本方針となるものである。

- 3 この計画のうち第3編は、「地震防災強化地域における地震対策緊急整備事業に係わる国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震対策事業及びその他の地震対策事業について定めるものである。
- 4 この計画は、「静岡県地震対策推進条例（平成8年静岡県条例第1号）」に規定している対策について、特に緊急に実施するものである。
- 5 この計画は、状況の変化に対応できるよう必要に応じ、見直しを行うものである。

第3節 計画の構成

この計画は、計画編と資料編から構成する。
計画編の構成は、次の6編による。

第1編 総論

この計画の目的、性格、構成、危険度の試算等、計画の基本となる事項を示す。

第2編 平常時対策

平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。

第3編 地震防災施設緊急整備計画

緊急に整備すべき防災事業の種類、目的、内容等を示す。

第4編 地震防災応急対策

東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで、又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策を示す。

第5編 災害応急対策

地震災害が発生した場合の対応を示す。

第6編 復旧・復興対策

災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧・復興対策について示す。

第2章 予想される災害

静岡県は有史以来たびたび地震、津波による災害に見舞われてきた。駿河湾から遠州灘にかけての海域には、海洋プレートとの境界をなす駿河トラフや南海トラフが存在し、巨大地震を繰り返して発生させてきた。一方、陸域には糸魚川-静岡構造線や中央構造線等の大きな地質構造線が存在するほか、富士川河口断層帯、伊豆半島に分布する断層等の多くの活断層が存在し、内陸直下の被害地震を発生させてきた。

特に近年では、1935年静岡地震、1944年東南海地震、2009年駿河湾を震源とする地震による地震災害が発生している。現在、市域に著しい被害を発生させるおそれがあり、その切迫性が指摘されている地震としては、駿河湾から遠州灘を震源域とする東海地震のほか、遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界を震源域とする東南海・南海地震、富士川河口断層帯を震源とする地震（いずれもマグニチュード8クラス）がある。また、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。

予想される東海地震での津波に関して静岡県第3次被害想定では、津波による市内の最大波高は、駿河区西平松付近で7.2m程度であり、用宗から由比までの海岸線では津波による浸水被害が想定されている。波源域の広がる駿河湾内を中心に津波が発生し、市内沿岸部では地震発生直後から5分程度で第1波が到達する。津波は第1波、第2波、第3波と繰り返し襲ってくるが、必ずしも第1波が最大とは限らず、場所によっては第1波よりも第2波、第3波の方が高い場合もあるので、少なくとも12時間以上の警戒が必要である。

過去の津波の状況は以下のとおりである。（静岡県地域防災計画より抜粋）

| 地震名 | 発生日月日 | 津波の状況 |
|---------------|-----------------------|--|
| 三陸沖強震 | 昭和8年3月3日 02時31分 | 東北地方の沿岸では最高2.4mの津波が記録された。清水では地震発生から88分後、周期50分、最大振幅15cm位の波が観測された。 |
| 東南海道大地震 | 昭和19年12月7日 13時35分 | 熊野灘海岸では波高1.0mに達したところもあるが、清水では30cmの退水が観測された。 |
| カムチャッカ半島沖地震 | 昭和27年11月5日 02時01分 | 清水港において数回津波が来襲したが、被害はなかった。 |
| 房総半島沖地震 | 昭和28年11月26日 02時48分 | 清水で2.1cmの津波が観測されたが、被害はなかった。 |
| チリ沖地震 | 昭和35年5月23日 04時11分 | 大規模な地震で、津波は太平洋全域に達し、静岡県下では地震を感じてから22時間位して津波が襲来した。清水では217cmの津波を観測し、流木や養殖真珠に損害が発生した。 |
| チリ中部沿岸で発生した地震 | 平成22年2月27日 15時34分頃 | マグニチュード8.6の巨大地震で、津波は太平洋全域に達し静岡県では地震発生から23時間位して津波が襲来した。清水では2.1cmの津波が観測された。 |
| 東北地方太平洋沖地震 | 平成23年3月11日 14時46分頃 | 三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震で、東北地方の沿岸では1.5m以上の大津波が押し寄せ、岩手・宮城福島県の沿岸部に壊滅的な被害を与えた。静岡県沿岸部に16時8分に大津波警報が発表され、清水では9.3cmの津波が観測された。 |

過去の県内の災害記録によると、おおむね2 m以上の津波の襲来があると被害が発生するようである。また、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震では、東北地方の沿岸部で大津波による甚大な被害を与えたことから、静岡県第4次被害想定が示されるまでの間、静岡県第3次被害想定及び安政東海地震推定浸水域にある程度の幅を持たせた地域内において、津波による被害の発生を想定する必要がある。

また、上記のように、想定されている東海地震だけでなく、チリ沖地震のように南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。遠地津波は、地震の揺れを感じることなく襲来することや継続時間が長いことから、早期に津波関連情報を取得し避難体制や防災態勢を確立し、津波警報等が解除されるまで避難を継続することが重要である。

第1節 危険度の試算

地震によって市域内でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算した結果を示し、的確かつ効果的な防災対策の確立に資するものである。試算については、静岡県及び市域内において、その発生の切迫性が指摘され、かつ最大級の災害が想定されている東海地震について行った。

なお、この試算値は、今後、自主防災活動を中心とした市民の防災に対する自助努力、市防災関係機関の的確な対応、さらに地震予知に関する情報による事前の措置により、人的・物的な被害を大幅に減少できるものと期待されるものである。

第2節 東海地震の危険度の試算

1 概説

この試算は、御前崎沖から駿河湾に至る駿河トラフ沿いの線から西方の領域を震源域に、マグニチュード8.0の地震が発生した場合を想定して行ったものである。試算にあたっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・がけ崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀、石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

また、地震予知がなく地震が発生した場合と、警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

2 想定条件

(1) 想定の子節・時間帯

ア 冬の朝5時

イ 春・秋の昼12時

ウ 冬の夕18時

(2) 対象人口 平成7年国勢調査に基づく市町村別人口を基本とする。

静岡市： 738,630人（旧静岡市、旧清水市、旧由比町、旧蒲原町の合算）

静岡県：3,737,360人

(3) 対象建物棟数 平成10年1月1日現在を基準とする。

静岡市： 260,841棟（旧静岡市、旧清水市、旧由比町、旧蒲原町の合算）
静岡県：1,528,349棟

3 地震予知がなく地震が発生した場合

表 1-1 地震予知がなく地震が発生した場合（建物被害）（単位：棟）

| 被害要因 | 被害区分 | 冬 5 時 | | 春秋 12 時 | | 冬 18 時 | |
|--------------------------|------|---------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|
| | | 静岡市 | 静岡県 | 静岡市 | 静岡県 | 静岡市 | 静岡県 |
| 地震動・液状化 | 大 破 | 31,824 | 131,183 | 31,824 | 131,183 | 31,824 | 131,183 |
| | 中 破 | 66,247 | 292,115 | 66,247 | 292,115 | 66,247 | 292,115 |
| | 一部損壊 | 57,483 | 290,670 | 57,483 | 290,670 | 57,483 | 290,670 |
| 人工造成地 | 大 破 | 198 | 4,774 | 198 | 4,774 | 198 | 4,774 |
| | 中 破 | 593 | 14,322 | 593 | 14,322 | 593 | 14,322 |
| 津 波 | 大 破 | 0 | 2,240 | 0 | 2,240 | 0 | 2,240 |
| | 中 破 | 108 | 3,666 | 108 | 3,666 | 108 | 3,666 |
| | 床上軽微 | 72 | 7,429 | 72 | 7,429 | 72 | 7,429 |
| | 床下浸水 | 4,085 | 14,955 | 4,085 | 14,955 | 4,085 | 14,955 |
| 山・がけ崩れ | 大 破 | 1,073 | 3,546 | 1,073 | 3,546 | 1,073 | 3,546 |
| | 中 破 | 2,605 | 8,762 | 2,605 | 8,762 | 2,605 | 8,762 |
| 延焼火災 | 焼 失 | 3,791 | 10,665 | 6,664 | 16,551 | 32,048 | 58,402 |
| 建物被害合計 | 大 破 | 36,274 | 150,330 | 38,806 | 155,489 | 61,002 | 192,450 |
| | 中 破 | 67,085 | 306,845 | 66,359 | 305,329 | 59,628 | 294,846 |
| | 一部損壊 | 55,869 | 289,365 | 55,247 | 288,090 | 49,493 | 279,433 |
| | 床下浸水 | 1,704 | 7,884 | 1,696 | 7,865 | 1,120 | 6,945 |
| 建 物 棟 数 (平成10年1月1日現在) | | 260,841 | 1,528,349 | 260,841 | 1,528,349 | 260,841 | 1,528,349 |
| 建 物 災 棟 数 | | 160,933 | 754,424 | 162,104 | 756,773 | 171,245 | 773,673 |
| 建 物 災 率 (%) | | 61.7% | 49.4% | 62.1% | 49.5% | 65.7% | 50.6% |
| 建 物 被 害 棟 数 | | 69,816 | 303,752 | 71,985 | 308,154 | 90,817 | 339,873 |
| 建 物 被 害 率 (%) | | 26.8% | 19.9% | 27.6% | 20.2% | 34.8% | 22.2% |
| 建 物 災 世 帯 数 (推計) | | 154,335 | 600,713 | 155,560 | 602,632 | 165,161 | 619,391 |

- ・大 破：倒壊又は復旧が困難と考えられる建物
- ・中 破：柱、はり、基礎等に被害があり、復旧には大修理が必要な建物
- ・一 部 損 壊：壁に複数の大亀裂、基礎に複数の亀裂、瓦の一部落下等中程度の被害と考えられる建物
- ・建物被害合計：要因別に重複して建物に被害が発生するため、重複被害分を排除した合計棟数（ただし、焼失は大破に含む。）
- ・建物災棟数：建物に被害を受ける棟数（大破＋中破＋一部損壊＋床下浸水）
- ・建物災率：建物災棟数÷全建物棟数
- ・建物被害棟数：被害の程度を示す棟数（大破＋0.5×中破）
- ・建物被害率：建物被害棟数÷全建物棟数
- ・建物災世帯数：世帯数×建物災率

表 1-2 地震予知がなく地震が発生した場合（その他物的被害）

| 項 目 | 区 分 | 静 岡 市 | 静 岡 県 |
|----------|-------|--------|---------|
| ブロック塀・石塀 | 全箇所数 | 75,887 | 256,296 |
| | 被害箇所数 | 7,868 | 27,989 |
| 屋外落下物 | 全箇所数 | 17,069 | 54,336 |
| | 被害箇所数 | 2,280 | 7,577 |

表 1-3 地震予知がなく地震が発生した場合（人的被害）（単位：人）

| 被害要因 | 被害区分 | 冬 5 時 | | 春秋 12 時 | | 冬 18 時 | |
|----------------------------|------|---------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|
| | | 静岡市 | 静岡県 | 静岡市 | 静岡県 | 静岡市 | 静岡県 |
| 建物倒壊 | 死者 | 1,119 | 4,646 | 582 | 2,281 | 549 | 2,146 |
| | 重傷者 | 1,434 | 5,790 | 1,142 | 4,446 | 1,075 | 4,186 |
| | 中等傷者 | 12,675 | 51,288 | 10,102 | 39,369 | 9,501 | 37,029 |
| 津 波 | 死者 | 20 | 227 | 17 | 220 | 17 | 220 |
| | 重傷者 | 1 | 276 | 1 | 271 | 1 | 271 |
| | 中等傷者 | 2 | 663 | 2 | 652 | 2 | 652 |
| 山・がけ崩れ | 死者 | 161 | 555 | 142 | 476 | 133 | 443 |
| | 重傷者 | 272 | 936 | 240 | 795 | 225 | 744 |
| | 中等傷者 | 654 | 2,237 | 575 | 1,893 | 541 | 1,779 |
| 火 災 | 死者 | 27 | 117 | 34 | 121 | 325 | 586 |
| | 重傷者 | 29 | 122 | 37 | 130 | 346 | 622 |
| | 中等傷者 | 74 | 255 | 95 | 340 | 892 | 1,540 |
| ブロック塀・石塀の倒壊 | 死者 | 3 | 23 | 26 | 103 | 33 | 120 |
| | 重傷者 | 17 | 81 | 126 | 351 | 164 | 448 |
| | 中等傷者 | 23 | 59 | 194 | 503 | 256 | 669 |
| 屋外落下物 | 死者 | 2 | 20 | 11 | 86 | 12 | 95 |
| | 重傷者 | 8 | 77 | 48 | 241 | 62 | 308 |
| | 中等傷者 | 95 | 446 | 816 | 3,938 | 1,072 | 5,179 |
| 屋内器物の移動転倒 | 死者 | 26 | 176 | 15 | 145 | 15 | 143 |
| | 重傷者 | 2,473 | 11,346 | 2,274 | 10,263 | 2,139 | 9,648 |
| | 中等傷者 | 6,685 | 30,661 | 6,150 | 27,744 | 5,784 | 26,099 |
| 道路への落石崩土 | 死者 | 45 | 87 | 139 | 263 | 139 | 263 |
| | 重傷者 | 11 | 26 | 37 | 82 | 37 | 82 |
| | 中等傷者 | 20 | 42 | 61 | 125 | 61 | 125 |
| 人的被害合計 | 死者 | 1,403 | 5,851 | 966 | 3,695 | 1,223 | 4,016 |
| | 重傷者 | 4,245 | 18,654 | 3,905 | 16,579 | 4,049 | 16,309 |
| | 中等傷者 | 20,228 | 85,651 | 17,995 | 74,564 | 18,109 | 73,072 |
| 人 口 (平成 7 年 10 月 1 日現在) | | 738,630 | 3,737,360 | 770,648 | 3,731,303 | 770,648 | 3,731,303 |

- ・死 者：発災後 24 時間以内に死亡すると推定される者
- ・重 傷 者：手術等入院治療を必要とする者
- ・中 等 傷 者：入院は必要としないが、医師の治療を必要とする者

昼間（9～18 時）は昼間人口、それ以外の時間帯は常住人口を基準とした

4 警戒宣言が発せられた後、地震が発生した場合

表 1-4 警戒宣言が発せられた後、地震が発生した場合（建物被害）（単位：棟）

| 被害要因 | 被害区分 | 静岡市 | 静岡県 |
|-----------------------|------|---------|-----------|
| 地震動・液状化 | 大破 | 31,824 | 131,183 |
| | 中破 | 66,247 | 292,115 |
| | 一部損壊 | 57,483 | 290,670 |
| 人工造成地 | 大破 | 198 | 4,774 |
| | 中破 | 593 | 14,322 |
| 津波 | 大破 | 0 | 2,240 |
| | 中破 | 108 | 3,666 |
| | 床上軽微 | 72 | 7,429 |
| | 床下浸水 | 4,085 | 14,955 |
| 山・がけ崩れ | 大破 | 1,073 | 3,546 |
| | 中破 | 2,605 | 8,762 |
| 延焼火災 | 焼失 | 16 | 51 |
| 建物被害合計 | 大破 | 32,974 | 140,801 |
| | 中破 | 68,119 | 309,174 |
| | 一部損壊 | 56,741 | 291,890 |
| | 床下浸水 | 1,134 | 7,041 |
| 建物棟数 （平成10年1月1日現在） | | 260,841 | 1,528,349 |
| 建物り災棟数 | | 158,967 | 748,907 |
| 建物り災率（％） | | 60.9% | 49.0% |
| 建物被害棟数 | | 67,033 | 295,388 |
| 建物被害率（％） | | 25.7% | 19.3% |
| 建物り災世帯数（推計） | | 152,432 | 595,732 |

- ・大破：倒壊又は復旧が困難と考えられる建物
- ・中破：柱、梁、基礎等に被害があり、復旧には大修理が必要な建物
- ・一部損壊：壁に複数の大亀裂、基礎に複数の亀裂、瓦の一部落下等中程度の被害と考えられる建物
- ・建物被害合計：要因別に重複して建物に被害が発生するため、重複被害分を排除した合計棟数（ただし、焼失は大破に含む。）
- ・建物り災棟数：建物に被害を受ける棟数（大破＋中破＋一部損壊＋床下浸水）
- ・建物り災率：建物り災棟数÷全建物棟数
- ・建物被害棟数：被害の程度を示す棟数（大破＋0.5×中破）
- ・建物被害率：建物被害棟数÷全建物棟数
- ・建物り災世帯数：世帯数×建物り災率

表 1-5 警戒宣言が発せられた後、地震が発生した場合（その他物的被害）

| 項 目 | 区 分 | 静 岡 市 | 静 岡 県 |
|-----------------|-----------|--------|---------|
| ブ ロ ッ ク 塀 ・ 石 塀 | 全 箇 所 数 | 75,887 | 256,296 |
| | 被 害 箇 所 数 | 7,868 | 27,989 |
| 屋 外 落 下 物 | 全 箇 所 数 | 17,069 | 54,336 |
| | 被 害 箇 所 数 | 2,280 | 7,577 |

表 1-6 警戒宣言が発せられた後、地震が発生した場合（人的被害）（単位：人）

| 被 害 要 因 | 被害区分 | 冬 5 時 | | 春 秋 12 時 | | 冬 18 時 | |
|-----------------------|-------|---------|-----------|----------|-----------|---------|-----------|
| | | 静岡市 | 静岡県 | 静岡市 | 静岡県 | 静岡市 | 静岡県 |
| 建 物 倒 壊 | 死 者 | 293 | 1,245 | 154 | 634 | 146 | 600 |
| | 重 傷 者 | 368 | 1,512 | 294 | 1,164 | 277 | 1,096 |
| | 中等傷者 | 3,296 | 13,367 | 2,627 | 10,265 | 2,468 | 9,649 |
| 津 波 | 死 者 | 3 | 39 | 3 | 39 | 3 | 39 |
| | 重 傷 者 | 1 | 46 | 1 | 45 | 1 | 45 |
| | 中等傷者 | 1 | 104 | 1 | 103 | 1 | 103 |
| 山 ・ が け 崩 れ | 死 者 | 29 | 116 | 25 | 104 | 25 | 101 |
| | 重 傷 者 | 49 | 182 | 42 | 158 | 40 | 148 |
| | 中等傷者 | 117 | 417 | 103 | 353 | 97 | 337 |
| 火 災 | 死 者 | 2 | 11 | 2 | 8 | 2 | 8 |
| | 重 傷 者 | 2 | 11 | 2 | 8 | 2 | 8 |
| | 中等傷者 | 2 | 4 | 1 | 4 | 1 | 4 |
| ブ ロ ッ ク 塀 ・ 石 塀 の 倒 壊 | 死 者 | 1 | 1 | 2 | 8 | 2 | 9 |
| | 重 傷 者 | 2 | 4 | 4 | 25 | 5 | 31 |
| | 中等傷者 | 0 | 8 | 6 | 27 | 8 | 36 |
| 屋 外 落 下 物 | 死 者 | 0 | 0 | 2 | 5 | 2 | 5 |
| | 重 傷 者 | 2 | 4 | 2 | 25 | 2 | 33 |
| | 中等傷者 | 2 | 51 | 25 | 128 | 33 | 150 |
| 屋 内 器 物 の 移 動 転 倒 | 死 者 | 6 | 58 | 4 | 30 | 4 | 28 |
| | 重 傷 者 | 297 | 1,363 | 274 | 1,238 | 257 | 1,160 |
| | 中等傷者 | 802 | 3,683 | 737 | 3,325 | 695 | 3,133 |
| 道 路 へ の 落 石 崩 土 | 死 者 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 重 傷 者 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 中等傷者 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 人 的 被 害 合 計 | 死 者 | 334 | 1,470 | 192 | 828 | 184 | 790 |
| | 重 傷 者 | 721 | 3,122 | 619 | 2,663 | 584 | 2,521 |
| | 中等傷者 | 4,220 | 17,634 | 3,500 | 14,205 | 3,303 | 13,412 |
| 人 口 (平成7年10月1日現在) | | 738,630 | 3,737,360 | 770,648 | 3,731,303 | 770,648 | 3,731,303 |

- ・ 死 者：発災後 24 時間以内に死亡すると推定される者
 - ・ 重 傷 者：手術等入院治療を必要とする者
 - ・ 中 等 傷 者：入院は必要としないが、医師の治療を必要とする者
- 昼間（9～18時）は昼間人口、それ以外の時間帯は常住人口を基準とした

第 3 節 東南海・南海地震の危険度の推定

国の中央防災会議の「東南海、南海地震等に関する専門調査会」による東南海・南海地震に伴う本市の地震動や津波の高さは、静岡県の第3次地震被害想定における東海地震の想定を下回っている。したがって、東南海・南海地震による危険度は、東海地震のそれを下回るものと推定している。

第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 計画作成の主旨

市及び防災関係機関が東海地震等の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。

第2節 計画の内容

市、県の機関、県の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びに地震防災応急計画又は東南海・南海地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、東海地震等（東海地震、東南海・南海地震等に起因する津波及びこれらに伴う災害をいう。以下同じ。）の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

1 市

- (1) 東海地震等対策計画の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 自主防災組織の育成指導その他住民の地震対策の促進
- (4) 防災思想の普及
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 地震防災のための施設等の緊急整備
- (7) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理（対策計画については、東南海・南海地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。）
- (8) 東海地震に関連する情報、警戒宣言、地震情報、津波警報・注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報
- (9) 地震動警報（緊急地震速報）の意義と受信時に取るべき対応行動の広報・啓発
- (10) 避難の勧告又は指示に関する事項
- (11) 消防、水防その他の応急措置
- (12) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- (13) 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害時における市有施設及び設備の整備又は点検
- (14) 緊急輸送の確保
- (15) 食料、医薬品その他物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
- (16) その他地震災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

2 静岡県

- (1) 地震対策計画の作成

- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 自主防災組織の育成指導その他県民の地震対策の促進
- (4) 防災思想の普及
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 地震防災のための施設等の緊急整備
- (7) 震度観測網及び震度情報ネットワーク等の維持・整備
- (8) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理
- (9) 東海地震に関連する情報（「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」及び「東海地震に関連する調査情報(臨時)」）、警戒宣言、地震動警報（緊急地震速報）、地震情報、津波警報・注意報、その他地震・津波情報に関する情報の収集、伝達及び広報
- (10) 地震動警報（緊急地震速報）の意義と受信時に取るべき対応行動の広報・啓発
- (11) 避難の勧告又は指示に関する事項
- (12) 水防その他の応急措置
- (13) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- (14) 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
- (15) 犯罪の予防、交通の規制その他社会秩序の維持
- (16) 緊急輸送の確保
- (17) 食料、医薬品その他物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生活動の準備等の災害応急対策の準備及び実施
- (18) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整
- (19) その他地震災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

3 静岡県警察（静岡中央警察署、静岡南警察署、清水警察署）

- (1) 地震関連情報の収集伝達
- (2) 危険区域における市民等の避難誘導
- (3) 交通混乱の防止及び避難路、緊急輸送路確保等の交通上の措置
- (4) 避難地域及び避難場所並びに重要施設の警戒警備
- (5) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- (6) 行方不明者の捜索、死体の検視
- (7) 関係機関が行う地震防災応急対策及び災害応急対策に対する協力
- (8) 警察施設、設備等の点検整備
- (9) 東海地震予知情報等の広報
- (10) 避難状況等に関する情報の収集

4 自衛隊（陸上自衛隊東部方面隊第1師団第34普通科連隊）

- (1) 災害時における人命又は財産保護のための救援活動
- (2) 災害時における応急復旧活動

5 指定地方行政機関

- (1) 総務省東海総合通信局

- ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
 - イ 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
 - ウ 災害地域における電気通信施設の被害状況調査
 - エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与
 - オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること
 - カ 非常通信協議会の運営に関すること
- (2) 財務省東海財務局（静岡財務事務所）
災害時における財務金融対策の適切な措置並びに関係機関との連絡調整
- (3) 農林水産省関東農政局静岡地域センター
食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
- (4) 厚生労働省静岡労働局（静岡労働基準監督署、清水労働基準監督署）
- ア 事業場に対する地震防災対策の周知指導
 - イ 事業場の被災状況の把握
- (5) 国土交通省中部地方整備局（静岡河川事務所、富士砂防事務所、静岡国道事務所、清水港湾事務所）、国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所）
管轄する河川、道路又は清水港についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。
- ア 災害予防
 - (ア) 所管施設の耐震性の確保
 - (イ) 所管施設の総合的な危険度の把握
 - (ウ) 防災体制の整備
 - (エ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実
 - (オ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - (カ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用（静岡国道事務所・静岡河川事務所）
 - (キ) 災害から港湾並びに地域住民の生命、財産等を保護するための港湾・海岸保全施設等の整備に関する計画・指導及び事業実施（清水港湾事務所）
 - イ 初動対応
 - (ア) 所管施設の緊急点検の実施
 - (イ) 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。
 - ウ 応急・復旧
 - (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - (イ) 路上障害物の除去（静岡国道事務所）
 - (ウ) 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁等の整備に関する計画・指導及び事業実施（清水港湾事務所）
 - (エ) 緊急用河川敷道路の開放等による緊急輸送道路の確保（静岡河川事務所）
 - (オ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置（清水港湾事務所）
 - (カ) 自治体の要請による災害対策用建設機械等の派遣
 - エ 警戒宣言発令時

- (ア) 警戒宣言、東海地震予知情報等の迅速な伝達
- (イ) 人員・資機材等の配備・手配
- (ウ) 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力（静岡国道事務所）
- (エ) 道路利用者に対する情報の提供（静岡国道事務所）
- (オ) 地震災害警戒体制の整備
- (6) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）
 - ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
 - イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための船舶調達のあっせん、特定航路への就航勧奨
 - ウ 港湾荷役が円滑に行われるために必要な指導
 - エ 緊急海上輸送の要請に対して速やかに対応するための船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役体制の確保
 - オ 船舶運航事業者もしくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令の発令
 - カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督
 - キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督
 - ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導
 - ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応するための関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備
 - コ 特に必要があると認めるときの自動車運送事業者に対する輸送命令の発令
 - サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のための緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣
- (7) 東京管区气象台（静岡地方气象台）
 - ア 知事に対して速やかに東海地震に関する情報の通報を行うこと
 - イ 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通知並びに解説
 - ウ 地震予知のための観測施設の整備並びに観測機器の保守
 - エ 地震予知及び地震・津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力
 - オ 異常現象に関する情報が市町村長から通報された場合、速やかに気象庁に報告し適切な措置を講ずること
- (8) 第三管区海上保安本部（清水海上保安部）
 - ア 災害予防
 - (ア) 地震による海上災害対策訓練の実施
 - (イ) 海上防災講習会等による防災思想の啓発
 - (ウ) 港湾の状況等の調査研究
 - イ 災害応急対策
 - (ア) 船艇・航空機等による警報等の伝達
 - (イ) 船艇・航空機を活用した情報収集
 - (ウ) 活動体制の確立
 - (エ) 船艇・航空機による海難救助等
 - (オ) 船艇・航空機による傷病者、医師及び救援物資の緊急輸送

- (カ) 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与
 - (キ) 要請に基づく関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
 - (ク) 排出油等の防除等
 - (ケ) 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保
 - (コ) 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示
 - (サ) 海上における治安の維持
 - (シ) 危険物積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置
- ウ 災害復旧・復興対策
- 災害復旧・復興に係る工事に関する海上交通安全の確保

6 指定公共機関

- (1) 郵便事業株式会社（静岡南支店）
 - ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - エ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分
- (2) 郵便局株式会社東海支社

災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。
- (3) 日本赤十字社（静岡県支部）
 - ア 応援救護班の派遣又は派遣準備
 - イ 被災者に対する救援物資の配布
 - ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - エ 赤十字飛行隊による救援又は救援準備
 - オ 赤十字奉仕団、自主防災組織等に対する救急法の講習等の指導
- (4) 日本放送協会（静岡放送局）
 - ア 地震災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上
 - イ 臨時ニュースの実施等、編成メディアを有効に活用し、東海地震予知情報等、地震情報及びその他の地震に関する情報の正確迅速な提供に努めること。
 - ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと。
 - エ 放送施設並びに設備の災害予防のため、防災施設及び設備の整備をすすめること。
- (5) 中日本高速道路株式会社（東京支社静岡保全・サービスセンター）
 - ア 交通対策に関すること。
 - イ 地震防災応急対策及び災害応急対策に関すること。
- (6) 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社
 - ア 警戒宣言、東海地震予知情報、地震情報等の伝達
 - イ 列車の運転規制措置

- ウ 旅客の避難、救護
- エ 東海地震予知情報等、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
- オ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配
- カ 施設等の整備
- (7) 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社（静岡支店）
 - ア 警戒宣言発令時及び災害時における重要通信の確保
 - イ 警戒宣言発令時及び災害時における通信疎通状況の広報
 - ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配
- (8) 日本通運株式会社（静岡中央支店）
 - 防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
- (9) 中部電力株式会社（静岡営業所、清水営業所）
 - ア 警戒宣言発令時及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保
 - イ 復旧資機材等の整備
 - ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
- (10) KDD I 株式会社（静岡支店）
 - ア 東海地震予知情報等の伝達
 - イ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施

7 指定地方公共機関

- (1) 土地改良区（静岡市内土地改良区）
 - ア 災害予防
 - 所管施設の耐震性の確保
 - イ 警戒宣言発令時
 - 関係機関等に対する用水状況の情報提供
 - ウ 応急・復旧
 - (ア) 関係機関との連携による応急対策の実施
 - (イ) 所管施設の緊急点検
 - (ウ) 農業用水及び非常用用水の確保
- (2) 静岡瓦斯株式会社（静岡支社、富士支社）
 - ア 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報
 - イ 警戒宣言発令時におけるガス供給の確保
 - ウ 施設設備の耐震予防対策の実施
 - エ 警戒宣言発令時における防災広報、施設の点検等災害予防措置
- (3) 社団法人静岡県エルピーガス協会（中部支部）
 - ア 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報
 - イ 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施
 - ウ 警戒宣言発令時及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施
 - エ 燃料の確保に関する協力
 - オ 協会加入事業所に被害状況調査及び応急復旧
- (4) 静岡鉄道株式会社

- ア 警戒宣言、東海地震予知情報等の伝達
- イ 列車の運転規制措置
- ウ 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報
- (5) 社団法人静岡県トラック協会、社団法人静岡県バス協会、商業組合静岡県タクシー協会
防災関係機関の要請に基づく協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保
- (6) 民間放送機関（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株
式会社静岡第一テレビ、株式会社ドリームウェーブ静岡、静岡エフエム放送株式会社、株
式会社シティエフエム静岡、株式会社エフエムしみず）
 - ア 地震防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、定時ニュース番組等
による防災知識の普及
 - イ 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害発生時における必要に応じた特別
番組の編成、東海地震予知情報等、地震情報その他地震に関する情報、国、県、市、防
災関係機関等の防災活動状況の放送
 - ウ 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備
- (7) 社団法人静岡県医師会（社団法人静岡市静岡医師会、社団法人静岡市清水医師会、社団
法人庵原郡医師会）、社団法人静岡県歯科医師会（社団法人静岡歯科医師会、社団法人静岡
市清水区歯科医師会）、社団法人静岡県看護協会（社団法人静岡県看護協会静岡地区支
部）、社団法人静岡県病院協会、社団法人静岡県薬剤師会（社団法人静岡市薬剤師会、清水
薬剤師会）
 - ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施
 - イ 検案（社団法人静岡県看護協会（社団法人静岡県看護協会静岡地区支部）、社団法人静
岡県薬剤師会（社団法人静岡市静岡薬剤師会、清水薬剤師会）を除く。）
- (8) 社団法人静岡県警備業協会
災害時の道路交差点での交通整理支援

8 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者

- (1) 地震防災訓練
- (2) 従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知
- (3) 従業員等に対する防災教育及び広報
- (4) 災害応急対策に必要な資機材等の確保措置
- (5) 防災組織の整備
- (6) 東海地震予知情報等の収集及び伝達
- (7) 警戒宣言発令時における従業員及び施設利用者等の避難誘導
- (8) 警戒宣言発令時における火気の規制、施設整備等の点検、仕掛工事の中止等安全措置
- (9) 地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導
- (10) 上記のほか、津波の危険が予想される避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画
の作成義務者が実施すべき防災対策は、次のとおりである。
 - ア 従業員及び施設利用者等に対する津波避難方法等の周知
 - イ 津波警報等の収集及び伝達
 - ウ 地震発生時における津波からの円滑な避難を確保するための安全措置

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、市が行う防災活動に協力するものとする。

- (1) 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体
- (2) 静岡市内建設業協会、静岡市内大工建築業協同組合、静岡市内電気設備協力会、静岡県建築士会、赤帽静岡県軽自動車運送協同組合、全国霊柩自動車協会、全日本冠婚葬祭互助協会、静岡市上下水道局指定工事店協同組合、清水管工事システム協同組合、日本下水道管路管理業協会中部支部静岡県支部、静岡県環境施設メンテナンス協同組合
- (3) 青年団、女性団体等の地域団体
- (4) 町内会、自治会等の自主防災組織
- (5) 静岡市ボランティア団体連絡協議会、静岡市防災アマチュア無線、静岡市清水アマチュア無線非常通信協力会、災害ボランティア・コーディネーター等のボランティア関係団体
- (6) その他公共的な活動を営むもの

第4章 計画の修正〔総務局(危機管理部)〕

この計画は、毎年、定期的に検討を加え、必要があると認めるときは、静岡市防災会議（以下「防災会議」という。）を開催し、これを修正する。

第2編 平常時対策

東海地震に関連する情報の発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時に、市、市民及び防災関係機関が的確な防災対策を講じられるよう、平常時に行う防災思想の普及、防災訓練、自主防災活動等について定める。

第1章 防災思想の普及

第1節 計画作成の主旨

地震による被害を最小限にとどめるため、市職員をはじめ市民及び各組織等を対象に、地震に対する正しい知識と防災対応を啓発指導する。

1 市

- (1) 市長は、災害応急対策及び地震防災応急対策の円滑な実施を確保するため、市職員に対して教育を行う。
- (2) 市長は、職員が地区担当職員として、地域における防災活動に率先して参加するとともに、当該活動を指導するための教育を行う。また、市は、住民自らが生命、身体及び財産を守り、あわせて地域の地震災害を予防し、あるいは軽減することに資するため、必要な教育及び広報を行う。この場合、地域の特性等による地震災害の態様等を十分に考慮して実情にあったものとする。

また、啓発内容については、おおむね県の例によるものとする。

2 市職員に対する教育

- (1) 地震に関する基礎知識
- (2) 東海地震等の発生に関する知識
- (3) 東海地震等の危険度の試算の内容
- (4) 「静岡市地域防災計画地震対策編」の内容と市が実施している地震対策
- (5) 静岡県地震対策推進条例に規定する対策
- (6) 地震の発生が予知された場合及び発生した場合に具体的に取るべき行動
- (7) 職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と役割分担）
- (8) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらに基づきとられる措置
- (9) 地震動警報（緊急地震速報）の意義と受信時にとるべき措置
- (10) 家庭の地震対策、自主防災組織及び災害ボランティア活動に関する知識
- (11) 地震対策の課題その他必要な事項

各課、事務所等においては、上記事項について、所属職員に対し十分に周知を図るものとする。

また、各課等は所管事項に関する地震防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対して教育を行うものとする。

上記のほか、市教育委員会は「静岡県防災教育基本方針（県教育委員会編）」及び「学校の地震防災対策マニュアル（県教育委員会編）」によって、それぞれ職員に対して教育を行うものとする。

3 生徒等に対する教育

市教育委員会は、公立学校等に対し、幼児・児童・生徒（以下「生徒等」という。）に対する地震防災教育の指針を示し、その実施を指導する。

また、市は県と協力して私立学校に対し、これに準じた教育を行うよう指導するものとする。

(1) 生徒等に対する指導

自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。

ア 災害発生時の実践的な防災対応能力を身に付けられるよう、学校の防災訓練の充実を図る。

イ 社会に奉仕する精神を培うとともに、災害ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種の取組を活用して、ボランティア活動への参加を促進する。

(2) 学校防災の充実強化を図る。

(3) 中学生及び高校生を中心に応急看護の実践的スキルの習得の徹底を図る。

4 外国人対策

避難地案内板外国語表示、パンフレットの配布及び生活相談窓口の開設、外国人を対象とした防災セミナーの開催等により防災知識の普及・啓発を図る。

5 市民に対する防災思想の普及

地域住民に対する防災思想の普及は、自主防災組織を通じて実践的な内容を主体として行うことを基本とし、地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対策等について啓発する。この際、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

特に7月1日から10日までの10日間は「津波対策推進旬間」、11月は「地震防災強化月間」となっていることから、それぞれ津波避難対策、突然地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。

なお、この場合、自主防災組織及び専門的知識を持つ静岡県防災士等の積極的な活用を図る。また、市は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりのなかで防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

(1) 啓発事項

ア 東海地震及び地震予知の基礎的な知識

イ 東海地震の危険度の試算の内容

- ウ 静岡県地震対策推進条例に規定する対策
- エ 突然地震が発生した場合の行動指針等の応急対策
- オ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の基礎的知識
- カ 地震動警報（緊急地震速報）の意義と受信時に取るべき措置
- キ 地域、事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性
- ク 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策
- ケ 津波対策区域、山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識
- コ 避難地、避難路その他避難対策に関する知識
- サ 住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の準備
- シ 消火、救出、救助、応急手当等に関する知識
- ス 避難生活に関する知識
- セ 災害時要援護者への配慮
- ソ 安否情報の確認のためのシステム
- タ 災害ボランティア本部及び災害ボランティア活動に関する知識

(2) 手段、方法

パンフレット、リーフレット、ポスター、映画フィルム、ビデオテープ及び報道機関等の媒体や防災士等の専門的知識を有する人材を活用し、地域の実情にあわせたより具体的な手法で普及を図る。特に突然発生した地震に対する住民の行動指針について周知徹底を図る。

(3) 静岡県地震防災センターによる啓発

静岡県地震防災センターは、地震防災に関する体験学習や家庭内対策等の展示を行うとともに、研修等を開催し、市民及び自主防災組織等の地震防災に関する知識の意識の高揚を図る。その際、相談等に応じ、適切な助言及び指導を行う。

また、地震防災に関する意識啓発用の資機材の貸出しを行うとともに、インターネットにより必要な情報を提供する。

(4) 社会教育を通じての啓発

教育委員会は、PTA、女性団体、青少年団体、社会教育団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて普及を図る。また、文化財を地震災害から守り、後世に伝えるため、文化財愛護団体の諸活動を通じて文化財に対する防災知識の普及を図る。

ア 啓発内容

市民に対する一般的な啓発に準ずる。その他各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。

イ 手段、方法

各種学級・講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

(5) 各種団体を通じての啓発

市は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料の提供、映画フィルム等の貸出し等を通じて地震防災思想の普及に努める。これによって、それぞれの団体の構成員である民間事務所等の組織内部における防災知識の普及を促進させるものとする。

(6) 防災上重要な施設管理者に対する教育

市は、危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場等の不特定多数の者が出入りする施設の管

理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震動警報（緊急地震速報）を受信したとき及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。

(7) 相談窓口

市は、それぞれの機関において、所管する事項について市民の地震対策の相談に積極的に応ずるものとする。

なお、総括的な事項及び訓練、建築に関する事項の相談窓口は、次のとおりである。

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ア 防災対策課、区総務・防災課 | 総括的な事項 |
| イ 消防局及び消防署 | 消火・救出・救助など訓練に関する事項 |
| ウ 建築指導課 | 建築物に関する事項 |

6 災害ボランティアの養成及び組織化等の推進及び啓発

(1) 災害ボランティアの養成及び組織化

市は、(福) 静岡市社会福祉協議会及び災害ボランティア・コーディネーター等が実施する災害ボランティア及び災害ボランティア・コーディネーターを養成する研修や、災害ボランティア本部等の開設及び運営等の訓練を支援するとともに、災害ボランティア関連団体の組織化やネットワーク化を推進する。

(2) 災害ボランティア活動に関する市民の啓発や参加促進

災害ボランティアの能力が最大限に発揮され、被災地の復興に生かされるよう、地震防災に関する知識の普及・啓発を図り、災害ボランティア活動に対する市民の啓発や参加促進などに努める。

7 通訳ボランティアの養成及び組織化等の推進及び啓発

(1) 通訳ボランティアの養成及び組織化

市は、静岡市国際交流協会と協力し、通訳ボランティアを養成する研修や、災害多言語支援センターの開設及び運営等の訓練を計画し、実施するとともに、通訳ボランティア関連団体の組織化やネットワーク化を推進する。

(2) 通訳ボランティア活動に関する市民の啓発や参加促進

通訳ボランティアの能力が最大限に発揮され、被災地の復興に生かされるよう、地震防災に関する知識の普及・啓発を図り、災害ボランティア活動に対する市民の啓発や参加促進などに努める。

第2節 防災関係機関

東海旅客鉄道株式会社（静岡支社）、中日本高速道路株式会社（東京支社静岡保全・サービスセンター）、中部電力株式会社（静岡営業所、清水営業所）、静岡瓦斯株式会社（静岡支社、富士支社）、静岡県エルピーガス協会（中部支部）、西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社（静岡支店）、静岡鉄道株式会社等の防災関係機関は、それぞれの所掌する事務又は業務に関する地震防災応急対策、地震災害応急対策及び住民等を実施すべき安全対策等について啓発及び広報を行うものとする。

第2章 自主防災活動

第1節 計画の主旨

地震による災害から、市民の生命、身体、財産を保護するためには、市をはじめ、防災関係機関が総力をあげて対応することが必要である。しかし、同時に住民一人ひとりが地震についての十分な防災意識をもち、訓練を積み重ねることにより防災対応を体得し、これを家庭、地域、職場等で実践しなければならない。

特に、大規模な地震に対しては、地域住民が相互に協力し、消防団等と連携して、地域の特性や危険性を理解した上で、組織的に活動することが重要である。

また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災活動における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

このため、市民が自主防災活動に参加し、的確な活動ができるよう、その基準を示すものである。

第2節 市民の果たすべき役割

地震の防災に関し、市民に課せられた役割は極めて大きい。市民は、自分達の安全は自らの手で守る意欲をもち、平常時から地震発生後にいたるまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施する必要がある。

1 平常時から実施する事項

- (1) 地震防災に関する知識の吸収
- (2) 地域の危険度の理解
- (3) 家庭における防災の話し合い
- (4) 警戒宣言発令時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認
- (5) 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等の火災予防措置の実施
- (6) 家屋の補強等
- (7) 家具その他落下倒壊危険物の対策
- (8) 飲料水、食料、日用品、医薬品等の生活必需品の備蓄（食料については最低7日分、うち3日分は非常持出し。）
- (9) 地震動警報（緊急地震速報）を受信したときの適切な対応行動

2 東海地震注意情報発表時に実施が必要となる事項

- (1) 正確な情報の把握
- (2) 適切な避難（東海地震注意情報発表時に避難の実施を必要とする災害時要援護者に限る。）

3 警戒宣言発令時に実施すべき事項

平常時の準備を生かし自主防災活動を中心として、おおむね次の事項が実施できるようにす

る。

- (1) 正確な情報の把握
- (2) 火災予防措置
- (3) 非常持出品の準備
- (4) 適切な避難及び避難生活
- (5) 自動車の運転の自粛

4 地震災害発生後に実施すべき事項

- (1) 身の安全の確保
- (2) 出火防止及び初期消火
- (3) 地域における相互扶助による被災者の救出活動
- (4) 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護（負傷者の救護所等への搬送）
- (5) 自力による生活手段の確保

第3節 地域における自主防災組織の果たすべき役割

地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。自主防災組織は、県や市と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって、次の活動をするものとする。

【平常時の活動】

1 防災知識の普及

正しい防災知識を普及するため、講演会、研修会、研究会、訓練等を開催する。普及事項は東海地震等の知識、東海地震等に関連する情報及び警戒宣言の意義や内容、平常時における防災対策、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等とする。

2 自主防災組織の防災計画書の作成

地域を守るために必要な対策及び構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書等に定めておく。

3 家庭防災の促進

家庭における出火防止や非常用必需品の準備等の地震対策について、自主防災組織が中心となって、その促進を図る。

4 防災用資機材の整備

防災活動を行うための資機材の整備と点検を行う。

5 自主防災組織の台帳の作成

自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び警戒宣言時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。

なお、災害時要援護者台帳の整備に当たっては、市から提供された要援護者名簿等を活用するとともに、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。

- (1) 世帯台帳（基礎となる個票）
- (2) 災害時要援護者台帳
- (3) 人材台帳
- (4) 自主防災組織台帳

6 避難生活計画書の作成

警戒宣言発令時や発災時における避難生活が円滑に行われるように、自主防災組織は「自主防災組織のための「避難生活計画書」作成手引き」等を参考に、市や避難地及び避難所となる施設の管理者とあらかじめ協議のうえ「避難生活計画書」を作成する。

7 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練その他の訓練において、他の地域の自主防災組織と連携して、次に掲げる東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。

なお、災害時要援護者の安否確認や避難支援等を想定した訓練の実施に努めるものとする。

- (1) 情報の収集伝達訓練
- (2) 出火防止及び初期消火の訓練
- (3) 避難訓練
- (4) 救出、救護訓練
- (5) 炊出し訓練

8 防災指導員の設置

自主防災活動を推進するため、学区又は地区に「防災指導員」をおく。

防災指導員は、住民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災組織内において役員として、又は組織の長の相談役・補佐役として諸活動の企画及び実施に参画するものとする。

9 自主防災地図の作成

自主防災組織は、地域に内在する危険や災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することにより、的確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の的確化を図る。

10 地域内の他組織等との連携

地域内事業所の防災組織や地域における民生委員、児童委員、身体障害者相談員、福祉関係団体、ボランティア等と連携し、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

第4節 事業所等の果たすべき役割

1 事業所等の自主的な防災活動

事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所等」という。）は、従業員、利用者等の安全を確保し、地域に災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行う。また、被災

住民の救出等を地域の一員として防災活動に参加するよう努めるものとする。

このため事業所等は、自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織等と連携をとり、事業所及び関係地域の安全確保に積極的に努めるものとする。また、災害時の事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所においては、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用等するよう努める。

事業所等における自主的な防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集及び伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 救出、応急救護等
- (7) 地域の自主防災組織と積極的に連携した防災活動への協力
- (8) 飲料水、食料、生活必需品等の災害時及び警戒宣言時に必要な物資の確保
- (9) 施設及び設備の耐震性の確保
- (10) 予想被害からの復旧計画策定
- (11) 各計画の点検・見直し

2 事業所の防災力向上の促進

市は、県と連携して事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

また、県が作成した「静岡県事業継続計画モデルプラン」を紹介するとともに、事業継続計画の策定に積極的な事業所の支援に努める。

第5節 自主防災組織に対する指導及び助成〔区役所〕

市は県と協力し、自主防災組織に関する認識を深める広報等を行い、地域住民の自主防災活動への参加を促すとともに、自主防災組織の強化のために必要な資料の提供、自主防災活動についての助言、指導並びに活動に要する経費等を助成することにより、自主防災組織の育成を推進するものとする。

1 自主防災組織づくりの推進

市は、県と連携して、地域住民と地震対策について十分話し合い、共通の目的意識を持ち、最もその地域に合った自主防災組織づくりを推進する。

2 防災意識の啓発

自主防災組織の手引書等資料を作成配布するとともに、自主防災組織が開催する講演会を利用し防災意識を啓発する。

3 組織の育成

自主防災組織に防災訓練等の実施を呼びかけるとともに、住民がこれに積極的に参加するよう必要な指導・助言を行い、自主防災組織を育成する。

4 自主防災に関する意識の高揚

市は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に資料の提供、研修会の開催等を行う。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

5 防災指導員制度の設置

市は、自主防災組織の活性化を図るため、各地区連合自治会長、各学（地）区連合町内会長から選任された防災指導員を配備する。あわせて、市は、自主防災組織及び住民の防災対策の啓発活動を強化するため、防災指導員の研修会を定期的に開催するとともに、関係団体が主催する研修会への参加などを促すものとする。

地域防災指導員は、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等による地域防災力の強化と底上げを図るため、次の各号にあげる活動を行う。

- (1) 同一生活圏における複数の自主防災組織の連携強化と防災情報の共有化
- (2) 個別指導等による、きめ細かな自主防災活動の指導
- (3) 県又は市の施策の広報や推進及び普及協力
- (4) 県又は市に対する防災モニターとしての地域防災情報の収集及び伝達
- (5) 自主防災組織会長等の補佐及び支援

6 防災技能者講座の開催

防災知識の高揚と防災技術の習得により、地域防災力の向上を図るため、静岡市防災技能者の養成研修に関する実施要綱に基づき、地域の防災リーダーを養成する防災技能者講座を開催する。

- ◇ 静岡市防災技能者の養成研修に関する実施要綱（資料編 1-13）

7 自主防災組織への助成

自主防災組織の防災力向上を目的として、自主防災会を対象に、次の各号にあげる防災資機材購入等に係る補助金を交付する。

- (1) 防災倉庫設置費補助
 - ◇ 静岡市自主防災組織防災倉庫設置費補助金交付要綱（資料編 1-9）
- (2) 防災倉庫用地借地料補助
 - ◇ 静岡市自主防災組織防災倉庫用地借地料補助金交付要綱（資料編 1-10）
- (3) 防災用資機材購入費補助
 - ◇ 静岡市自主防災組織防災資機材等購入費補助金交付要綱（資料編 1-11）
- (4) 可搬消防ポンプ等購入補助
 - ◇ 静岡市自主防災組織可搬消防ポンプ等購入費補助金交付要綱（資料編 1-12）

8 自主防災組織と消防団との連携促進

消防団は地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組織の訓練に消防団が参加し、資機材取扱いの指導や消防団OBが自主防災組織の役員に就任するなど、組織間の連携や人的な交流等を積極的に図るものとする。

第3章 地震防災訓練の実施

第1節 計画作成の主旨

東海地震に関連する情報の発表時、警戒宣言発令時及び地震災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。

市民は、東海地震注意情報の発表時や警戒宣言が発令された際、秩序を維持しつつ適切な地震防災応急対策を実施するには、平素から、これらに対処する訓練を積み重ね、体験による理解をしなければならぬ。

なお、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の災害時要援護者に十分配慮した訓練を実施し、災害時要援護者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第2節 訓練の内容と実施方法〔総務局(危機管理部), 区役所, 消防局〕

市は、総合防災訓練、地域防災訓練及び津波避難訓練を実施する。そのほか、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。

訓練に当たっては、災害時要援護者の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮し、また夜間、休日等の訓練も併せて実施するものとする。

なお、訓練終了後は評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

1 総合防災訓練

市は、国、県及び防災関係機関と協力し、また自主防災組織の参加を得て訓練を行う。

(1) 東海地震に関連する情報が発表されてから警戒宣言発令及び災害発生を経て、応急復旧までの防災対策について、次の事項に重点をおいて行う。

- ア 職員の動員
- イ 東海地震に関連する情報、警戒宣言、地震情報その他防災上必要な情報の収集及び伝達
- ウ 警戒区域の設定、避難勧告、指示及び避難誘導
- エ 地震動警報（緊急地震速報）を受信したときの適切な対応行動
- オ 消火活動
- カ 救出・救助
- キ 避難生活
- ク 救援物資の準備及び輸送
- ケ 食料、飲料水、医療その他の救援活動
- コ 道路啓開
- サ 応急復旧
- シ その他

- (2) 突発的な地震が発生した場合の防災訓練
前項（1）のうち、東海地震予知情報等及び警戒宣言時の対応を除く。
- (3) 訓練の実施回数
総合防災訓練は、年1回以上実施する。
- (4) 訓練広報
訓練に住民等の積極的参加を求め、又は訓練に伴う混乱を防止するため、必要な広報を行う。

2 個別防災訓練

総合防災訓練の基礎訓練として、職員の動員訓練等の重点事項について個別に訓練を行う。

また、災害対策本部、区本部、地区支部及び各部・班、各施設等は、それぞれ所掌する防災業務について、単独又は関係機関等と共同して訓練を行う。

(1) 情報の収集伝達訓練

東海地震に関連する情報の発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時の災害対策の基本は、情報の正確かつ迅速な収集及び伝達であるので、国・県その他防災関係機関及び自主防災組織と協力して訓練を行う。

ア 市と県及び防災関係機関との情報の収集伝達訓練

イ 災害対策本部並びに区本部、地区支部、避難場所及び自主防災組織との情報の収集伝達訓練

ウ 別に定める、情報収集要領に基づく「職員参集ルート情報」訓練の実施

エ その他

(2) 職員の動員訓練

次の各段階について交通機関、交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間内外の条件を加味して訓練を実施する。

ア 東海地震注意情報が発表されたとき

イ 警戒宣言が発令されたとき

ウ 警戒宣言が発令されないまま、地震が発生したとき

(3) 防災資機材取扱訓練

職員を対象に定期的に浄水機、仮設トイレ、発電機、C-1級可搬ポンプの取扱訓練等を実施する。

(4) オフロードバイク隊の訓練

別に定める訓練計画に基づき定期的に訓練を実施する。

ア オフロードバイク操縦訓練

イ 担当エリア（地理）把握訓練

ウ 情報収集・伝達（無線取扱い訓練含む。）訓練

エ 応急手当て訓練

オ 資機材取り扱い訓練

カ その他訓練計画による訓練

◇ 静岡市オフロードバイク隊運営要領（資料編1-8）

3 県の実施する訓練への参加

「大規模地震対策特別措置法」第32条の規定に基づき県が実施する防災訓練に積極的に参加

する。

4 地域防災訓練

- (1) 12月第1日曜日の「地域防災の日」を中心に、自主防災組織が中心となり地域の実情にあった防災訓練を実施する。
- (2) この訓練は、突然発生地震を想定するものとし、県が作成した指針を参考に、災害時要援護者等に配慮した訓練を実施する。

5 津波避難訓練

7月1日から10日までの「津波対策推進旬間」に、津波避難訓練を実施する。

この訓練は、大規模地震とそれに伴う津波の発生を想定するものとし、県が作成した指針を参考に、災害時要援護者にも配慮した訓練を実施する。

6 防災関係機関の訓練

防災関係機関は、それぞれが定めた地震防災強化計画又は地震防災応急計画並びに東南海・南海地震防災対策推進計画又は対策計画に基づいて訓練を行う。

訓練の重点事項は、次のとおりである。

- (1) 共通事項
 - ア 組織動員
 - イ 情報連絡
 - ウ 避難誘導
 - エ 施設及び設備の点検
- (2) 個別事項

各防災関係機関が計画に定めた事項

7 図上訓練

災害対応能力の総点検並びに防災関係機関等との連携強化を目的に、図上訓練を実施し、災害対策の見直しに資するものとする。

- (1) 警戒宣言の発令から発災
- (2) 突発的に東海地震が発生した場合
 - ア 勤務中に発災した場合
 - イ 休日又は勤務時間外に発生した場合
- (3) 遠地津波が発生した場合
 - ア 勤務中に発災した場合
 - イ 休日又は勤務時間外に発生した場合

第3節 訓練時における交通規制〔総務局(危機管理部), 区役所, 消防局〕

1 警察署との事前協議等

防災訓練の責任者は、訓練の実施に伴い道路の使用や交通規制を要すると認められる場合、おおむね1箇月前までに、訓練地を管轄する警察署と訓練の内容や道路の使用等について事前に協議をする。

第4章 地震災害の予防対策

第1節 計画作成の主旨

地震による火災の発生、建築物等の倒壊等、災害の発生を予防し、又は軽減するための対策、被災者救出のための対策、避難地、避難路の設定、生活確保のための措置等、平常時の予防対策を定める。

市は、国の地震防災戦略及び県が地域目標として策定した「地震対策アクションプログラム2006」を踏まえ、県の支援のもと効率的・効果的な地震対策を進める。

第2節 緊急消防援助隊の受援体制〔消防局〕

市は、消防組織の確立及び消防施設の強化拡充並びに消防相互応援体制の充実を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。

第3節 火災の予防対策〔消防局〕

東海地震発生時には、特に市街地における火災の同時多発が予想され、状況によっては大火災に拡大する可能性があるところから、警戒宣言発令時にはもちろんのこと、日頃から火気その他出火危険のある物の取り扱いについて、管理状況等を整備し、応急対策を円滑に講ずる体制を確保する必要がある。

このため市、防災関係機関、事業所等の管理者及び住民が一体となって火災予防の徹底を図るものとする。

1 一般家庭等における対策

(1) 燃料を使用する器具の対策

- ア 石油ストーブ・「静岡市火災予防条例（平成15年条例第286号）」第26条による感震遮断装置付を使用する。
- イ LPガス・・・容器の転倒防止策を講ずるとともにガス遮断装置及びガス漏れ警報器の設置に努める。また、外出等不在となる場合は元栓を閉止する。
- ウ 都市ガス・・・ガス遮断装置及びガス漏れ警報器の設置に努める。また、外出等不在となる場合は元栓を閉止する。
- エ 石油バーナー・・・燃料タンクは転倒防止のため固定し、長時間使用しない場合は元栓を閉止する。

(2) その他の出火危険のある物品の対策

引火性・着火性の高い缶入りの石油類等、ベンジン、エアゾール缶、卓上コンロ用ボンベ、アルコール（消毒用、燃料用）、ガソリン、塗料溶剤、農薬類等は、その保管場所を検討し、加熱、転倒、落下等により出火することのない措置を講ずるとともに、保有量は常に最小限度とする。

- (3) 不燃化対策
火気を取扱う器具の周囲は不燃化に努め、付近の可燃物を整理整頓し、特に火気の直上にある可燃性物品を除去する。
- (4) 住宅用防災機器を設置するよう指導し、一般家庭からの出火防止対策を図る。
- (5) 家庭用小型燃料タンク
燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。

2 工場・事業所等における対策

工場・事業所等において地震防災応急計画を作成する者は、その計画に基づき対策を講ずるほか、各工場・事業所等が加盟する協会等の指針に基づき対策を講ずるものとする。またその他の工場、事業所等については、それぞれの計画に基づき対策を講ずるものとする。

- (1) 燃焼器具の対策
法令の基準に従い維持管理するほか、地震時に自動的に消火する装置の設置等、出火危険の防止につとめる。
- (2) 出火危険物品等の対策
法令の基準に従い管理するほか、大規模地震を想定し、設置場所等保管場所の点検と必要な改善補強等を行うとともに、それぞれの物品の性状にあった管理を行う。
また、規制対象に満たない研究室等における微量の物品等についても、地震対策上必要な管理を行う。
- (3) 都市ガス対策
雑居ビル及び地下街における点検を強化し、ガス漏れ警報器の設置、通報体制の整備、対震遮断装置の設置等ガス漏れ対策を講ずる。

3 危険物製造所等における対策

次に挙げる製造所等は、消防法で定める「危険物製造所等の地震対策指針」により、技術上の基準のほか、その業態に応じ、危険物施設やその付帯設備等の耐震性を検討し、必要な改善、補強あるいは管理を行い、災害発生の防止につとめる。

- (1) 製造所、貯蔵所及び取扱所
- (2) 屋外タンク貯蔵所及び屋内タンク貯蔵所
- (3) 屋外貯蔵所及び屋内貯蔵所
- (4) 給油取扱所及び販売取扱所
- (5) 研究室・実験室等、薬品類を保有する施設

4 高圧ガス（LPガスを含む。）施設における対策

高圧ガス貯槽等及びその付帯設備について耐震性を検討し、必要な補強等をすすめるとともに、緊急遮断弁の感震装置の付設につとめ、ガス漏洩による災害の発生の防止につとめる。
特に、可燃性ガス、毒性ガスのボンベについては、転倒防止措置の実施を徹底する。

5 LPガス消費設備

LPガスボンベについては、鎖等により転倒防止措置を徹底するとともに、ガス放出防止器等の取付けを促進する。

6 その他施設の対策

- (1) 不特定多数の者を収容する施設について
劇場、百貨店、雑居ビル、地下街、旅館等の不特定多数の人を収容する施設における出火防止対策について、研修会等を開催し、立入り検査によって個別指導を実施する。
- (2) 病院等、災害時要援護者を収容する施設について
病院等、災害時要援護者を収容する施設について出火防止対策について、講習会や立入り検査によって徹底指導する。
- (3) その他
対震自動遮断装置付石油ストーブの使用の徹底、LPガス容器の転倒防止及び緊急遮断装置の付設等出火防止の指導を推進する。

第4節 建築物等の耐震対策〔総務局(行政管理部・危機管理部)、都市局(建築部)〕

1 建築主等が行う耐震対策

建築主等は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。

- (1) 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講ずる。
- (2) 所有する建築物等の適正な維持管理に努め、必要に応じて耐震診断及び耐震改修を実施する。

2 市が行う耐震対策

市は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。

- (1) 市民向けの建築相談窓口を設置し、県が推進する「TOUKAI-0」事業の普及等、耐震診断や耐震補強の必要性を啓発する。
- (2) 自主防災組織活動等と連携して耐震補強等の説明会等を実施する。
- (3) 避難所等となる公共建築物の耐震診断及び耐震補強を促進する。
- (4) 緊急輸送路、避難路及び避難地沿い建築物の看板及び外装材の落下防止指導並びにブロック塀の調査及び改善を促進する
- (5) 建築主及び建築設計者等に対する啓発

ア 新築建築物

「静岡県建築構造設計指針」、「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底

イ 既存建築物

「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断及び耐震補強

ウ 建築設備

「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強

- (6) 職員に対する啓発

木造住宅所有の市職員に対して自宅の自己耐震診断の実施、併せて耐震診断結果に基づいた精密診断又は補強等必要な対策の実施

(7) 耐震診断及び耐震補強に対する補助制度の促進

プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により、昭和56年5月以前に建築した木造住宅、店舗・事務所ビル等の建築物及びブロック塀等の耐震化を図る。

3 公共建築物の耐震化

市は、所有する公共建築物について、耐震診断及び耐震補強の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その公表に努める。

また、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。

4 コンピュータの安全対策

市は、自ら保有するコンピュータ・システムについて、「ICT部門の業務継続計画」に基づき、所要の対策を推進するとともに、コンピュータを扱う企業に対し、安全対策の実施について啓発を行う。

5 家具等の転倒防止

市は、タンス・食器棚・ピアノ・テレビ・冷蔵庫等の転倒による事故防止のため、家具等の転倒防止について、市民に対する啓発と指導に努める。

また、事業所などのスチール製の書棚、ロッカー等について、安全対策の実施を指導する。

(1) 市民に対する防災座談会を開催し、必要な指導・助言を行う。

(2) 災害時要援護者等を対象に家具の固定化を促進する。

6 ブロック塀

ブロック塀耐震診断の実施を推進し、「静岡県地震対策推進条例施行規則（平成8年静岡県規則第7号）」に基づきブロック塀の安全性を確保するため補強方法、改修等を指導する。

7 ガラスの飛散防止

ガラス類等の安全対策指針を定め、学校、保育園、集会場等多数の人が出入する施設及び不特定多数の人が通行する市街地の道路等に面する建築物のガラス及び家庭内のガラス戸、戸棚等の安全対策の実施を指導する。

8 供給ラインの耐震化

ライフライン事業者及び施設管理者は、災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

第5節 被災建築物等に対する安全対策〔都市局(建築部)〕

市は、静岡県地震対策推進条例に基づき、応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備するとともに、住民に対する啓発を行う。

第6節 危険箇所における災害の予防対策

地震発生時における地盤や地形の特性から生ずる災害を防止又は軽減するため、災害の発生が予想される危険箇所についての予防対策を定める。

1 地すべり、山・がけ崩れ等の地盤災害の予防

地すべり、山・がけ崩れ等のおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害危険箇所図の配布や急傾斜地崩壊危険箇所等に土砂災害危険箇所表示板を設置する等により、適切な方法で当該地域の危険性を広報するとともに、防災施設等の整備、危険住宅の移転事業を促進するとともに、警戒避難体制の確立、避難訓練や定期的に巡視する。

2 土石流危険箇所

土石流による危険箇所については、県と協力して調査点検を行い、被害予防のための防災施設の整備を促進する。

3 山地災害危険箇所

山地災害危険箇所の状況を把握し、近接した住民に対し危険性の周知徹底を図るとともに、森林所有者に対しても地震災害予防措置等を講ずるよう協力を求める。

- ◇ 土砂災害危険箇所数・危険箇所整備表 (資料編7-1)
- ◇ 地すべり防止区域指定一覧表 (資料編7-3)

4 ため池等洪水危険箇所

管理者は、耐震性の診断及び補修、補強を行うとともに、市民の認識を深めるため危険標識の設置を行う。

5 工事現場

工事中の箇所には、保安要員の配置、避難場所の確保、東海地震に関連する情報等の伝達方法について徹底しておくよう業者等の指導を行う。

6 軟弱地盤対策の推進

軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、必要な対策を講ずるよう指導する。

7 液状化対策の推進

地盤の液状化が予想される地域においては、建築物等の被害を未然に防止するため、地盤の液状化に関する知識の普及に努めるとともに、必要な対策を講ずるよう指導する。

第7節 落下物倒壊危険物対策〔建設局〕

地震の発生により、道路上及びその周辺の構造物等が落下、倒壊することによる被害を予防するため、特に避難路、緊急輸送路について、道路管理者、公安委員会、中部電力株式会社（静岡営業

所、清水営業所)、西日本電信電話株式会社(静岡支店)その他の設置者又は管理者は、次により、それぞれ道路周辺等の構造物等の点検、補修、補強等を行うものとする。また、市は次表以外の施設等の設置者、所有者に対し同様の措置等を実施するよう指導する。

表 2-1 落下倒壊危険物対策一覧

| 物件名 | 対策実施者 | 措置等 |
|--------------|------------|---|
| 横断歩道橋 | 道路管理者 | 耐震診断等を行い、落橋防止を図り道路の安全確保に努める。 |
| 道路標識・交通信号機等 | 管理者 | 施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。 |
| 枯死した街路樹等 | | 樹木除去等適切な管理措置を講ずるよう努める。 |
| 電柱・街路灯 | | 設置状態の点検を行い、倒壊等の防止を図る。 |
| アーケード・バス停上屋等 | 設置者 管理者 | 新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。設置者又は管理者は、これらの対策・設置に努める。 |
| 看板・広告物 | | 許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性の向上を図る。設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。 |
| ブロック塀 | 所有者 | 既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等をする。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。 |
| ガラス窓等 | 所有者 管理者 | 破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。 |
| 自動販売機 | | 転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。 |
| 樹木・煙突 | 所有者 | 倒壊のおそれのあるもの、不要なものは除去に努める。 |

第 8 節 危険地区における災害の予防〔総務局(危機管理部)〕

市は、県が定める東海地震対策「避難計画策定指針」に基づき、避難地及び幹線避難路等を設定する。また、日ごろより当該地区の住民に対してその危険性を周知する。

1 要避難地区の指定

- (1) 市は、「東海地震の危険度の試算」等による地震災害の危険度から判断して、津波の浸水、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。
なお、要避難地区には、避難地、幹線避難路又は津波避難ビルを指定する。
- (2) 任意避難地区は、比較的安全で住民の任意の判断により対処することを原則とする地区であるが、住民等の安全確保を図るため、避難地を設ける。
- (3) 要避難地区並びに任意避難地区の避難地では、情報の収集・伝達、医療救護等の活動を実施する。

2 避難対象地区の指定

市は、警戒宣言発令時に避難の勧告、指示の対象とする地域として、要避難地区のうち延焼火災の危険が予想される地域を除く津波の浸水及び山・がけ崩れの発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。

3 避難地等の指定

- (1) 要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地等の指定を行う。
- (2) 延焼火災発生時における避難のため、広域避難地又は幹線避難路を指定する。
- (3) 突発地震発生時の津波緊急避難の用に供する津波避難ビルを指定する。

4 要避難地区に係る施設

(1) 避難地

ア 広域避難地

地震発生後、市街地の火災等から避難者の生命を保護するため、生命の安全確保が可能な場所とし、防災資機材等の設置により援護、情報活動等の拠点として機能し得る場所とする。なお、設置の基準は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 市街地大火や津波、山・がけ崩れによる被害を受けない場所であること
- (イ) 避難距離が3 km以内であること
- (ウ) 空地面積が10,000m²以上であること
- (エ) 避難者1人あたりの面積が2 m²以上であること

イ 一次避難地

要避難地区において広域避難地に到達するまでの間の中継的な位置に設置し、避難に伴う不安や混乱を防ぎ、住民の避難誘導、情報伝達を行うとともに、防災倉庫、救護所等を設置し、地域における救護活動の中心となる場所とする。

任意避難地区としては、住家の耐震性が乏しく、かつ付近に安全な空地が確保できない場合に対処するための避難地として位置づける。なお、設置の基準は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 広域避難地に到達するまでの中間拠点
- (イ) 避難距離が1 km以内であること
- (ウ) 避難者1人あたりの面積が2 m²以上であること

(2) 避難所

災害により居住場所を確保できなくなった者を収容し、かつ救護、応急対策等の活動を行うための拠点となる屋内施設をいう。

(3) 災害時要援護者等避難施設

通常の避難所では避難生活が困難な高齢者や障害のある人等の要援護者のための避難所として、施設がバリアフリー化されている等、要援護者の利用に適しており、人的要因の確保が比較的容易である施設をいう。

5 幹線避難路

幹線避難路は、住民を安全迅速に広域避難地へ避難させる道路等であり、指定要件はおおむね次のとおりである。

- (1) 広域避難地に通じる幅員15m以上の道路又は幅員10m以上の緑道であること
- (2) 相互に交差しないこと
- (3) 火災・建物の倒壊等危険の少ない路線であること

なお、一次避難地までの経路は、住民の任意の判断又は自主防災組織ごとに定める。

第9節 平常時に実施する災害予防措置〔総務局(危機管理部), 区役所〕

- 1 市は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等、避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障害のある人等の災害時要援護者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。
- 2 要避難地区のうち、山・がけ崩れ危険予想地域については、次の予防措置を講ずる。
 - (1) 市は、県と協力して過去の山・がけ崩れ災害事例、現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作製し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。
 - (2) 市は、地域の実情に即した方法により、当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民に対し、その危険性の周知に努める。
 - (3) 市は、警戒宣言が発令された場合には、避難対象地区の住民が、市からの指示を受けるまでもなく、ただちに地域の実情に応じた避難行動がとれるよう、周知徹底に努める。
 - (4) 市は、当該地域において立ってられないほどの強い地震が起こった場合には、即刻危険箇所から離れ避難施設や避難地へ避難する等、地域の実情に応じ、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。

第10節 津波対策区域の災害予防〔総務局(危機管理部), 区役所, 消防局〕

1 避難対象地区の指定と知識の普及

平成23年3月の東北地方太平洋沖地震での津波災害を受け、静岡県第4次被害想定が示されるまでの間、津波対策区域とその周辺の地域を含めた津波対策区域を設定し、様々な津波避難対策を講じるよう努める。

市は、津波対策区域を要避難地区として指定するとともに、当該地域の住民及び船舶等に対して津波の危険や津波注意報・警報、避難の勧告及び指示の意味合い、避難方法等の周知に努める。

また、被害想定を基にハザードマップを作成し住民への広報に努めるとともに、定期的に講演会等を開催し、津波からの避難に関する知識の向上に努める。

2 避難誘導體制の整備

市は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難所、避難施設等、避難に関し留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障害のある人等の災害時要援護者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時より避難誘導體制の整備に努める。

また、市は、海岸・港湾及び漁港の管理者と協議して、避難地等を標示したわかりやすい案内板を設置するとともに、関係団体の協力を得て災害時要援護者の避難誘導體制を整備するなどの防災対策を推進する。

3 海面監視体制の確立

津波による被害を防止・軽減するため、津波注意報、警報が発表されたとき、同報無線による広報活動と併せ、消防ヘリコプター及び高所監視カメラ等による監視体制を確立し、安全を確保の上、ただちに海面の状態を監視するものとする。

4 津波避難施設等の整備

市は、突発地震にも備えるため、津波対策区域内に立地する公共施設及び会社、事業所等の所有者の協力を得て、津波避難ビルを指定するほか、必要に応じ津波避難施設や津波避難のための情報提供を目的とした標識などの設置、既存施設の機能維持を目的とした構造物の補修、ハザードマップ等の整備を実施する。

- ◇ 津波避難ビル一覧表 (資料編4-8)
- ◇ 津波避難ビル標識 (資料編4-9)
- ◇ 海抜表示板 (資料編4-10)

5 警戒宣言に対する対策

警戒宣言が発令された場合には、避難対象地区の住民が、市からの指示を受けるまでもなく、ただちに地域の実情に応じた避難行動がとれるよう周知徹底に努める。

6 住民による避難対策

津波対策区域の住民は、津波による被害の発生が予想される場合には、避難することが優先される。このため、一般的対策のほか、次の対策及び訓練の実施に努める。

- (1) 非常持出品を準備する。
- (2) 津波避難場所、避難経路及び海抜を確認しておく。(自主防災組織単位)
- (3) 津波避難訓練を実施する。

7 海岸利用者に対する対策

海岸利用者がすみやかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施設及び誘導のための標識板等の整備に努めるとともに、地震が発生した場合は、ただちに海岸から離れるか、近くの高台又は津波避難ビルなどの津波避難施設へ避難するなど、利用者のとるべき行動について周知徹底に努める。

8 船舶所有者等による対策

港内及び河川等にけい留する船舶の所有者、管理者等は、津波による船舶の流出を防止するため、次の対策に努める。

- (1) けい留施設を点検し、必要な補強、改修等を行う。
- (2) けい留方法は、強靱なロープ等により頑固に結索する。
- (3) 不用船は取除く。
- (4) その他警戒宣言発令時の海上避難に備え、非常食等、必要な準備を行う。

9 貯木場の対策

(1) 利用者等の対策

貯木場を利用する業者等は、津波の発生に際し木材の流出による危害を防止するため、必要な対策を講ずるものとし、その重点実施事項は、次のとおりとする。

ア 水面貯木場

けい留は常に強靱な索を用い、けい留杭等、けい留施設へ強固に結索すること

- (ア) 筏を構成する連結索等は強靱なものを用い、筏の解体を防止すること
- (イ) 沈木等、未けい留木材をなくすため、点検を行うとともに必要な措置を講ずること
- (ウ) 応急対策上、十分な水路の確保につとめること
- (エ) けい留索その他応急対策上必要な資機材を備えること
- (オ) 流木木材の回収体制を確立すること

イ 陸上貯木場

- (ア) 積み方の改善等、防災上十分な検討を行い、有効な対策の実施につとめること
- (イ) 応急対策上、必要な資機材を備えること
- (ウ) 貯木場内の整理整頓につとめ、応急対策上必要な道路の確保につとめること

(2) 港湾管理者の対策

港湾管理者は波除堤、けい留杭等の施設を点検し、必要な整備を行うとともに水路の確保、けい留の安全性等を随時点検し、利用者に対し必要な指示又は指導を行う。

10 水門、陸閘等の対策

水門等管理者は、水門、陸閘等の操作の体制及び手順を定め、関係者に周知するよう努める。

第11節 被災者の救出・救命活動対策〔総務局(危機管理部), 区役所, 消防局〕

建物の倒壊による被災者等に対する救出・救命活動が迅速的確に行えるよう、平常時から次の措置を行う。

1 市が実施すべき事項

- (1) 自主防災組織、事業所等及び市民に対する地域における相互扶助による救出活動についての意識啓発
- (2) 自主防災組織の救出活動用資機材の配備の推進
- (3) 救出技術の教育、救出活動の指導
- (4) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

2 自主防災組織、事業所等が実施すべき事項

- (1) 救出技術、救護活動の習得
- (2) 救護活動用資機材の点検及び機器取扱等の訓練の実施
- (3) 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

第12節 災害時要援護者の支援〔保健福祉子ども局〕

高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の災害時要援護者に対し、その障害の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整

備することとし、その内容は、一般対策編第2章第18節「災害時要援護者対策」に準ずる。

第13節 生活の確保

警戒宣言発令期間が長期化した場合及び地震災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の措置をとる。

1 食料及び生活必需品の確保

(1) 市が実施すべき事項

- ア 市内における被災者の救済に必要な食料及び生活必需品等（以下「緊急物資」という。）の流通在庫調査の実施
- イ 緊急物資の調達及び配分計画の策定
- ウ 避難地等への緊急物資の分散備蓄
- エ 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の最低限の備蓄
- オ 給食計画の策定
- カ 防災活動拠点等における生活必需品の分散備蓄

(2) 市民が実施すべき事項

- ア 1週間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄
- イ 上記アのうち、3日分程度の非常食料を含む非常持出品の準備
- ウ 自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進
- エ 緊急物資の共同備蓄の推進

2 飲料水等の確保

(1) 市が実施すべき事項

- ア 水道の基幹施設の耐震化と復旧資機材の備蓄を行う。
- イ 給水タンク、ろ水器、貯水に用いる容器等、応急給水資機材を整備するとともに、配水池の貯水槽緊急遮断弁の設置等の対策を実施する。
また、飲料水の確保及び応急給水を円滑に実施するため、給水拠点箇所を中心に、全市域に飲料水兼用耐震性貯水槽及び非常用給水タンクを配備する。
- ウ 市民、自主防災組織に対し、貯水及び応急給水について指導を行う。
- エ 水道事業者組合等と応急給水及び応急復旧に関する協力体制を確立する。
- オ 日本水道協会及び他の地方公共団体と応援給水を含む応急給水体制を確立する。

(2) 市民が実施すべき事項

- ア 貯水すべき水量は1人1日3リットルを基準にし、世帯人数の3日分を目標とする。
- イ 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。
- ウ 貯水に用いる容器は衛生的で安全性が高く、地震動にも水もれ、破損しないものとする。

(3) 自主防災組織が実施すべき事項

- ア 応急給水を円滑に行うため、給水班等の編成を準備しておく。
- イ 非常時に利用予定の井戸、泉、河川、ため池及び貯水槽の水は水質検査を実施して利用方法をあらかじめ検討しておく。

ウ ろ水器、給水ポンプ、水槽、ポリタンク、殺菌用薬剤、燃料等、応急給水に必要とされる資機材等を整備するとともに、操作訓練を行い、取扱いに習熟しておく。

3 医療救護

(1) 市が実施すべき事項

- ア 救護班の派遣等における医療救護計画を作成する。
- イ 救護病院等の施設を点検し人員配置を調整する。
- ウ 医師会、歯科医師会、薬剤師会等と救護班編成及び医療品確保について協議する。
- エ 救護所で使用する資機材の備蓄及び調達計画を作成する。
- オ 重症患者の収容計画及び搬送計画を作成する。
- カ 救護所等における被災者の健康対策並びに精神保健に関する計画を作成する。

(2) 市民が実施すべき事項

- ア 軽症患者の傷病については、自分で手当てを行える程度の医薬品を準備する。
- イ 医療救護を受けるまでの応急手当て等の技術を習得する。
- ウ 血液型の登録と献血に協力する。

(3) 自主防災組織等が実施すべき事項

- ア 応急救護活動を行う救出救護班を編成する。
- イ 医療関係団体等の協力により、応急手当て等に関する講習会を開催する。
- ウ 担架、救急医療セット等の応急救護資機材等を整備する。

4 清掃、環境保全、防疫及び保健衛生活動

衛生的な生活環境を維持するため、次の対策を講ずる。

(1) 市が実施すべき事項

- ア 被害想定に基づき、震災時廃棄物（し尿、ごみ）処理計画を定める。
- イ 防疫薬剤の備蓄及び消毒用機器の整備
- ウ 市民が実施するし尿及びごみ処理などの防疫の指導
- エ 防疫活動に必要とする薬剤の調達計画を作成する。
- オ 被災動物の保護等、救護活動の計画を作成する。
- カ 住民及び自主防災組織に対し廃棄物の応急処置方法及び廃棄物を処理する上での役割分担を明示し、協力を求める。
- キ 災害時の環境保全に関すること。
- ク 避難所等における健康支援活動に係る体制整備を図る。

(2) 市民が実施すべき事項

- ア し尿、ごみ等の自家処理に必要な資材器具の準備
- イ ペット動物の飼育に必要な餌及び水を確保し、逃亡を防ぐ処置を講じておく。

5 避難所の設備及び資機材の配備又は準備

市は、避難所（被災者の避難施設）に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき、ただちに配備できるよう準備しておくものとする。

なお、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の災害時要援護者にも配慮した配備又は準備に努める。

(1) 通信機材

- (2) 放送設備
- (3) 照明設備（非常用発電機を含む。）
- (4) 炊出しに必要な機材及び燃料
- (5) 給水用機材
- (6) 救護所及び医療資機材
- (7) 物資の集積所
- (8) 仮設の小屋又はテント
- (9) 仮設トイレ
- (10) 清掃、防疫用資機材
- (11) 工具類
- (12) プライバシー保護のための資材

6 救援、救護のための標示

- (1) 市は、地震発生後のヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため、小学校等の公共建築物及び指定した病院の屋上に番号を標示する。
 - ◇ 公共建物番号標示一覧表 （資料編4-12）
- (2) 市は、孤立するおそれがある地域について、救援表示シート、無線施設等の整備を実施及び促進する。

7 応急仮設住宅

- (1) 市は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。
- (2) 市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備するものとする。

第14節 緊急輸送活動の確保〔建設局〕

道路管理者は、緊急輸送活動の確保のため他の管理者と協力し、緊急輸送路等の主要交通路の早期確保に努めるものとする。

道路管理者及び港湾管理者は、発災後の道路及び港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。

第15節 がれき・残骸物の処理体制の整備〔環境局(廃棄物対策部)〕

- 1 市は、震災時廃棄物（がれき・残骸物）処理計画を定める。
- 2 市は、災害時に発生するがれき・残骸物の処理体制の整備及び仮集積場の確保に努める。

第16節 燃料の確保〔財政局(財政部)〕

ガソリン、重油、軽油、灯油、LPガス（ボンベ及び器具）等の燃料供給に関し、市と関係団体間の供給協定を締結するなど優先的確保に努める。

第17節 公共土木施設等の復旧用資材の備蓄〔建設局〕

市は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ体制・資機材の整備に努める。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化するものとする。

第18節 災害情報システムの整備〔総務局(危機管理部)〕

災害時において情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるように情報システムの高度化及び多重化を図る。

第19節 緊急輸送用車両等の整備〔財政局(財政部)〕

災害時において緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両及び航空機の整備を図る。

第20節 文化財等の耐震対策〔生活文化局(文化スポーツ部)〕

文化財である建築物、文化財が収蔵されている建築物及び彫像、石碑その他これらに類する文化的な物件（以下「文化財等」という。）の地震対策については、文化財等の管理の実態を把握し、その耐震性の向上並びに地震による人的被害防止のための安全性の確保を図るために必要な措置を講ずるとともに、文化財等の所有者、管理者等に対し、自ら実施すべき防災対策について必要な指導を行い、諸文化財等の保全に努める。

- 1 文化財等の耐震措置の実施
- 2 地震発生後の火災発生防止のための防災設備整備
- 3 安全な公開方法及び避難方法の設定
- 4 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時における連絡体制の事前整備
- 5 地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備

6 文化財等の搬出又は復旧のための総合支援体制の整備

7 文化財の所有者及び管理者の防災意識を高めるとともに文化財保全の技術的指導を努める。

第21節 地震防災応急計画の作成及び指導〔消防局〕

「大規模地震対策特別措置法」第7条で地震防災応急計画の作成を義務づけられている施設又は事業所は、当該計画を作成し、定められた機関に届け出るものとする。受理機関は、その作成指導を行うものとする。

第3編 地震防災施設緊急整備計画

東海地震等による災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」に基づく地震対策緊急整備事業計画、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震防災緊急事業及びその他の地震対策事業により実施する地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備方針、事業計画を示す。

第1章 地震防災施設整備方針

- 1 多数の人的被害が発生するおそれのある地域における被害要因を予め除去又は軽減すること
- 2 地震発生後の被災地域住民等の生活を確保すること
- 3 地震発生後の混乱を緩和し、救援活動を中心とする災害応急対策を確保すること
各施設等の整備にあたっての基本的な考え方は次のとおりであるが、各施設等の整備について相互の整合性を図り総合的に推進するものとする。

第1節 防災業務施設の整備〔総務局(危機管理部), 消防局〕

1 消防用施設の整備及び消火用水対策

地震の発生時に予想される火災から人命、財産を守るため、消防ポンプ自動車、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。

また、河川、農業用排水施設等の流水を消火活動に活用するなど多角的な水源の確保に必要な施設の整備を図る。

2 通信施設及び情報処理体制の整備

地震発生時及び警戒宣言発令時に予想される電話のふくそう、途絶に対応する情報体制の整備を図る。このため、防災関係機関が災害情報等を迅速かつ的確に把握し、防災対策を円滑に実施するために必要な無線通信施設を整備するとともに、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。また、情報を集約・分析するための情報システムの高度化を図る。

さらに、住民等の混乱を防止し、生活を支援するための情報提供システムの整備を図る。

第2節 地域の防災構造化〔総務局(危機管理部), 都市局(都市計画部)〕

避難路、避難場所、延焼遮断帯、消防活動用道路、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾等骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、共同溝、電線共同溝等の整備、老朽

住宅密集市街地の解消等を図るため各事業者及び地域住民と調整を行いつつ、市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により地震に強い地域構造の形成を図る。

1 避難地の整備

既成市街地の区域及びその周辺の地域において、避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強等避難の阻害要因を解消するため、避難地の整備を図る。

山村においては、避難人口の規模に応じた避難地の整備を図る。

2 幹線避難路の整備

幹線避難路については、所要避難時間を短縮し避難を円滑にするため、避難有効幅員の拡大、幹線避難路の安全性を向上する。

3 消防活動用道路の整備

人口密集地帯等で人家が連続し、それに比して道路が十分整備されていないため、十分な消防活動を行うことができないおそれがある区域においては、道路の拡幅、直線化等により消防活動の円滑化を図る。

4 電線共同溝の整備

安全で快適な通行区間の確保、都市景観の向上、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性確保等の観点から道路管理者、電線管理者等と一体となって、電線地中化を促進する。

5 津波避難施設等の整備

津波対策区域内において、津波からの避難が困難な地区の解消、避難者の受入能力の増強等避難の阻害要因を解消するため、避難路、避難階段、高台及び避難タワーなどの津波避難施設の整備を図る。

また、津波避難に関する看板等の設置、既存施設の機能維持を目的とした構造物の補修、ハザードマップ等の整備を図る。

第3節 緊急輸送路の整備〔建設局〕

1 道路の整備

地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送活動のためにルート多重化や代替性を考慮し、海路、空路を含めた緊急輸送ネットワークを構築する。緊急輸送道路として、県が指定した1次ルート（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要路線及びアクセス道路で輸送の骨格をなす道路）、2次ルート（1次ルートと市庁舎及び重要な拠点を結ぶ道路）及び3次ルート（1次及び2次ルートと市の関連施設を結ぶ道路及びその他の道路）のうち、静岡市が管理する道路について、道路を整備し事前に交通障害の防止又は軽減措置を図る。

2 ヘリポートの整備

緊急輸送、救援活動等において空路を有効に利用するためにヘリポート及びその付帯設備の整備を図る。

第4節 防災上重要な建物の整備〔都市局(建築部)〕

1 医療救護施設の整備

在院患者の安全と医療救護機能を維持するため、必要な病院施設の耐震化の促進を図る。

2 社会福祉施設の整備

社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため、施設の耐震化を図る。

3 学校等施設の整備

生徒等の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等の施設の耐震化を図る。

4 不特定多数が利用する公的建物の整備

集会施設、スポーツ・レクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公的施設の耐震化を図る。地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。

5 庁舎、消防施設等の整備

庁舎、消防施設、緊急物資集積場所に指定されている施設等、災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。

6 地域防災拠点施設

地域の防災活動を円滑に実施するため、また平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。

第5節 災害防止事業〔経済局(農林水産部), 建設局〕

1 山崩れ、地すべり等の防止

地震による災害の発生を防止するため、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険箇所及び保安林又は保安施設地区について防災施設の整備を図る。また、ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するために耐震補強を行う。

2 津波による災害防止

津波により著しい被害が生じるおそれのある地域における、住民の生命・身体・財産を保護し、避難の円滑化を図るために河川・海岸・漁港施設の整備を図る。

第6節 災害応急対策用施設等の整備

1 飲料水、電源等を確保するための施設又は設備の整備

飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化並びに緊急連絡管及び緊急遮断弁の整

備を図るとともに、応急対策、避難対策等の拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・設備、トイレ施設の整備を図る。

2 備蓄倉庫の整備

食料、生活必需品の物資及び防災資機材の備蓄のため、備蓄倉庫の整備を図る。

3 応急救護設備等の整備

負傷者の応急救護等の救護機能を確保・強化するため、救護設備その他の応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図る。

4 緊急輸送用車両の整備

緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両及び航空機の整備を図る。

※今後（平成24年度）、地震対策緊急整備事業計画又は地震防災緊急事業計画に位置付ける事業は次のとおり。

| 事業名 | 事業概要 | 事業計画 |
|---|---|-------------------------|
| 避難地の整備 不動山公園 忠霊塔公園 | 整備面積：約0.28ha 整備面積：約0.50ha | 平成24年度 平成25年度～27年度 |
| 避難路の整備 （都）山手線 瀬名住宅団地14号線 中吉田4号線 中吉田5号線 西久保一丁目線 駒越山ノ手15号線外 籠上1号線 下川原南土地区画1号線 | L=約90m W=約15m 道路工L=180m 道路工L=60m 道路工L=70m 道路工L=150m 道路工L=180m 道路工L=140m 橋梁N=1基 | W=4～6.5m 平成23年度～26年度 |
| 津波避難施設の整備 | 沿岸部に津波避難タワー等を整備する | 平成24年度 |

第2章 地震対策緊急整備事業計画

東海地震による災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく地震対策整備事業を実施する。事業の実施期間は昭和55年度から平成26年度までの35年間である。

第1節 防災業務施設の整備〔消防局〕

1 消防用施設の整備

(1) 事業の目的

地震の発生時に予想される火災から、人命及び財産を守るため、消防ポンプ自動車、防火水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。

(2) 整備の水準

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき消防ポンプ自動車、100m³耐震性貯水槽、40m³級防火水槽、可搬式小型動力ポンプ等を整備する。

(3) 地震対策緊急整備事業計画

表3-1 地震対策緊急整備事業計画（消防用設備）

| 事業名 | 事業概要 | 事業計画（平成22年度～26年度） |
|-------------|----------------------|-------------------|
| 消防防災施設等整備事業 | 耐震性貯水槽 40 t 級 | 10 基 |
| | さく井式防火井戸 33m級 | 4 基 |
| | 水槽付消防ポンプ自動車 | 7 台 |
| | 指揮車 | 3 台 |
| | 大型水槽車 | 1 台 |
| | 化学車 | 2 台 |
| | 高規格救急車 | 10 台 |
| | 指揮連絡車 | 6 台 |
| | 連絡車 | 4 台 |
| | 広報車 | 2 台 |
| | 特殊災害支援車(人員搬送) | 1 台 |
| | 特殊災害指揮支援車 (人員・資機材搬送) | 1 台 |
| | 震災工作車 | 1 台 |
| | 泡原液搬送車 | 1 台 |
| | 空気充填車 | 1 台 |
| | 救助工作車 | 3 台 |
| | 消防団 関係 | 消防ポンプ自動車 |
| | 小型動力ポンプ積載車 | 25 台 |
| | 小型動力ポンプ (B-3 級) | 27 台 |

第2節 避難地・避難路の整備〔都市局(都市計画部),建設局〕

1 避難地の整備

(1) 事業の目的

広域避難地について、避難困難地区の解消、受入能力の増強等避難危険の解消を図る。

(2) 整備の水準

地震災害のおそれが高く、延焼火災等から避難者の生命を保護するため、また、生命の安全確保が可能な場所として広域避難地を確保することを目的に整備の促進を図る。

2 避難路の整備

(1) 事業の目的

幹線避難路を整備することにより、避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。なお、市事業については整備の促進を図る。

(2) 整備の水準

地震災害のおそれが高く、人口の集中した地域において、広域避難地へ至る主要な避難路のうち、多数の住民の安全な避難を確保するため、特に必要と認められる道路について幅員15m以上に拡幅改良を行うとともに、老朽橋の架け替えを行う。

(3) 地震対策緊急整備事業計画

表3-2 地震対策緊急整備事業計画（避難路）

| 事業名 | 事業概要 | 事業計画（平成22年度～26年度） |
|------|--------------|-------------------|
| 道路事業 | 県道入江富士見線（桜橋） | 1箇所 |

第3節 緊急輸送路の整備〔建設局〕

1 道路の整備

(1) 事業の目的

緊急輸送道路として、県が指定した1次ルート（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要道路及びアクセス道路で輸送の骨格をなす道路）、2次ルート（1次ルートと市庁舎及び重要な拠点を結ぶ道路）及び3次ルート（1次及び2次ルートと市の関連施設を結ぶ道路及びその他の道路）のうち、静岡市が管理する道路について、人員・物資の輸送に支障のないように整備する。

(2) 整備の水準

1次、2次、3次緊急輸送道路のうち、静岡市が管理する道路について、トンネル、盛土、切土、落石危険箇所、崩壊危険箇所等で東海地震により大きな被害が予想され、緊急に対策を必要とする箇所の改良、災害防除及び橋梁の整備を行う。

(3) 地震対策緊急整備事業計画

表3-3 地震対策緊急整備事業計画（緊急輸送路）

| 事業名 | 事業概要 | 事業計画（平成22年度～26年度） |
|------------|---------|-------------------|
| 道路改良事業（改築） | (国)362号 | 1箇所 |

第4節 防災上重要な建物の整備〔教育委員会〕

1 学校施設の整備

(1) 事業の目的

地震発生後の避難所としての機能を確保するため、構造保全事業等を推進し、防災機能の強化を図る。

(2) 整備の水準

構造保全事業については、静岡県が定める東海地震に対する耐震性能ランクⅡ（Is値0.7以上1.0未満）の校舎等を対象に補強を行う。

併せて、非構造部材の耐震化や校舎等改築時に洋式トイレや多目的トイレを整備し、避難所としての機能を向上させる。

また、津波対策区域内の学校については、校舎等改築時には屋上への避難が可能な構造とする。

第3章 地震防災緊急事業五箇年計画

東海地震、神奈川県西部地震等による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業を実施する。平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画に続き、現在は平成23年度から平成27年度までの第4次五箇年計画を実施中である。

第1節 防災業務施設の整備〔消防局〕

1 消防施設及び消防水利等の整備

(1) 事業の目的

地震の発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、消防施設及び消防水利等の整備を図る。

(2) 整備の水準

「消防力の整備指針・消防水利の基準」に基づき、消防車両、消防水利及び救助用資機材等を整備する。

表3-4 消防用施設等の整備

| 事業名 | 事業概要 | 事業計画 (平成23年度～27年度) |
|-------------|--------------------------------|-----------------------|
| 消防防災施設等整備事業 | 消防ポンプ自動車 耐震性貯水槽 救助用資機材 等 | 95 箇所 |

2 通信施設及び情報伝達手段施設の整備

(1) 事業の目的

電話の輻輳、途絶が予想される地震災害において、被害状況を迅速かつ的確に把握し、災害応急対策を円滑に実施するため、伝達に必要な無線通信施設の整備を図る。

(2) 整備の水準

地震発生時における情報連絡網を確保するため及び消防力を高めるため、消防救急無線のデジタル化及び高機能消防指令センターを整備する。

表3-5 通信施設等の整備

| 事業名 | 事業概要 | 事業計画 (平成23年度～27年度) |
|-------------|----------------------------|-----------------------|
| 消防防災施設等整備事業 | 消防緊急通信指令施設 消防救急デジタル無線設備 | 4 箇所 |

第2節 地域の防災構造化〔都市局（都市計画部），建設局〕

1 共同溝等の整備

(1) 事業の目的

地震発生時における電柱等の倒壊による交通の遮断を回避し、電気供給施設の耐震性を高めるため、電線類の地中化を図る。

(2) 整備の水準

市街地の幹線道路を中心に、静岡県無電柱化推進計画に基づき電線共同溝の整備を進める。

表3-6 地域の防災構造化（共同溝等）

| 事業名 | 事業概要 | 事業計画 (平成23年度～25年度) |
|-----------|-------------------------|-----------------------|
| 土地区画整理事業 | 電線共同溝整備 (一) 静岡草薙清水線他 | 14箇所 1.57km |
| 街路事業 | (都) 丸子池田線他 | 2箇所 0.92km |
| 電線共同溝整備事業 | (一) 高松日出線 | 3箇所 0.80km |

地震
防災
施設
緊急
整備
計画

第3節 防災上重要な建物の整備〔教育委員会〕

1 学校等施設の整備

(1) 事業の目的

生徒等の生命の安全確保を図るとともに、防災機能の強化を図る。

(2) 整備の水準

公立小・中学校の施設のうち、静岡県が定める東海地震に対する耐震性能ランクⅡ（Is値0.7以上1.0未満）の校舎等を対象に補強を行う。

第4節 災害応急対策用施設等の整備〔上下水道局（水道部）〕

1 飲料水確保施設の整備

(1) 事業の目的

地震災害時において地域住民等の安全を確保するため、飲料水等の生活用水の確保に必要となる施設又は設備の整備を図る。

(2) 整備の水準

広域避難地、一次避難地である防災公園（都市公園）について、地震災害時における防災機能を高めるため、飲料水の供給に資する耐震性貯水槽を整備する。

第5節 緊急輸送道路の整備〔建設局〕

緊急輸送道路に指定されている県道の未改良区間について整備する。

表3-7 災害応急対策用施設等（緊急輸送道路）

| 事業名 | 事業概要 | 事業計画（平成23年度～27年度） |
|------------|-----------|-------------------|
| 道路改良事業（改築） | （主）井川湖御幸線 | 3箇所、1.52 km |
| 街路事業 | （都）静岡駅賤機線 | 1箇所、0.75 km |

第4章 大規模地震対策等総合支援事業

東海地震、神奈川県西部地震等による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設並びに事業について「大規模地震対策等総合支援事業」に基づき実施する。

事業の実施にあたっては、他の施設整備事業計画と調整したうえ計画的に実施するものとする。

表3-8 大規模地震対策等総合支援事業（平成23年度事業計画）

| 事業名 | 事業内容 |
|----------------|--|
| 地域総合防災推進事業 | 1 地域総合防災推進事業審査会事業 (1) 市民向け防災メール配信システム 防災対策課 (2) 災害時要援護者世帯に対する家具等の固定 (3) 静岡地域消防救急広域化運営協議会設立準備会 消防総務課 |
| 公共施設等緊急耐震化促進事業 | 1 公共施設耐震補強計画策定事業 収集業務課 西ヶ谷収集センター車庫棟 2 公共施設耐震補強事業 スポーツ振興課ほか 蒲原体育館ほか 3棟 |
| 地域総合防災推進事業 | 1 同時通報用無線施設整備事業 防災対策課 同報無線子局更新工事 3箇所 双方無線子局増設工事 5箇所 2 防災用無線機整備事業 河川課 衛星携帯電話 3台 3 消防無線等施設整備事業 指令課 常備消防署活動無線機 3台 4 育成事業 防災対策課 自主防災組織防災資機材等購入費補助 (1) 防災資機材等購入費補助 (2) 防災倉庫設置費補助 (3) 防災倉庫用借地料補助 (4) 可搬消防ポンプ等購入費補助 5 連携強化等事業 警防課 消防団用広報誌 7,000部 6 住民防災教育事業 防災対策課 (1) 津波対策旬間啓発パンフレット (2) 市民防災啓発パンフレット (3) 防災ハザードマップ 7 地震対策標識等設置事業 防災対策課 (1) 津波避難ビル標識板 50基 (2) 津波避難ビル誘導板 180基 (3) 津波避難ビル案内板 53基 (4) 津波警告標識板 40基 |

| | |
|-------------------|---|
| <p>地域総合防災推進事業</p> | <p>(5) 海拔表示板 88 基</p> <p>(6) 海拔表示標識 3,000 箇所</p> <p>7 救護所・仮設救護病院等整備事業 生活衛生課</p> <p>(1) 救護所用医療セット 56 箇所</p> <p>8 重度身体障害者等防災対策事業 保健予防課</p> <p>人工呼吸器用バッテリー 1 個</p> <p>9 防災訓練事業</p> <p>(1) 各種訓練に係る経費 防災対策課</p> <p>総合防災訓練 1 回、地域防災訓練 1 回</p> <p>津波避難訓練 2 回、各自主防災組織訓練</p> <p>水防演習 1 回</p> <p>(2) 医療救護普及啓発 5 回 保健衛生総務課</p> <p>(3) トリアージに関する情報提供 5 回 保健衛生総務課</p> <p>10 津波避難施設整備事業 高齢者福祉課</p> <p>屋上排煙窓へ防護フェンス設置 10 基</p> <p>11 地震対策調査事業</p> <p>静岡地域消防救急広域化に係る消防救急デジタル無線</p> <p>基本設計 消防総務課</p> <p>12 資機材等更新事業 防災対策課</p> <p>(1) 防災倉庫 3 棟</p> <p>(2) 浄水機 1 台</p> <p>13 備蓄用食料整備事業 防災対策課</p> <p>(1) カンパン 106,200 食</p> <p>(2) アルファ化米 118,700 食</p> <p>14 市町等単独事業費（国庫補助対象事業費） 警防課</p> <p>耐震性貯水槽 2 基</p> <p>15 市町等単独事業費（国庫補助対象外事業費） 警防課</p> <p>防火用井戸 1 基</p> <p>16 耐震シェルター整備事業 建築指導課</p> <p>耐震シェルター整備事業費補助金 4 件</p> <p>17 防災資機材整備事業（消防団等用）</p> <p>(1) 消防団用被服ほか 1 式 警防課</p> <p>(2) 水防団作業服ほか 1 式 防災対策課</p> <p>18 防災資機材整備事業（常備消防用） 警防課</p> <p>空気呼吸器、複合ガス検知器ほか 19 式</p> <p>空気用高圧ボンベ 40 本</p> <p>19 防災資機材整備事業（市町等用）</p> <p>(1) 仮設トイレ20基、毛布 6,600 枚など 防災対策課</p> <p>(2) 災害ボランティアセンター用資機材 1 式 市民生活課</p> <p>(3) 避難車 31 台 保育課</p> <p>20 孤立予想集落相互通信機器整備事業 防災対策課</p> <p>衛星携帯電話 15 台</p> |
|-------------------|---|

第4編 地震防災応急対策

東海地震注意情報の発表により政府が準備行動の開始を決定した時（以下「東海地震注意情報発表時」という。）から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において市、防災関係機関並びに市民等が実施する応急対策について定める。

なお、東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令にただちにつながるものではなく、また、東海地震注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、市民等への迅速・正確な情報伝達、広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、生徒等の帰宅や災害時要援護者の避難等の時間を要する応急対策の準備行動等とし、その実施にあたって、市はできる限り市民等の日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

また、地震防災応急対策については、警戒宣言が発せられる時期や東海地震予知情報等の内容に応じて対策の進め方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。

第1章 組織計画

第1節 計画の主旨

この計画は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言が発令された場合の静岡市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織体制及び要員の確保、所掌事務等を定める。

第2節 東海地震注意情報発表時の防災体制〔総務局(危機管理部)〕

市は、東海地震観測情報が発表されたときは、別に定める災害時職員配備基準に基づき、必要な職員を参集させ、東海地震注意情報発表時の応急対策を的確に実施するとともに、必要に応じて警戒本部を迅速に開設できるよう準備をする。

なお、東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたときは、必要な職員を参集し、情報の収集、伝達及び連絡体制を確保する。

第3節 東海地震注意情報発表時の応急対策〔総務局(危機管理部)〕

- 1 東海地震注意情報の市民への広報
- 2 地震防災上必要な情報の収集及び伝達並びに県や防災関係機関との情報の共有化

- 3 公共交通機関の交通情報、生活関連情報等の市民への広報
- 4 必要に応じて警戒本部、区本部及び地区支部の開設の準備
- 5 東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊の活動拠点の開設等開設の準備
- 6 備蓄物資及び資機材の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備
- 7 必要に応じて災害時要援護者等の避難のための避難場所の開設
- 8 消防局は職員の参集等活動体制の準備、消防団・水防団は団員の連絡体制の確保
- 9 その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

第4節 警戒本部の設置〔総務局(危機管理部)〕

市長は、「大規模地震対策特別措置法」第9条の規定に基づく警戒宣言が発せられたときは、警戒本部を設置する。

第5節 警戒本部の組織及び所掌事務〔総務局(危機管理部)〕

警戒本部の組織及び所掌事務は、「静岡市地震災害警戒本部条例（平成15年4月1日静岡市条例第295号）」及び「静岡市地震災害警戒本部運営要綱（平成15年4月1日施行）」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

1 組織

警戒本部に本部長、副本部長、本部総括部長、本部員及び本部職員を置く。

(1) 本部長

ア 本部長は、市長があたる。

イ 本部長は、市警戒本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

(2) 副本部長

副本部長は、副市長をあてる。副本部長は本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(3) 本部総括部長

本部総括部長は、危機管理統括監の職にあるものをあてる。

本部総括部長は、本部長、副本部長を補佐し、本部員を指揮監督する。

(4) 警戒本部の設置場所

警戒本部は、静岡市役所静岡庁舎内の災害対策本部室に設置する。

(5) 本部会

ア 本部会は、本部長、副本部長、本部総括部長、本部員及び本部長が指名する者をもつ

て構成する。

イ 本部会は、地震防災応急対策について協議する。

(6) 部及び班

ア 警戒本部に部及び班を置き、部長及び班長は本部長が指名する。

イ 本部各班には原則として班長が所属する課の職員を置く。

ウ 部長は、地震防災応急対策を実施する。

(7) 区本部、地区支部

本部下の組織として、警戒本部の区本部を置き、区本部下の組織として地区支部を置く。

2 所掌事務

警戒本部にあつては、おおむね次の事項を実施する。

なお、区本部管内の範囲で対策の実施又は調整できる事務は、区本部において対処する。

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報等の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達
- (2) 静岡県地震災害警戒本部（以下「県警戒本部」という。）への報告、要請等、県との地震防災活動の連携
- (3) 避難の勧告・指示及び警戒区域の設定
- (4) 消防職員及び消防団の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備
- (5) 消防、水防等の応急措置
- (6) 避難者等の救護
- (7) 活動拠点の施設管理者に対する開錠等の依頼及び自衛隊の先遣部隊の受入
- (8) 地震発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備
- (9) 自主防災組織活動の指導、連携
- (10) 火災、水災等の予防のための警戒
- (11) 火災発生の防止、初期消火についての住民への広報
- (12) 緊急輸送の実施
- (13) その他地震防災応急対策

3 職員の配備

警戒宣言が発令された場合は、職員は勤務時間の内外を問わず、あらかじめ指定された場所において防災業務につくものとする。

4 消防機関の警防活動体制

消防機関は、「地震災害警防計画」に基づき活動し、消防力の維持に努め、警防活動体制を強化する。

(1) 消防局、消防署及び消防団の活動

警戒宣言が発せられたときは、警防本部を設置し、警戒本部と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。

ア 市民への警戒宣言発令の伝達

イ 情報の収集及び伝達

ウ 避難の勧告又は指示の伝達

エ 出火防止の広報

オ 車両の安全措置及び震災用資機材の準備

(2) 警戒態勢の強化

動員した消防職員及び消防団員をもって、消防隊及び救急隊等の部隊を編成し、警戒態勢を強化する。

5 県への報告、要請等県との地震防災活動の連携

(1) 必要に応じ、地震防災応急対策の実施のため、県職員の派遣等を要請する。

(2) 必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に要請するほか、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示等を県、県警察本部等に要請する。

(3) 市民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。

6 静岡県石油コンビナート等防災本部現地本部

市は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言が発令された場合は、静岡県石油コンビナート等防災計画に従い、おおむね次の措置を講ずるものとする。

(1) 警戒宣言、東海地震予知情報の防災関係機関・近隣住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達

(2) 県警戒本部、警戒本部及び現地調整所等との連絡調整

(3) 現地防災本部の開設準備または開設

(4) 災害が発生した場合の応急措置の準備

第6節 防災関係機関の所掌事務

1 東海地震注意情報発表時

防災関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、平常の業務を継続しつつ、各機関の防災業務計画等に定める東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・円滑に実施するために、必要に応じて職員の参集や連絡体制の確保を行う。

防災関係機関は、東海地震注意情報発表時の応急対策として、おおむね次の措置を講ずるものとし、その具体的内容については、各々の防災業務計画等に定める。

(1) 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達及び県や市との情報の共有化

(2) 利用者に対する東海地震注意情報の伝達及び応急対策上必要な事項等の広報

(3) 備蓄物資、資機材等の確認・点検、施設等の点検及び必要に応じて安全措置の実施

(4) 利用者等の社会的混乱を防止する活動

(5) 県及び市が実施する応急対策の連絡調整

(6) 東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備

(7) その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

2 警戒宣言発令時

防災関係機関は、地震防災応急対策として、おおむね次の措置を講ずるものとする。

(1) 指定地方行政機関

ア 総務省東海総合通信局

災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理

イ 財務省東海財務局（静岡財務事務所）

金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備

ウ 農林水産省関東農政局静岡地域センター

食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握

エ 国土交通省中部地方整備局（静岡国道事務所、富士砂防事務所、静岡河川事務所、清水港湾事務所）、国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所）

（ア） 施設対策等

- a 河川管理施設等の対策等
- b 道路施設対策等
- c 港湾施設対策等
- d 営繕施設対策等
- e 電気通信施設等対策等
- f 地すべり防止施設等の対策等

（イ） 災害対策用建設機械等の出動及び管理（静岡国道事務所・静岡河川事務所）

（ウ） 他機関との協力

（エ） 広報

オ 東京管区气象台（静岡地方气象台）

（ア） 知事に対する東海地震予知情報の通報

（イ） 東海地震予知情報等の照会に対する応答と解説

（ウ） 異常現象に関する情報が市長から通報された場合、すみやかに気象庁に報告し、適切な措置を講ずること

カ 第三管区海上保安本部（清水海上保安部）

- （ア） 情報の収集及び情報連絡
- （イ） 情報通信の確保
- （ウ） 活動体制の確立
- （エ） 船艇・航空機等の出動、派遣等
- （オ） 警報等の伝達
- （カ） 海難救助
- （キ） 緊急輸送
- （ク） 物資の無償貸付又は譲与
- （ケ） 関係機関及び地方公共団体等の災害応急対策の実施に対する支援
- （コ） 排出油等の防除等
- （サ） 海上交通安全の確保
- （シ） 危険物の保安措置
- （ス） 警戒区域の設定
- （セ） 治安の維持
- （ソ） 自発的支援の受入れ
- （タ） 物資の収用、保管等
- （チ） 自衛隊等への災害派遣要請
- （ツ） 広報

（2） 指定公共機関

ア 郵便事業株式会社（静岡南支店）

（ア） 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導

（イ） 郵便業務の取り扱いを一時停止する旨の広報

- (ウ) 郵便物等の被災防止
- イ 郵便局株式会社東海支社
 - (ア) 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難地などの必要な情報のお知らせ
 - (イ) 郵便局における窓口業務等の取り扱いを一時停止する旨の広報
 - (ウ) 施設等の被災防止
- ウ 日本赤十字社（静岡県支部）
 - (ア) 医療救護班の派遣準備
 - (イ) 血液製剤の確保及び供給の準備
 - (ウ) 救護物資の配布準備
 - (エ) 赤十字飛行隊の派遣準備
- エ 日本放送協会（静岡放送局）
 - (ア) 地震に関する情報の迅速な伝達
 - (イ) 県及び防災関係機関の依頼によるテレビ又はラジオによる防災放送
- オ 中日本高速道路株式会社（東京支社静岡保全・サービスセンター）
 - (ア) 警戒宣言等の伝達
 - (イ) 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配
 - (ウ) 交通対策
 - (エ) 緊急点検
- カ 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社
 - (ア) 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
 - (イ) 列車の運転規制
 - (ウ) 旅客の避難及び救護
 - (エ) 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配
- キ 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社（静岡支店）
 - (ア) 通信の異常ふくそうが起きないように広報の実施
 - (イ) 防災関係機関の非常、緊急通信の優先接続
 - (ウ) 地震発生後に備えた資機材、人員の確保及び配置
- ク 日本通運株式会社（静岡中央支店）
 - 防災関係機関の要請に基づく緊急輸送の確保
- ケ 中部電力株式会社（静岡営業所、清水営業所）
 - (ア) 支店及び各事業場等に地震災害警戒本部（防災本部）の設置
 - (イ) 動員体制を確立するとともに、状況に応じ他支店並びに協力会社等に対し動員準備を要請
 - (ウ) 地震防災応急措置の実施状況を支店で掌握し対策を促進すること
 - (エ) 電気による災害の予防広報の実施
 - (オ) 電力施設について、必要に応じ特別巡視、点検、応急安全措置等の実施
 - (カ) 工具、車両、発電機車、変圧器車並びに食料等を整備確認して緊急出動に備えるとともに、手持資機材の数量の確認及び緊急確保
- コ KDD I 株式会社（静岡支店）
 - (ア) 東海地震予知情報等の伝達
 - (イ) 重要な通信を確保するために必要な措置の実施

(3) 指定地方公共機関

ア 土地改良区（静岡市内土地改良区）

- (ア) 地震発生に備えた資機材、人員等の配置の手配
- (イ) 緊急点検

イ 静岡瓦斯株式会社（静岡支社、富士支社）

- (ア) 需要家に対する都市ガスによる災害予防広報
- (イ) 施設の点検等の災害予防措置

ウ 社団法人静岡県エルピーガス協会（中部支部）

- (ア) 需要家に対するLPガスによる災害の予防の広報
- (イ) 協会加盟事業所による施設及び設備の点検等の災害予防措置

エ 静岡鉄道株式会社

- (ア) 東海地震予知情報、警戒宣言の伝達
- (イ) 列車の運転規制
- (ウ) 列車の運行状況、集客の避難状況等の広報

オ 社団法人静岡県トラック協会、社団法人静岡県バス協会、商業組合静岡県タクシー協会

防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確保

カ 民間放送機関（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、株式会社ドリームウェーブ静岡、静岡エフエム放送株式会社、株式会社シティエフエム静岡、株式会社エフエムしみず）

- (ア) 報道特別番組の編成
- (イ) 東海地震予知情報等や国、県、市、防災関係機関等の地震防災応急対策実施状況の放送
- (ウ) 知事の呼びかけ、県内各地の状況、防災措置の状況等の放送

キ 社団法人静岡県医師会（社団法人静岡市静岡医師会、社団法人静岡市清水医師会、社団法人庵原郡医師会）、社団法人静岡県歯科医師会（社団法人静岡歯科医師会、社団法人静岡市清水区歯科医師会）、社団法人静岡県看護協会（社団法人静岡県看護協会静岡地区支部）、社団法人静岡県病院協会、社団法人静岡県薬剤師会（社団法人静岡市薬剤師会、清水薬剤師会）

- (ア) 救護所等への医療従事者の派遣又は派遣準備
- (イ) 救護班の派遣又は派遣準備

(4) 自衛隊

ア 東海地震注意情報発表時等

自衛隊は、東海地震注意情報が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。

- (ア) 非常勤務態勢への移行
- (イ) 指揮所の開設
- (ウ) 各部隊の災害派遣準備
- (エ) 部隊の展開開始
- (オ) 情報組織の展開
- (カ) 連絡班の派遣
- (キ) 通信組織の編成等

イ 警戒宣言発令時

自衛隊は、警戒宣言が発せられたときは、次の措置を講ずるものとする。

(ア) 地震対策派遣及び発災後の災害派遣の準備

(イ) 地震防災派遣命令による航空機を主体とする避難・交通状況の把握及び人員・物資の緊急輸送等の支援

第2章 情報活動

第1節 計画の主旨

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における情報の収集及び伝達を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関の連携の強化、情報の一元化等情報の収集及び伝達体制の整備を明らかにするものである。

第2節 計画の内容〔総務局(危機管理部)〕

東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の受理、伝達及び周知

- 1 県から通知される東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報は、勤務時間内は危機管理部が受理し、勤務時間外、休日等にあつては消防局が受理する。
- 2 職員に対する伝達は、勤務時間内は主に庁内放送で行い、勤務時間外、休日等については、一般対策編に定める情報伝達系統により行う。
 - ◇ 災害対策本部開設前、勤務時間内における予警報等の受領と伝達系統図
(資料編2-4)
 - ◇ 災害対策本部開設前、休日又は勤務時間外における予警報等の受領と伝達系統図
(資料編2-5)

第3節 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の広報〔企画局(企画部)〕

- 1 警戒宣言
ただちに地震防災信号(同報無線・消防車両によるサイレン)により全住民に広報するとともに、同報無線によりテレビ・ラジオの視聴を呼びかける。
- 2 東海地震注意情報、東海地震予知情報等
同報無線、広報車等により住民に広報する。
- 3 その他地震情報
住民に伝達すべき情報は、同報無線及び広報車や報道機関の協力により周知を徹底する。

第4節 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達〔総務局(危機管理部)、企画局(企画部)〕

- 1 情報の収集、伝達

東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、収集及び伝達すべき情報の種類、優先順位を定めるとともに、地域における情報を的確に収集するため、あらかじめ収集責任者を定めておくものとする。

2 警戒本部設置前における措置は、次のとおりである。

- (1) 各所属の長は、地震に関する情報を受けたときは、危機管理部に通報する。
- (2) 危機管理部長は、前記の通報又は直接収集した情報をとりまとめ、庁内各部課長に通報し、重要事項と認めるときは市長、副市長に報告する。
- (3) 警戒本部が設置されたときは、すべての情報及び資料を情報班（警戒本部）に引き継ぐものとする。

3 警戒本部における措置は、次のとおりとする。

- (1) 情報班は、災害に関するすべての情報を接受し、情報処理にあたる。
- (2) 警戒本部の区本部及び地区支部は、災害に関するすべての情報を接受し、情報処理にあたる。
- (3) 地区支部派遣職員は、所轄区域内で得た災害に関する情報をすべて警戒本部の区本部に通報する。

4 情報の種類の主なものは、次のとおりである。

- (1) 避難の状況
- (2) 交通機関の運行及び道路交通の状況
- (3) 防災関係機関の東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施状況
- (4) 電気、ガス、上下水道等の生活関連施設の運営状況
- (5) 情報の変容、流言等の状況
- (6) 住民生活、社会・経済活動等の状況
- (7) 避難の勧告、指示及び警戒区域の設定（地震防災応急対策実施時のみ。）
- (8) 消防団員・水防団員の配備命令（地震防災応急対策実施時のみ。）
- (9) 地域内事業所等に対する地震防災応急対策実施の指示等（地震防災応急対策実施時のみ。）

5 県警戒本部等に対する報告

市は、東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで、若しくは警戒宣言が解除されるまでの間について、県が定める、「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」（以下「情報広報実施要領」という。）に基づき速やかに報告するものとする。

その主なものは、次のとおりである。

- (1) 避難の状況
- (2) 東海地震注意情報発表時に市が実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

6 防災関係機関

- (1) 東海地震予知情報等の収集及び伝達
県から伝達される東海地震注意情報、東海地震予知情報等の受理については、受信方法

及び受領者を別に、あらかじめ県に届けるものとする。

(2) 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

ア 収集方法

各機関においては、東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施に必要な情報を自らの責任において収集するものとする。

イ 県警戒本部への報告

「情報広報実施要領」に定める項目について、速やかに報告するものとする。

第3章 広報活動

第1節 計画の主旨

この計画は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安全を図るとともに、流言飛語等の各種混乱を防止し、正確な事実確認に基づいて、市民が的確な応急対策ができるよう必要な広報について定めるものである。

なお、広報に際しては、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の災害時要援護者に配慮するものとする。

第2節 広報事項〔企画局(企画部)〕

広報事項については、県に準ずるものとし予測される範囲において、あらかじめ作成した広報文案によるほか、広報事項はおおむね次のとおりである。

- 1 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の内容と意味
- 2 避難対象地区に対する避難勧告等
- 3 交通機関運行状況及び道路交通情報
- 4 家庭において実施すべき防災対策
- 5 自主防災組織に対する防災活動の要請

第3節 実施の方法〔企画局(企画部)〕

- 1 地震防災応急対策に必要な事項の周知については、警戒本部が行う。
- 2 同報無線、広報用車両、消防車等により実施する。
- 3 必要に応じて県本部に広報の要請を行う。
- 4 その他の広報媒体として、テレビ、ラジオ、有線放送、ケーブルテレビ及びコミュニティFM放送を使用する。

第4節 県への広報の要請〔企画局(企画部)〕

防災応急対策等の必要な広報を県へ要請する場合は、県が定める様式により行う。

第5節 市民が地震防災活動上必要な情報を入手する方法

市民は、次の方法により必要な情報を入手し、的確な防災対応をとるものとする。

1 ラジオ・テレビ

東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況等

2 緊急警戒放送受信機付ラジオ及びテレビ

警戒宣言

3 同報無線、広報車、消防車、コミュニティFM、市ホームページ、静岡市防災メール等

主として地域内の情報

4 自主防災組織を通じた連絡

主として市からの指示、指導、救助措置等

5 サイレン、半鐘

警戒宣言が発せられたことの伝達

6 市、警察の相談窓口

情報の確認、指導等

7 防災関係機関

(1) 広報事項

防災関係機関は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について、県が定める「情報広報実施要領」に基づき広報する。

なお、その主なものは、次のとおりである。

ア 電気、ガス、上下水道、電話、交通等生活関連施設の運営状況

イ 東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

(2) 広報実施方法

広報は、各防災関係機関の責任において報道機関等の協力を得て行う。この場合、市と連携を密にするものとする。

第4章 自主防災活動

第1節 計画の主旨

この計画は、東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間、又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、市が東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速・的確に実施し、かつ住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各自主防災組織が行う対策活動を定める。

第2節 計画の内容〔総務局(危機管理部), 区役所〕

1 東海地震注意情報発表時の活動

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備的措置を実施する。

- (1) 自主防災組織の役員等の所在確認及び連絡体制の確保
- (2) 警戒宣言発令時の自主防災組織本部設営のための資機材等の確認
- (3) 住民等に東海地震注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動の呼びかけ
- (4) 東海地震注意情報発表時に、津波、山・がけ崩れの危険が予想される避難対象地区内の災害時要援護者が避難を開始する場合にあっては、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。
- (5) 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来受診を控えるよう呼びかけを行う。

2 警戒宣言発令時の行動

- (1) 自主防災組織本部の設営
活動拠点として、連合自主防災組織の本部を避難地となる小学校等に設置する。
- (2) 情報の収集、伝達
ア 市からの警戒宣言、東海地震予知情報等が正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。
イ 東海地震予知情報等をテレビ、ラジオ等で入手するよう努める。
ウ 応急対策の実施状況について、必要に応じて警戒本部の地区支部を通じて区本部へ報告する。
- (3) 事業所との連携
地域内の事業所の防災組織と連携をとり、地域における総合的な自主防災活動を実施する。
- (4) 初期消火の準備
可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。
- (5) 防災用資機材等の点検
防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに担当要員を確認

する。

(6) 家庭内対策の徹底

次の事項について、各家庭へ呼びかける。

ア 家具の転倒防止

家具類の固定状況を確認する。

イ 落下等の防止

タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等、安全対策を示す。

ウ 出火防止

火気危険物の除去、消火器の確認及び水の汲みおき等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。

エ 備蓄食糧、飲料水の確認

備蓄食糧及び飲料水を確認する。

(7) 避難活動

ア 避難行動

(ア) 津波、山・がけ崩れ等避難対象地区の住民等に対して、市長等の避難勧告又は指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難場所へ避難させるとともに縁故避難をさせる。避難状況の確認後は、警戒本部、区本部及び地区支部に報告する。

なお、縁故避難をさせた場合、自主防災組織は縁故避難者の行き先、人数等の把握をしておくとともに避難方法を確認しておくこと。

(イ) 自力避難が困難な災害時要援護者については、必要な場合には自主防災組織において避難地まで搬送する。

(ウ) 山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。

(エ) 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。

イ 避難生活

(ア) 避難生活を行うに際し、あらかじめ定めた「避難生活計画書」等に基づき、避難地等における役割分担を行うとともに、避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の必要な資機材の準備を行い、秩序ある避難地等の運営が迅速に行われるよう努める。

(イ) 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健衛生活動に必要な資機材を準備する。

(ウ) 食料、飲料水等の生活必需品に不足が生じた場合には、警戒本部、区本部、地区支部等と連絡を取りその確保に努める。

(8) 社会秩序の維持

ア ラジオ、テレビ、同報無線等による正確な情報の収集に努め、流言飛語発生を防止して社会秩序を乱すことがないように努める。

イ 生活物資買い占め等の混乱が生じないように、住民に呼びかけをし、物資の公平で円滑な供給に協力する。

第5章 緊急輸送活動

第1節 計画の主旨

この計画は、警戒宣言発令時における緊急輸送を円滑に行うために必要な車両、人員、燃料及び資機材等を確保するなど、地震発生後の緊急輸送を円滑に行うための準備について定める。

なお、東海地震注意情報発表時においては、警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に実施するために必要な輸送手段や人員及び資機材の点検や確認、連絡体制の確保等、準備的な措置を実施する。

第2節 緊急輸送の対象〔総務局(危機管理部)〕

- 1 市の地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、市が行うことを原則とする。
- 2 市は、自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し必要な措置の要請を要求するものとする。
- 3 緊急輸送の方針
 - (1) 警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低必要な人員及び物資について行う。
 - (2) 地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、船舶、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め輸送の準備を行う。
 - (3) 警戒宣言発令後、相当期間が経過し、県内における食料その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ国の現地警戒本部と協議し、緊急輸送を行う。

第3節 緊急輸送の方法〔総務局(危機管理部)〕

- 1 陸上輸送
 - 1次緊急輸送路、2次緊急輸送路、3次緊急輸送路等により、必要な輸送を行う。
- 2 航空輸送

消防ヘリコプターを活用するほか、知事に対して、航空輸送のための自衛隊派遣又は支援の要請を要求する。この場合あらかじめ指定したヘリポートを活用する。
- 3 海上輸送

原則、海上輸送は行わない。

第4節 輸送手段の確保〔財政局(財政部)〕

- 1 市で行う輸送は、原則として市有の航空機及び車両とする。
- 2 必要に応じ、あらかじめ協定を締結した事業者より車両等を借り上げる。

第5節 緊急輸送の調整〔総務局(危機管理部)、企画局(企画部)〕

緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは警戒本部において調整を行う。この場合の調整は、次によることを原則とする。

- 1 市民の生命の安全を確保するため必要な輸送（重症患者の輸送等）
- 2 防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送（防災活動拠点への人員、物資輸送等）
- 3 地震発生後の活動の準備のための輸送（食料、日用品、防災資機材の輸送等）

第6節 防災関係機関の緊急輸送

地震防災応急対策を実施するために必要な輸送は、防災関係機関がそれぞれ行う。

第6章 自衛隊の支援

第1節 計画作成の主旨

警戒宣言が発せられた場合、市長は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、知事に対して自衛隊の地震防災派遣の要請を要求する。

第2節 計画の内容〔総務局(危機管理部)〕

1 県に対する要請の要求

市長は知事に対し、次の事項を示して自衛隊の派遣要請の要求を行う。

- (1) 派遣を希望する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

2 地震防災派遣部隊の受入れ

- (1) 市は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、必要な受入体制をとる。
- (2) 市は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、県との連絡調整を行う。

第7章 避難活動

第1節 計画の主旨

市長その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者（以下「避難実施等措置者」という。）は、警戒宣言が発令された場合、地域住民、施設利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう、避難対策の基本事項を計画に定めるものとする。

第2節 避難の基本方針、方法等〔総務局(危機管理部), 区役所〕

1 避難対策の基本方針

- (1) 市が、地域防災計画において明らかにした、津波の浸水及び山・がけ崩れの発生が予測される地域、避難対象地区の住民等は、警戒宣言が発令されたときは速やかに危険予想地域以外のあらかじめ定められた避難場所へ避難する。
- (2) 東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、避難行動に時間を要する場合や避難場所までの距離が遠いなどの理由により、警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域であって、かつ当該地区の住民のうち災害時要援護者等（介護者を含む。）に限り、避難を実施することができるものとする。

2 避難の方法

- (1) 避難地までの避難は、徒歩によるものとする。ただし、山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な地区の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。
- (2) 避難地では、自主防災組織の単位で行動するものとする。
- (3) 避難誘導や避難地での生活は、災害時要援護者に配慮するものとする。
- (4) その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性、地盤等の状況に応じて、必要がある場合、自主防災組織等が定める付近の安全な空地等へ避難する。
- (5) 生徒等の避難
各学校においては、あらかじめ定めた避難計画に従って生徒等を避難させる。
- (6) その他の避難
各施設又は事業所の避難実施責任者は、あらかじめ定めた避難計画に従って避難するものとするが、市指定の避難地を使用する場合には、事前に市長と協議するものとする。

3 避難対象地区

警戒宣言発令時又は東海地震注意情報発表時に、市長が避難の勧告又は指示をする地区は、次に掲げる地区とし資料編で定めるものとする。

- (1) 津波対策区域
◇ 推定津波浸水域図 (資料編9-4)
- (2) 山・がけ崩れ危険予想地域
◇ 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所数総括表 (資料編7-2)

4 避難のための勧告又は指示

(1) 勧告・指示の基準

市長は、警戒宣言が発令されたときは、避難対象地区の住民等に対して「避難の勧告」を行うことを原則とする。なお、急を要するときは「避難の指示」を行うものとする。

(2) 勧告・指示の伝達方法

市長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同報無線、広報車等により避難の勧告・指示を伝達するものとする。

また、警察官又は海上保安官に対し、避難の勧告・指示の伝達について協力を要請するものとする。

なお、市長は必要に応じ避難の勧告・指示に関する放送を県に要請する。

第3節 避難に際しての周知事項〔企画局(企画部)〕

市（消防機関及び水防団を含む。）及び警察署等は、避難対象地区の住民に対して東海地震注意情報が発表されたときは、東海地震注意情報が発表されたこと、災害時要援護者等は避難を開始できること等、また警戒宣言が発令されたときは、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名等次の事項について周知を図る。

1 避難対象地区名

2 出火防止の措置、消火器の点検、貯水、家具等の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施

3 避難経路及び避難先

4 避難する時期

5 避難に際しての服装、携行品及び非常食料の持出し等

6 避難行動における注意事項

第4節 警戒区域の設定〔総務局(危機管理部)〕

1 警戒区域設定対象地域

市長は、警戒宣言が発令された場合に、避難対象地区のうち「大規模地震対策特別措置法」第26条において準用する「災害対策基本法」第63条の規定に基づき、警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し住民に周知を図る。

警戒区域の範囲の周知及び市警戒本部のとの措置は前節に準じて行う。

警戒宣言が発せられたときは、速やかに警戒区域の設定を行い、当該住民の退去又は立入禁止の措置をとるとともに、関係機関の協力を得て退去の確認を行うものとする。

2 規制の実施内容及び方法

警戒区域設定にともなう退去及び立入禁止措置等の規制は、市職員、消防団員等が広報巡回、ロープ張り、標識設置等により実施するとともに、警察官又は海上保安官に協力を要請し、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施するものとする。

第5節 避難計画の作成指導〔区役所〕

避難の実施等措置者は、あらかじめ自主防災組織、避難場所の施設管理者等と調整を図り、避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を作成し、地区住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。

避難計画の策定にあたっては、災害時要援護者の避難誘導、避難先での生活等に配慮するものとする。

第6節 避難状況等の報告〔総務局(危機管理部), 区役所〕

1 警戒本部への報告

市は、自主防災組織及び避難場所の施設管理者等から、避難状況の報告を受けるものとする。

(1) 避難の経過に関する報告又は危険な事態その他異常な事態が発生した場合、ただちに行う。

- ア 避難に伴い発生した危険な事態その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）
- イ 上記事態に対し応急的にとられた措置
- ウ 市等に対する要請事項

(2) 避難の完了に関する報告は、避難完了後速やかに行う。

- ア 避難場所名
- イ 避難者数
- ウ 必要な救助、保護の内容
- エ 市等に対する要請事項

2 県への報告

警戒本部長は、自主防災組織、避難場所の施設の管理者等から報告を受けた場合は、県に報告する。

第7節 避難地における避難生活の確保〔区役所〕

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において避難を必要とする者のために避難場所を設置するとともに、「避難生活計画書」に沿って円滑な避難生活が行われるよう、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者と協力して、必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。

1 避難場所の設置

(1) 避難生活者

避難場所で避難生活をする者は、津波や山・がけ崩れ危険予想地域に住む者、帰宅不能者等で居住する場所を確保できない者とする。

(2) 設置場所と期間

ア 津波や山・がけ崩れの危険のない場所に設置する。

イ 原則として公園、学校のグラウンド等の屋外に設置するが、災害時要援護者の保護を行ううえでやむを得ない場合は、耐震性があり落下物対策等の措置を講じてある建物内にも設置することができるものとする。

ウ 設置期間

警戒宣言が発令されてから警戒宣言が解除されるまで又は地震が発生し、避難所が設置されるまでの期間とする。

なお、避難場所までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では、迅速・円滑な避難が困難な地域にあつては、東海地震注意情報が発表されてから東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発せられるまでの期間も災害時要援護者の迅速・円滑な避難を実施するために避難場所を設置することができるものとする。

2 避難場所の運営

(1) 市は、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者と協力して避難場所を運営する。

(2) 避難場所には運営を行うために、市職員を派遣するとともに避難生活に必要な物資を配置する。また、避難場所の安全の確保と秩序のため、必要により警察官の配置を要請する。

(3) 運営にあたっては、災害時要援護者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、プライバシーの確保等に配慮するものとする。

(4) 自主防災組織は、運営に関して市に協力するとともに「避難所運営マニュアル」等に基づき役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。

第8章 社会秩序を維持する活動

第1節 計画の主旨

東海地震注意情報の発表や警戒宣言発令の際は、社会生活の秩序が破壊され、種々の混乱が生ずる可能性がある。これら混乱を鎮め、民心の安定を図り、市民の的確な防災対策を促進するものである。

予想される混乱は、おおむね次のとおりである。

第2節 計画の内容〔生活文化局(市民生活部)〕

1 予想される混乱

予想される混乱は、おおむね次のとおりである。

- (1) 東海地震注意情報、東海地震予知情報等に関連する流言及び飛語
- (2) 帰宅者による道路の混乱
- (3) 電話のふくそう
- (4) 避難による混乱
- (5) 自動車による道路交通の混乱
- (6) 買出し、旅行者等の混乱

2 市の実施事項

- (1) 市民がとるべき措置について同報無線等により広報する。
- (2) 流言飛語が横行した場合には、その原因を究明し活発な広報により、これを鎮める。
- (3) 生活物資の買占め及び売惜しみ防止を啓発する。
- (4) 県公安委員会の実施する、交通規制に関する広報に努める。
- (5) 猛獣ペットに対する措置

家屋の倒壊により、猛獣が逃走しないよう檻の強化、施錠管理を厳重にする等指導する。

- (6) 警察と連絡を密にし、次の活動を行う。
 - ア 各種犯罪の発生状況の通報及び情報の収集・報告
 - イ 治安対策に必要な広報（避難の際の施錠、夜の一人歩き等）
 - ウ 自主防犯活動を行う団体などによる地区内犯罪防止のための警備の指導

3 県警察本部の実施事項

- (1) 警戒区域、避難地等に対しては、警ら活動を強化するとともに、無線自動車の効果的運用を図り、混乱防止及び犯罪の予防取締りを行う。なお、必要により臨時交番を設置して防犯活動を行う。
- (2) 犯罪情報の収集を行う。
- (3) 駅、生活物資集積所等の重要施設に対しては、必要により警備部隊を配備し、関係機関との連携を配意した警戒活動を行う。

- (4) 集団不法行為、暴利行為の予防、取締りを行う。
- (5) 流言飛語が横行した場合には、その原因を究明し適切な情報提供を行う。
- (6) 自主防災組織や民間企業内組織等が効率的に活動できるよう支援を行う。
- (7) 放射性物質又は火薬類の運搬の届出があったときは、運搬の中止又は延期をするよう指導する。なお、運搬途上にある危険物については、ただちに運搬を中止し、安全な場所に管理するよう指導する。

第9章 交通の確保活動

第1節 計画の主旨

警戒宣言発令時の陸上交通及び海上交通の混乱を防止し、避難の円滑な実施と地震防災応急対策に係る緊急輸送を確保するため、車両、船舶、又は歩行者に対し必要な交通規制を実施する。

また、東海地震注意情報発表時において、社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施する。

第2節 陸上交通の確保対策

1 東海地震注意情報発表時における、運転者のとるべき措置

- (1) 走行中の車両は、東海地震注意情報が発表されたことを知った場合は、カーラジオ等により東海地震注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。
- (2) 東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、不要不急の旅行や出張等を自粛する。

2 警戒宣言発令時における、運転者のとるべき措置

- (1) 警戒宣言が発せられたことを知った場合は、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して東海地震予知情報等及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。
- (2) 車両を置いて避難する場合は、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、またエンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。
- (3) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (4) 避難のために車両を使用しないこと。ただし、山間地で徒歩による避難が困難な地域で、あらかじめ車両による避難が計画された地域は除く。

第3節 交通規制の方針〔建設局〕

1 東海地震注意情報発表時

東海地震注意情報発表時に社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、次の措置を講ずる。

- (1) 不要不急の旅行や出張等を自粛するように呼びかける。
- (2) 警戒宣言が発せられたときの交通規制についての情報提供を行い、混乱防止に努める。
- (3) 警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急ルートを選定作業を円滑に進めるために、道路管理者等との調整、工事等による通行規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。

2 警戒宣言発令時

警戒宣言が発せられた場合は、次の措置を講ずる。

- (1) 強化地域内における一般車両の運行は極力抑制する。また、強化地域内への流入は極力制限し、強化地域外への流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- (2) 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。
- (3) 東名高速道路については、一般車両の流入を制限するとともに、強化地域内におけるインターチェンジからの流入を制限する。
- (4) 広域交通規制対象道路については、必要な交通規制又は指導を行うとともに自動車利用の抑制を図る。
- (5) 交通規制に際しては、警察庁、管区警察局、県警察本部、日本道路交通情報センター及び報道機関等を通じ、広報の徹底を図る。

第4節 交通規制計画

県公安委員会は警戒宣言が発せられた場合、「大規模地震対策特別措置法」第24条の規定に基づき次の交通規制を実施し、避難路及び緊急輸送路を確保する。

1 県内への一般車両の流入制限

隣接県境の主要道路においては、県内へ流入する車両（軽車両を除く。）のうち、「大規模地震対策特別措置法」第24条に規定する緊急輸送に従事する車両（以下「緊急輸送車両」という。）以外の車両を極力制限する。この場合、県外への流出については、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

2 県内における車両の走行抑制

県内における一般車両の走行は極力抑制する。

3 東名高速道路の流入制限

東名高速道路の各インターチェンジにおいては、緊急輸送車両以外の流入を制限する。

4 広域交通規制

警察庁が指定する広域交通規制対象道路において、必要な交通規制を実施する。

- (1) 警察庁が指定する広域交通規制対象道路は、次のとおりである。
東名高速道路、国道1号、国道42号、国道52号、東富士五湖道路
- (2) 必要な交通規制を行うための検問所を次のとおり設置する。

| 路線名 | 設置場所 |
|---------|---------------------|
| 国道1号 | 田方郡函南町（箱根峠） |
| 国道42号 | 湖西市境宿（白須賀交差点） |
| 国道52号 | 富士宮市内房（甲駿橋） |
| | 清水区興津中町（国道52号入口交差点） |
| 東富士五湖道路 | 駿東郡小山町（須走IC） |

5 緊急輸送路等を確保するための措置

- (1) 緊急輸送路については、各流入部において緊急輸送車両以外の車両（軽車両を除く。）の通行を禁止する。
- (2) 津波対策区域等へ通ずる道路については、その危険地域境界線上において緊急輸送車両以外の車両の区域内への流入を禁止する。
- (3) 各市町の指定する主要な避難路については、極力車両の通行を抑制する。

6 緊急輸送車両の確認等

緊急輸送車両の確認は、「大規模地震対策特別措置法」第21条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行うものとする。確認手続きの効率化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。これらの届出等及び確認の手続きについては、別に定める。

第5節 海上交通の確保対策〔経済局〕

1 東海地震注意情報発表時

海上保安部、港湾管理者及び漁港の管理者は、警戒宣言が発令されたときに講ずる措置を円滑に実施するため、次の措置を行う。

- (1) 港及び沿岸付近にある船舶、荷役業者その他漁港の利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨を伝達する。
- (2) 利用者に対して、必要に応じて、耐震強化岸壁等の港湾施設の利用、又は大型船舶、中型船舶の入港を差し控えるよう協力を要請する。
- (3) 警戒宣言が発令されたときに講ずる措置が迅速かつ円滑に実施できるよう船員の確保や荷役作業の中止等、準備的措置を実施するよう要請するとともに退避準備を終えた船舶への自主的な避難行動の開始を要請する。

2 警戒宣言発令時

(1) 港湾における対応

船舶管理者との協議に基づき、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるよう要請するものとする。

- ア 停泊中の大型・中型船舶については港外に避難する。
- イ 避難できない船舶については係留を完全に行う。
- ウ 大型・中型船舶は入港を差し控える。

(2) 漁港における対応

漁業協同組合との協議に基づき、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるよう要請する。

- ア 停泊中の漁船については港外に避難する。
- イ 避難できない漁船については係留を完全に行う。
- ウ 出港中の漁船については入港せず、港外へ避難する。

第10章 地域への救援活動

第1節 計画の主旨

警戒宣言発令時における食料、日用品、飲料水、医薬品等、必要物資の確保、医療救護活動及び清掃、防疫又はその他保健活動並びにその準備について定めるものである。

なお、東海地震注意情報発表時においては、市及び防災関係機関は警戒宣言発令時における緊急物資の調達、あっせん等の地震防災応急対策が円滑に実施できるよう、次に掲げる準備的措置を実施することができるものとする。

[東海地震注意情報発表時]

第2節 活動の内容

- 1 市は、緊急物資等の供給協定等を締結した事業者等との連絡体制の確認と在庫状況確認を要請する。
- 2 市は、水道施設の安全点検及び応急給水に必要な対策の準備をするとともに、市民に対して貯水の励行を呼びかける。
- 3 市は、医療救護、保健衛生及び廃棄物処理活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。
- 4 市は、県が行う広域搬送活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。
- 5 市民は備蓄食料・飲料水・生活必需品、非常持出品の点検・確認及び生活用水の貯水に努める。

[警戒宣言発令時]

第3節 食料及び日用品の確保 [保健福祉子ども局(福祉部), 経済局(商工部), 区役所]

食料及び日用品の確保については、警戒宣言時において、これらの調達、あっせん、もしくはその他準備措置を速やかに講ずるものとする。

1 警戒宣言発令時の措置

(1) 調達の方針

ア 警戒宣言時に必要な食料及び日用品は、地域住民の自助努力によって確保することを基本とし、市からの供給については原則として有償とする。

イ 住民等の生活を維持するため、食料等生活必需品を販売するコンビニエンスストア等の小売店舗の営業に必要な緊急輸送のため、車両の確保等、必要な対策を実施する。

(2) 市

ア 津波、山・がけ崩れ等避難対象地区の住民で非常持出しができなかった者や市外の旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が発生した場合は、備蓄してある緊急物資を配分し、又はあらかじめ緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して配分する。

イ 県に対し、緊急物資の調達又はあつせんを要請する。

ウ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を必要に応じて確認する。

エ 緊急物資集積所の開設のための準備を行い、必要に応じて開設する。

(3) 自主防災組織及び市民

自主防災組織は、助け合い運動、共同備蓄物資の点検・確認等、緊急物資確保のための措置を実施する。

また、市民は緊急物資及び非常用持出品の整備、搬出を行う。

2 警戒宣言発令時に調達が必要となる緊急物資

警戒宣言発令時に調達が必要な緊急物資については、市民がそれぞれ確保することを原則としているが、警戒宣言の発令期間が長期化し、緊急物資が不足する場合、市は物資の配分計画を作成し、緊急物資の調達を行うものとする。

第4節 飲料水の確保〔上下水道局(水道部)〕

警戒宣言発令期間が長期化した場合及び地震が発生した場合の飲料水を確保するため、市及び市民は次の事項を行う。

1 市

(1) 市民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水を呼びかける。

(2) 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。

(3) 水道施設の安全点検を実施し二次災害防止措置の準備を行う。

(4) 応急復旧体制の準備をする。

2 市民

(1) 備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。

(2) 自主防災組織の給水担当者を中心として応急給水資機材を点検する。

第5節 医療救護及び保健衛生活動の準備〔保健福祉子ども局(保健衛生部)〕

市及び市民は、要救護者に対する医療救護、救急患者に対する医療救護、地震発生後における医療救護活動の準備、避難所等における健康対策、精神保健対策、防疫等の保健衛生及び清掃活動を行う。

1 医療救護活動

(1) 市

市は、東海地震注意情報発表時に引き続き、次の活動を行う。

ア 医療救護活動の準備を関係機関に要請する。

イ 医療救護施設の設備、資機材を配置し、又は点検するとともに、必要に応じて救護所の設置及び資機材配備の準備をする。

ウ 医薬品、衛生材料及び患者搬送用機材を準備する。

エ 県が行う広域搬送活動のための患者搬送用ヘリポート及び患者搬送用車両を準備する。

オ 市民等に対し救護所、救護病院等の周知を図る。

カ 市長があらかじめ協議して定める医療機関は、警戒宣言発令時においても、緊急を要する患者に対する診療を行うことを住民に対して周知させる。

(2) 医療チーム、救護所の設置基準

ア 救護所の医療チームは、原則として医師1人、看護師3人、補助員2人の6人以上をもって編成し救護所、救護病院等に派遣する。

イ 救護所は市内64ヶ所に設置する。

◇ 救護所一覧表 (資料編4-14)

◇ 救護病院一覧表 (資料編4-15)

2 防疫及び保健衛生対策

(1) 市

ア 防疫のための資機材を準備する。

イ 避難所生活等での健康支援活動に対応するための準備をする。

(2) 自主防災組織

自主防災組織の防疫のための班を中心として、防疫用資機材の点検及び仮設便所の設置準備を行う。

3 健康対策・精神保健対策

(1) 健康対策

訪問、相談活動のための保健チームの編成及び資機材の準備

(2) 精神保健活動

精神保健対策の診療拠点の設置と被害者のメンタルヘルスチームの編成及び資機材の準備

第6節 清掃・し尿処理及び廃棄物処理活動〔環境局(廃棄物対策部)〕

1 清掃・し尿処理

(1) 関係機関との連絡体制等を確認する。

(2) 仮設便所と清掃・防疫のための資機材の準備を実施する。

(3) 他都市、許可業者等の支接受入れのための準備を実施する。

(4) 仮設便所が使用可能となるまでの間に備え、し尿凝結処理剤及びポータブルトイレの購入及び確保の呼びかけを実施する。

- (5) 自主防災組織では、清掃担当者を中心として、清掃用資機材の点検を行う。
- (6) 医療・救護施設への仮設便所の設置を進めるとともに、設置状況の把握を行う。
- (7) し尿収集業者等へ発災時の協力を要請する。
- (8) し尿収集車の緊急車両手続を準備する。

2 廃棄物処理

- (1) 関係機関との連絡体制等について確認する。
- (2) 仮集積場の確認を行う。
- (3) 廃棄物処理業者へ発災時の協力を要請する。

第11章 市有施設及び設備等の防災措置

第1節 計画の主旨

防災上重要な施設、設備等について、警戒宣言発令時において市が行う点検、整備等について定め、地震防災応急対策の円滑な実施を確保する。

なお、東海地震注意情報が発表された場合は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策の円滑な実施を確保するための準備的措置を講ずるとともに、必要に応じて市民等の日常の社会生活等に支障を来たさない範囲内で、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができるものとする。

第2節 市の実施事項

1 無線通信施設等

無線機器管理取扱規程に定めるところにより、警戒宣言発令時に次の措置を迅速・円滑に実施するため、東海地震注意情報発表時から準備をすすめるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に次の措置を実施する。

- (1) 通信施設（予備電源を含む。）を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講ずる。
- (2) 充電式携帯無線機については完全充電を行い、その他の携帯無線機の乾電池を確保する。
- (3) 津波対策区域にある施設は、通信機及び発動発電機の高所への搬出等必要な措置を講ずる。

第3節 公共施設等

東海地震注意情報発表時は、関係事業者との連絡体制の確保や警戒宣言発令時に実施すべき措置が迅速・円滑に実施できるよう準備的な措置を行うほか工事中の公共施設等にあつては、必要に応じて工事を中止するとともに立ち入り禁止措置、落下・倒壊防止、補強等の保安措置を講ずる。

また、東海地震注意情報発表時には、市の管理する公共建築物及び公共土木施設の地震防災応急対策や災害応急対策・復旧対策の実施のため、協定締結業者との連絡体制の確保等の準備的な措置を建設業協会等に要請し、警戒宣言発令時には、別に定める協定に基づき、応急復旧出動体制の確立を要請する。

◇ 民間事業者との協力協定一覧（資料編5-7）

1 河川、海岸施設及び漁港施設

津波の危険がある地域においては、施設の点検に努めるとともに水門、陸閘、樋門、門扉等の操作又は操作の準備のための人員を配置するとともに、水防資機材の点検、配備を行う。

2 ため池及び用水路

ため池堤の損壊及び出水等により、人家、道路施設等に直接被害を与えるおそれがある場合は、地元関係者の協力を得て、減水等の迅速・的確な措置を講ずる。

3 道路

- (1) 車両の走行自粛の呼びかけ及び東海地震予知情報等の広報を道路情報表示装置等により道路利用者に対して行う。
- (2) 緊急交通路及び幹線避難路において、県公安委員会が実施する交通規制に対し協力する。
- (3) 災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。
- (4) 地震発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。
- (5) 幹線避難路における障害物の除去に備える。

4 工事中の公共施設、建築物等

工事を中断し、必要に応じ立入禁止、落下、倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。

5 災害応急対策上重要な庁舎及び施設

本部及び区本部について非常用発電装置の確認、落下倒壊防止装置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急備蓄等の措置を行う。

6 危険物保有施設

発火危険物、有害薬品、有害ガスに起因する爆発、中毒等の事故防止のため、危険物等の安全点検等を行う。

7 水道

警戒宣言発令後も水道水を供給するが、地震発生後の断水に備えて、住民に対し緊急貯水を行うよう広報する。また、応急給水のため貯水、人員、資機材等の配備を行う。

8 下水道、清掃工場等

地震発生後の対策を円滑に行えるよう施設の点検・整備及び人員の配置を行う。また、施設の復旧に備え必要な資機材を調達する。

9 その他の公共施設等

市が管理又は運営する施設は、地震防災応急計画等に基づいて、おおむね次の予防措置を講ずる。

- (1) 東海地震予知情報等の施設利用者等への伝達
- (2) 避難誘導等、利用者等の安全確保措置
- (3) 施設の閉鎖
- (4) その他地震防災応急対策の実施

なお、警戒宣言時、避難対象地区の災害時要援護者の避難が予想される避難施設については、避難者の受入れを行う

10 コンピュータ

コンピュータ・システムについては、警戒宣言発令時にICT部門の業務継続計画に基づく措置を実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるものとする。

第12章 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置

第1節 計画の主旨

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時、市民の生活に密接に関係のある防災関係機関が市民の生活を確保し、又は安全等を確保するために講ずる措置を示す。

東海地震注意情報が発表されたときは、市民生活の確保のため、平常の業務や営業をできる限り継続することを原則としつつ、市民の安全確保のため、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、必要な地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

なお、これらの応急対策の実施にあたっては、できる限り住民等の日常の社会生活や経済活動を継続・維持できるような社会、経済的影響等について配慮するものとする。

第2節 計画の内容

1 東海地震注意情報発表時の措置

(1) 水道（静岡市上下水道局水道部）

飲料水の供給を継続するとともに、警戒宣言発令に備え緊急貯水を行うよう広報する。

(2) 電力（中部電力株式会社静岡営業所、清水営業所）

電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令中、地震の発生に備え需要家のとるべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の災害予防措置・資機材の確保等の準備的な措置を行う。

(3) ガス（静岡瓦斯株式会社静岡支社・富士支社、社団法人静岡県エルピーガス協会中部支部）

ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。

(4) 通信（西日本電信電話株式会社静岡支店、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社静岡支店）

平常どおり、一般通話を確保する。ただし、ふくそう等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の非常・緊急通信を優先して接続し、一般通話を制限する。また、安否確認等に必要な措置を実施する。

(5) 放送（日本放送協会静岡放送局、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、株式会社ドリームウェーブ静岡、静岡エフエム放送株式会社、株式会社シティエフエム静岡、株式会社エフエムしみず）

東海地震注意情報の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的な混乱を防止するため、地方公共団体の要請に応じて、東海地震注意情報発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民等のとるべき行動等について放送を実施する。

また、警戒宣言発令時の臨時ニュース、特別番組の編成等のために必要な準備的措置を実施する。

(6) 市中金融機関等

金融機関、保険会社及び証券会社については、平常どおり営業・業務を継続するとともに、東海地震注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言発令時における営業の停止の周知、稼動する現金自動預払機の準備等、地震防災応急対策の準備的措置を実施する。

(7) 鉄道（東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、静岡鉄道株式会社）

ア 列車の運転規制等

(ア) 旅客列車については、運行を継続する。但し、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。

(イ) 貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。

イ 旅客等に対する対応

東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。

(8) バス（しずてつジャストライン株式会社、富士急静岡バス株式会社）

ア 平常どおり運行を継続し、乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後のバスの運転規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

イ 帰宅困難者の発生に備え、必要に応じ臨時バスの増発等を検討し、輸送力の確保を図る。

ウ 警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客の避難方法、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

(9) 道路

ア 平常どおり円滑な交通を確保し、運転者等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

イ 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

(10) 病院・診療所

ア 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き外来患者の受け入れは原則として制限する。

なお、外来患者の受け入れを制限する施設にあつては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来たさない措置を十分に講ずる。

イ 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。

ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要車両の確保等の準備的措置を講ずる。

なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。

エ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡し等に係る連絡体制や必要な車両の確保等の準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の移送及び引渡しを実施することができる。

(11) スーパー等

ア スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品及び防災資機材を販売する施設にあつては、日常の市民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して東海地震注意情報の発表を周知する。また、警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。

イ 営業の継続にあつては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を構ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。

2 警戒宣言発令時の措置

(1) 水道（市上下水道局）

ア 飲料水の供給は継続する。

イ 地震発生に備え、緊急貯水を行うよう広報するとともに応急給水の準備をする。

(2) 電力（中部電力株式会社静岡営業所、清水営業所）

ア 電力の供給は継続する。

イ 地震の発生に対する備え、需要家のとるべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の災害予防措置・資機材の確保等の措置を行う。

(3) ガス（静岡瓦斯株式会社静岡支社・富士支社、社団法人静岡県エルピーガス協会中部支部）

ア ガスの供給は、ガス使用者が支障をきたさない範囲において、ガス圧力を減じ、供給を継続する。

イ 重要施設の点検、要員の配備、緊急供給制限の準備等防災措置を行う。

(4) 通信（西日本電信電話株式会社静岡支店、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社静岡支店）

ア あらかじめ指定された防災関係機関の非常・緊急通信を優先して接続する。このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、西日本電信電話株式会社の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。

また、災害用伝言ダイヤル171、災害用ブロードバンド伝言板web171、及びiモード災害用伝言板の開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。

イ 地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資機材及び要員を準備する。

(5) 放送（日本放送協会静岡放送局、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、株式会社ドリームウエーブ静岡、静岡エフエム放送株式会社、株式会社シティエフエム静岡、株式会社エフエムしみず）

臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し、社会的混乱の防止を目的として東海地震予知情報等の正確及び迅速な伝達に努める。また、地方公共団体等の要請に応じて、的確な防災対策が講ぜられるよう地震防災活動の実施状況、防災措置の状況等有効適切な放送を行う。

(6) 市中金融機関等

ア 金融機関の営業

(ア) 営業時間中に警戒宣言が発令された場合

a 正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、営業所等の窓口においては普通預金（総

- 合口座を含む。以下同じ。)の払戻し業務を除く、全ての業務の営業を停止する。
- b 営業所等の窓口における普通預金の払戻し業務の営業については、顧客及び従業員の安全に十分配慮しながら、店内顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に努める。
 - c 現金自動預払機（以下「ATM」という。）については、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続に努める。
 - d 避難対象地区内に所在する店舗は、普通預金の払戻しを含む全ての業務の営業をただちに停止することとする。また、窓口及びATMでの普通預金の払戻し業務についても、地震の発生、管理上の見地等、営業の継続に支障が生ずるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。
- (イ) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合
- a 営業所等の窓口における営業の開始又は再開は行わない。
 - b ATMについては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続等に努める。
 - c ATMの稼動についても、地震の発生、管理上の見地等、営業の継続に支障が生ずるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。
- (ウ) 手形交換所は、警戒宣言が発せられた場合は、手形交換の停止あるいは休止、不渡り処分猶予等の措置を適宜講ずる。
- (エ) 発災後の円滑な業務再開に備え、店舗の整備、人員確保のために必要な措置を講ずることができる。
- (オ) 警戒宣言が解除された場合は、金融機関が営業することのできる状況が整い次第、速やかに平常の営業を再開するものとする。
- (カ) 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令をただちに伝達するとともに、その後の来店客に備えて、その旨をポスター等により店頭掲示する。
- イ 保険会社及び証券会社の営業
- (ア) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、営業所等における営業を停止する。
 - (イ) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、各会社において、営業停止等を行う営業店舗等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。
 - (ウ) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、営業の開始又は再開は行わない。
 - (エ) 警戒宣言が解除された場合は、速やかに平常の営業を再開する。
- (7) 鉄道（東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、静岡鉄道株式会社）
(指定公共機関である鉄道)
- ア 列車の運転規制等
- (ア) 新幹線
 - a 想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止する。
 - b 想定震度が6弱以上の地域内を運行中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で運転して停車する。
 - c 想定震度が6弱未満の地域において、名古屋・新大阪駅間については運行を継続する。この場合、強化地域内では安全な速度で運転する。
 - (イ) 在来線

- a 強化地域への進入を禁止する。
 - b 強化地域内を運行中の列車は、最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。
 - c 強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ、速度を制限して運行を継続する。
- イ 旅客等に対する対応
- (ア) 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。
 - (イ) 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、市の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。
- (指定地方公共機関である鉄道)
- ウ 警戒宣言が発せられたときの情報伝達
 - (ア) 列車は指定した安全区域に停車させ、乗客を避難させる。
 - (イ) 旅客の避難、救護に関する事項は、指定公共機関である鉄道に準ずる。
- (8) バス（しずてつジャストライン株式会社、富士急静岡バス株式会社）
- ア 営業所においては、当務点呼執行者から無線設備取付車両には無線により、警戒宣言発令の情報が伝達される。その他の車両は市のサイレン、警鐘等によって警戒宣言発令を覚知する。
 - イ 警戒宣言発令の情報を入手した運行中の乗務員は、会社が定める場所又は安全な場所に停車し、必要により乗客を避難させる。
 - ウ ターミナル等の滞留旅客等に対しては、警戒宣言の内容、最寄りの避難地及び運行中止の措置を執った旨等の案内を掲示物、放送等により広報する。
- (9) 道路
- ア 一般車両の走行は極力抑制する。このため、交通規制を行う。
 - イ 強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通混乱が生じない限り原則として制限しない。
 - ウ 強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制するよう交通整理・指導を行うほか、緊急輸送路・避難路を確保するため、交通要所において必要により交通規制を行う。
 - エ 高速道路・自動車専用道路では、一般車両の強化地域への流入を制限し、強化地域内のインターチェンジからの流入を制限する。
 - オ 走行車両は低速走行する。
- (10) 病院・診療所
- ア 救急業務を除き外来診療は原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。
 - イ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。
 - ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。
- (11) スーパー等
- ア スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあって、建物の耐震性等の安全性が確保されている

場合は、住民の日常生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。

イ 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続等の地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。

ウ 営業を継続する場合にあつては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

第13章 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策

第1節 計画の主旨

「大規模地震対策特別措置法」第7条第1項第1号から第4号までに掲げる施設又は事業において政令で定めるものを管理し、又は運営する者は、当該施設の利用者、顧客、従業員等の安全確保、周辺地域への被害拡大防止等を図るため、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において実施する応急対策を地震防災応急計画において定めるものとし、当該計画策定にあたっては、次に掲げる事項に留意する。

第2節 計画の内容

各施設・事業所に共通の事項

1 東海地震注意情報発表時

東海地震注意情報が発表された場合は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、建物の耐震性等の安全性に応じ、また帰宅困難者等の発生を抑制するため、必要に応じて、施設利用者、顧客、従業員等の安全確保に必要な施設の使用制限、営業の中止、帰宅要請、避難誘導措置等の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

地震防災応急計画に定める必要がある準備的措置及び応急対策の主な内容は次のとおりとする。

- (1) 東海地震注意情報発表時の施設の利用、営業等の中止、継続等の基本的な方針に関する事項
- (2) 警戒宣言の発令に備えて実施する準備的措置に関する事項
 - ア 東海地震注意情報発表時の応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制の確保に関する事項
 - イ 情報収集・伝達手段の確保に関する事項
 - ウ 施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項
 - エ 施設内外の設備、機器等の転倒、落下防止等の安全措置に関する事項
 - オ 避難誘導の方法、近隣避難地、避難路等の確認等の避難誘導に関する事項
 - カ 警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手順等の確認
 - キ その他各施設や地域の実情に応じた必要な応急措置に関する事項
- (3) 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること。
 - ア 東海地震注意情報の内容と意味等
 - イ 当該施設における東海地震注意情報発表時の応急対策の内容
 - ウ 冷静な対応の実施
 - エ 公共交通機関の運行状況、道路交通等の情報
 - オ 当該施設における警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
 - カ 警戒宣言発令後の公共交通機関の運転中止、道路交通規制等の措置内容

キ その他施設利用者、顧客、従業員等の安全確保、混乱防止に必要な情報

(4) 避難対象地区内にある施設の準備的措置

避難対象地区内にある施設においては、警戒宣言発令と同時に迅速・円滑な避難対策を実施できるよう、必要に応じて段階的又は部分的に施設の利用や営業等を制限するなどの準備的措置を講ずることができる。

2 警戒宣言発令時

警戒宣言が発令された場合は、原則として施設の利用、営業等を中止し、地震防災応急計画に定める地震防災応急対策を実施する。ただし、建物の耐震性等の安全性が確保されている施設においては、施設管理者の判断により、当該施設の利用、営業等を継続することができる。

地震防災応急計画に定める必要がある主な地震防災応急対策の内容は、次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言発令時の施設の利用、営業等の中止、継続等の基本的な方針に関する事項
- (2) 地震防災応急対策を実施する組織の確立に関する事項
 - ア 地震防災応急対策の実施に必要な防災要員の参集人員及び組織体制
 - イ 防災要員の参集連絡方法、参集手段等
- (3) 地震発生に備えて実施する地震防災応急対策に関する事項
 - ア 利用者、顧客、従業員等の避難誘導措置に関する事項
 - イ 情報収集・伝達手段の確保
 - ウ 救急医薬品の準備、負傷者等の移送方法等の応急救護に関する事項
 - エ 施設内の出火防止措置、施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項
 - オ 設備、機器等の点検、転倒・落下防止措置に関する事項
 - カ 備蓄物資や非常持出品の確認、緊急貯水の実施、非常用発電装置の確認等の地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事項
 - キ 警戒宣言時の公共交通機関の運行停止や道路交通規制に伴う利用者・顧客・従業員等の帰宅対策に関する事項
 - ク 商品・製品等の輸送中や営業中の車両等の措置に関する事項
 - ケ その他各施設や地域の実情に応じた必要な地震防災応急対策に関する事項
- (4) 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関する事項
 - ア 警戒宣言発令、東海地震予知情報の内容と意味等
 - イ 当該施設における地震防災応急対策の内容
 - ウ 公共交通機関の運行状況、道路交通規制等の情報
 - エ その他利用者、従業員等の安全を確保するために必要な情報
- (5) 避難対象地区内の施設の避難対策

避難対象地区内に所在する施設においては、あらかじめ市と協議して定めた避難地等への避難誘導措置を速やかに実施し、施設の利用、営業等を中止する。

<各施設・事業所の計画において定める個別事項>

各施設の特異性・公益性等に応じて、次の点に留意して地震防災応急計画を定める。

1 病院・診療所

【東海地震注意情報発表時】

第12章防災関係機関の講ずる生活及び安全確保等の措置、第2節1 東海地震注意情報発表時

の措置(10)病院・診療所に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関の講ずる生活及び安全確保等の措置、第2節2警戒宣言発令時の措置(10)病院・診療所に準ずる。

2 スーパー等

【東海地震注意情報発表時】

- (1) 警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあつては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。
- (2) 警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあつては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。
- (3) 本市や県との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、協定先との連絡体制の確保、協定内容の確認、必要に応じて在庫量の確認等の準備的措置を講ずる。
- (4) 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。

【警戒宣言発令時】

- (1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給により市民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。また、営業の継続にあつては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。
- (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避難対策を実施する。
- (3) 本市や県との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等の確保に努める。
- (4) 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。

3 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱を行う施設 （「大規模地震対策特別措置法」第7条第1項第2号に掲げる施設又は事業所）

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時に実施する応急保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。

なお、応急的保安措置の実施に相当の時間を要する場合には、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。

【警戒宣言発令時】

火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。

4 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業（「大規模地震対策特別措置法」第7条第1項第3号に掲げる事業所）

【東海地震注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の第2節1 東海地震注意情報発表時の措置、7 鉄道、8 バスに準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の第2節2 警戒宣言発令時の措置、7 鉄道、8 バスに準ずる。

5 学校、幼稚園、保育所

学校、幼稚園、保育所（以下「学校等」という。）は、地域の特性や学校等の実態を踏まえ、学校等の設置者や保護者と協議・連携して生徒等の安全確保のために必要な計画を策定し、対策を実施する。この計画策定や対策の実施にあたっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や学校等の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮するものとする。

生徒等の安全確保のために必要な対策としては、概ね次の措置を講ずることとするが、生徒等の留め置きや帰宅、保護者への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園（所）の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者と十分に協議して定めるものとする。

【東海地震注意情報発表時】

生徒等が在校・在園（所）中の場合、各学校等は次の措置を講ずる。

- (1) 避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、生徒等の避難誘導や留め置き、または帰宅や保護者への引渡しを実施する。
- (2) 避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学・通園（所）者が多いなど、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは生徒等の安全確保が困難なことが予想される場合は、留め置きや帰宅、保護者への引渡しを実施する。

また、このほかの場合においても、授業や保育等を中止するなど、生徒等の安全確保のために必要な対策の準備を開始する。

【警戒宣言発令時】

生徒等が在校中の場合、各学校等は授業や保育等を中止し、避難誘導や留め置き、または帰宅や保護者への引き渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。また、在宅中の場合、登校・登園（所）しないものとする。

6 社会福祉施設

【東海地震注意情報発表時】

- (1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、設備等の転倒・落下防止措置等の必要な安全措置を講じた上で、入所者については入所を継続し、通所者については保護者等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置を講ずる。

- (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。

ア 保護者等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置

イ 保護者への引渡しに困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送のための連絡体制や移送方法、手段の確認などの準備的措置

【警戒宣言発令時】

- (1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、入所者については入所を継続し、通所者は保護者等への引渡しを実施する。
- (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。
 - ア 保護者等への引渡し
 - イ 保護者への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送

7 放送事業

【東海地震注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置第2節1東海地震注意情報発表時の措置の(5)放送に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置第2節2警戒宣言発令時の措置の(5)放送に準ずる。

8 その他の施設又は事業

(1) 貯木場

【東海地震注意情報発表時】

必要に応じて、利用者に対して施設利用に支障を来たさない範囲内で、貯木の流出防止・係留索の強化等の実施に努めるよう要請する。

【警戒宣言発令時】

利用者に対し貯木の流出防止、係留索の強化等の実施に努めるよう要請する。

(2) 動物園

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時に実施する応急的保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。

なお、応急的保安措置等の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。

【警戒宣言発令時】

危険動物の動物舎への収容その他必要な応急的保安措置を実施する。

(3) 道路

【東海地震注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の第2節1東海地震注意情報発表時の措置(9)道路に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の第2節2警戒宣言発令時の措置(9)道路に準ずる。

(4) ガス事業

【東海地震注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置第2節1東海地震注意情報発表時の措置(3)ガスに準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置第2節2警戒宣言発令時の措置(3)ガスに準ずる。

(5) 水道事業

【東海地震注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置第2節1東海地震注意情報発表時の措置(1)水道に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置第2節2警戒宣言発令時の措置(1)水道に準ずる。

(6) 電気事業

【東海地震注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置第2節1東海地震注意情報発表時の措置(2)電力に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置第2節2警戒宣言発令時の措置(2)電力に準ずる。

(7) 従業員1,000人以上の工場

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時の安全保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。

なお、従業員の通勤手段・時間等を勘案し、必要に応じて帰宅等の措置を段階的又は部分的に実施する。

【警戒宣言発令時】

防災要員を除く従業員の工場等から退避、帰宅等の安全保安措置を実施する。

第14章 市が管理する施設等の地震防災応急計画

第1節 計画の主旨

この計画は、市が管理・運営する施設又は事業の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急計画の概要を示すものである。

第2節 計画の内容

市が管理する施設等の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急計画については、それぞれ施設の管理者が定めるものとする。

計画内容の要点は、次のとおりである。

1 東海地震注意情報発表時の措置

病院、学校及び社会福祉施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、「第13章 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策」の規定に準ずる。

(1) 各施設が共通して定める事項

- ア 東海地震注意情報、応急対策の内容等の施設利用者への伝達
- イ 東海地震注意情報発表時の応急対策を実施する体制の確立
- ウ 施設利用者等の混乱防止のための広報、必要に応じて避難誘導等の安全確保措置
- エ 施設及び設備の点検及び安全措置の準備、備蓄物資・資機材等の確認・点検

(2) 施設の特性に応じた主要な個別事項

- ア 病院・診療所
東海地震注意情報発表時の診療体制
- イ 学校
(ア) 生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（保護者への引渡し方法等）
(イ) 地域住民の避難地に指定されている施設は避難者の受入れ方法等
- ウ 社会福祉施設
入所者の移送又は家族への引渡し方法
- エ 水道用水供給事業施設及び工業用水道施設
警戒宣言発令に備えた溢水等による災害予防措置の準備

2 警戒宣言発令時の措置

(1) 各施設が共通して定める事項

- ア 東海地震予知情報等の施設利用者への伝達
- イ 地震防災応急対策を実施する組織の確立
- ウ 避難誘導等、利用者等の安全確保
- エ 消防、水防等の事前措置
- オ 応急救護
- カ 施設及び設備の整備及び点検

キ 防災訓練並びに教育及び広報

(2) 施設の特性に応じた主要な個別事項

病院、学校及び社会福祉施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、「第13章地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策」の規定に準ずる。

ア 病院

病院における地震防災応急計画により実施するものとする。

警戒宣言発令時の診療方針

イ 学校

学校における地震防災応急計画により実施するものとする。

(ア) 生徒等の安全確保のために必要な具体的措置

(イ) 地域住民の避難地に指定されている施設は避難者の受入れ方法等

ウ 社会福祉施設

入所者の移送又は家族への引渡し方法

第5編 災害応急対策

この計画は、地震災害が発生した場合に市、防災関係機関、事業所、市民等が実施すべき災害応急対策について定める。

第1章 防災関係機関の活動

第1節 計画の主旨

地震発生時の市及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに市警戒本部との関連について定める。

第2節 静岡市災害対策本部の設置及び廃止〔総務局(危機管理部)〕

1 静岡市災害対策本部の設置

(1) 市長は、地震災害が発生し、又はその恐れがあるとして、その対策を実施するため必要があると認めるときは、「災害対策基本法」第23条第1項の規定に基づく静岡市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を静岡市役所静岡庁舎内の災害対策本部室に設置する。

ア 編成および運営

静岡市災害対策本部条例及び静岡市災害対策本部運営要綱の定めるところによる。

◇ 静岡市災害対策本部条例（資料編1-2）

◇ 静岡市災害対策本部運営要綱（資料編1-3）

イ 設置基準

(ア) 市域において震度5強以上の揺れが観測されたとき

(イ) 津波予報区「静岡」に津波警報（大津波）が発表されたとき

(ウ) 災害救助法が適用される程度の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき

(2) 警戒本部から災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。

2 本部の廃止

市長は、災害の危険が解消したと認めたとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認めたときは本部を廃止する。

3 災害対策本部の所掌事務

災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

(1) 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達

(2) 県への要請・報告等、県との災害応急対策の連携

ア 市長（以下、この章において「本部長」という。）は、県に対し災害応急対策の実施に関し、必要に応じ職員の派遣等必要な事項を要請するものとする。

イ 本部長は、必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に、また災害応急対策を実施すべき者に対する指示等を知事、警察本部長等にそれぞれ要請するものとする。

ウ 本部長は、住民等の避難の状況及び災害応急対策の実施状況を県に報告するものとする。

- (3) 災害時応急対策を実施すべき者に対する指示
- (4) 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
- (5) 消防、水防等の応急措置
- (6) 東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊等の受入れ
- (7) 住民等に対する避難の勧告・指示、又は警戒区域の設定
- (8) 被災者、避難者等の救助、救護その他の保護
- (9) 緊急輸送の実施
- (10) 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保並びに配分
- (11) 自主防災組織との連携及び指導
- (12) 防災関係機関との連携
- (13) 災害ボランティア本部への支援
- (14) 施設及び設備の応急復旧
- (15) 防疫その他の保健衛生

4 消防機関の警防活動体制

- (1) 消防局、消防署及び消防団の活動

警防本部を設置し、災害対策本部及び防災関係機関と緊密な連携をとり、次の活動を行うものとする。

ア 消防ヘリコプター及び高所監視カメラ等を活用した、被害状況等の情報収集と伝達

イ 消火活動、救急活動及び救助活動等

ウ 安全を確保の上、消防ヘリコプター及び車両等を活用した避難の勧告又は指示の伝達、避難誘導

エ 出火防止の広報

オ 自主防災組織等との連携活動

- (2) 警防態勢の強化

動員した消防職員及び消防団員をもって、消防隊及び救急隊等の部隊を編成し、警防態勢を強化する。

5 広域消防応援に対する受援体制

- (1) 消防組織法第39条の規定に基づく、県内消防機関からの応援出動に備え、連絡体制等受援体制を確保する。

- (2) 「消防組織法」第44条の規定に基づく、県外消防機関からの応援出動に関する受援においても、緊急消防援助隊の派遣が決定された場合も上記(1)と同様とする。

第3節 組織体制〔総務局(危機管理部), 区役所〕

1 状況に応じた組織体制

地震被害が発生した場合は、まず、自身と周囲にいる市民の安全確保及び二次災害を防止する活動を行う。(例：自衛消防隊の活動等)

これらの活動に目途が立った後、時間の経過とともに変化する状況に応じて求められるべき対策を機動的に行うため、以下に例示する活動区分に留意しつつ災害対策本部、区本部及び地区支部体制を組織する。

表5-1 災害応急対策活動区分

| 階 段 | 区 分 | 期 間 | 活 動 の 要 旨 |
|------|-----|---------------|---|
| 第1段階 | 混乱期 | 発災～3日間 程 度 | 市民の生命及び財産を保護し、消火・救出救護・避難収容等に総力を注ぐ活動を行う。 |
| 第2段階 | 收拾期 | 4～10日目 程 度 | 市民の安全を確保し、かつ民心の安定を図るための救済活動を行う。 |
| 第3段階 | 回復期 | 11日目以降 | 市民の日常生活への復旧に向けた応急復旧活動を行う。 |

2 警戒本部移行型の組織体制

警戒宣言が発せられてから東海地震が発生した場合は、あらかじめ設置した警戒本部体制から、ただちに災害対策本部体制に移行する。

第4節 災害対策本部、区本部及び地区支部の運営〔総務局(危機管理部), 区役所〕

- 1 静岡市災害対策本部条例及び静岡市災害対策本部運営要綱の定めるところにより、災害対策本部、区本部及び地区支部を運営する。
- 2 本部の運営に関し、必要な事項は別に定める。

第5節 職員の配備体制〔総務局(危機管理部), 区役所〕

1 配備体制

別に定める災害時職員配備基準による。

◇ 災害時職員配備基準(資料編2-15)

2 消防機関の配備体制

(1) 消防職員は、消防局において別に定める計画により配備する。

(2) 消防団員は、別に定める計画により配備し、消防団長の指揮の下に所轄地域の災害応急対策にあたる。

3 参集行動

(1) 情報の収集及び伝達

地震による揺れを感じた場合、職員は自ら情報収集する。震度に関する情報（震度4以上）を防災情報メール等で覚知した各部課等の連絡責任者は、連絡網により情報伝達を行う。

(2) 自動参集

職員は、震度に応じて、災害時職員配備基準に基づき、定められた場所に参集又は参集できる態勢をとる。特に、市内において震度5強以上の揺れが観測された場合、全ての災害時配備職員は、連絡の有無にかかわらず、直ちに参集するものとする。

(3) 参集状況の把握

所属長は、速やかに職員の参集状況を把握し、別に定める手順により報告する。

◇ 災害時における職員参集状況報告手順（資料編2-9）

4 防災会議の開催等

(1) 災害対策本部が設置された場合、必要に応じて防災会議を開催し、情報の収集、災害応急対策の連絡調整等、災害応急対策の推進を図る。

(2) この場合、招集される防災会議の委員は、災害応急対策の内容に応じて、防災会議の会長が必要と判断した範囲の委員とする。

(3) 防災会議の委員は、災害対策本部との連携を図るため、必要に応じ職員を災害対策本部へ派遣する。

5 静岡県石油コンビナート等災害対策本部現地本部

(1) 設置

清水地区の石油コンビナート等特別防災区域に災害が発生し、又は発生するおそれが生じたとき、災害対策本部に静岡県石油コンビナート等災害対策本部現地本部を併設する。

(2) 所掌事務

別に定める静岡県石油コンビナート等防災計画によるが、災害応急対策として講ずる主要な事項は、次のとおりである。

ア 市職員及び消防団員の動員

イ 本部長が命令し、又は要請した動員者の受入体制の整備

ウ 地震情報の収集及び伝達

エ 災害応急対策上必要な事項の広報

オ 住民等の安全を図るための避難の勧告又は指示等、住民安全対策の実施

カ 警戒区域を対象とした警戒・警備

キ 災害の態様、状況に応じた医療救護の実施

ク 消火活動の実施並びに自衛防災組織等の指揮及び監督

ケ 応急作業、被害防止又は軽減のための応援要請

6 防災関係の活動状況の把握

本部長は、防災関係機関との緊密な連携のもとに、各機関が行う災害応急対策を把握し、適切な措置を講ずるものとする。

第6節 静岡県警察（静岡中央警察署、静岡南警察署、清水警察署）

- 1 情報の収集及び提供（県防災ヘリコプターによる偵察を含む）
- 2 救出・救護
- 3 遺体の検視・見分
- 4 避難勧告の伝達及び指示、退去の確認並びに避難地・避難所の安全確保及び秩序の維持
- 5 警戒区域の防犯パトロール
- 6 社会秩序維持等のための取り締まり等
- 7 交通路、避難路及び緊急交通路の確保

第7節 指定地方行政機関

- 1 総務省東海総合通信局
電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
- 2 財務省東海財務局（静岡財務事務所）
 - （1）被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ民間金融機関、保険会社及び証券会社に対して災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請
 - （2）地方公共団体において国有財産（普通財産）を災害応急対策の実施の用に供するときは、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置
- 3 農林水産省関東農政局静岡地域センター
食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
- 4 厚生労働省静岡労働局（静岡労働基準監督署、清水労働基準監督署）
 - （1）事業所等の被災状況の把握
 - （2）大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導
- 5 国土交通省中部地方整備局（静岡河川事務所、富士砂防事務所、静岡国道事務所、清水港湾事務所）、国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所）
管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。
 - （1）施設対策等
 - ア 河川管理施設等の対策等

- イ 道路施設対策等
 - ウ 港湾施設対策等
 - エ 宮繕施設対策等
 - オ 電気通信施設対策等
 - カ 地すべり防止施設等の対策等
- (2) 災害対策用建設機械等の出動及び管理
 - (3) 他機関との協力
 - (4) 広報

6 東京管区気象台（静岡地方気象台）

- (1) 津波警報及び注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震予知情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説
- (2) 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が発見者又は行政機関から通報された場合における、気象庁への報告及び適切な措置
- (3) 必要に応じ、気象警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施する。

7 第三管区海上保安本部（清水海上保安部）

- (1) 在港船舶及び沿岸住民に対する津波警報等の伝達周知
- (2) 海難船舶等の海上における人命の安全確保
- (3) 巡視船艇による主要港湾等の被害調査
- (4) 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告等、海上交通の安全確保に必要な措置
- (5) 排出油等その他船舶交通の障害となる物の除去
- (6) 船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置
- (7) 人命の救護に必要な緊急輸送
- (8) 船艇による沿岸周辺海域における治安の維持

第8節 指定公共機関

1 郵便事業株式会社（静岡南支店）

災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施

- (1) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- (2) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分
- (3) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
- (4) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

2 郵便局株式会社（東海支社）

災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関

等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。

3 日本赤十字社（静岡県支部）

- (1) 医療、助産及び遺体処理に関する応急救援
- (2) 被災者に対する救援物資の配布
- (3) 義援金品の募集配分
- (4) 救助に関する協力奉仕者等の連絡調整

4 日本放送協会（静岡放送局）

- (1) 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成
- (2) 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施
- (3) 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送

5 中日本高速道路株式会社（東京支社静岡保全・サービスセンター）

- (1) 交通状況に関する関係機関との情報連絡
- (2) 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施
- (3) 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力
- (4) 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力

6 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

- (1) 災害時における応急救護活動
- (2) 応急復旧用資材等の確保
- (3) 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難・誘導

7 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社（静岡支店）

- (1) 防災関係機関の非常・緊急通信の優先確保
- (2) 被害施設の早期復旧
- (3) 災害用伝言ダイヤルサービス、災害用ブロードバンド伝言板web171及びiモード災害用伝言板サービスの提供

8 日本通運株式会社（静岡中央支店）

緊急輸送車両の確保及び運行

9 中部電力株式会社（静岡営業所、清水営業所）

- (1) 発電所及び変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報
- (2) 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用したの広報

10 KDDI株式会社（静岡支店）

- (1) 地震情報（東海地震予知情報を含む。）の伝達
- (2) 重要な通信を確保するために必要な措置の実施

第9節 指定地方公共機関

1 土地改良区（静岡市内土地改良区）

- (1) 用水の緊急遮断
- (2) 災害応急復旧の実施
- (3) 地震発生時に消防機関が行う消火活動への協力

2 静岡瓦斯株式会社（静岡支社、富士支社）

- (1) 原料貯槽、ガスホルダー等主要施設における流失防止のための緊急遮断
- (2) 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限
- (3) 必要に応じて代替燃料の供給
- (4) 災害応急復旧の早期実施

3 社団法人静岡県エルピーガス協会（中部支部）

- (1) 需要家へのガス栓の閉止等の広報
- (2) 必要に応じた代替燃料の供給の協力

4 静岡鉄道株式会社

災害時発生の防衛及び災害の拡大防止のための緊急措置の実施

5 社団法人静岡県トラック協会、社団法人静岡県バス協会、商業組合静岡県タクシー協会 協会加盟事業所からの緊急通行車両の確保及び運行

6 民間放送機関（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、株式会社ドリームウェーブ静岡、静岡エフエム放送株式会社、株式会社シティエフエム静岡、株式会社エフエムしみず）

あらかじめ県又は市と締結した災害時における放送要請に関する協定等に基づく放送、国、県、市並びに防災関係機関の災害対応状況やその他地震に関連する情報の放送

7 社団法人静岡県医師会（社団法人静岡市静岡医師会、社団法人静岡市清水医師会、社団法人庵原郡医師会）、社団法人静岡県歯科医師会（社団法人静岡歯科医師会、社団法人静岡市清水区歯科医師会）、社団法人静岡県看護協会（社団法人静岡県看護協会静岡地区支部）、社団法人静岡県病院協会、社団法人静岡県薬剤師会（社団法人静岡市薬剤師会、清水薬剤師会）

- (1) 医療救護施設等における医療救護活動の実施
- (2) 検案（社団法人静岡県看護協会（社団法人静岡県看護協会静岡地区支部）、社団法人静岡県薬剤師会（社団法人静岡市薬剤師会、清水薬剤師会）を除く。）

第2章 情報活動

第1節 計画の主旨

この計画は、情報の収集及び伝達を迅速かつ的確に行うために、県及び防災関係機関との連携の強化、情報の一元化を図るとともに、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

第2節 基本方針

1 県等との情報の緊密化

- (1) 情報の収集及び伝達は、県が定める「情報広報実施要領」に基づき、緊密な連携のもとに行う。
- (2) 災害対策本部には、情報活動の緊密化のため、警察官、県職員が派遣されるが、必要に応じ、防災関係機関等に対し職員の派遣を要請する。

2 情報活動の迅速、的確化

災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、収集伝達すべき情報について、あらかじめその種類、優先順位、取扱部局等を定めておく。

3 報道機関との情報活動の連携

災害対策本部は、各報道機関の協力を得て、正確かつ迅速な情報の広報を行う。

第3節 情報の内容等〔総務局(危機管理部), 区役所〕

1 地震情報の受理、伝達及び周知

- (1) 県から通知される地震情報、気象情報、警報等の受理は、災害対策本部（災害対策本部設置前においては、警戒本部又は危機管理部）において受理する。
- (2) 本部の各部長は、重要情報を受理したときは、本部総括部長を通じて本部長・副本部長へ報告する。
- (3) 地震情報等は、同報無線、広報車等を活用して市民等に周知を図るとともに、地区支部員等より自主防災組織を通じて市民への周知を図る。

2 被害状況及び災害応急活動に関する情報の収集及び伝達

- (1) 現地派遣職員、消防団員、自主防災組織の構成員等のうちから地域における情報の収集伝達責任者をあらかじめ定め、迅速かつ的確な情報の収集にあたるものとする。
- (2) 収集及び伝達すべき情報の主なものは、次のとおりであり、種類、優先順位、取扱部・班等については別に定める。なお、地震発生直後においては、災害の規模の把握のための必要な情報の収集に特に留意する。

- ア 被害状況
- イ 火災の発生状況と延焼拡大状況
- ウ 人命救助の有無
- エ ガス、危険物の漏洩及びその他二次災害要因
- オ 避難の勧告、指示及び警戒区域の設定状況
- カ 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況
- キ 避難状況
- ク 避難所の開設状況及び避難生活状況
- ケ 応急給水状況
- コ 緊急輸送路等の被害及び復旧状況
- サ 生活必需物資の在庫及び供給状況
- シ 自衛隊及び他都市消防機関の支援・展開状況
- ス ライフライン施設の被害及び復旧状況
- セ 金銭債務処理状況及び金融の動向
- ソ 物資の価格、役務の対価動向
- タ 観光客等の状況
- チ その他の各部・班の所管する事項

第4節 情報の収集〔総務局(危機管理部), 区役所〕

1 市

災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集は、防災行政無線、消防無線等を活用して行うほか、次の方法又は手段を用いる。

(1) 職員派遣による収集

地震発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を収集する。

(2) 自主防災組織等を通じた収集

自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を収集する。

(3) 参集途上の職員による収集

勤務時間外において大規模地震が発生した場合には、参集職員より居住地及び参集途上の各地域における被害概況について情報を収集する。

(4) 静岡市オフロードバイク隊による収集

(5) 消防ヘリ、高所監視カメラによる収集

2 防災関係機関

災害応急対策に必要な情報は、防災関係機関がそれぞれの責任において収集する。

第5節 情報の伝達手段〔総務局(危機管理部), 区役所〕

情報の伝達は、次の手段を有効に活用して行う。

1 県防災行政無線

主として県との情報伝達に用いる。

2 その他の無線及び有線電話等

孤立防止用無線電話、同報無線、消防無線、防災関係機関所有の無線を利用した非常通信、非常電報等のほか、パーソナル無線、新簡易無線、アマチュア無線等による非常通信、及び有線電話等あらゆる通信手段を用いて情報の伝達を行う。

3 報道機関への協力要請による伝達

広範囲の市民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ・テレビを用いて周知を図る。

4 自主防災組織を通じた連絡

主として市が地域内の情報を伝達する場合に活用する。

5 広報車等の活用

市が所有する、広報用機材を搭載した車両等により広報を行う。

第6節 報告及び要請事項の処理〔総務局(危機管理部), 区役所〕

1 県に対する報告及び要請

災害対策本部は、「情報広報実施要領」に定める事項について、速やかに県に対し第一報を報告し、又は要請を行うものとする。この場合に、迅速な情報の収集・伝達に特に留意し、当該災害の概要と被害等の状況（特に死傷者の数）の判明又は災害時の状況の変化に従い、逐次、第二報以降の情報収集・伝達を行うこととする。

ただし、県に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。なお、連絡が付き次第、県にも報告する。また、市域内で震度5強以上を観測した場合（被害の有無を問わない。）には、市から直接消防庁へも報告する。なお、連絡が付き次第、県にも報告する。

情報及び要請すべき事項の主なものは、次のとおりである。

- (1) 緊急要請事項
- (2) 被害状況
- (3) 災害応急対策実施状況

なお、消防機関への通報が殺到した場合及び市域内で震度5強以上を観測した場合は、直ちにその状況を県及び直接消防庁へも、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市は第一報後の報告についても引き続き消防庁に対しても行うものとする。

表 5 - 2 消防庁連絡先（消防庁応急対策室）

| | 電 話 | F A X |
|-----------------|--------------|--------------|
| 平 日（9:30～18:15） | 03-5253-7527 | 03-5253-7537 |
| 上記以外 | 03-5253-7777 | 03-5253-7553 |

2 防災関係機関は、「情報広報実施要領」の項目について、速やかに報告するものとする。

- (1) 緊急要請事項
- (2) 被害状況
- (3) 災害応急対策実施状況

第3章 広報活動

第1節 計画の主旨

この計画は、県、報道機関及び防災関係機関との協力体制を定め、市民に正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、的確な災害応急対策ができるよう必要な広報活動について定める。

広報の際には、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の災害時要援護者に配慮するものとする。

第2節 広報事項〔総務局(危機管理部)、企画局(企画部)〕

災害対策本部が広報すべき事項については、県が定める「情報広報実施要領」に準じ、あらかじめ定めた文案及び優先順位により、住民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

1 緊急情報

地震災害発生後における市民の生命及び財産の確保並びに民心の安定を図るための緊急情報は、以下のとおりとする。

- (1) 地震、津波情報
- (2) 災害の発生状況と応急対策の状況
- (3) 二次災害情報
 - ア 火災の発生及び延焼拡大情報
 - イ 土砂災害情報
 - ウ 倒壊建物情報
 - エ その他二次災害情報
- (4) 避難の勧告・指示に関する情報
- (5) 市民の安否情報
- (6) 医療情報
 - ア 救護所の開設状況
 - イ 救護病院の開設状況
 - ウ その他医療機関等に関する情報
- (7) 緊急輸送路、交通規制情報
- (8) 市民及び事業所等の取るべき措置
 - ア 地震から身を守る心得
 - イ 電気、ガス等による二次災害の防止措置
 - ウ 電話及び交通機関の利用制約

2 生活情報

被災後の生活維持のために市民に提供すべき情報は、以下のとおりとする。

- (1) ライフライン情報（電気、ガス、上下水道、電話及び下水道等の被害状況と復旧見込みに関する情報）
- (2) 道路情報
- (3) 鉄道、バス等の交通機関の運行及び復旧見込み情報
- (4) 生活情報
 - ア 食料、飲料水等の配給情報
 - イ 店舗等の営業再開情報
 - ウ 入浴サービス
 - エ その他の生活情報

3 生活支援及び復旧に関する情報

被災後の生活再建等のために提供すべき情報は、以下のとおりとする。

- (1) 住宅情報
 - ア 応急仮設住宅に関する情報
 - イ 空き家に関する情報
- (2) 各種相談窓口の開設情報
- (3) 被災相談窓口の開設情報
- (4) 税・手数料等の減免措置情報
- (5) 災害援護金等の融資情報
- (6) その他生活支援及び復興に関する情報

4 県への広報の要請

県に対して広報を要請する場合は、別に定める広報文案を添えて行う。

5 市民等が応急対策上必要な情報を入手する方法

市民等は、各人がそれぞれ情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。情報源と主な情報内容は次のとおりである。

- (1) 緊急警報放送受信機付ラジオ
 - 津波警報、知事及び市長の放送要請事項
- (2) テレビ・ラジオ
 - 地震情報等、交通機関運行状況等
- (3) 同報無線、広報車、コミュニティFM、市ホームページ、静岡市防災メール、エリアメール等
 - 主として市内の情報、指示、指導等
- (4) 自主防災組織等を通じた連絡
 - 主として、災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
- (5) サイレン・半鐘
 - 津波情報、火災発生の通報

6 広報事項

広報事項については、その文案及び優先順位について別に定め、住民生活に密接に関係ある事項を中心に、適切かつ迅速な広報を行う。

広報事項の主なものは、次のとおりである。

- (1) 地震発生時の注意事項（特に出火防止・津波及び余震に関する注意の喚起）
- (2) 地震情報等
- (3) 電気、ガス、上下水道、電話、鉄道、道路等の被害状況
- (4) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込
- (5) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (6) 民心安定のための住民に対する呼びかけ

第3節 実施方法〔総務局(危機管理部)、企画局(企画部)、区役所〕

災害応急対策に必要な事項の周知については、災害対策本部、区本部及び地区支部がこれを行う。

- 1 同報無線、広報車、市ホームページ、静岡市防災メール、エリアメール等による広報
- 2 有線放送・テレビ・ラジオを通じての広報
- 3 自主防災組織等を通じての連絡
- 4 臨時広報紙の配布方法等（印刷業者の事業再開までの間）
 - (1) 区本部配備の無線FAXで情報を伝達する。
 - (2) 広報紙の配布方法
地区支部は、自主防災組織の協力を得て被災者に配布するとともに、必要部署に掲示を行う。
- 5 災害時要援護者への広報
自主防災組織及び福祉ボランティア等の協力を得て、障害のある人等に対する広報に努める。
- 6 外国人に対する広報
通訳ボランティア及び国際交流協会等の協力を得て、広報紙等の翻訳を行い、主要な外国語による広報に努める。
- 7 インターネット等を利用した広報
ボランティアの協力を得られた場合は、インターネットを用いて、広報紙に掲載する内容について情報を提供する。
- 8 報道機関への資料提供による広報
静岡市役所静岡庁舎内に臨時プレスルームを設置し、報道機関に対して情報を提供する。
- 9 地域住民への広報（コミュニティFM）

株式会社シティエフエム静岡、株式会社エフエムしみずの協力を得て、市内全域へ必要な情報を提供する。

第4章 緊急輸送活動

第1節 計画の主旨

地震発生時の災害応急対策を実施するための要員、緊急物資及び応急復旧資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要な体制、車両、人員、資機材等の確保、緊急輸送の調整等について定める。

なお、東海地震発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、静岡県が定める「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による。

第2節 計画の内容〔総務局(危機管理部)、企画局(企画部)〕

1 基本方針

- (1) 交通関係諸施設等の被害状況及び復旧状況を把握し、災害応急対策の各段階に応じた的確な対応をとるものとする。
- (2) 緊急輸送は、市民の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とする。
- (3) 緊急輸送の応援が特に必要であるときは、県に対し必要な措置を要請する。
- (4) 市内で輸送手段等の調整ができないときは、災害時における応援協定を締結している地方公共団体に協力を要請する。

2 緊急輸送の対象等

- (1) 災害応急対策要員として配備される者又は配置替えされる者
- (2) 医療、助産その他救護のため緊急輸送を必要とする者
- (3) 食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資
- (4) り災者を受け入れるために必要な資機材
- (5) 公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資機材
- (6) その他本部長が必要と認めるもの。

第3節 緊急輸送体制の確立

交通施設の被害状況等を勘案し、状況に応じた緊急輸送計画を作成する。なお、緊急輸送計画の作成に当たっては、乗員、機材燃料の確保状況、輸送施設の被害状況、復旧状況及び輸送必要物資の量を勘案する。

1 陸上輸送

(1) 輸送路の確保

ア 道路管理者は、警察、自衛隊等の協力を得て通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。

イ 災害対策本部は、緊急輸送ルート上の被害状況を把握し、通行可否を確認する。

ウ 道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。更にあらかじめ指定され

た1次、2次、3次の緊急輸送路の順に緊急輸送路の応急復旧を行い、輸送機能の充実に努める。

エ あらかじめ指定したヘリポートの点検及び保守管理を行い、使用の可否を県に報告する。

(2) 輸送手段の確保

緊急輸送は、あらかじめ協定を締結した市内の運送業者、市有車両の活用又は民有車両を借り上げて行うほか、自衛隊及び海上保安庁の応援要請を知事に要求する。

(3) 市長は、前記市内の輸送手段の調達ができない場合、又は県外から輸送を行う場合で必要あるときは、知事に協力を要請する。

(4) 燃料の確保

ア 市有車両その他市の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。

イ 必要に応じて燃料の緊急輸送を行う。

2 海上輸送

(1) 海上輸送は、知事に対して自衛隊及び海上保安庁の支援要請を要求することにより行うものとする。

(2) 必要に応じ民間船舶（漁船を含む。）への協力要請を行う。

(3) 港湾施設等の被害状況や荷役業者の確保等を勘案し、使用可能な港湾を選定する。

(4) その他必要事項については、陸上輸送に準じて行うものとする。

3 航空輸送

(1) 防災ヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用の可否を県へ報告する。

(2) 航空輸送は、消防ヘリを活用するほか、知事に対して自衛隊の支援要請を要求することにより行うものとする。

(3) 必要に応じ民間機の協力要請を行う。

(4) 航空輸送は指定したヘリポートを活用する。

(5) その他必要事項については、陸上輸送に準じて行うものとする。

第4節 緊急輸送の調整〔総務局(危機管理部)、企画局(企画部)〕

1 市及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施のため、必要あるときは災害対策本部において調整を行う。この場合、次により調整することを原則とする。

(1) 第1順位 市民の生命の安全を確保するために必要な輸送

(2) 第2順位 災害の拡大防止のために必要な輸送

(3) 第3順位 災害応急対策のために必要な輸送

(4) 第4順位 その他の人員、物資の輸送

2 災害救助法に基づく実施事項、災害救助法に基づく市の実施事項については、一般対策編に準ずる。

第5節 防災関係機関

防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は、市災害対策本部に必要な措置を要請するものとする。

第6節 緊急物資集積所〔保健福祉子ども局(福祉部), 区役所〕

緊急物資の集積配分業務を円滑に行うため、あらかじめ指定した集積場所に、必要に応じ市職員を派遣する。

なお、緊急物資集積所は、以下のとおりとする。

表5-3 緊急物資集積所一覧

| No | 集積所名 | 所在地 | 備考 |
|----|------------|----------------|----------|
| 1 | 市民文化会館 | 葵区駿府町2番90号 | |
| 2 | 井川中学校 | 葵区井川1561番地の3 | ヘリポート |
| 3 | 梅ヶ島小・中学校 | 葵区梅ヶ島1309番地の1 | ヘリポート |
| 4 | 大川中学校 | 葵区日向876番地 | ヘリポート |
| 5 | 玉川中学校 | 葵区落合840番地 | ヘリポート |
| 6 | 清沢小学校 | 葵区相俣99番地の1 | ヘリポート |
| 7 | 由比体育館 | 清水区由比456番地の151 | |
| 8 | 草薙総合運動場体育館 | 駿河区栗原19番1号 | 静岡県中部の拠点 |

第7節 緊急物資の確保と供給計画〔保健福祉子ども局(福祉部), 区役所〕

東海地震発生時における緊急物資の受入れ及び供給方法は、次のとおりである。

1 緊急物資の概要

- (1) 市民は、自ら備蓄した物資により生活を維持する。
- (2) 災害対策本部は、市が備蓄している物資を市民に提供する。
- (3) 災害対策本部は、上記(1)～(2)によっても緊急物資が不足する場合、協定を締結している民間業者及び県に対して、緊急物資の供給を要請する。

2 活動概要

(1) 災害対策本部

- ア 区本部からの報告により、緊急物資の不足数量を把握する。
- イ 緊急物資集積所、日の出町備蓄倉庫等の備蓄物資の在庫数量及び義援物資の内容を把握する。
- ウ 区本部において不足している緊急物資を把握し、緊急物資の調達計画を立案して、協定を締結している民間業者に対して供給を要請及び県に対して供給又は調達の要請をする。
- エ 協定を締結している民間業者及び県から調達できる数量等を基に、区本部ごとの配分

計画を決定し、その結果を区本部に連絡する。

オ 区本部が立案した避難所ごとの配分計画に基づき、緊急物資の避難所までの搬送を指示する。

カ 搬送は、協定を締結している静岡県トラック協会静岡支部及び赤帽静岡県軽自動車運送協同組合に要請する。

なお、被害状況により搬送が困難な場合には、県に搬送を要請する。

キ 避難所までの緊急物資の搬送及び受入体制を支援する。

(2) 区本部

ア 地区支部からの報告により、緊急物資の不足数量を把握する。

イ 備蓄物資の内容及び在庫数量を把握する。

ウ 地区支部において不足している緊急物資に基づき、緊急物資の調達計画を立案し、災害対策本部に報告する。

エ 災害対策本部の配分計画に基づき、地区支部及び避難所ごとの配分計画を決定し、その結果を地区支部に連絡する。

オ 必要に応じて、地域の民間業者に対して緊急物資の供給を要請する。

カ 地区支部が立案した避難所ごとの配分計画に基づき、緊急物資の避難所までの搬送を支援する。

キ 緊急物資の受入体制を支援する。なお、要員等に不足が生じる場合は、災害対策本部に報告する。

(3) 地区支部

ア 避難所からの報告により、緊急物資の不足数量を把握する。

イ 備蓄物資の内容及び在庫数量を把握する。

ウ 不足している緊急物資について、区本部に報告する。

エ 必要に応じて、地域の民間業者に対して緊急物資の供給を要請する。

オ 災害対策本部の配分計画に基づく、緊急物資の内訳等について避難所に連絡する。

カ 避難所までの緊急物資の搬送及び受入体制を支援する。なお、要員等に不足が生じる場合は、区本部に報告する。

(4) 避難所

ア 避難所での緊急物資の不足数量を把握する。

イ 備蓄物資の内容及び在庫数量を把握する。

ウ 不足している緊急物資について、地区支部に報告する。

エ 緊急物資の供給について、避難所での受入体制を確保する。なお、要員等に不足が生じる場合は、地区支部に報告する。

第5章 広域応援活動

第1節 計画の主旨

この計画は、災害時における広域激甚な被害に対応するため、県、警察、他の市町、自衛隊等に対して行う応援要請の概要について示す。

なお、東海地震発生時における広域応援の受入は、静岡県が定める「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による。

第2節 県への応援要請〔総務局(危機管理部)〕

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対して次の事項を示し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) その他応援に関し必要な事項

第3節 指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対する職員の派遣要請等〔総務局(危機管理部)〕

- 1 市長は、災害応急対策等のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対して職員の派遣要請を行う。
- 2 市長は、災害応急対策等のため必要があると認めるときは、知事に対して指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣について、あつせんを求める。

第4節 民間団体等に対する応援要請

市長は、次の団体に対し直接又は知事を通じて応援の要請を行う。

- 1 応援協力要請の対象となる民間団体等は一般対策編に準ずるが、主なものは次のとおりである。
 - (1) 赤十字奉仕団、青年団、女性団体、商工団体、農林水産団体、ボランティア団体
 - (2) 大学、高校、専修学校、各種講習施設等の学生・生徒
 - (3) あらかじめ協定を締結した団体等

2 応急協力要請の時期及び要請事項

本部長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、次の事項を示して応援を要請する。

- (1) 必要な人員数
- (2) 食料、生活必需品、応急資機材等の提供
- (3) 作業内容及び場所
- (4) 応援を要請する期間

3 応援協力要請の実施方法

応援協力要請の具体的な実施方法は、一般対策編に準ずる。

第5節 緊急消防援助隊の要請〔消防局〕

1 応援要請

市長は、地震等の大規模災害時における災害の発生状況から、人命救助、消火、救急活動等において、本市の消防力及び県内消防機関の応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、知事に対し、消防組織法第44条に基づき、県外消防機関の応援を要請する。

2 緊急消防援助隊部隊の受入れ

「緊急消防援助隊運用要綱」に基づき、緊急消防援助隊の円滑な消防活動を確保するため、次の措置を講ずる。

- (1) 情報連絡体制
- (2) 応援部隊への情報提供
- (3) 応援部隊の集結場所及び野営場所の指定
 - ア 葵区与一地先安倍川左岸
 - イ 駿河区小鹿競輪場駐車場及びあおい会館
 - ウ 清水区県消防学校
 - エ 清水区富士川河川敷スポーツ広場
 - エ 清水区宍原スポーツ広場
- (4) 応援部隊への資機材等の提供及び補給
- (5) 航空機（ヘリコプター）の離発着場の確保
- (6) 応援部隊の運用
- (7) その他必要事項

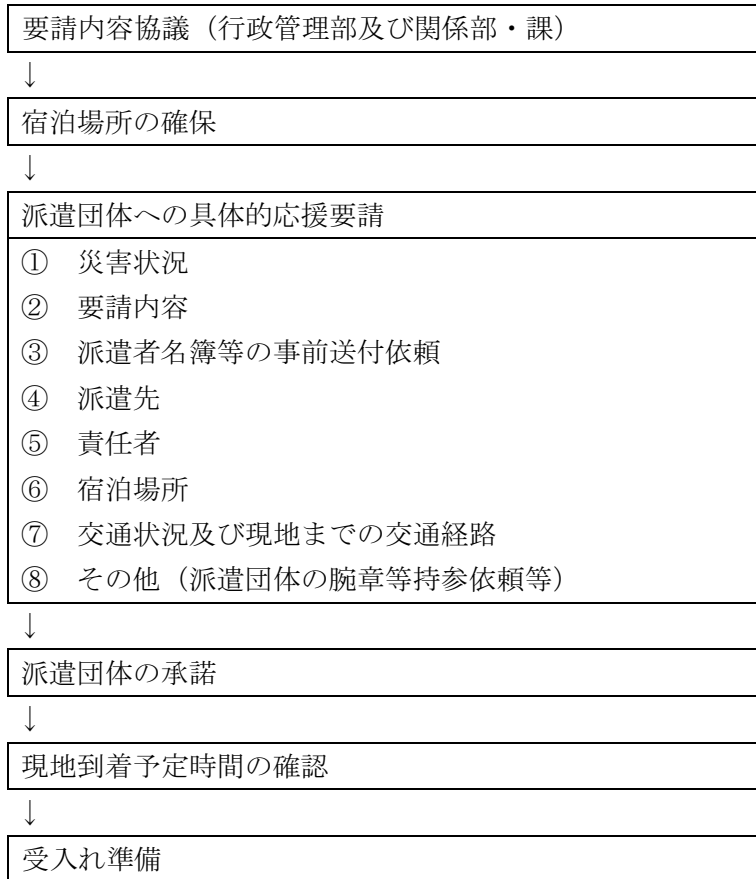
第6節 他の市町村長等に対する応援要請〔総務局(行政管理部)〕

1 市長は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、相互応援協定に基づき、協定市等に対して、又は地方自治法に基づき、他の地方公共団体に応援を求めるものとする。

- ◇ 他都市との相互応援協定一覧（資料編5-8）

2 「消防組織法」第39条に基づき、締結された静岡県消防相互応援協定に協定している他の市町長に応援を求めるものとする。なお、応援を求められた場合、市長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

表5-4 他の地方公共団体の長に対する応援要請手順



第7節 自衛隊の災害派遣要請の要求〔総務局(危機管理部)〕

1 自衛隊の災害派遣要請の要求

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、自衛隊派遣に必要な事項を明示した要請書により、自衛隊の派遣要請を行うよう要求をする。

(1) 派遣要求事項

- ア 車両、航空機等、状況に適した手段による被害状況の把握
- イ 避難者の誘導、輸送等、避難のための必要があるときの援助
- ウ 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索救助
- エ 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
- オ 火災に対し、消防機関と協力しての消火活動
- カ 道路又は水路の確保の措置
- キ 被災者に対する応急医療、救護及び防疫
- ク 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- ケ 被災者に対する炊飯及び給水支援

- コ 防災要員等の輸送
- サ 連絡幹部の派遣
- シ その他本部長が必要と認める事項

(2) 派遣要請の要求手続き

知事に対して、次の事項を明示した要請書により、自衛隊の派遣要請を行うよう要求する。

ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要求する。

また、知事への要求ができない場合は、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知するものとする。

- ア 災害の情况及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

2 災害派遣部隊の受入れ体制

(1) 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

市長は自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することがないように、最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

(2) 作業計画及び資材等の準備

市長は自衛隊に対し、作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく実効性のある計画を樹立するとともに、作業の実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある関係者の了解をとりつけるよう配慮するものとする。

(3) 作業の実施に必要な物資、機材等

市長は、作業の実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は、他の計画に定めるところにより知事へ物資、機材等の調達を要請するものとする。

(4) 自衛隊との連絡交渉における窓口の一本化

市長は、派遣された自衛隊との円滑かつ迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。

3 災害派遣部隊の撤収要請の要求

市長は、知事に対し災害派遣部隊の撤収要請を要求する場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう知事及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。

4 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業を実施するために必要な資機材等は、原則として市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりである。

ただし、災害救助法が適用された場合の経費の負担基準等は、一般対策編に準ずる。

- (1) 救援活動に必要な資機材等の購入及び借上料等
- (2) 宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料等
- (3) 光熱水費、通信運搬費、消耗品費

第8節 海上保安庁への支援要請の依頼〔総務局(危機管理部)〕

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、支援に必要な事項を明示した要請書により、海上保安庁の支援要請を行うよう依頼する。

1 支援要請事項

- (1) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- (2) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (3) その他、災害対策本部が行う災害応急対策の支援

2 支援要請の手続き

知事に対して、次の事項を明示した要請書により、海上保安庁の支援要請を行うよう依頼する。

ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により知事に依頼する。

また、知事への依頼ができない場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合いに配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

- (1) 災害の情况及び支援活動を要請する理由
- (2) 支援活動を必要とする期間
- (3) 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- (4) その他参考となる事項

第9節 協定締結団体等への要請

市長は、災害応急対策等を実施するため必要があるときは、災害時における応急対策活動に関する協力協定に基づき関係団体に対して協力を要請する。

- ◇ 民間事業者との協力協定一覧（資料編5-7）

第10節 宿泊施設等の確保〔総務局(行政管理部)〕

応援のため派遣されてきた他の地方公共団体や防災関係機関等の職員の宿泊のため、以下のように宿泊施設を確保する。

1 指定した公共施設

表5-5 支援受入施設（特定業務支援）

| NO | 施設名 | 所在地 | 支援内容等 |
|----|---|-----------|------------|
| 1 | 水道施設 | | 給水等 |
| 2 | 城北浄化センター | 加藤島 | 下水道 |
| 3 | 西ヶ谷収集センター・沼上収集センター | 西ヶ谷 沼上 | し尿・ごみ等 |
| 4 | 競輪場駐車場（南第4「地上部隊」） 競輪場駐車場（西第3「航空部隊」） 競輪場（あおい会館「応援調整・宿泊」） | 小鹿 | 消火・救助・救急支援 |

表5-6 支援受入施設（その他業務支援）

| NO | 施設名 | 所在地 |
|----|-------------------|-------------|
| 1 | 中央図書館 | 葵区大岩本町29-1 |
| 2 | 南部図書館 | 駿河区南八幡町3-1 |
| 3 | ラベック静岡 | 葵区本通七丁目11-9 |
| 4 | 井川高齢者生活福祉センター | 葵区井川1133-1 |
| 5 | 清水ナショナルトレーニングセンター | 清水区山切1487-1 |

2 民間施設の借り上げ

必要に応じて市内の民間施設を借り上げる。

第11節 経費の負担

援助に関する経費は、法令及び相互援助協定等の定めによるもののほか、原則として市が負担する。

第6章 災害の拡大防止活動

第1節 計画の主旨

災害の拡大を防止する消防活動、水防活動、救出活動及び被災建築物等に対する安全対策について、市、消防（水防）機関、自主防災組織及び市民が実施すべき事項を示す。

第2節 消防活動〔消防局〕

1 消防活動の基本方針

地震により発生する火災は、各地に同時に多発する可能性が大きい。従って、次の基本方針により消防活動を行う。

- (1) 市民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。
- (2) 地域の住民は、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を扱う事業所においては二次災害の防止に努める。
- (3) 消防局、消防署及び消防団は、地震時の同時多発火災等に対処するための市の消防活動に関する計画の定めるところにより、多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。

2 消防機関の活動

(1) 火災発生状況等の把握

消防長は、消防局、消防署及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、災害対策本部等と相互に連絡を行う。

- ア 延焼火災の状況
- イ 自主防災組織の活動状況
- ウ 消防車等の通行可能道路
- エ 消防車、その他の車両、消防無線通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況
- オ 救急救助の事象状況
- カ 危険物の大量流出等の消防活動上重要な事象の状況
- キ その他消防活動上参考となる事象

(2) 防ぎょ活動の留意事項

消防長は、地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を指揮する。

- ア 市街地、避難地、避難路、防ぎょ施設等の重要度に応じた防ぎょ活動にあたる。
- イ 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。
- ウ 多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導をただちに開始し、必要に応じ避難路の確保等、住民の安全確保を最優先とする活動を行う。
- エ 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

オ 救護活動の拠点となる病院、避難場所、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防ぎよを優先して行う。

カ 自主防災組織が実施する消火活動との連携又は指導に努める。

(3) 救急、救助活動の留意事項

ア ただちに初動体制を確立し、関係機関と協力、迅速かつ的確な救助活動にあたる。

イ 負傷者の運搬は、関係機関と緊密な連携をとり、重傷者優先の搬送活動にあたる。

ウ 全般の被害状況等から、消防隊自らによる救急・救助活動が困難な場合は、災害対策本部長に応援隊の派遣を要請する。

3 事業所の活動

(1) 火災予防措置

火気の消火及びLPガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等による異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

(2) 火災が発生した場合の措置

ア 自衛消防隊（班）等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(3) 災害拡大防止措置

都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

ア 周辺地域の居住者等に対し、避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

イ 警察、最寄りの防災関係機関にかけつける等、可能な手段によりただちに通報する。

ウ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

4 自主防災組織の活動

(1) 各家庭におけるガス栓の閉止、LPガス容器のバルブ閉止等の相互呼びかけを実施するとともに、その点検及び確認を行う。

(2) 火災が発生したときは、消火器、可搬ポンプ等の防災資機材を活用して初期の消火活動に努める。

(3) 消防隊（消防署、消防団）が到着したときは、その指揮に従う。

5 市民の活動

(1) 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気をただちに遮断するとともに、都市ガスはメーターガス栓、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止し電気ブレーカーを遮断する。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、汲みおき水等で消火活動を行う。

第3節 水防活動〔総務局(危機管理部)〕

地震による津波及び洪水に対する水防活動の概要を示す。

なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、「静岡市水防計画書」の定めるところによる。

1 水防管理及び水防管理団体の活動

- (1) 地震による津波及び洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者（市長）は、必要と認める区域の居住者に対し立退きの指示を行う。なお、水防管理者（市長）が立退きの指示をする場合においては、その旨を当該地域を管轄する警察署長に通知する。
- (2) 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防上危険な箇所を発見したときは、ただちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し必要な措置を要請する。なお、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。
- (3) 河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、ただちに関係機関に通報するとともに、必要な応急措置を講ずるものとする。

2 水防活動の応援要請

水防管理団体は、相互に協力するとともに、必要に応じ応援を要請する。

- (1) 水防管理者は、水防上必要があるときは、あらかじめ相互に協定した隣接水防管理者に対し応援を要請する。
- (2) 水防管理者は、必要があれば市長に対し応援を求める。
- (3) 水防管理者は、水防のため必要があるときは、警察署長に対して、警察官の出動を要請する。

3 市長は必要があるときは、次の事項を示し知事に自衛隊の派遣要請を要求する。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 期間その他応援に必要な事項

第4節 救出活動の基本方針と内容〔総務局(危機管理部), 消防局〕

1 本部長は職員を動員し、消防機関等を指揮して、生命が危険な状態にある者並びに生死不明の状態にある者を捜索救出し、必要に応じ負傷者等を救護所等に収容する。

2 本部長は、自らの救出活動が困難な場合においては、民間諸団体の協力を求め、又は知事に対し救出の実施並びにこれに要する要員、資機材等の応援を要請する。

知事には次の事項を示して救出活動の実施を要請する。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、資機材等

- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) その他周囲の状況等、応援に関する必要事項

3 市域内における消防機関、警察、自衛隊等の救出活動の調整は本部長が行うものとする。

4 自主防災組織、事業所等及び市民は、地域における相互扶助による救出・救護活動を行う。

- (1) 地域や事業所の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (2) 救出活動用資機材を活用し、組織的な救助活動に努める。
- (3) 自主防災組織と事業所は、相互に連携して地域における救出活動を行う。
- (4) 自主救出活動が困難な場合は、消防署、消防団、警察署、海上保安部等に連絡し、その指揮に従うとともに、早期救出のため活動に協力する。
- (5) 救出活動を行うときは、可能な限り市、消防機関、警察及び海上保安部と連携をとり、その指導を受けるものとする。

5 消防機関の活動

- (1) 情報の収集伝達
 - ア 救助・救出を必要とする者の早期把握
 - イ 現場の状況を把握するとともに情報を収集、本部へ報告する。
 - ウ 関係機関への情報の伝達及び交換
- (2) 救急医療機関の把握と収容調整
- (3) 要救助者の把握、救出及び救助を行う。

6 自衛隊の救出活動は、「第5章 広域応援活動」の定めるところにより行う。

第5節 被災建築物等に対する安全対策〔都市局(建築部)〕

1 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定

地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、余震等による二次災害を防止するため、次の安全対策を実施する。

2 市

- (1) 建築物
 - 市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。
- (2) 宅地等
 - 市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。

3 市民

- (1) 市民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。
- (2) 市民は判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第7章 避難活動

第1節 計画の主旨

地震災害が発生したときの避難対策及び避難生活の基本となる事項を示す。

第2節 避難対策〔企画局(企画部)〕

1 避難対策の基本方針

- (1) 地震災害発生時においては、津波、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により避難が必要となる場合がある。
このため市は、適切な措置を講じ住民等の生命及び身体の安全確保に努める。
- (2) 情報提供、避難誘導及び避難所の運営にあたっては、災害時要援護者に配慮するものとする。
- (3) 避難対策の周知にあたっては、市民においては避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

2 情報・広報活動

- (1) 県、市及び防災関係機関は、地震及び津波に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は「第2章 情報活動」に準ずる。
- (2) 県、市及び防災関係機関は、地震及び津波に関する情報を的確に住民に広報し、その内容は「第3章 広報活動」に準ずる。また、自主防災組織等の協力を得て、災害時要援護者への的確な情報提供に配慮する。
- (3) 住民は、適切な避難行動のため、同報無線、ラジオ、テレビ等を通じ、可能な限り地震及び津波に関する情報を入手するよう努める。

第3節 避難の勧告又は指示〔総務局(危機管理部)〕

1 勧告及び指示の基準

- (1) 市長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するために必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難を勧告する。
また危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難を指示する。
- (2) 警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は、ただちに避難の指示をした旨を市長に通知する。
- (3) 知事は、災害の発生により市がその事務の全部又は大部分を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難の勧告又は指示をする。この場合、知事はその旨を公示す

る。

- (4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。

2 勧告及び指示の内容

避難の勧告又は指示を行う際は、次の事項を伝達し避難行動の迅速化と安全を図る。

- (1) 避難準備情報、避難の勧告又は指示の実施者
- (2) 避難準備情報、避難の勧告又は指示の主旨
- (3) 避難準備情報、避難の勧告又は指示が出された地域名
- (4) 避難場所（所在地、名称、受入人員）
- (5) 避難の経路及び誘導方法
- (6) 注意事項

3 勧告及び指示の伝達方法

市長は、管轄区域の住民に対して勧告又は指示をしたときは、ただちに対象地区内の自主防災組織等の責任者へ通報する。また、同報無線等の活用及び警察官、海上保安官及び消防機関の協力を得て、対象地域の住民等に周知する。

第4節 津波からの避難対策〔総務局(危機管理部)〕

津波による被害を防止、軽減するため、次の措置をとる。

1 市が実施する自衛措置

- (1) 津波注意報が発表された場合

ア 安全を確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は住民に対して避難の勧告又は指示等の必要な措置をとる。

なお、市長が行う避難の勧告又は指示については、「第2節 避難対策」、「第3節 避難の勧告及び指示」に準ずる。

イ 住民、漁協及び港湾関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに市が広報する情報に注意するよう呼びかける。

ウ 海水浴客、釣人及びサーファー等（以下「海水浴客等」という。）に対し、自主避難を呼びかけるとともに、避難を勧告又は指示した場合は、その伝達に努める。

- (2) 津波警報が発表された場合

市長は、直ちに住民、漁協、港湾関係者等及び海水浴客等に対して、あらゆる手段をもって緊急に避難の勧告又は指示を伝達するなどの必要な措置をとる。

- (3) 震度6弱以上の強い揺れを感じた場合

市長は、直ちに津波避難対象地区にある住民、海水浴客等に対して、避難の勧告又は指示を伝達するなどの必要な措置をとる。

- (4) 津波注意報又は津波警報は発表されていないが、震度4程度以上の強い揺れを感じた場

合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりした揺れを感じた場合

ア 海面の監視

気象官署から津波に関する情報が発表されるまでの間は、安全を確保の上、海面の状態を監視するものとする。

イ 報道の聴取

揺れを感じてから津波による災害のおそれがないことが確認できるまでの間は、ラジオ及びテレビによる当該地震又は津波に関する報道を聴取するものとする。

ウ 避難の勧告、指示等

海面の監視及び報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想される時は、市長は住民、海水浴客等に対して避難の勧告又は指示を伝達するなどの必要な措置をとる。

2 住民等が実施する自衛措置

- (1) 海浜付近の住民及び海水浴客等は、強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、避難の勧告又は指示を待つまでもなく、直ちに海浜から離れ、近隣の高台、高台に位置する避難地及び津波避難施設等の安全な場所に避難する。また、揺れを感じなかった場合でも、津波警報が発表されたときは、同様に直ちに安全な場所に避難するものとする。津波避難においては、海岸方向に向かって避難することはできるだけ避け、より高く、より海岸から離れることを心掛けるものとする。
- (2) 海水浴客等は、上記の他、津波注意報が発表された場合にも直ちに海浜付近から離れるものとする。

第5節 警戒区域の設定〔総務局(危機管理部)〕

1 警戒区域の設定権等

- (1) 市長（権限の委任を受けた市の吏員を含む。）は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは警戒区域を設定する。
- (2) 警察官又は海上保安官は、市長が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定することができる。この場合、警察官又は海上保安官は、ただちにその旨を市長に通知する。
- (3) 知事は災害の発生により、市長が警戒区域を設定することが出来なくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。
- (4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、その自衛官はただちにその旨を市長に通知する。

2 規制の内容及び実施方法

- (1) 市長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官が警戒区域を設定したときは、災害応急対策に従事する者以外の当該区域への立入り制限、禁止又はその区域からの退去の措置を講ずる。
- (2) 市長、警察官及び海上保安官は協力し、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限

り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

第6節 避難の方法〔区役所〕

災害の状況により異なるが、原則として次により避難する。

1 要避難地区で避難を要する場合

- (1) 火災が延焼拡大し、近隣住民等による消火が不可能になった場合、市民は協力してあらかじめ定めた集合場所等へ集合する。
- (2) 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救護・情報活動を行う。
- (3) 市民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに、可能な限り集団避難方式により避難地等へ避難する。
- (4) 一次避難地へ避難した住民は、当該一次避難地に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに、幹線避難路を経て広域避難地へ避難する。
- (5) 津波対策区域及び山・がけ崩れ等の危険予想地域の住民は、ただちに自主的に安全な場所へ避難する。

2 任意避難地区で避難を要する場合

市民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置（電気、ガス、暖房器具その他の火気設備等の確認等）をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。

3 幹線避難路の確保

市は、職員の派遣及び警察官、自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の除去等、避難の円滑化を図るものとする。

4 避難場所への市職員等の配置

市が設置した避難場所には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため、市職員（消防職員、団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を警察署に要請する。

5 避難場所における業務

- (1) 避難場所に配置された市職員は、自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。
 - ア 津波・火災等の危険の状況に関する情報の収集
 - イ 地震及び津波に関する情報の伝達
 - ウ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）
 - エ 必要な応急救護
 - オ 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引渡し又は避難所への移動
 - カ その他避難場所運営に係る事項
- (2) 市が設定した避難場所を所有し又は管理する者は、避難場所の開設及び避難した者に対する応急の救護に協力するものとする。

- (3) 避難場所における住民の生活を確保するため、関係機関の協力を得て、物資の不足する者に対し必要な措置をとるものとする。
- (4) 災害時要援護者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスを提供するとともに、避難生活が困難な災害時要援護者の社会福祉施設等への移送に努める。
- (5) 自主防災組織は、避難所の運営に関して市に協力するとともに、「避難生活計画書」等に基づき役割の分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。

6 避難状況の報告

- (1) 市は、自主防災組織及び避難場所の施設管理者等に対して直接に、次に掲げる避難状況の報告を求める。ただし、避難対象地区以外の地域にあつては、原則として次のイに関する事項を求めないものとする。
 - ア 避難の経過に関する報告
 - 危険な事態その他異常な事態が発生した場合、ただちに行う。
 - (ア) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）
 - (イ) 上記の事態に対し、応急的にとられた措置
 - (ウ) 市等に対する要請事項
 - イ 避難の完了に関する報告
 - (ア) 避難場所名
 - (イ) 避難者数
 - (ウ) 必要な救助・保護の内容
 - (エ) 市等に対する要請事項
- (2) 市は、避難状況について県へ報告する。

第7節 避難所の設置及び運営〔区役所〕

1 基本方針

市は、避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、「避難生活計画書」に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所となる学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。

避難所の運営にあたっては、災害時要援護者に配慮するものとする。

2 避難所の設置及び避難生活

- (1) 避難生活者
 - 避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できない者とする。
- (2) 設置場所
 - ア 津波や山・がけ崩れの危険のない地域に設置する。
 - イ 避難所の設置にあたっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。
 - (ア) 学校、体育館、生涯学習施設等の公共建築物

- (イ) あらかじめ協定した民間の建築物
- (ウ) 広域避難場所、一次避難場所等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。）

ウ 市は、高齢者、障害のある人、乳幼児等の災害時要援護者を避難させるため、施設がバリアフリー化されている等、災害時要援護者の利用に適している社会福祉施設等の施設を災害時要援護者避難等避難施設として確保するとともに、避難した災害時要援護者の支援に当たる人材の確保に努める。

エ 状況に応じ船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を經由して中部運輸局静岡運輸支局に船舶のあっせんを要請する。

(3) 設置期間

設置の期間については、地震情報、降雨等による災害発生危険、住宅の応急処理の状況及び応急仮設住宅の建設状況等を勘案し県と協議して定める。

3 避難所の運営

(1) 市、自主防災組織及び避難場所となる学校等の施設の管理者は、協力し合い避難所を運営する。

(2) 市は、避難所の運営等を支援するために、職員を配置する。

また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

(3) 避難所での避難生活の運営に当たっては、災害時要援護者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、プライバシーの確保等に配慮するものとする。

(4) 避難所の運営は、「避難生活計画書」等に基づき役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。

(5) 市は、援助が必要な者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、避難生活が困難な災害時要援護者の社会福祉施設等への移送に努める。

4 実施事項及び計画

その他災害救助法に基づく実施事項及び計画は、一般対策編に準ずる。

第8章 社会秩序を維持する活動〔総務局(危機管理部),生活文化局(市民生活部)〕

第1節 計画の主旨

社会混乱を鎮め、民心を安定し、社会秩序を維持するための活動について、市の実施する対策の概要を示す。

第2節 実施事項

1 市民への呼びかけ

市長は、地域に流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し又は発生するおそれのあるときは、速やかに地域住民のとりべき措置等について、同報無線及び広報車等を活用して呼びかけを実施する。

また、区本部、地区支部等への派遣職員は、自主防災組織等を通じ正確な情報を伝達するなど、混乱防止措置を講ずる。

2 調査等の実施

生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策（対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも市の管轄区域内に所在するものに限る。）

- (1) 生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。
- (2) 特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立入調査を実施する。
- (3) 買い占め、売りおしみ調査（対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも市内に所在するものに限る。）
- (4) 流言飛語の動向調査

3 必要な措置

- (1) 状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導する。
- (2) 当該地域の社会秩序を維持するため必要と認めるときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

第3節 県に対する緊急措置の要請

市長は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰、金銭債務の履行困難等、経済秩序が混乱し又は混乱する可能性が高く、社会生活に重大な影響を及ぼす事態が予想される場合は、県に対し緊急措置等の要請を行う。

第4節 警察に対する要請

市長は、市域内の平穏を害する不法行為を未然に防止するため必要と認めるときは、市を所轄する警察署に対し、下記の事項についての措置を講ずるよう要請する。

- 1 不法事態に対する措置
- 2 鉄砲又は刀剣類に対する措置

第9章 交通の確保対策

第1節 計画の主旨

災害応急対策及び災害応急復旧対策を円滑に行うため、陸上及び海上交通機能の早期回復、混乱の防止等交通確保対策の概要を示す。(東海地震以外の地震の場合は、状況に応じ対応するものとする。)

第2節 陸上交通の確保〔建設局〕

1 交通確保の基本方針

- (1) 県公安委員会は、緊急交通路について優先的にその機能を確保するため、一般車両の通行を禁止又は制限する。
- (2) 県公安委員会は、区域又は道路の区間を指定し、被災地域での一般車両の走行及び被災地への流入を原則として禁止する。
- (3) 道路管理者は、道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。
- (4) 県公安委員会、道路管理者及び復旧事業に携わる工事関係者等は、相互に連絡を保ち、交通規制の適切な運営を図る。
- (5) 道路管理者及び復旧事業に携わる工事関係者等は、道路等の利用が早急かつ円滑にできるよう必要な措置を行う。

2 地震動警報（緊急地震速報）を聞いたときの自動車運転者の取るべき措置

- (1) ハザードランプを点灯し、周囲の車に注意を促すこと。
- (2) 急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。
- (3) 大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。

3 地震が発生したときの自動車運転者のとるべき措置

- (1) 走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。
 - ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
 - イ 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。
駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (2) 避難のために車両を使用しないこと。
- (3) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間（以下、「通行禁止区域」という。）では、一般車両の通行は禁止又は制限さ

れることから、同区域内に在る運転者は、次の措置をとること。

ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

(ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(イ) 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車すること。

ウ 通行禁止区域内において警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わない又は運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することができる。

4 情報の収集

市は、関係機関の協力を求め、主要道路及び鉄道の被害状況について情報の収集を行う。

5 交通規制の実施

市は、道路被害状況の調査結果に基づいて、緊急輸送路を中心に警察及び道路管理者と協議し、緊急輸送にあてる道路を選定する。

(1) 初動の措置

ア 警察官は、大震災が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、道路における危険を防止するため交通規制を行う。

イ 県公安委員会は、緊急交通路を確保するため、災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

(2) 緊急輸送路等の確保

知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し、緊急輸送に当てる道路を選定する。

(3) 交通規制実施後の広報

県公安委員会は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ、秩序ある交通を確保する。

6 道路交通確保の措置

(1) 道路交通確保の実施体制

道路管理者は、県公安委員会、他の防災関係機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。

(2) 道路施設の応急復旧

道路管理者は、建設業協会等の協力を求め、道路施設の被害状況に応じ、主要交通路から順に効果的な応急復旧を行う。

(3) 消防吏員の措置命令

災害対策基本法に基づく交通規制が行われている緊急交通路において、警察官がその場にはいない場合に限り、消防吏員は、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、下記の措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

ア 緊急交通路において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両

その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。

イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方がその場にはいないために当該措置をとることを命じることができないときは、自ら当該措置をとることができる。

また、この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損する事ができる。

(4) 除去障害物の処分

除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空き地及び駐車場等に処分する。また、適当な処分場所がない場合は、避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。

7 知事又は県公安委員会による緊急通行車両の確認等

(1) 緊急通行車両の確認は、「災害対策基本法」第50条第1項に掲げる災害応急対策に従事する車両について行う。

(2) 緊急通行車両の確認事務手続き

ア 確認事務処理、受付、手続等は別に定める。

イ 確認の手続きの効率化・簡略化を図り、かつ緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急通行車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。事前届出及び確認の手続きについては別に定める。

ウ 警戒宣言発令時に交付した緊急標章及び緊急輸送車両確認証明書は、地震発生後においては「災害対策基本法」施行令第33条第2項の規定による緊急標章及び緊急通行車両確認証明書とみなす。

8 鉄道確保の措置

崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等、応急復旧を要する被害が発生した場合は、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じ崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の仮設等の応急工事を行う。

第3節 海上交通の確保〔経済局〕

1 情報の収集伝達

市は、海岸施設、港湾施設、石油コンビナートの被害状況、港内の状況等について、県の情報収集伝達に協力する。

2 海上交通の制限及び調整

市は、船舶交通の制限、輸送路の選定等について、海上保安庁が実施する航行及び停泊の制限又は禁止及び県等の防災機関が行う活動に協力するものとする。

3 海上自衛隊、海上保安庁等の派遣要請の要求

市は、油の流出による火災の鎮圧、水路、航路の確保等について必要な場合、海上自衛隊及び海上保安庁等の派遣を要請するよう知事に要求する。

第10章 地域への救援活動

第1節 計画の主旨

地震発生後、日常の生活に支障がある被災者等に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資及び燃料の確保、医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、遺体搜索、応急住宅の確保並びにボランティア活動への支援について、その対策を定める。

なお、東海地震発生時における広域応援の受入に係る地域への救援活動については、「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による。

第2節 緊急物資の確保計画量〔保健福祉子ども局(福祉部)〕

市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。

第3節 食料、生活必需品等の緊急物資の確保〔財政局(財政部), 経済局(商工部), 教育委員会〕

- 1 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して緊急物資を配分する。
- 2 緊急物資の調達先は、原則としてあらかじめ協定を締結している民間業者又は市中央卸売市場とする。また、不足が生じた場合は、必要に応じて次の事項を示して、県に調達又はあつせんを要請する。
 - (1) 調達あつせんを必要とする理由
 - (2) 必要な緊急物資の品目及び数量
 - (3) 引渡しを受ける場所及び引受責任者
 - (4) 連絡責任者
 - (5) 荷役作業員の派遣の必要の有無
 - (6) 経費負担区分
 - (7) その他参考となる事項
- 3 協定先業者の取扱い物資の在庫量(供給可能量)をただちに把握するよう努める。
- 4 緊急物資の輸送は、事情の許す限り調達先に依頼する。調達先で輸送ができない場合は、輸送計画の定めるところによる。
- 5 家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって、可能な限り賄ってもらいものとする。

なお、緊急物資の配分にあたっては、事前に広報を行うとともに、避難場所において原則として自治会単位にその必要量を分配し公平の維持に努める。

- 6 市は、避難地その他の拠点に炊出し施設を設け、食料の提供を行うとともに、炊出しに必要なLPガス及び燃料器具の支給又はあっせんを行う。
- 7 自主防災組織は、市の行う物資の配分に協力し、必要に応じ炊出しを行うものとする。また、炊出しに必要なLPガス及び燃料器具等を地域内のLPガス販売業者等の協力を得て確保する。
- 8 緊急物資の調達について、協定を締結している事業者に要請する。
 - ◇ 物資調達に関する協定（資料編5-4）

第4節 救援・救護のための標示〔総務局(危機管理部)〕

地震発生後のヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため、小学校等の公共建物及び指定した病院の屋上に番号を標示ほか、ヘリコプターによる活動拠点を定めるものとする。

また、災害により道路及び電話が不通となって孤立した場合において、搬送が必要と思われる負傷者や病人が発生した時などには、あらかじめ定められた集落内の広場等に、地名・負傷者等の数を表示したシートを広げ救援を要請する。

1 建物番号標示

- ◇ 建物番号標示方法（資料編4-10）
- ◇ 公共建物番号標示一覧表（資料編4-11）

2 ヘリポート活動拠点

- ◇ ヘリコプター活動拠点・救援表示シート配備先一覧表（資料編4-18）

3 救援表示シート

ポリエチレン製のオレンジ色シートに黒文字で表示

- (1) 地名表示シート（5.4m×3.6m）

地名（字名）と番号を表示

- (2) 無表示シート（5.4m×3.6m）

搬送が必要と思われる負傷者等の数（必要に応じ救援要請事項）を黒布テープ等で表示

第5節 給水活動〔上下水道局(水道部)〕

1 市

市は、地震発生後、飲料水を確保するため次の措置をとる。

- (1) 飲料水の確保が困難な地域に対し、給水拠点において給水車等により効果的な応急給水を行う。
- (2) 地震発生に際して、地区支部及び自主防災組織が行う応急給水活動に必要な資機材を確

保する。

- (3) 地震発生後、4日目から7日目までの飲料水を含む生活用水は1人1日20リットルを目標とする。
- (4) 市の給水活動だけでは飲料水を確保できないときは、次の事項を示して県に調達のあつせんを要請する。
 - ア 給水を必要とする人員
 - イ 給水を必要とする期間及び給水量
 - ウ 給水する場所
 - エ 必要な給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別数量
 - オ 給水車両のみ借り上げの場合は、その必要台数
- (5) 応急給水については、原則として自主防災組織と連携し効果的な給水を行う。
- (6) 水道施設の早期復旧を図るため、あらかじめ協定してある水道工事業者に復旧工事を要請する。
- (7) 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し衛生上の注意を広報する。
- (8) 必要に応じて仮設共用栓等を設置し、最低生活に必要な飲料水の供給に努める。
- (9) 災害救助法に基づく飲料水の供給に係る実施基準及び計画は、一般対策編に準ずる。ただし、飲料水の供給期間については、上水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。
- (10) 飲料水に関し、保健衛生上留意すべき事項の情報提供を行う。

2 市民及び自主防災組織

市民及び自主防災組織は、飲料水を確保するための次の措置をとるものとする。

- (1) 地震発生後3日間は、自己貯水（1人1日3リットル以上）の水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。
- (2) 地震発生後4日目からは、自主防災組織等による給水及び市の行う応急給水により、飲料水及び生活用水を確保する。
- (3) 応急給水資機材を活用し、地域内の飲用に適する井戸、湧水、プール、ため池等を活用し飲料水の確保に努める。その場合は、特に衛生上の注意を払う。
- (4) 市の応急給水に協力し、飲料水の円滑な運搬・配分を行う。

第6節 燃料の確保〔総務局(危機管理部)、区役所〕

1 市

- (1) あらかじめ協定を締結した業者から、炊出しに必要なLPガス及び器具等を調達する。
- (2) 市内の業者だけでは必要量を調達できないときは、次の事項を示して県に調達を要請する。
 - ア 必要なLPガスの量
 - イ 必要な器具の種類及び数量

2 市民及び自主防災組織等

地域内のLPガス販売業者等の協力を得て、使用可能なLPガス及び器具等を確保するものとする。

第7節 医療救護活動〔保健福祉子ども局(保健衛生部)〕

1 医療救護活動の基本方針

- (1) 負傷者の医療救護を応急的に行うために救護所を設ける。軽症患者（医師の治療を必要とするもの。）の処置は、救護所で行うことを原則とする。
- (2) 重症患者（生命を救うため、ただちに手術等の入院治療を必要とする者）及び中等症患者（多少治療の時間が遅れても生命に危険はないが、入院治療を必要とする者）の医療救護は救護病院等が行う。
- (3) 負傷者の医療救護を市内の救護病院で措置できない場合は、県が定める医療救護計画に基づき県災害対策本部に広域搬送を要請するものとする。
- (4) 広域搬送をする場合、災害拠点病院又は市は、最寄りのヘリポートまで重症患者を搬送する。
- (5) 市は、東海地震の危険度の試算を勘案して、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。
- (6) 医療救護活動の実施にあたっては、必要に応じて、重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け（以下トリアージという。）を行い、効率的な活動に努めるものとする。
- (7) 市は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、必要に応じて応援等を行うものとする。

2 実施事項

- (1) 地震発生後、ただちに各医療救護施設の被害状況を調査し、被害に応じた対策を講じ医療救護体制を確立する。
- (2) 発災後、体制が整った施設は、速やかに医療救護活動を開始する。
- (3) 重症患者及び中等症患者は、あらかじめ地域ごとに指定した救護病院等に受け入れる。
- (4) 医療救護施設が効果的に機能するよう、医療救護施設ごとに医療活動状況を把握し必要な調整を行う。
- (5) 救護所、救護病院の受入状況等の把握のため職員を配置する。
- (6) 被害の状況に応じて、重症患者の広域搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。

3 血液の確保

- (1) 輸血用血液の確保について必要があるときは、献血予約登録者等に協力を呼びかける。
- (2) 医療救護施設から輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、ただちに県に調達・あっせんを要請する。

4 救護所及び救護病院の役割

(1) 救護所

ア 設置

市は、地震による災害が発生した場合は、医師会等の協力を得て、あらかじめ指定した場所に救護所を設置する。

イ 活動

救護所は、次の活動を行う。

- (ア) トリアージ
- (イ) 必要に応じ、重症患者及び中等症患者の応急処置を優先し、続いて軽症患者（医師の治療を必要とするもの。）の処置を実施
- (ウ) 必要に応じて救護病院等への患者搬送の手配
- (エ) 死亡の確認
- (オ) 医療救護活動の記録及び災害対策本部への措置状況等の報告
- (カ) 医薬品及び輸血用血液について、医薬品卸業者及び血液センターへの供給要請
- (キ) その他の必要な事項

(2) 救護病院

ア 設置

地震による災害が発生した場合、あらかじめ市長が指定した救護病院は医療救護活動を行う。

イ 活動

救護病院は、次の活動を行う。

- (ア) トリアージ
- (イ) 重症患者及び中等症患者の処置及び受入
- (ウ) 災害拠点病院、広域搬送拠点への患者搬送の手配
- (エ) 死亡の確認
- (オ) 医療救護活動の記録及び災害対策本部への受入状況等の報告

(3) 災害拠点病院

ア 設置

知事は救護病院の中から、あらかじめ東・中・西部ごとに災害拠点病院を指定する。

イ 活動

他の医療救護施設での処置が困難な重症患者の処置及び受入れのほか、救護病院の確保が困難であるか、又は救護病院のない市町の重症患者及び中等症患者の処置並びに受入れ、広域搬送拠点への患者搬送の手配を行う。

5 県への医師等の派遣要請

市長は、救護病院等において医療救護活動に従事する医師等が不足したときは、次の事項を示して県に派遣を要請する。

- (1) 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別人員）
- (2) 必要な救護班数
- (3) 医療救護活動を必要とする期間
- (4) 救護班の派遣場所
- (5) その他必要事項

6 医薬品の確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救護所等において災害時に必要とされる医薬品及び衛生材料等を調達する必要があると認めるときは、「災害時医薬品等の備蓄及び引渡しについての協定」に基づく協定締結薬局等に対し、当該薬局等があらかじめ備蓄する医薬品及び衛生材料等を救護所へ搬送するよう要請する。

- ◇ 医療救護に関する協定（資料編 5－5）

7 市民及び自主防災組織

- (1) 軽傷を負った者については、家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。
- (2) 負傷者で救護を要する者を最寄りの救護所に搬送する。
- (3) 救護所で応急処置を受けた中等症患者及び重症患者を救護病院等に搬送する。

8 負傷者の搬送

- (1) 負傷者の救護所への搬送は、自主防災組織が行う。
- (2) 負傷者の救護病院等への搬送は、消防機関等によるものとするが、消防機関等によりがたいときは自主防災組織が行う。
- (3) 救護所で応急処置を受けた中等症患者及び重症患者の救護病院等への搬送は、上記の方法に準ずる。

9 医療に係る救援物資の管理・供給

医療に係る救援物資は、市民文化会館等あらかじめ指定した場所に集積し、社団法人静岡市薬剤師会、清水薬剤師会等の協力を得て管理・供給する。

10 薬剤師の派遣要請

市長は、薬剤師が不足したときは、知事を通じて社団法人静岡県薬剤師会に薬剤師の派遣を要請する。

第8節 し尿処理等〔環境局(廃棄物対策部), 上下水道局(下水道部)〕

1 計画

計画収集及び処理が可能となるまでは、し尿については仮設便所、一時貯留等で対応し、処理施設復旧後は施設能力に応じた処理を実施する。また、下水道普及地域及び農業集落排水処理地域においては、処理可能となるまでの間は、住民に仮設便所等で処理し、し尿及び家庭雑排水は管きよに流さないよう広報活動を実施する。

2 基本方針

し尿の処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、静岡市災害廃棄物処理計画及び震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアルに従って迅速・適正に処理する。

3 市

- (1) 下水道の普及区域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず仮設便所等で処理するよう広報を行う。
- (2) 仮設便所設置マニュアルに基づき、仮設便所等のし尿の収集・処理体制を速やかに整備する。また、必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。
- (3) 速やかに下水道施設、し尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。

4 市民及び自主防災組織の実施事項

- (1) 自主防災組織は、職員の仮設便所の設置に協力し管理を行う。
- (2) 下水道施設の被災に伴い、水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し処理する。

5 し尿処理

し尿汲み取り業者に協力を要請し、避難場所等での汲み取りを行う。なお、収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。

第9節 廃棄物（生活系）処理〔環境局(廃棄物対策部)〕

1 基本方針

生活系ごみの処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、静岡市災害廃棄物処理計画及び震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアルに従って迅速・適正に処理する。

2 市

- (1) 被災状況から判断し、可能な収集・処理体制を確保するとともに収集体制を住民に広報する。
- (2) 収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。
- (3) 支援受入れ体制の整備
社団法人全国都市清掃会議に対し他都市への支援要請を行うとともに、市内の一般廃棄物許可業者へ協力要請を行う。
支援申し入れに対しては、受入れ窓口を設置するとともに受入れ場所を整備する。

3 市民及び自主防災組織

- (1) ごみの分別及び搬出については、市の指導に従う。
- (2) 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。
- (3) 地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設置する。
- (4) 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。

第10節 相談所の開設〔生活文化局(市民生活部)，都市局(建築部)〕

1 総合相談所の開設

- (1) 被災住民の生活の相談に応ずるため、総合相談所を開設する。
- (2) 総合相談所開設にあたって必要がある場合は、関係事業者の協力を得る。

2 建築相談窓口の開設

建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧、障害物の除去、応急危険度判定等に必要な技術指導、融資制度の利用方法等についての相談に応ずる。

市職員だけで対応できない場合は、県に対し必要な職員の派遣を要請する。

第11節 義援金等の支給〔保健福祉子ども局(福祉部)〕

被災住民の生活を支援するため、日本赤十字社等からの義援金等を、り災証明発行後に支給する。

第12節 災害時要援護者への配慮〔保健福祉子ども局(福祉部)〕

1 基本方針

(1) 高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語をわからない外国人等の災害時要援護者に対し迅速かつ適切な対応を図る。

(2) 相互扶助の精神

自主防災組織、老人会、婦人会等の地域住民組織は相互に協力し、平常時から災害に関する各種情報や地域特性を把握し、発災時の防災活動指針を計画しておくよう努めるとともに、発災後は地域住民自らが助け合い、特に高齢者や障害のある人等の災害時要援護者の安否確認、救護等を実施するよう努める。

2 福祉部局と自主防災組織等との連携

災害時要援護者への配慮は、福祉部局と自主防災組織、民生委員・児童委員、その他支援団体等と連携し実施するものとする。

3 在宅災害時要援護者の安否確認及び収容

災害対策本部（福祉部及び関係部・班）、区災害対策本部、自主防災組織等は互いに協力し、災害時要援護者の安否確認を行うとともに、被災あるいは自宅に取り残された災害時要援護者のうち、避難が必要な者を避難所へ収容し、状況に応じて災害時要援護者等避難所（老人福祉施設及び民間社会福祉施設）等への収容に努める。

災害時要援護者等避難所においては、訪問看護の看護師、ホームヘルパー、福祉ボランティア等の協力を得て避難生活の援護を行う。

4 視聴覚に障害のある人に対する情報提供

(1) 災害対策本部（福祉部及び関係部・班）及び区災害対策本部は、手話通訳者、盲人ガイドヘルパー、要約筆記者等のボランティアを要請し、視聴覚に障害のある人に対する支援体制を確立する。

(2) 情報班及び広報班は、ラジオ、テレビ放送、広報紙、広報車等の様々な媒体を利用し、又は障害のある人等の支援団体に情報を提供することにより、視聴覚に障害のある人に確実に情報が伝達されるように配慮する。

5 日本語の分からない外国人等への情報提供

通訳ボランティア等の協力を得て、多言語による相談窓口の設置や電話相談等を行うものとする。

6 応急仮設住宅における配慮

高齢者等の災害時要援護者に対しては、保健師等の巡回サービス及び保健福祉ニーズの把握に努め、適切なサービスが受けられるよう援護する。

第13節 がれき・残骸物処理〔環境局(廃棄物対策部)、都市局(建築部)、建設局(土木部)〕

大量に発生する震災ごみ、躯体残骸物、水害ごみ等の災害廃棄物及び堆積土砂等に対し、迅速かつ円滑な処理を実施することにより、災害応急対策や災害応急復旧及び都市機能の回復を図る。

1 基本方針

応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生するがれき、残骸物等を静岡市災害廃棄物処理計画に従って迅速・適正に処理する。

2 がれき・残骸物処理対策組織の設置

市に、がれき・残骸物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。

3 情報の収集

(1) 市内における情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。

- ア 家屋の倒壊に伴う解体件数
- イ ごみ処理施設等の被災状況
- ウ 産業廃棄物処理施設等の被災状況
- エ がれき・残骸物処理能力の不足量の推計
- オ 仮置場及び仮設処理場の確保状況

(2) 発生量の推計

収集した情報を基に、がれき・残骸物の発生量を推計する。

(3) 仮置場及び仮設処理場の確保

推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。

(4) 処理施設の確保

中間処理施設、最終処分場等のがれき・残骸物の処理施設を確保する。

(5) 関係機関への協力の要請

収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に関係機関への協力を要請する。

(6) がれき・残骸物の処理の実施

がれき・残骸物処理計画及び県が示す処理方針に基づき被災状況を勘案した上で、がれき・残骸物の処理を実施する。

(7) がれき・残骸物処理計画

- ア がれき・残骸物処理に係る調査
 - (ア) 解体、分別及び中間処理方法
 - (イ) 運搬方法
 - (ウ) 仮置場、仮集積場及び埋立地の選定

(エ) がれき・残骸物の管理及び処理に関する事項

イ がれき・残骸物の発生量の推計

ウ 仮置場及び仮設処理場の確保

エ 中間処理施設、最終処分場等の確保

(8) 解体家屋の撤去

解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。

(9) 企業

自社のがれき・残骸物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。また、市からがれき・残骸物の処理について協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。

(10) 市民

がれき・残骸物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、市の指示する方法にて搬出等を行い、河川、道路、海岸、谷間等に不法な投棄をしない。

第14節 防疫活動〔保健福祉子ども局(保健衛生部)〕

地震発生後、市、市民及び自主防災組織は、次の措置を講ずる。

1 市

(1) 知事の指示により必要な防疫活動を行う。

(2) 市長は防疫班を編成し必要な防疫活動を行う。

(3) 地震による災害のため、防疫機能が著しく阻害され、市が行うべき防疫業務が実施できないとき又は不十分であるときは県に応援を要請する。

(4) 津波浸水地域については、被災後、速やかに状況に応じた防疫活動を行う。

(5) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「予防接種法」に基づく措置を行う。

(6) 食品衛生監視指導の実施

ア 被災地での食品取扱施設の監視指導

イ 飲料水の安全性確保

ウ 避難所及び自主防災組織への食品取扱の衛生指導

(7) 感染症等の予防及び蔓延防止対策

(8) 必要に応じて被災動物の保護収容及び避難所でのペット動物の飼育指導を行う。

2 市民及び自主防災組織

飲食物の衛生に注意して感染症及び食中毒の発生を防止する。

3 関係団体

飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止について、市から要請があった場合は積極的に協力する。

第15節 遺体の搜索及び処理〔保健福祉子ども局(福祉部, 保健衛生部), 生活文化局(市民生活部)〕

地震発生後、行方不明となり、すでに死亡していると推定される者の搜索、遺体識別や埋葬について、次のとおり措置する。

1 基本方針

- (1) 市域内の遺体の搜索及び処理は、市が行うことを原則とし、海上保安庁及び警察は遺体の搜索及び処理に協力する。
- (2) 市は、遺体の処理を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。
- (3) 市は、県が作成する「遺体処理計画策定の手引」に基づいて遺体処理計画を策定する。
- (4) 遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。

2 遺体の搜索及び処理の活動等

- (1) 遺体の搜索
市職員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。
- (2) 遺体収容施設
 - ア 設置
市は地震災害が発生し、遺体処理の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。
 - イ 活動
市は、遺体収容施設において次の活動を行う。
 - (ア) 警察の協力を得て遺体処理を行う。
 - (イ) 遺体の検案、検視に必要な医師の確保に努める。
 - (ウ) 被災現場、救護所、救護病院及び災害拠点病院からの遺体搬送を行う。
 - (エ) 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。
 - (オ) 遺体の搬送及び処理に必要な車両、棺桶等の器材及び資材を調達する。
- (3) 遺体処理
市は、自主防災組織、医師会、歯科医師会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な処理（洗浄、縫合、消毒、一次保存）を行い、親族等に引き渡す。なお、相当の期間、引取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。
- (4) 広域火葬
市は、大規模な地震等の発生により、平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは遺体の火葬を行うことが不可能になった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、市外での火葬が必要と判断したときは、静岡県広域火葬計画に基づき、速やかに県に広域火葬の応援・協力を要請する。
- (5) 県への要請
市長は遺体の搜索、処理及び火葬について、市で対応できないときは、次の事項を明らかにして県へ要請する。
 - ア 搜索、処理及び火葬に必要な職員数
 - イ 搜索が必要な地域

- ウ 火葬施設の使用可否
- エ 必要な輸送車両の台数
- オ 遺体処理に必要な器材及び資材の品目別数量
- カ 広域火葬の応援が必要な遺体数

3 市民及び自主防災組織

行方不明者についての情報を市に提供するよう努める。

第16節 障害物の除去〔都市局（建築部）〕

1 主旨

この計画は、災害によって、住居内に流入した土石、竹木等の障害物のうち、日常生活に支障があるものに対し、市の実施事項を定め、障害物を除去することを目的とする。

2 対象

- (1) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- (2) 日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、便所、家の出入口等）に運び込まれた障害物に限ること。
- (3) 自らの資力をもっては、障害物の除去ができない者であること。
 - ア 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - イ 特定の資産のない失業者、母子世帯、高齢者、身体に障害のある人、病弱者等
 - ウ 特定の資産のない勤労者及び中小企業者
 - エ 前各号に準ずる経済的弱者
- (4) 住宅が半壊又は床上浸水以上の被害を受けたものであること。
- (5) 対象世帯の選定については、自らの資力では除去できない者のうちから、選考委員会の審査に付し適正な選考を行い、対象者を決定する。

3 除去の方法

- (1) 除去に必要な機械器具の借上げにより、賃金職員及び技術者等を動員して障害物の除去にあたる。
- (2) 対象者を選考のうえ、除去計画（仕様書）を作成し、直接、個々又は一括して業者に請け負わせて実施する。

当該救助は、日常生活に欠くことのできない場所の障害物を応急的に除去するものであり、原状回復が目的ではない。

4 機械器具の調達

市及び市内建設業者又は建設機械リース会社等の所有する機械器具の借上げ

5 輸送

除去した障害物は、輸送計画に添って行う。

6 費用の限度額

災害救助法施行細則に基づき、静岡県が別に定める額とする。

- (1) 費用の支出範囲は、工事請負費又は直営工事による場合の除去に必要な機械、器具（ロープ、スコップ）等の借上料、輸送費、賃金職員雇用費等である。
- (2) 1世帯あたりの限度額は、災害救助法施行細則に基づき、静岡県が別に定める基準額内によるものとする。

7 除去の期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期間内で除去できない場合は、知事と協議し、期間を10日以内で延長することができる。

8 県への要請事項

市長は、市において障害物を取り除くことが困難な場合は、次の事項を明らかにした上で知事にそのあっせん調査を要請するものとする。

- (1) 除去を必要とする住宅世帯数（半壊・床上浸水別）
- (2) 除去に必要な人員
- (3) 除去に必要な期間
- (4) 除去に必要な機械器具の品目別数量
- (5) 除去した障害物の集積場所の有無

9 実施状況報告及び整備書類

県が別に定める書類を整備するとともに、必要な都度、実施状況を報告する。

- (1) 実施状況報告
 - ア 障害物除去対象数（申込みのあったとき及び選考決定したとき）
 - イ 除去の日時、場所、実施者、作業の進行状況、使用機械器具、経費等、必要事項を報告する。（日報）
- (2) 整備すべき書類
 - ア 障害物除去実施状況
 - イ 障害物除去関係物資受払簿
 - ウ 障害物除去の工事関係書類（契約書、仕様書等）
 - エ 障害物除去費支払関係証拠書類

第17節 応急仮設住宅の設置と住宅の応急修理〔都市局(建築部)〕

1 基本方針

避難所生活を早期に解消するために、マニュアル（災害時の応急住宅対策マニュアル）等に基づき被災者の住宅を応急的に確保する。

2 市

- (1) 被害状況の把握
災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯

等を把握する。

(2) 体制の整備

応急住宅対策に関する体制を整備する。

(3) 応急仮設住宅の建設

ア 建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会の協力を得て建設する。

イ 建設用地は、あらかじめ定めた建設予定地の内から災害の状況に応じて選定する。

(4) 応急仮設住宅の入居者の認定

ア 避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。

イ 入居者の認定を市長が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮を行いながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。

入居者の認定にあたっては、一人暮らしの高齢者や障害のある人、乳幼児、妊産婦等、災害時要援護者を優先的に入居させるとともに、従前地区のコミュニティの維持に配慮するよう努める。

(5) 市営住宅等の空家へ必要に応じ、一時的に入居させる。

(6) 応急住宅の管理

ア 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。

イ 入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が生じないように努める。

(7) 住宅の応急修理

建築業関係団体の協力を得て、住宅が半壊又は半焼した者のうち、自ら資力では住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場、便所等の最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。

(8) 建築資機材及び建築業者等の調達及びあっせん要請

ア 市長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。

(ア) 応急仮設住宅の場合

- a 被害戸数（全焼、全壊、流出）
- b 設置を必要とする住宅の戸数
- c 調達を必要とする資機材の品名及び数量
- d 派遣を必要とする建築業者数
- e 連絡責任者
- f その他参考となる事項

(イ) 住宅応急修理の場合

- a 被害戸数（半焼、半壊）
- b 修理を必要とする住宅の戸数
- c 調達を必要とする資機材の品目及び数量
- d 派遣を必要とする建築業者数
- e 連絡責任者
- f その他参考となる事項

イ 市は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市域内において建築業

者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。

(9) 住宅等に流入した土石等障害物の除去

住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救援活動を行う。なお、市長は、市において対応できないときは、次の事項を示して、県に応援を要請する。

ア 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）

イ 除去に必要な人員

ウ 除去に必要な期間

エ 除去に必要な機械器具の品目別数量

オ 除去した障害物の集積場所の有無

第18節 賃金職員の雇用計画〔生活文化局(市民生活部)〕

1 賃金職員の雇用

賃金職員の雇用は原則として現地で行う。ただし、災害救助法に基づく雇用については、知事の許可を得るものとする。

2 災害救助法に基づく雇用内容

- (1) 医療及び助産における移送
- (2) 被災者救出のための要員
- (3) 飲料水供給及び浄化薬品配布のための要員
- (4) 遺体の捜索及び遺体の洗浄等のための要員
- (5) 緊急物資の整理、輸送及び配布のための要員
- (6) その他災害救助法の規定による。

3 雇用の期間

救助の種目ごとに定められている期間とする。

4 知事への応援要請

市長は、災害応急対策実施にあたり必要と認めるときは、知事に対し賃金職員のあっせんを要請するものとする。

第11章 災害ボランティア活動の支援〔生活文化局(市民生活部)〕

第1節 基本方針

市は、(福)静岡市社会福祉協議会及び災害ボランティア・コーディネーター等と協力し、ボランティアの能力が最大限に発揮され、被災地の復興に最大限に生かされるよう、その自主性・主体性を尊重しつつ、活動を支援する。

1 災害ボランティア本部の設置及び運営

市は、災害対策本部を設置した場合、または(福)静岡市社会福祉協議会からの要請があった場合には、(福)静岡市社会福祉協議会地域福祉推進課長を本部長とし、社会福祉協議会職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成する災害ボランティア本部を協議のうえ設置する。

災害ボランティア本部は、災害ボランティア及び被災者ニーズの受付、活動場所のあっせん、配置調整、活動内容の指示等を行う災害ボランティアセンターを、被害の状況等に応じて適切な場所に設置し運営する。

市は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として市災害ボランティア本部に配置し、その活動を支援する。

2 災害ボランティア活動に関する情報の提供

市は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向等、災害ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。

3 災害ボランティア活動に必要な資機材の提供

市は、災害ボランティア本部の活動に必要な各種資機材の提供に努める。

4 ボランティア団体等の協力要請並びに受入

市は、災害の状況等により要員に不足を生ずると判断したときは、赤十字奉仕団、青年団、女性団体、災害ボランティア・コーディネーター等のボランティア団体に対して協力を要請するものとする。

前記の要請に関わらず、ボランティア団体から協力の申し入れがあった場合には、災害ボランティア本部で受け入れるものとする。

第2節 外国人等への支援

市は、災害時要援護者である日本語のわからない外国人にとって特有の言語や習慣の違いによる課題に対応するため、市災害対策本部の設置に合わせて、災害多言語支援センターを設置し、ボランティアの協力及び関係機関等との連携により外国人被災者を総合的かつ計画的に支援するための体制を整備する。

1 静岡市災害多言語支援センターの設置及び運営

市は、災害対策本部を設置した場合、静岡市国際交流協会の事務局長を長とする災害多言語支援センターを適切な場所に設置する。

災害多言語支援センターは、外国人に関する情報の収集、外国人向けの情報提供、通訳ボランティアの受付、通訳ボランティアの派遣等を行う。

市は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として国際課内に配置し、その活動を支援する。

2 多言語支援活動に関する情報の提供

市は、外国人等の被災状況や避難状況を把握し、多言語化が必要とされる情報を災害多言語支援センターに的確に提供する。

3 多言語支援活動に必要な資機材の提供

市は、災害多言語支援センターの活動に必要な各種資機材の提供に努める。

第12章 学校における災害応急対策及び応急教育

第1節 計画の主旨

この計画は、幼稚園、小・中・高・特別支援学校（以下この章において「学校等」という。）の生徒等、教職員、施設及び設備が災害を受け、正常な教育活動を行うことが困難となった場合において、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。実施することにあたっては、施設の復旧、生徒等及び家庭の被災状況を考慮して行うものとする。

第2節 基本方針〔教育委員会(教育部)〕

学校等は、地域の特性や学校等の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して、災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに対策を実施する。

中学生、高校生等は教職員の指導監督のもと、学校の施設、設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧、救援活動等に可能な範囲で協力する。

第3節 計画の作成〔教育委員会(教育部)〕

1 災害応急対策

計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や園・学校等の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。

計画に定める項目は、次のとおりとする。

なお、特別支援学校、障害の状態及び特性等に配慮を必要とする生徒等が在籍する学校等においては、特に留意して計画を作成する。

- (1) 学校等の防災組織と教職員の任務
- (2) 教職員動員計画
- (3) 情報連絡体制
- (4) 生徒等の安全確保のための措置
- (5) その他「学校の地震防災対策マニュアル（改訂版）」等に基づき、各園・各学校等が実態に即して実施する対策

2 応急教育計画の作成

- (1) 公立学校の校（園）長は、市又は県の教育委員会と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。

ア 被害状況の把握

生徒等、教職員及び学校等の施設、設備の被害状況を把握する。

イ 応急教育の計画

- (ア) 教職員を動員し施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。

なお、被害の状況により必要があるときは、市又は地域住民の協力を求める。

- (イ) 学校等の施設・設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急復旧計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に生徒等及び保護者に連絡する。
 - (ウ) 全生徒等を学校等へ同時に収容できない場合は、二部授業又は地域の公共施設等を利用して分散授業を行う等の措置を講ずる。
 - (エ) 生徒等を通学不能な他地域に集団移動させて応急教育を実施する場合は、教職員の分担を定め、地域ごとの実情の把握に努める。
 - (オ) 教育活動の再開にあたっては、生徒等の登下校時の安全確保に留意する。
- ウ 学校等が避難所になる場合の留意事項
- (ア) 避難所に供する施設・設備の安全を確認し、避難実施責任者に対し、その利用について必要な指示をする。
 - (イ) 学校等の管理に必要な教職員を確保し、施設・設備の保全に努める。
 - (ウ) 避難生活が長期化する場合においては、応急教育活動と避難活動との調整について、市と必要な協議を行う。
- (2) 公立以外の学校等における応急教育については、公立学校に準ずる。この場合、私立の学校等の校長は、県と密接な連携を保ち、応急教育計画を定めるものとする。
 - (3) 市長は、応急教育のため必要と認めたときは、教育委員会と協議のうえ、知事もしくは、県教育長に対し、施設又は教職員の確保について要請するものとする。
 - (4) 災害救助法に基づく教科書・学用品等の給与に関する措置は、一般対策編に準ずる。
 - (5) 生徒等の心のケア
生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校等は生徒等の実態を踏まえ、学校等の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておく。

第13章 被災者の生活再建等への支援

第1節 計画の主旨

この計画は、り災者のうち援護を必要とする住民に対して、生活保護の適用、生活福祉資金その他の資金の貸付等の援助を迅速に行い、保護を図る。

第2節 基本方針〔保健福祉子ども局(福祉部, 子ども青少年部)〕

- 1 市及びその他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。
- 2 市長は、必要に応じ民間団体に可能な分野における協力を依頼する。
- 3 市は、あらかじめ定める公共的施設に速やかに臨時生活相談所を開設する。
- 4 生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から、順次適切な応急措置を講ずる。
- 5 各実施機関の体制について、援護措置の実施が困難な場合、市長は応援要員の派遣を知事に要請する。

第3節 実施事項〔保健福祉子ども局(福祉部, 子ども青少年部)〕

1 市が実施する事項

- (1) り災した社会福祉施設入所者の他の施設等への一時入所保護及びあっせん
- (2) 生活困窮者に対する生活保護法の緊急適用
- (3) り災世帯の児童に対する臨時保育所の開設の指導及び里親のあっせん

2 市又は県が民間の協力を得て実施する事項

- (1) り災者に対する生活相談
 - ア 実施機関 市（被害が大きい場合は県と共催）
 - イ 相談種目 生活、資金、法律、健康、身上、就職等の相談
 - ウ 協力機関 社会福祉協議会（県、市）、法テラス静岡、日本赤十字社静岡県支部、民生委員・児童委員、その他関係機関
- (2) り災母子・寡婦世帯に対する母子・寡婦福祉資金の貸付
 - ア 実施機関 県（健康福祉センター）
 - イ 協力機関 市、民生委員・児童委員、母子協力員
 - ウ 貸付額 「母子及び寡婦福祉法施行令」第7条に規定する額

(3) り災身体障害児者に対する補装具の交付等

ア 実施機関

(ア) 児童 県（健康福祉センター）、市

(イ) 18歳以上 市

イ 協力機関

(ア) 児童 民生委員・児童委員、身体障害者相談員

(イ) 18歳以上 民生委員・児童委員、身体障害者相談員、身体障害者更生相談所

ウ 交付等の内容

(ア) 災害により、補装具を亡失又はき損した身体障害児者に対する修理又は交付

(イ) 災害により、負傷又は疾病にかかった身体障害児者の更生（育成）医療の給付

(ウ) り災身体障害児者の更正相談

(4) 義援金の募集及び配布

ア 実施機関 県、市

イ 協力機関 教育委員会（県、市）、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、社会福祉協議会（県、市）、報道機関、その他関係機関

ウ 募集方法 災害の程度を考慮して、そのつど関係機関で募集委員会を設け、協議決定

エ 配分方法 関係機関で配分委員会を設置し、協議決定

(5) 義援品受入れ

ア 実施機関 県、市

イ 協力機関 報道機関、その他関係機関

ウ 受入方法 被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受入の調整に努める。

3 民間団体が他の協力を得て実施する事項

(1) り災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け

ア 実施機関 (福)静岡県社会福祉協議会

イ 協力機関 市、民生委員・児童委員

ウ 貸付金額 生活福祉資金貸付要綱に規定する額

第14章 市有施設及び設備等の対策

第1節 計画の主旨

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な市有施設、設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

第2節 実施事項

1 通信施設

(1) 同報無線

基地局施設の作動状態を確認し、障害がある場合又は受信局に障害が生じた場合は、あらかじめ定めた業者等に依頼し速やかな復旧措置を講ずる。

(2) 防災行政無線

ア 遠隔制御器等の作動状況を確認し障害がある場合は、あらかじめ定めた業者等に依頼し、速やかな措置を講じ移動局との通信を確保する。

イ 県防災行政無線設備(ファクシミリを含む。)についても作動状態を確認し、障害がある場合、速やかな復旧措置を講ずるよう県に要請する。

また、県との連絡に障害がある場合は、防災相互無線等を活用し応急連絡を行う。

ウ 必要に応じて、地域防災無線、防災相互無線等を利用し、応急回線の設定により災害対策本部、区本部間並びに災害対策本部、県との通信を確保する。

2 道路

(1) 被害情報の収集、設備の点検、情報連絡

道路管理者と相互に連携し、パトロール等により被害情報の収集、橋りょう施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

(2) 応急措置の実施、二次災害の防止

県公安委員会及び道路管理者は相互に連携し、必要な交通規制措置を講ずるとともに、緊急輸送路を最重要とし迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。

(3) 緊急輸送路及び資機材の確保、応急復旧工事の実施

緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。

3 河川、海岸保全施設、港湾及び漁港施設等

(1) 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

(2) 応急措置の実施、二次災害の防止

従前の防災機能が損なわれ、二次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な

応急措置を講ずる。

津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。この場合において、操作員の避難に要する時間に配慮する。

(3) 資機材の確保、応急復旧工事の実施

施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。

(4) 住民への連絡

避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の住民へ状況の連絡に努める。

4 砂防、地すべり、急傾斜地等

(1) 被害情報の収集、施設の点検及び情報連絡

パトロールや自主防災組織等の地域住民からの情報連絡等により、指定地等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

(2) 応急措置の実施、二次災害の防止

二次災害のおそれがある場合、県と協力して危険箇所への立ち入り禁止措置等必要な応急措置を講ずる。

(3) 資機材の確保、応急復旧工事の実施

二次災害の発生等、危険性を勘案のうえ、必要に応じ県と協力して、資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。

(4) 住民への連絡

避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の住民へ状況の連絡に努める。

5 ため池及び用水路

(1) 被害状況の把握

ため池及び用水路の被害状況を把握する。

(2) 応急措置の実施及び下流域の住民に対する措置

施設等に破損又は決壊の危機が生じた場合は、速やかに被害の及ぶおそれのある下流域の住民に対し、避難指示等必要な措置をとる。

6 災害応急対策上重要な庁舎

施設及び設備を点検し、防災機関としての機能に支障のないよう応急措置を講ずる。

7 危険物保有施設

発火危険物、有害薬品、有害ガスに起因する爆発、中毒等の事故防止のため、必要な応急措置を講ずる。

8 水道

(1) 災害の状況に応じて取水・送水を停止し、施設の被害状況を調査し必要な措置を講ずる。

(2) 被害拡大防止と応急復旧を行い、用水の確保に努める。

9 下水道

- (1) 災害の発生状況に応じ、汚水・雨水の排水に支障のないよう応急措置を講ずる。
- (2) 応急復旧に必要な資機材を確保し、応急復旧工事を行う。

10 コンピュータ

地震が発生した場合、ICT部門の業務継続計画に基づきコンピュータ・システム及びネットワークの被害状況を把握し、速やかに復旧対策を講じ運用の再開を図る。

11 その他の公共施設等

地震が発生した場合、各施設の管理者は、次のような応急措置を講ずる。

- (1) 避難対策については、計画に基づき実施する。
- (2) 施設入所者の人命の確保を最優先とする。
- (3) 施設の被害情報等を把握し、必要な情報伝達を行う。
- (4) 施設が被災した場合は、応急復旧対策を迅速に行う。

12 津波に対する自衛措置

市は、震度4程度以上の地震を感じた場合は、ただちに次の措置をとるものとする。

- (1) 海面の監視
気象台からの津波に関する情報が発表されるまでの間は、海面の状態を監視する。
- (2) 報道の聴取
地震を感じてから、津波による災害のおそれがないことが確認できるまでの間は、当該地震又は津波に関するラジオ及びテレビの報道を聴取する。
- (3) 避難の勧告、指示等
海面監視及び報道の聴取により、津波の危険を把握した場合には、本部長（市長）は津波予想危険区域内の住民に対し、避難の勧告又は指示、広報等の必要な措置をとるものとする。

13 工事中の公共施設、建築物、その他

津波の危険のある地域においては工事を中止し、必要に応じて安全確保のための措置を講ずる。この場合において、操作員の避難に要する時間に配慮する。

第15章 防災関係機関等の講ずる災害応急対策

第1節 計画の主旨

市民生活に密接な関係の防災関係機関等が実施する災害応急対策の基本的事項は、次のとおりである。

第2節 水道〔上下水道局(水道部)〕

- 1 災害の発生状況に応じて送水を停止する等必要な応急復旧を行う。
- 2 浄水場施設に異常がないか確認し、異常が生じた場合は、備蓄資機材を活用し必要な応急復旧を行う。
- 3 送・配水施設の被害状況を把握し、必要な資機材及び車両を確保し、あらかじめ協定を締結する指定業者に協力を求め、応急復旧工事を行う。
- 4 避難場所、医療拠点等の防災拠点施設へ仮設配管を行い、優先的な応急給水に努める。
- 5 給水車、可搬タンク等を活用し応急給水を行う。

第3節 下水道〔上下水道局(下水道部)〕

- 1 下水道施設の被害状況を把握し、必要な資機材及び車両を確保し、あらかじめ協定を締結している団体に協力を求め、応急復旧を行う。
- 2 災害の発生状況に応じて汚水、生活雑排水を下水道に流さないよう広報活動を実施する。
- 3 避難場所、医療拠点等の防災拠点施設に至る管きよの優先的な応急復旧に努める。
- 4 浄化センターに異常がないか確認し、異常が生じた場合は、簡易処理等の措置を講じ必要な応急復旧を行う。

第4節 電力（中部電力株式会社静岡営業所、清水営業所）

- 1 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によっては危険防止のため送電を停止する。

- 2 電力が不足する場合は、他電力会社へ電力の緊急融通を依頼し、電力供給の確保に努める。
- 3 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
- 4 電力の供給再開までに長時間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。
- 5 発電所、変電所は、ただちに各種装置及び施設を巡回点検し、安全確保の応急措置を講ずる。

第5節 ガス（静岡瓦斯株式会社静岡支社・富士支社、社団法人静岡県エルピーガス協会中部支部）

- 1 都市ガスは、ガス事業者が設置する地震計により60カインを目途にガスの供給を停止する。
- 2 都市ガス及びLPガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- 3 都市ガス及びLPガスの安全点検を実施する。
- 4 都市ガスは、供給の安全が確認された区域から順次供給を再開する。
- 5 避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。
- 6 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

第6節 通信（西日本電信電話株式会社静岡支店、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社静岡支店）

- 1 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。
 - (1) 臨時回線の設定、中継順路の変更等、疎通確保の措置をとるほか、必要に応じ災害復旧用無線電話機等を運用し、臨時公衆電話等を設置する。
 - (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、西日本電信電話株式会社静岡支店は災害用伝言ダイヤルサービス、災害用ブロードバンド伝言板web171、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社静岡支店はiモード災害用伝言板サービスを提供する。
 - (3) 防災関係機関が設置する通信網との連携協力を行う。（西日本電信電話株式会社のみ。）
- 2 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
- 3 通信の早期疎通は、通信途絶の解消及び重要通信の確保を優先する等必要な措置を講じ、応

急復旧工事を行う。

第7節 放送（日本放送協会静岡放送局、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、株式会社ドリームウエーブ静岡、静岡エフエム放送株式会社、株式会社シティエフエム静岡、株式会社エフエムしみず）

- 1 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。
- 2 応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。
- 3 臨時ニュース、特別番組の編成等各メディアを有効に活用し、地震情報、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確かつ迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。

第8節 市中金融

- 1 被災金融機関は、営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。
- 2 災害復旧に必要な資金の融通のための迅速かつ適切な措置を講ずる。
- 3 財務省東海財務局静岡財務事務所は日本銀行静岡支店と協議のうえ、相互の申し合せを行い、民間金融機関、保険会社、証券会社に対し、次の措置を講ずるよう要請する。
 - (1) 必要に応じての営業時間延長、休日臨時営業等
 - (2) 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い
 - (3) 被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等

第9節 鉄道（東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、静岡鉄道株式会社）

- 1 不通区間が生じた場合、迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努める。
- 2 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。
- 3 早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。

第10節 道路〔建設局〕

- 1 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に連携し、道路施設の点検巡視を行い、被害箇所を迅速に把握する。
- 2 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に協力し、緊急輸送路の早期確保に努める。
- 3 道路管理者は、道路の応急復旧のため建設業協会等の協力を求め、必要な措置を講ずる。
- 4 交通信号機が倒壊、断線等により機能を失った場合は、最寄りの警察署に対しその旨を報告する。

第11節 旅客船等

- 1 早期運航の再開を期するため、船舶の修理、機器設備等の機能回復に必要な措置を講ずる。
- 2 海上運送業者は、防災関係機関の要請に基づき災害応急対策に協力する。

第16章 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策

第1節 計画作成の主旨

地震防災応急計画及び東南海・南海地震防災対策計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。

第2節 計画の内容

計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2章に定めるものの他、次のとおりとするが、平常時対策、東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策との整合性の確保に留意する。また、津波に関する具体的な安全対策、避難対策等に関する事項については、津波避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者に適用するものとする。

1 各施設・事業所に共通の事項

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意する。

- (1) 災害応急対策を実施する組織の確立に関する事項
 - ア 災害応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制
 - イ 防災要員の参集連絡方法、参集手段等
- (2) 津波からの円滑な避難の確保に関する事項
 - ア 地震及び津波に関する情報収集及び伝達
 - イ 利用者、顧客、従業員等の安全な避難誘導方法
- (3) 出火防止措置、消防用施設等の点検
- (4) その他必要な災害応急対策に関する事項

2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項

各施設又は事業所の特殊性、公益性、地理的特性等を考慮の上、次の点に留意して対策計画に定める。

津波からの円滑な避難のための安全確保措置については、津波に関する情報を把握し、従業員等の避難に要する時間に配慮して実施する。

- (1) 病院、診療所、スーパー等
 - ア 患者、利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。
 - イ 地震及び津波に関する情報並びに避難地、避難路等に関する情報を的確に伝達し、適切な避難誘導を実施する。
 - ウ 病院、診療所においては、移動が不可能又は困難な患者の安全確保に必要な措置等に配慮する。
- (2) 石油類、高圧ガス、毒物・劇物等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設
火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するた

めに必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。

(3) 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業

ア 利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。

イ 鉄道においては、津波による被害が予想される区間がある場合、運行停止等の必要な措置を講ずる。

ウ 旅客船においては、港湾施設被害が生じた場合又は津波による危険が予想される場合、航行停止、船舶の安全な海域への退避等の必要な措置を講ずる。

(4) 学校・幼稚園・保育所、社会福祉施設

避難地、避難路、避難誘導方法等を定める。保護を必要とする生徒等の保護、移動が不可能又は困難な災害時要援護者の安全確保に必要な措置等に配慮する。

(5) 電気、ガス、上下水道事業

ア 水道（静岡市上下水道局水道部）

水道管の破損等による二次災害を防止又は軽減するための措置を講ずる。

イ 下水道（静岡市上下水道局下水道部）

マンホールの浮上りや道路陥没等による二次災害を防止又は軽減するための措置を講ずる。

ウ 電気

火災等の二次災害を防止又は軽減するため、ブレーカースイッチの操作等についての利用者への広報に配慮する。

エ ガス

火災等の二次災害を防止又は軽減するため、ガス栓の閉止等の措置についての利用者への広報に配慮する。

(6) 貯木場

貯木の流出防止措置を講ずる。

(7) 道路

津波による被害が予想される区間及び避難路としての使用が予定される区間がある場合、交通規制等の必要な措置をとる。

第6編 復旧・復興計画

大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、引き続き推進する被災者の生活再建や都市基盤の復旧、社会経済活動の平常化等を図るため、災害の教訓を生かし、新しい理念に基づいた災害に強い都市を再構築し、すべての分野において迅速かつ円滑に復旧・復興を進めるための基礎的な条件づくりを目指す計画について定める。

第1章 防災関係機関の活動

第1節 計画作成の主旨

復旧・復興計画を策定するための組織の設置、職員の確保並びに活動及び防災関係機関の活動については、災害対策本部と調整を図りながら迅速に実施する。

第2節 静岡市震災復興本部〔企画局(企画部)〕

1 設置

- (1) 市長は地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興計画を実施する必要があると認めたときは、静岡市震災復興本部（以下「復興本部」という。）を設置する。
- (2) 復興本部の規模は、災害の規模に応じて別に定める。
- (3) 復興本部は災害対策本部と併設できる。復興本部の運営にあたっては、災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮するものとする

2 組織及び所掌事務

- (1) 復興本部の編成及び運営は、別に定める。
- (2) 復興本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。
 - ア 静岡市震災復興計画の策定
 - イ 震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達
 - ウ 県その他の防災関係機関に対する震災復興対策の実施又は支援の要請
 - エ 静岡県震災復興基金への協力
 - オ 被災者の経済的再建の支援及び雇用の確保と相談窓口等の運営
 - カ 民心安定上必要な広報
 - キ その他の震災復興対策

第3節 災害対策本部との調整〔企画局(企画部)〕

災害応急対策との調整を図りながら、円滑な震災復興対策を推進するため、必要に応じ、災害対策本部との連絡調整会議を開催する。

第4節 防災会議の開催等〔総務局(危機管理部)〕

- 1 復興本部が設置された場合、必要に応じ防災会議を開催し、情報の収集伝達及び復旧・復興計画に係る連絡調整等を行う。
- 2 招集される防災会議の委員は、復旧・復興計画の内容に応じて防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。
- 3 防災会議は、復興本部との調整を図るものとする。

第5節 震災復興対策会議〔企画局(企画部)〕

- 1 設置
市長は、復旧・復興計画を協議するため、必要に応じ震災復興対策会議を設置する。
- 2 震災復興対策会議の構成及び運営は、本部運営要領の定めるところによる。

第6節 他市等に対する応援要請〔総務局(行政管理部)〕

市長は、復旧・復興計画を策定するために必要があると認めたときは、他の首長とあらかじめ締結した災害時相互応援に関する協定に基づき応援を要請する。

第2章 防災関係機関の講ずる復旧・復興対策

市長は、防災関係機関と緊密な連携のもとに、各機関が行う復旧・復興対策の内容及び状況を把握するものとする。

第1節 指定地方行政機関

1 総務省東海総合通信局

- (1) 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
- (2) 災害地域における電気通信施設の被害状況の調査
- (3) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与

2 財務省東海財務局（静岡財務事務所）

- (1) 被災者の資金の需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し、保険金の支払い、預り金の払戻し等の業務に関し適切な措置を講ずるよう要請
- (2) 地方公共団体において、国有財産（普通財産）を復旧・復興対策の実施の用に供するときは、当該公共団体に対する無償貸付の適切な措置

3 農林水産省関東農政局静岡地域センター

食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握

4 厚生労働省静岡労働局（静岡労働基準監督署、清水労働基準監督署）

- (1) 災害による離職状況の把握
- (2) 従業員解雇や新規採用者の内定取消の防止等に関する関係団体との協力及び事業主への雇用維持の要請
- (3) 復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化

5 国土交通省中部地方整備局（静岡河川事務所、富士砂防事務所、静岡国道事務所、清水港湾事務所）、国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所）

- (1) 管轄する基盤施設（河川、道路、港湾等）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
- (2) 復旧・復興事業の実施にあたっては、関係機関と調整を図り実施する。
- (3) 復旧・復興事業に関する広報を実施する。

6 東京管区气象台（静岡地方气象台）

津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説

7 第三管区海上保安本部（清水海上保安部）

- (1) 船舶による沿岸周辺海域における治安の維持
- (2) 海上輸送の安全確保に必要な措置

第2節 指定公共機関

1 郵便事業株式会社（静岡南支店）

- (1) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- (2) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分
- (3) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
- (4) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

2 郵便局株式会社（東海支社）

災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。

3 日本赤十字社（静岡県支部）

- (1) 義援金の募集・配分の実施及び義援金募集配分委員会（仮称）への参加
- (2) 協力奉仕者及び関係団体との連絡調整
- (3) 他支部への協力の要請

4 日本放送協会（静岡放送局）

- (1) 復旧・復興時の時節に応じ、混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成
- (2) 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施
- (3) 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施
- (4) 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施

5 中日本高速道路株式会社（東京支社静岡保全・サービスセンター）

- (1) 管轄する基盤施設が被災した場所には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧又は新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかについて迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
- (2) 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ、他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
- (3) 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

6 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

災害の復旧について、応急復旧工事の終了後、速やかに本復旧計画をたて、これを実施することとする。本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良

事項を考慮して、その適正を期することとする。

7 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社（静岡支店）

- (1) 施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧又は新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかについて迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
- (2) 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ、他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
- (3) 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

8 日本通運株式会社（静岡中央支店）

復旧・復興事業に関する車両の確保及び運行

9 中部電力株式会社（静岡営業所、清水営業所）

- (1) 変電所や配電施設等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧又は新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかについて迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
- (2) 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ、他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
- (3) 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

第3節 指定地方公共機関

1 土地改良区（静岡市内土地改良区）

- (1) 管轄する施設（用水路、取水門、頭首工等）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧又は新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかについて迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
- (2) 復旧・復興事業の実施にあたっては、国・県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ、他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
- (3) 復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。

2 静岡瓦斯株式会社（静岡支社、富士支社）

- (1) ガス管等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧又は新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかについて迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
- (2) 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ、他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
- (3) 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

3 社団法人静岡県エルピーガス協会（中部支部）

必要に応じ代替燃料の供給に協力する。

4 静岡鉄道株式会社

- (1) 鉄道施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧又は新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかについて迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
- (2) 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ、他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
- (3) 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

5 社団法人静岡県トラック協会、社団法人静岡県バス協会、商業組合静岡県タクシー協会

復旧・復興事業に係わる車両の確保及び運行

6 民間放送機関（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、株式会社ドリームウェーブ静岡、静岡エフエム放送株式会社、株式会社シティエフエム静岡、株式会社エフエムしみず）

- (1) 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成
- (2) 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施
- (3) 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施
- (4) 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施

第3章 激甚災害の指定

第1節 計画の主旨

大規模地震災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下、「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため必要な事項を定める。

第2節 市の実施事項〔総務局(危機管理部)〕

- 1 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、被害状況を調査し知事に報告する。
- 2 市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し県関係部局に提出しなければならない。

第4章 震災復興計画の策定

第1節 計画の主旨

被災地の復興にあたっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、発災後、地域全体の合意形成が図られた震災復興計画を策定する。

第2節 計画策定の体制〔企画局（企画部）〕

- 1 市長は、必要があると認めるときは、計画策定本部を設置し震災復興計画を策定する。
- 2 計画策定本部には、関係部局長により構成する策定委員会を置き、この下部組織として所管課長で構成するワーキンググループ、地域ワーキンググループ及び部会を設置する。
- 3 市長は、計画の策定にあたっては、広く市民各層や学識経験者の参画を得るものとする。

第3節 計画の構成〔企画局（企画部）〕

計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興等からなる分野別復興計画により構成する。

第4節 計画の基本方針〔企画局（企画部）〕

計画策定にあたっては、市の総合計画や都市マスタープラン等との調整を図るものとする。

第5節 計画の公表〔企画局（企画部）〕

計画策定後は、新聞・テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布し、市民に周知し、被災地の復興を促進するものとする。

第6節 国・県との調整〔企画局（企画部）〕

計画策定にあたっては、国や県等と調整を行う。

第5章 復興財源の確保

第1節 計画の主旨

復旧・復興対策が円滑に実施できるように、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

第2節 予算の編成〔財政局(財政部)〕

復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算の執行方針及び編成方針等を定める。

1 財政需要見込額の算定

被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。

- (1) 復旧・復興事業
- (2) 震災復興基金への出捐金及び貸付金
- (3) その他

2 発災年度の予算の執行方針の策定

緊急度の高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。

3 予算の編成方針の策定

復旧・復興対策を迅速に的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。

第3節 復興財源の確保〔財政局(財政部)〕

災害後の復旧・復興対策実施のための事業費は莫大になることが予想され、災害の影響による税収の落ち込み、財政状況の悪化が懸念される。復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施していくため、財源確保に関する適切な措置を講ずる。

1 国・県への要望

復旧・復興対策実施に係る財源需要に対応するため、財源確保に関する特別措置や宝くじ発行等について被災自治体が連携して国・県へ要望する。

2 地方債の発行

復旧・復興対策に係る莫大な財源需要と大幅な税収減に対応するため、国等と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。

- (1) 災害復旧事業債

(2) 歳入欠かん等債

(3) その他

3 その他の財源確保策

復興を目的とした公営競技等の開催による復興財源の確保を検討する。

第6章 震災復興基金の設立

第1節 計画の主旨

被災者を一日も早く救済し、円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の復興を図るため、発災後、必要に応じ、県は震災復旧基金を設立する。

第2節 市の実施事項〔総務局(危機管理部)〕

- 1 市長は、復旧・復興対策を円滑に実施するため、県の震災復興基金の設立に協力する。
- 2 市長は、基金の運用に関して、県と所要の調整を図る。

第7章 復旧事業の推進

第1節 計画の主旨

基盤施設（道路、河川、農業用施設等公共施設等）の管理者は、必要に応じた再度災害防止の観点も踏まえた速やかな復旧事業の推進を図る。

第2節 復旧計画の策定

被災者の一日も早い復興のためには、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復旧が必要不可欠である。そのためには、関連する他の基盤施設の被害状況・応急復旧状況及び既存の計画、都市・農山漁村復興計画の動向等を踏まえ、関連する部課や他機関との調整を図った上で迅速かつ計画的な復旧計画を策定する。

1 被害状況の調査報告

各基盤施設の管理者は、管理施設の被害について調査し、円滑な普及のための措置を講ずる。

2 復旧計画の策定

各基盤施設の管理者は、被害の状況及び地区の特性等を勘案しながら県の復旧計画と整合を図り、必要に応じ、再度災害防止の観点をも踏まえた復旧計画を作成する。

3 防災関係機関

市長は、防災関係機関と調整を図り復旧計画を作成する。

第3節 基盤施設の復旧

各基盤施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

1 復旧事業の実施

復旧計画に基づき、県及び防災関係機関と調整の上、迅速かつ円滑な復旧を図る。

2 復旧完了予定時期の明示

基盤施設の管理者は、復旧完了予定時期の明示に努める。

第8章 都市・農山漁村の復興

第1節 計画の主旨

被災した市街地・農山漁村の復興を迅速かつ円滑に進め、災害に強く快適で利便性の高い地域の構造的基盤の形成を図るとともに、環境に配慮し、高齢者及び障害のある人にきめ細かく配慮した安全で魅力ある地域づくりを行う。

第2節 都市・農山漁村復興計画の策定〔都市局(都市計画部), 経済局(農林水産部)〕

- 1 被災者の生活確保及び生活再建のために、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復興が不可欠である。このため、地域としての面的な被災状況や関連する他の基盤施設の被害状況・応急復旧状況・既存の計画・復旧計画を踏まえ、必要に応じ、新設を含む既存基盤施設の見直しを行い、都市・農山漁村復興計画を策定する。

計画策定にあたっては、本部に設置される策定委員会の下部組織として、必要に応じて都市・農山漁村復興計画部会を設置する。

- 2 都市・農産漁村の復興大針を定めた都市・農産漁村復興計画を策定する。

第3節 都市の復興〔都市局(都市計画部)〕

都市計画区域内の市街地・農山漁村が被災した場合、災害に強く都市機能の向上が必要と判断した区域については、合理的かつ健全な市街地の形成を図るため復興計画を作成し、その計画に基づき市街地を復興する。

1 被害状況の把握

各機関と協力し、市街地復興に関する被害状況調査を行い、県に報告する。

2 緊急復興地区の抽出

県と連絡調整を図り、緊急に面的整備が必要と判断される区域を緊急復興地区として抽出する。

3 「建築基準法」第84条による建築制限の実施

- (1) 緊急復興地区を対象に「建築基準法」第84条による建築制限区域を、必要に応じ指定する。
- (2) 必要に応じ建築制限期間を延長する。

4 被災市街地復興推進地域の都市計画案作成

緊急復興地区を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、都市計画決定を行

う。

5 都市復興基本計画の策定

県の都市復興基本計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針及び市街地復興基本方針等を示した都市復興基本計画を策定する。

6 復興のための都市計画安全等の作成及び事業実施

- (1) 緊急復興地区を含む被災地域全域について、実施する事業制度、活用する補助事業等を検討する。
- (2) 都市計画事業を実施する場合には、都市計画案の作成・決定を行い事業を実施する。

7 復興まちづくり支援事業の実施

住民全体の復興まちづくりを行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

第4節 農山漁村の復興（主に都市計画区域外）〔経済局(農林水産部)〕

都市計画区域内外の農山漁村が被災した場合、災害に強く居住環境の向上等を図る必要がある区域については、合理的かつ健全な居住環境等の形成を図るため、単なる現状復旧ではなく復興を計画的に実施する。

1 被害状況の把握

各機関と協力し、農山漁村復興に関する被害状況調査を行い、県に報告する。

2 復興基本方針等の調査（復興対象地区の設定）

被害状況調査等を基に、緊急に復興が必要とされる区域については、土木・農業・林業・漁業関係等の基盤整備事業を活用又は都市計画事業等で復興を行うかについて、復興基本方針等について県と連絡調整を行う。

3 集落復旧基本計画の作成

県の復興基本方針を踏まえ、また県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針等を定めた集落復興基本計画を作成する。

4 被災市街地復興推進地域の都市計画案作成

都市計画区域に編入された地区について、被害が甚大で緊急に面的整備が必要と判断される区域を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画の作成・決定を行う。

5 復興のための都市計画案等の作成及び実施

- (1) 都市計画区域に編入された地区について、実施する事業制度等を検討する。
- (2) 都市計画事業等を実施する場合には、都市計画の作成・決定を行い、事業を実施する。

6 集落復興計画案の作成及び実施

土木・農業・林業・漁業関係等の基盤整備事業を活用し、復興を行うとした地区については、活用する事業制度等を検討し、集落復興計画を作成し実施する。

7 集落復興支援事業の実施

住民主体の集落復興を行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

第9章 被災者の生活再建支援

第1節 計画の主旨

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、市民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援する。

第2節 恒久住宅対策〔都市局(建築部)〕

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

1 住宅復興計画の策定

計画策定本部に設置される策定委員会の下部組織として、住宅復興計画部会を設置し、住宅復興方針等を定めた「静岡市住宅復興計画」を策定する。なお、県の住宅復興計画を踏まえ連絡調整を行う。

2 住宅再建支援

被災者の自力再建に関する経済的負担を軽減するため、住宅再建に関する融資の利用者に対し、必要に応じ利子補給等を実施する。

3 民間賃貸住宅の供給促進

民間賃貸住宅の供給を促進するため、建替や新規整備を行う事業者に対し、必要に応じ利子補給等を実施する。

4 公的住宅に関する協議

次の事項について県と協議する。

- (1) 災害復興公営住宅の建設に関する役割分担
- (2) 買取り・借上げによる公営住宅の供給に関する役割分担
- (3) 特定優良賃貸住宅の供給に関する役割分担

5 市営住宅等の供給

- (1) 他の用途と調整を行い、公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、市営住宅を建設する。
- (2) 買取り・借上げによる市営住宅の供給を推進する。
- (3) 特定優良賃貸住宅のストックの活用を図る。

6 住宅に関する情報提供

相談窓口等において、自力再建支援及び公的住宅の入居に関する情報等を提供する。

7 県との協議

公的住宅に関する事項等について県と協議を行う。

第3節 災害弔慰金等の支給〔生活文化局(市民生活部)〕

震災により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

1 支給対象者の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。

2 支給方法の決定及び支給

災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給する。

第4節 被災者の経済的再建支援〔生活文化局(市民生活部), 財政局(税務部), 区役所, 会計室, 消防局〕

被災者が、震災による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、国・県の制度に基づき、被災者に対して金銭の支給及び資金の融資等の経済支援を行う。

1 国・県への要望

国・県に対し、国税・県税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。

2 被災状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

- (1) 死亡者数
- (2) 負傷者数
- (3) 全壊・半壊住宅数 等

3 り災証明の発行

- (1) り災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者にり災証明を発行する。
- (2) り災証明調査窓口を設置し、再調査の希望に対応する。

4 災害援護資金の貸付け

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。

5 被災者（自立）生活再建支援金の申請受け等

被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認等必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。

6 義援金の募集等

- (1) 市への義援金を受け付けるために、市役所等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。
- (2) 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。

7 租税の減免等

地方税法及び条例に基づき、市税の減免及び徴収猶予、申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。

第5節 雇用対策〔経済局(商工部)〕

県は、静岡労働局、公共職業安定所等と連携して雇用状況を把握し、被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持推進を実施する。

また、震災により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、再就職支援策を実施する。

1 雇用維持の要請

市は、県とともに市内の事業主や業界団体等に対し、雇用の維持を要請する。

2 離職者に対する生活支援の実施

雇用保険給付対象者の拡大、給付日数の延長及び手続きの弾力的措置の実施等を国に要望する。

3 再就職の支援制度の周知

離職者の再就職を促進させるため、各制度の周知を図り活用を促す。

- (1) 職業訓練能力開発等制度の活用の促進
- (2) 特定求職者雇用開発助成金制度の活用の促進
- (3) 合同就職説明会の開催

第6節 災害時要援護者の支援〔保健福祉子ども局〕

高齢者や障害のある人等のいわゆる災害時要援護者は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

また、生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が震

災から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

1 民間社会福祉施設の再建支援

社会福祉法人の設置する施設等の民間社会福祉施設の再建を支援する。

2 メンタルヘルスケアの実施

精神相談窓口を開設するとともに巡回相談を実施し、被災住民に対する相談体制を確立する。

3 被災状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

- (1) 災害時要援護者の被災状況及び生活実態
- (2) 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況

4 一時入所の実施

震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった災害時要援護者に対し、市有施設への一時入所を実施する。

5 福祉サービスの拡充

- (1) 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市有の入所・通所施設を対象に、人員の確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。
- (2) 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。
- (3) 被災児童等については、学校巡回相談等を実施するとともに、児童相談所等の専門相談所を設置する。

6 健康管理の実施

応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

第7節 生活再建支援策等の広報・PR [企画局(企画部)]

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。

1 生活再建支援施策等の広報・PR

- (1) 義援金の募集等
- (2) 各種相談窓口の案内
- (3) 災害弔慰金の支給等に関する情報
- (4) 公営住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報
- (5) 被災者（自立）生活再建支援金に関する情報

- (6) ボランティアに関する情報
- (7) 雇用に関する情報
- (8) 各分野別融資・助成情報
- (9) その他生活情報 等

2 外国人への広報

通訳ボランティア及び国際交流協会等の協力を得て、外国人等を対象とした外国語の情報誌等を作成し配布する。

3 県外疎開者への広報・PRの実施

全国紙や全国版のテレビ・ラジオや県外の地方公共団体の広報紙等を活用し、県外疎開者に対し震災関連情報を提供する。

第8節 相談窓口の設置〔生活文化局(市民生活部)〕

被災者が速やかに安全で安心できる生活を送れるよう、様々な問題解決への助言や情報提供等の各種生活相談を実施する総合的な相談窓口を設置する。

1 相談窓口等の開設及び業務の遂行

- (1) 発災後の相談ニーズに応じ、相談窓口等を設置するとともに、相談担当職員等を配置し電話や面接等により、必要とされる情報を的確に提供し、様々な生活相談に対応する。
- (2) 相談員等の設置にあたっては、県と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。また、必要に応じ、県に対して相談員の派遣を要請する。

2 相談窓口等の閉鎖等

相談状況に応じ、相談窓口等の役割が終了したと判断される場合は、これを閉鎖する。

第10章 地域経済復興支援

第1節 計画の主旨

被災事業者の早期事業再開と被災地域の活性化を図り、市内に活力ある経済社会を実現するため、総合的できめ細かな経済支援策を実施する。

第2節 産業復興計画の策定〔経済局〕

経済復興を迅速に行うため、市と民間が緊密に連携し、各々の役割分担を着実に実施するため、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

計画策定にあたっては、計画策定本部に設置される策定委員会の下部組織として、必要に応じて産業復興計画部会を設置する。

第3節 中小企業を対象とした支援〔経済局(商工部)〕

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

1 中小企業の被害状況の把握

各機関と協力し、県が行う中小企業の被害状況調査に協力する。

2 支援制度・施策内容の周知

(1) 中小企業を対象とした支援制度・施策の内容を商工団体・業界団体等を通じ、県と連携し周知する。

(2) 次の施策を必要に応じ実施する。

ア 中小企業総合相談所の設置

イ 電話相談の実施

ウ パンフレットの作成・配布

3 資金需要の把握

中小企業の被害状況を基に、債権資金等の需要を把握する。

4 事業の場の確保

中小企業の事業の場を確保するため、共同仮設工場・店舗等の建設の支援等を行う。

5 金融面での支援

(1) 中小企業の経営基盤等の復旧・復興を支援するため、災害融資を実施する。

(2) 融資を円滑に実施するため、信用保証協会に対し協力を求める。

6 金融機関等への協力の要請

中小企業を対象とする資金貸付手続きの簡易・迅速化・既借入金の償還条件の緩和及び貸付金利の低減等の特例措置を信用保証協会や金融機関等に要請し協力を求める。

7 新たな支援制度の検討

被災中小企業の融資に対する利子補給制度や助成制度等の新たな支援制度を検討する。

8 国・県への要望

中小企業信用保険法の特別措置及び政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等について、県を通じて国に要請する。

第4節 農林漁業者を対象とした支援〔経済局(農林水産部)〕

被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図り、経営・生活の維持・安定を図るため、農林漁業者を対象とした支援を実施する。

1 農林漁業者の被災状況の把握

各機関と協力し、農林漁業者の被災状況調査を行い、県に報告する。

2 支援制度・施策の内容の周知

- (1) 協同組合等を通じ、支援制度・施策の内容を県と連携し周知する。
- (2) 次の施策を必要に応じ実施する。
 - ア 相談所の設置
 - イ 電話相談の実施
 - ウ パンフレットの作成・配布

3 天災融資法に関する措置の実施

天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法の地域指定を受けるため必要な措置を講ずる。

4 農林漁業セーフティネット資金に関する事業処理を迅速かつ的確に実施する。

5 新たな支援制度の検討

市独自の利子補給制度や助成制度等の新たな支援策を検討する。

6 金融機関への協力の要請

資金貸付手続きの簡易・迅速化・既借入金の償還条件の緩和・貸付金利の低減等の農林漁業者を対象とした特例措置を日本政策金融公庫、融資機関等に要請し協力を求める。

第5節 地域全体に影響を及ぼす支援〔経済局(商工部)〕

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるため、地域全体に影響を及ぼす支援策を実施する。

1 イベント・商談会等の実施

地域全体の経済活動を活性化させるため、次の施策を実施する。

- (1) イベント及びプロジェクトの実施
- (2) 企業誘致促進のためのセミナー及びイベントの開催
- (3) 商談会の開催等

2 誘客対策の実施

被災観光地のイメージアップ、復興等をPRするため、必要に応じ県や関係団体等と連携し、次の施策を実施する。

- (1) 観光地での復興・誘客イベント等の実施
- (2) マスコミを活用したPR
- (3) 大規模な会議の誘致等(MICEの推進)

